ISSN 0286－5831

國學院大學

博物館學紀要

第 36 輯

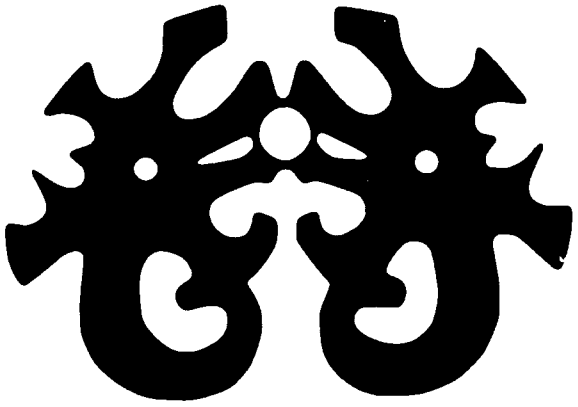

2011年度

國學院大學博物館学研究室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTUKANGAKU-KIYO

2011, No. 36

CONTENTS

A Report of Research about the Design Drawing Competitions of
A Museum Architecture in Taisho period and Early Showa Period : Part2
.....YAMAMOTO Tetsuya 1

Exhibition and its social significance of Scholar of National Learning (Kokugaku) results
"Focusing on exhibitions of KADA-no-Azumamaro held in the Early Showa Era"
.....WATANABE Takashi 13

Cultural properties preservation in Japanese culture. ..... OCHIAI Tomoko 21

A Study of the material's repair and reconstruct ..... OCHIAI Hiromichi 37

A study of "Synthesis Display"
—A tentative plan of typological classification considered the
history of synthesis display logic— ..... MASUBUCHI Shotaro 47

The issue of museum education in United States of America ..... NAKAMURA Chie 57

A study of University museum ..... Kojima Yukiko 71

The antiquites and monuments ordinance of Hong Kong ..... CHAV Hoi Ning 93

Reports of specialty laboratory in graduate school accompany High Education
Program on Museology: An Adoption Subject of the Program for Enhancing
Systematic Education in Graduate School by Ministry Education, Culture, Sports,
Science and Technology in 2011
OCHIAI Tomoko · ONUKI Ryoko · KAWAI Nanase · SAITOU Yui
SAITOU Chiaki · SAKAKURA Eigo · SATO Naoki · SUZUKI Takanori
TAGA Kozue · NAKAJIMA Kintaro · NAKAMURA Chie
MATSUBAYASHI Yuki · MORI Hitomi · MORI Kentaro 103

國學院大學

博物館學紀要

第 36 輯

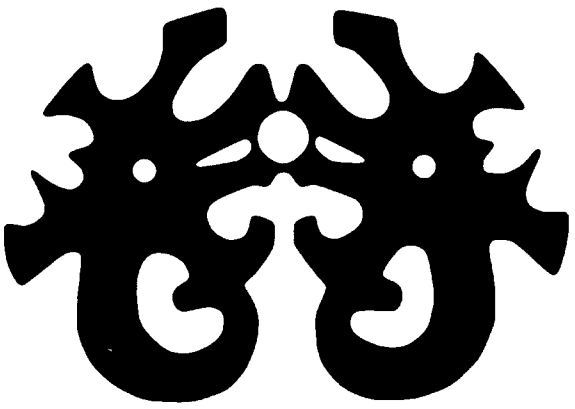

2011年度

國學院大學博物館学研究室

大正～昭和初期の博物館建築
競技設計資料について（その２）

A Report of Research about the Design Drawing Competitions of A Museum Architecture in Taisho period and Early Showa Period：Part2

山本　哲也

YAMAMOTO Tetsuya

１．はじめに

大正～昭和初期（戦前）段階で、博物館施設の競技設計が行われ、その図案集が散見されることは既に紹介してきたところである(1)。しかしその後、その他の博物館建築の競技設計が新たに確認された。と言ってもそれは、単独の図案集という形ではなく、『建築雑誌』誌上に掲載されたものである。具体的には徳川美術館と、朝鮮総督府始政25周年記念博物館の２件である。本稿では特に後者についてその内容の紹介を行い、当該期の博物館建築事情の確認、補強を行いたい。

２．朝鮮総督府始政25周年記念博物館の競技設計

(1)『建築雑誌』での結果報告

朝鮮総督府始政25周年記念博物館の競技設計結果が『建築雑誌』に報告された。昭和11年（1936）の５月号、即ち第50輯第612号(2)においてのことである（写真１）。

現在の韓国に当たり、その意味では外国の建築事情ということになるが、当時は日本の統治下に置かれ、その状況下で設計図案の募集が行われたわけである。つまり、広い意味で日本国の博物館建築競技設計ということになり、応募者全員の名前はわからないが、同年１月号（第608号）(3)の「時報」に掲載された当選者の名前からは、日本人ばかりとなっている。

応募総数88通あったとのことで、当選者は以下の通りである

１等　矢野 要（朝鮮総督府会計課技手）

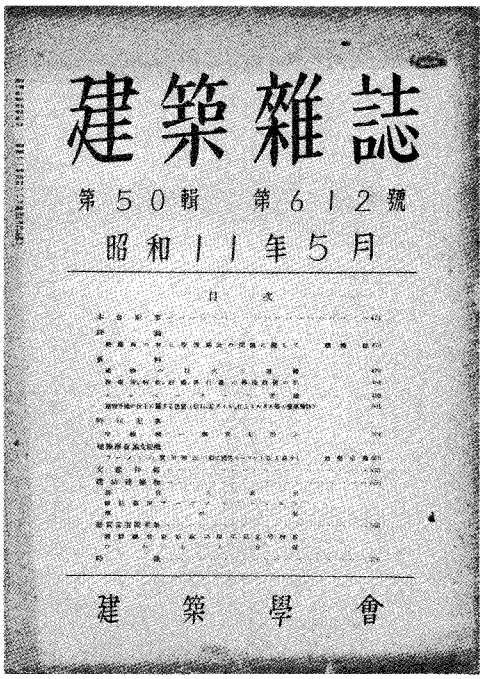

写真１『建築雑誌』第50輯第612号

2等　阿部庄吉（准員）・川畑整理（正員）・五十嵐保太郎・高崎孝吉（東京電燈会社）
3等1席　守屋俊明・渋谷襄二（朝鮮総督府技手）
3等2席　小林武夫（正員）・堀　武雄（准員）（大林組住宅部）
佳作　角田吉章（千葉県）・泰井　武（東京市）・中村與資平建築事務所（東京市）
平林金吾（正員）（東京市）・大澤　浩（准員）（東京市）・
宮田荘七郎（正員）（京都府嘱託）

正員・准員という記述のある者が存在するが、建築学会の『建築雑誌』であり、その正員（正会員）であるか准員（準会員）であるかを示したものと思われる。

なお、賞金は1等が5,000円、2等が3,000円、3等が金1,500円、佳作が200円であった。また、朝鮮総督府関係者の応募もあるが、東京市、千葉県、京都府など、本来の日本国内からの応募が多数となっている。

(2) 募集規程

当選者などの基本情報は以上の通りであるが、審査評や具体的な作品を見る前に、募集規程を確認しておきたい。即ち、結果発表の前年、昭和10年の『建築雑誌』10月号（第604号）[4]に掲載された同規程から、掻い摘んで確かめておく。

20か条にわたる条文と、18か条の「設計心得」、そして2か条の付記で構成され、第1条の「朝鮮総督府ハ本規程ニ依リ始政25周年記念博物館ノ建築図案ヲ募集ス」により始まる。

第2条では、当選等級を示し、それぞれに賞金が贈呈されることを明らかにしている。第3条では、昭和10年12月10日正午を締切として朝鮮総督府会計課宛で提出すること、第4条では配置図、各階平面図、立面図、断面図、主要部詳細図、透視図、説明書の提出を、それぞれの縮尺の規程とともに定めている。そして第5条は図面及び書類の作製方法であり、たとえばメートル法の採用なども含め8項にわたって記載されている。また、他の条文では提出や審査に関してのことなどが記載されている。

なお、第8条には次の12人の審査員が記されている。

審査委員長　政務総監	今井田清徳
審査委員	伊東　忠太
同	渡邊豊日子
同	加藤敬三郎
同	武田　五一
同	内田　祥三
同	山田　三良
同	有賀　光豊
同	佐野　利器
幹事	巖　　昌熒
同	児島　高信
同	笹　　慶一

次の「設計心得」では、博物館の構造や意匠などの規程となり、その具体的内容が時代性を醸すこととなる。

まず、1で建築敷地が約50,000㎡であることを明らかにし、2では敷地が平坦とすることを、そして3では美術館と科学館との収蔵内容を示す。即ち、美術館は「絵画、書籍、彫刻、応用美術、考古学的資料、建築資料等」とし、科学館は「主トシテ理工学、動物学、博物学、天文学等」とする。

そして、4の規程は最も注目すべきものである。即ち「建築様式ハ四囲ノ環境ニ適応セシメ東洋趣味ヲ加味セシム」とある。つまり、帝冠様式の採用を暗に謳っているのであり、ここは注意すべき点であろう。つまり、「日本式」とは言わず「東洋式」とするが、意図として帝冠様式であることが理解され、結果に反映されたものと認められるのである。

また、5で「採光ニ留意シ特ニ美術館ニ於テ重視ス」や、7で「将来ノ拡築ヲ考慮スルコト」、10で「貴賓室ヲ設クルコト」など建築構造の詳細を述べ、14では「建物構造ハ耐火、耐震ノ構造トシ建築材料ハ已ムヲ得サルモノヽ外本邦産ヲ用フヘシ」とある。

その後付記において、詳細は朝鮮総督府官報を参照すべきことが書かれている。

以上のような規程のもと、競技設計が行われたわけである。

(3) 佐野利器による審査評

結果が掲載された『建築雑誌』第612号には、まず佐野利器による審査評が1頁分を使って掲載されている。その後は、当選作の図案が5頁にわたり示される構成となる。

その審査評では、まず、時間的な制約から応募が少なかったことを述べ、しかし、多ければいいというものではなく、2、300応募があってもその半分位は審査の対象足り得ないことを突いて、今回の応募はいずれも力作であったと述べている。応募作すべてが公表されたわけではないが、数が少ない場合に使われる常套手段のようにも思われる。

応募作の建築様式は、およそ帝冠様式ということになるであろう、その規程もあったからと思われるが、「殆ど皆人々の狙ひ所が一致し」、「朝鮮式若くは之に似寄つたやうなものであつた」としている。そして「強ひて分けるならば朝鮮式に基いたもの、日本式に基いたもの、或は是等に支那式を加味したもの等がその大体であつたと言ひ得よう。」とする。

その後、それぞれの当選作についてその講評を述べているが、それについてはひとまず措いて、最後に紹介された審査委員による「講演」について、触れておきたい。

それは、審査会における各委員の視点（意見）が記されたものと思われ、佐野利器は「建築学の進歩」と題して当時の最新の工学、一般の進歩の状況を説くものであったという。内田祥三は「火災の実験」、武田五一は「法隆寺修繕に就いて」とあり、今回の審査との関係がやや不明なところもなくはないものである。伊東忠太は「所感」として、「現代日本の建築は科学的には非常な進歩を遂げて居るが、芸術的には未だ之を称賛し得べき域に達しない」と述べられたとのことである。

(4) 当選結果

さて、各当選者の作品についてであるが、設計者による説明はなく、図示のみである。そこで、佐野によるそれぞれの講評とともにそれぞれを確認していくこととする。

まず１等の矢野要の作（第１～３図）について、講評では「壁体の処理は大体簡粗なものであつたが、其屋根、軒周はり等に於て朝鮮の味はひを十分に発揮することとが出来たものであつた。環境と対応する点に付ては誠に申分のない作と思ふ。」と評している。そして「極めて穏健な優秀な作」としている。ありきたりの評と言えばそれまでかもしれないが、今一つ１等当選の決定打が読み取れないものである。

なお、２等以下が全て透視図のみであるのに対し、１等のみ透視図のほか、配置図、平面図

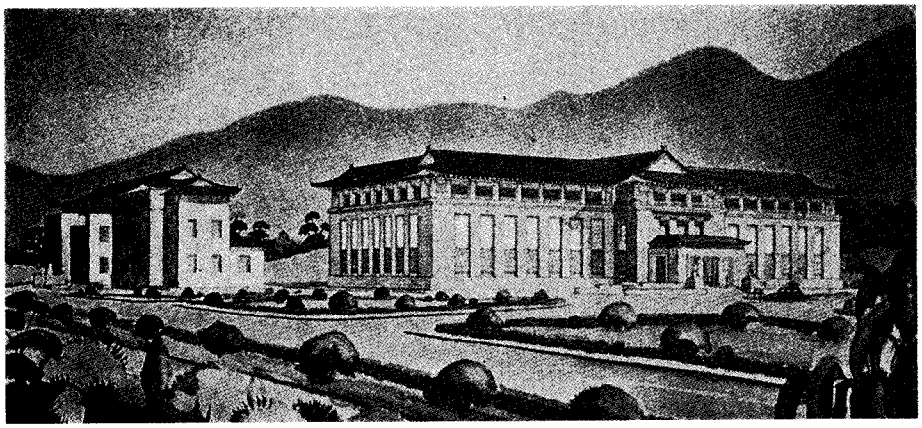

第１図　１等透視図

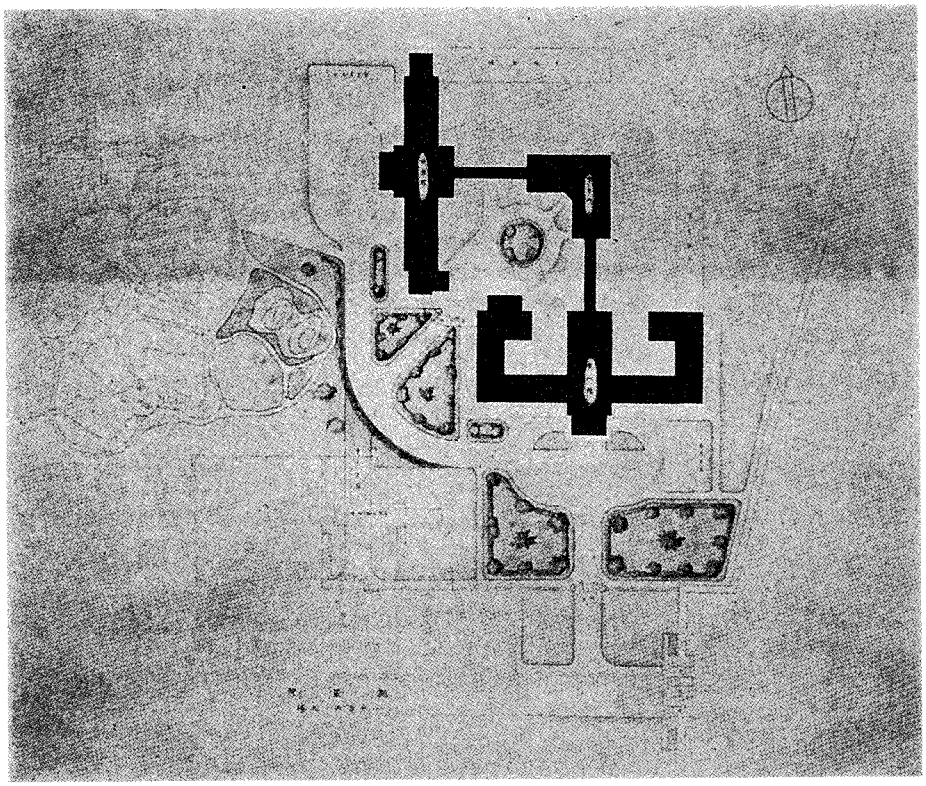

第２図　１等配置図

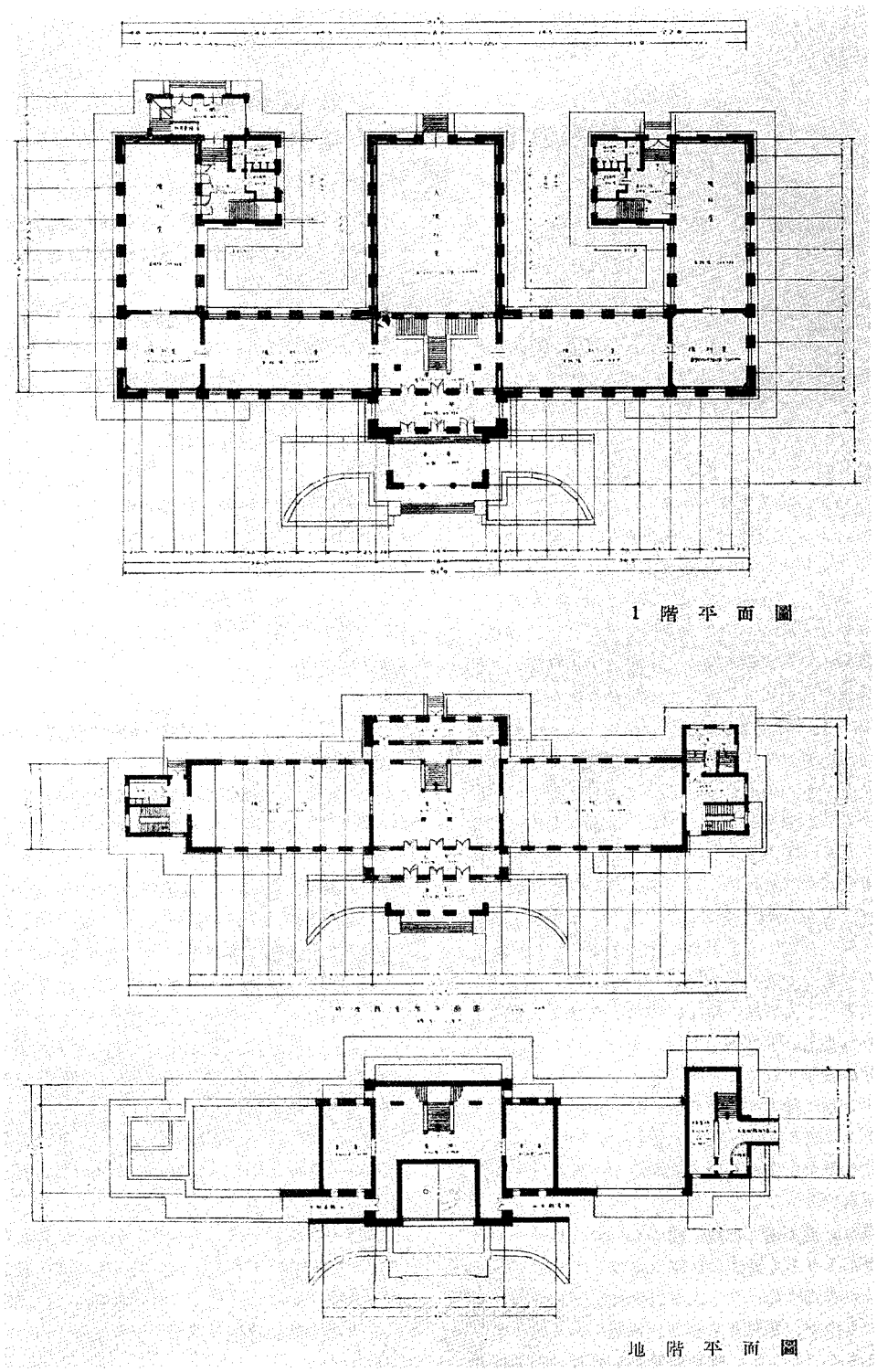

第3図　1等平面図

も示されているが、1等故に特別扱いされているのは当然のことと言えよう。規程に則り、正面に美術館、横に科学館が配置されている様子がよくわかるものとなっている。

2等の阿部庄吉・川畑整理・五十嵐保太郎・高崎孝吉（東京電燈会社）の作（第4図）は、1等当選作の評のやや穏やかな表現に対し、ある意味明快に優秀作であることが述べられてい

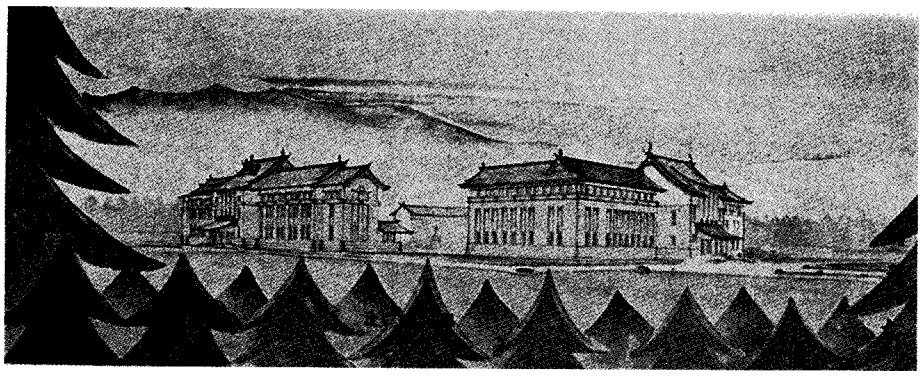

第4図　2等透視図

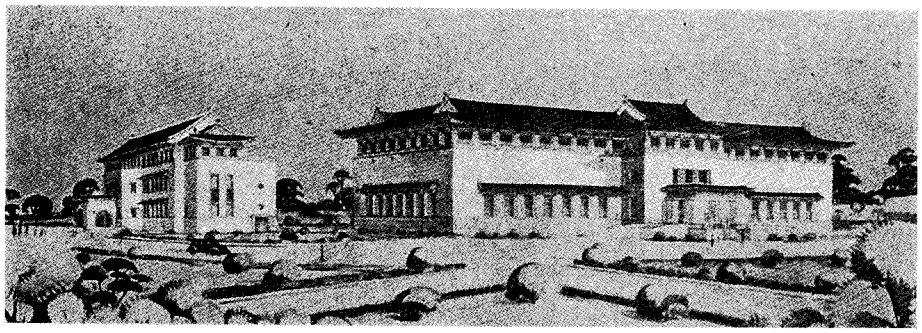

第5図　3等1席透視図

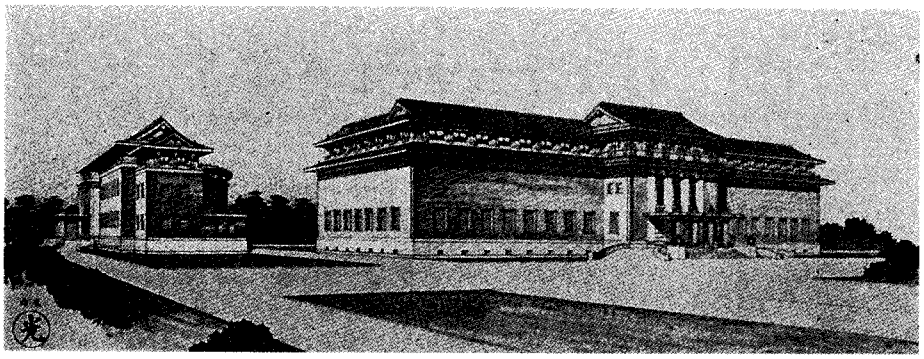

第6図　3等2席透視図

る。即ち「内地に建つものであつたら確に1等であつたらうとも思はれる程立派なもの」と言うのである。そして、「日本の神社の形式に基いて、之を近代化したと云ふやうな味はひのもので、落付きもあり、生気もあり誠に傑作と称すべきもの」と絶賛の言葉を並べる。しかし2等の理由として、「其環境と対応する点に付ては1等に譲る」としているのである。

3等1席の守屋俊明・渋谷襄二（朝鮮総督府技手）の作（第5図）は、1等当選者と似た様式のもので、朝鮮の建築を余程考究したと見ていると評されるが、その「1等から見ると相当の差があった」とも述べている。

3等2席の小林武夫・堀 武雄（大林組住宅部）の作（第6図）は、「日本の古来の式に基いたものと見るべきで、名作ではあつたが、朝鮮味はひが薄かった」と評す。また、「屋根、棟等の処理に付て思はしからざる点が指摘されたこと」が明かされている。

選外佳作は6件である（第7～12図）。一つ一つの講評は記されておらず、「何れも東洋趣

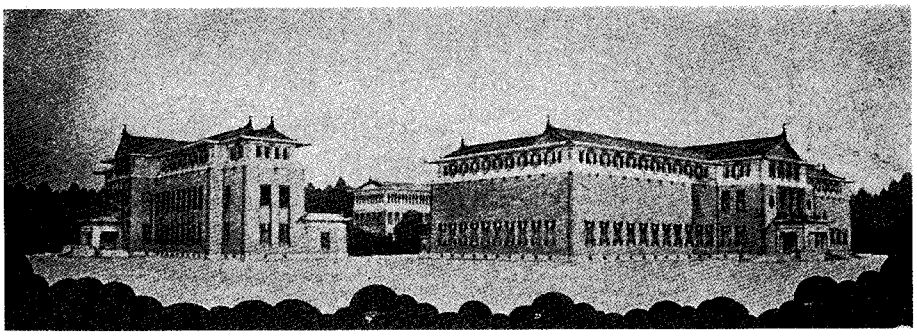

第 7 図　佳作 1

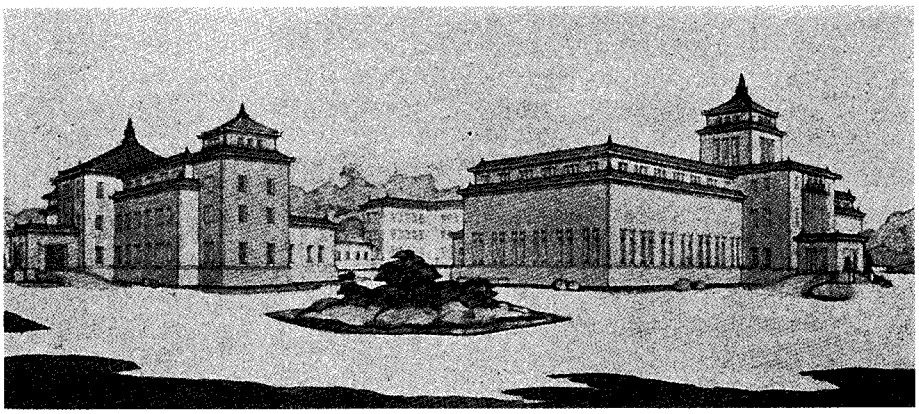

第 8 図　佳作 2

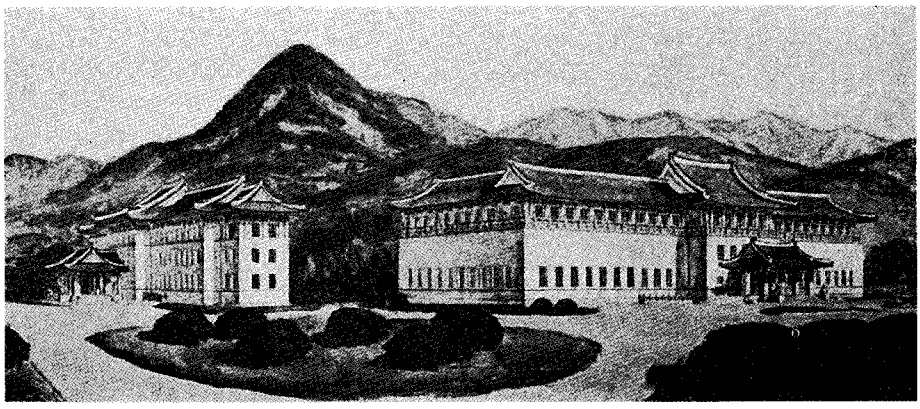

第 9 図　佳作 3

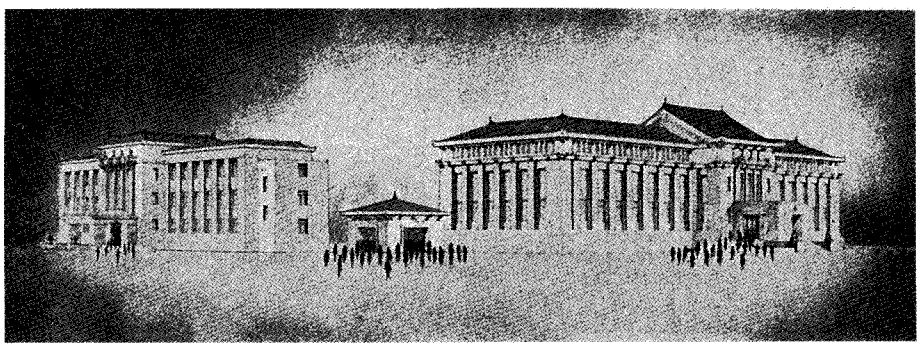

第 10 図　佳作 4

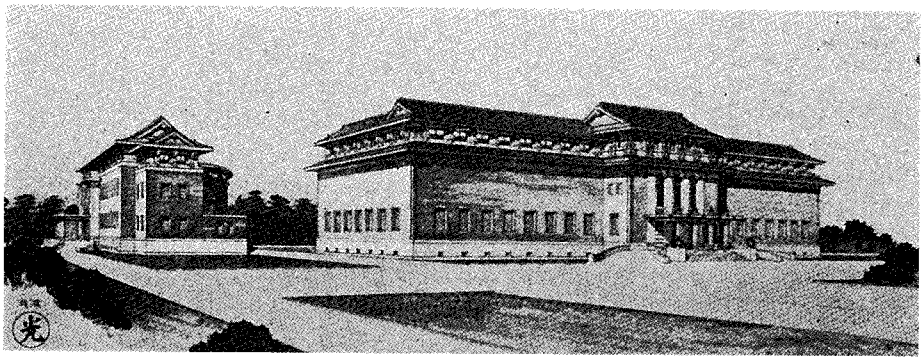

第11図　佳作5

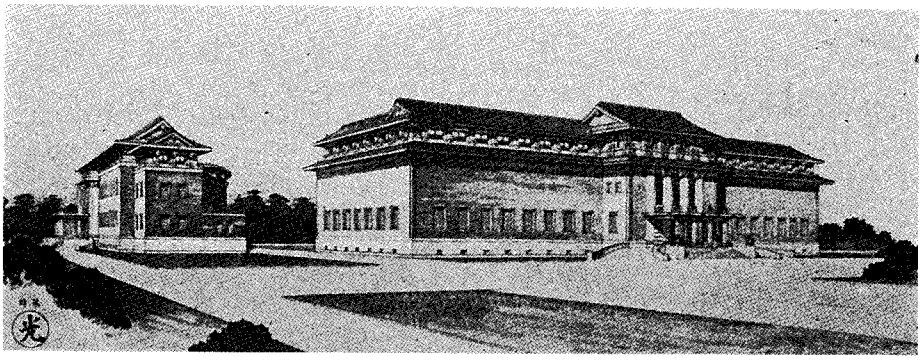

第12図　佳作6

味の豊なものであつた」とする。その中で、大澤浩の作（第11図）については「非常に注目すべきもの」とし、それは「雄大な豪気な、さうして品格があり、余程新し味のあるものであつた。」と述べる。しかし、「惜しいかな、其環境竝建物の性質上の疑問に依つて等外に置かれた」ことも明かされているのである。

(5)　競技設計から施工への動き

さて、これらの当選作を見て容易に気づくのは、概ね帝冠様式になっているということである。規程でその帝冠様式たる雰囲気を思わせる条文があったことは確認したが、実際に透視図を見ることで、よりその競技設計の性格が明らかとなる。帝冠様式というと、物議を醸した東京帝室博物館の競技設計が思い起こされる。ほかにも京都美術館なども帝冠様式であり、そういった事例が参考にされたのではないかという予想も立つが、それらと比較してみても、明確にどれとどれが相似するという例は意外と示し得ない。したがって応募者それぞれで検討されたものと理解するところである。

昭和10年というと帝冠様式がある程度定着してきた頃と思われ、いろいろな参考事例があった中での設計であったため、募集から応募まで短期間であったが、相応になし得たと考えるのである。

ところで、この競技設計に当選した人物を確認していくと、あまりその名が建築史上に現れない名前が多い中で、その後ある程度の知名度を保った人物もいる。例えば平林金吾は、大正から昭和初期において大阪府庁舎や名古屋市役所本庁舎の設計について、ともに競技設計で1

等となって建設されるに至っている。そういった各人物の建築設計史（競技設計応募史）を確認するのも、それなりの意義があるのかもしれない。その意味でも、競技設計の結果の詳細は確認しておくべき事項と考えるところである。

さて、当選作決定後はいよいよ施工（建築）、開館へとの動きということになる。『博物館研究』誌上でも話題となっており、その辺りの様子について同誌から確認してみたい。

最初に朝鮮総督府始政25周年記念の博物館計画のことが記事として掲載されるのは、昭和9年（1934）、第7巻第6号のことである(5)。「朝鮮の三大博物館建設案」の題で「博物館ニュース」に掲載されている。しかしこの時はまだ始政25周年の事には触れられず、「異常の躍進を遂げつゝある産業朝鮮」に、農林、鉱業、警察の三博物館建設計画があることを伝えている。これが上記記念事業であることは、翌第7巻第7号で「明年総督政治廿五周年を迎える総督府が、記念事業として」三博物館の建設を計画していることを「既報」として報じることで理解され、「農業鉱業は寧ろ一つにしてこれに水産を加へ」るべきことも報じている(6)。

翌年、昭和10年になり、第8巻第1号では「朝鮮の綜合大博物館」のタイトルでさらに詳細が述べられる(7)。財務局で査定の結果、総予算100万円に決定（うち建設費は87万円）。鉄筋コンクリート三階建、建設地が倭城台の総督官邸付近の予定であることが報じられた。第8巻第9号においては、「朝鮮綜合博物館計画拡大」として当初の130万円（数字に齟齬がある）が総額200万円となり、予定の考古美術館・科学博物館のほかに当時存在した総督府博物館を朝鮮資源館として改築することが報告されている(8)。計画拡大が念頭に置かれたため、設計図案募集がその決定を待ってのことになったと予想するところである。続く第8巻第10号では、一般からの寄付申込みが殺到し、9月11日現在で74万円集まっていることが報じられた。当初予算が100万円で、その後130万円という齟齬のある数字となったものの、いずれにしても200万円に増額となったのも頷ける状況だったことがわかる。なお、ここで設計が一般から募集することも報じられている(9)。

その後もさらに報じられ、第8巻第12号では11月19日に地鎮祭が行われたことを報告(10)。翌年の第9巻第2号で競技設計の当選発表がなされている(11)。

着工はさらに翌年の昭和12年のこととなり、若干時間を置いてその後の経過が報じられる。つまり、第10巻第4号で近く着工に至ること、大野政務総監を委員長とする建設委員会が結成されること、当選設計案の設計変更も当該年度内に完成することが報告されている(12)。そして昭和13年の第11巻第6号では進捗状況が報告され、美術館が当年9月で落成、総督府博物館（移築）、科学館は秋までに着工するとあり、建設順がわかる内容となっている(13)。

しかしその後、この博物館に関する記述は見られなくなる。というのも、途中中断されたというのである。全京秀は「大東亜共栄圏政策による帝国領土の拡大で新しく編入された地域と軍事目的に資金が優先された」と指摘する。いずれにしても、この朝鮮総督府始政25周年記念博物館計画は頓挫したのであった。もちろん、その中断の事実を報じることはなく、その必要も当時においてはなかったのであろう。

3．もう一つの競技設計―徳川美術館

『建築雑誌』には、博物館建築の競技設計についてもう一つ、徳川美術館の募集規定[15]と結果が掲載されている。昭和6年（1931）に競技が行われ、翌昭和7年の公表である。詳細は『建築雑誌』誌上に譲り、ここでは概略のみ記しておきたい。

『建築雑誌』には、第45輯第550号で募集規定[16]、第46輯第553号で当選者発表[17]、翌第46輯第554号で当選作を示している[18]。

応募総数は183件、延着で不採択4件、審査総数179件で、1等・佐野時平、2等・小野武夫、3等1席・岸田日出刀、3等2席・吉岡永吉、そして佳作が長砂松三郎、雪野元吉、原田恒三郎、宮崎光二郎、桂井幸治となっている。

特記すべきこととして、募集規定には「本建築様式ハ四囲ノ環境ニ調和スベキ事」とあるのみであるが、結果として帝冠様式の入選作が多いということである。時代性を表す例と言えるのかもしれず、注意しておくべき事実である。

4．おわりに

筆者は、大正～昭和初期（戦前）という時代に、博物館・美術館建築の競技設計がそれ相応に行われていることを知って以来、その実態を追究しているところである。今回は、現在の日本国内ではないものの、当時としては準日本国という立場の中で博物館建築の競技設計が行われていたことが判明したわけである。

さて、これまでに大正から昭和初期（戦前）に行われた博物館施設の競技設計で、筆者が確認したのは、以下の8例が上げられる。

大正4年（1915）　明治神宮宝物殿
大正7年（1918）　聖徳記念絵画館
大正9年（1920）　大阪市立美術館
大正15年（1926）　小規模の美術館
昭和5年（1930）　京都美術館
昭和6年（1931）　東京帝室博物館
昭和6年（1931）　徳川美術館
昭和10年（1935）　朝鮮総督府施政25周年記念博物館

この時代には、意外と多くの競技設計がなされており、当時の競技設計の図案集がなぜか盛んに出されているという事実は、その時代を考える上でも興味深く、今後さらに考える余地を残していると思っているところである。その意味で、図案集という形では残らず、ややもすると見落とされがちな学会誌上での公表という例を見出し、紹介することにはそれ相応の意義があると考えた次第である。

今後もこういった事例を探りつつ、大正から昭和初期（戦前）の博物館建築事情を明らかにして行きたいと考えている。種々ご教示を賜れば幸いである。

註

(1) 山本哲也　2003「大正期建築界の一動向―美術館に関して―」『國學院大學博物館學紀要』第27輯、25～37頁、國學院大學博物館学研究室

山本哲也　2005「大正～昭和初期の博物館建築競技設計資料について」『國學院大學博物館學紀要』第29輯、17～31頁

(2) 建築学会　1936「朝鮮総督府始政25周年記念博物館建築設計懸賞競技当選及佳作図案」『建築雑誌』第50輯第612号（5月号）563～568頁

(3) 建築学会　1936「時報　朝鮮総督府始政25年記念博物館懸賞競技当選者」『建築雑誌』第50輯第608号（1月号）、89頁

(4) 建築学会　1935「時報　朝鮮総督府始政25周年記念博物館建築設計競技図案懸賞募集規程」『建築雑誌』第50輯第604号（10月号）、92～93頁

(5) 日本博物館協会　1934「博物館ニュース　朝鮮の三大博物館建設案」『博物館研究』第7巻第6号、13頁

(6) 日本博物館協会　1934「博物館ニュース　朝鮮の産業博物館」『博物館研究』第7巻第7号、19頁

(7) 日本博物館協会　1935「博物館ニュース　朝鮮の綜合大博物館」『博物館研究』第8巻第1号、14頁

(8) 日本博物館協会　1935「博物館ニュース　朝鮮綜合博物館計画拡大」『博物館研究』第8巻第9号、6頁

(9) 日本博物館協会　1935「博物館ニュース　朝鮮施政記念博物館」『博物館研究』第8巻第10号、6頁

(10) 日本博物館協会　1935「博物館ニュース　朝鮮綜合博物館地鎮祭」『博物館研究』第8巻第12号、7頁

(11) 日本博物館協会　1936「博物館ニュース　朝鮮博物館設計当選発表」『博物館研究』第9巻第2号、6頁

(12) 日本博物館協会　1937「博物館ニュース　朝鮮総督府記念博物館近く着工」『博物館研究』第10巻第4号、8頁

(13) 日本博物館協会　1938「博物館ニュース　朝鮮総督府博物館の新築進む」『博物館研究』第11巻第6号、6頁

(14) 全京秀　1999「韓国博物館史における表象の政治人類学―植民地主義、民族主義、そして展望としてのグローバリズム―」『国立民族学博物館研究報告』24巻2号、247～290頁、国立民族学博物館

(15) 朝鮮総督府始政25周年記念博物館においては「規程」、徳川美術館においては「規定」とそれぞれ記されており、本稿ではどちらかに統一することなく、それぞれの記載に従った。

(16) 建築学会　1931「時報　尾張徳川美術館建築設計図案懸賞募集」『建築雑誌』第45輯第550号（10月号）、103頁

(17) 建築学会　1932「財団法人尾張徳川美術館建設設計図案懸賞当選者決定」『建築雑誌』第46

輯第553号（1月号）、74頁
(18) 建築学会　1932「尾張徳川美術館建築設計懸賞競技一等当選図案説明書」『建築雑誌』第46輯第554号（2月号）、310～311頁＋巻末付図4頁分

国学者の業績展示と社会的意義

—昭和初期における荷田春満遺墨展を中心に—

Exhibition and its social significance of Scholar of National Learning (Kokugaku) results "Focusing on exhibitions of KADA-no-Azumamaro held in the Early Showa Era"

渡邉　卓

WATANABE　Takashi

はじめに

博物館や資料館では特定の人物を取り上げ、その学問的業績や偉業を展示公開、また学問そのものをテーマとして展示が行われる場合がある。このような展示は、多くの機関で時代を問わず開催されており、対象とされる人物や学問も様々である。対象となる人物によっては、その業績を顕彰するために資料館や記念館が創建され展示活動が行われている。昨年、國學院大學伝統文化リサーチセンター資料館でも、企画展「国学 —日本のこころをみつめる学問—」が開催され[(1)]、国学をテーマに展示が行われた。この企画展のねらいは、近世におこったとされる「国学」から近代人文学へと展開する過程に焦点を絞り、その学問展開を展示によってしめすことであった。この展示では、國學院大學所蔵の各コレクションを中心に、国学者たちの研究業績や遺墨などが公開された。過去の偉人たちの業績を展示する活動は、その人物をどのように評価するかに直結している。そのため、人物の伝記研究を踏まえた上で、展示品に学問的意味を見いだすことが必要となってこよう。国学者に限定して考えてみても、その学問は研究対象や研究分野、人物関係からのアプローチが必要であり、多角的に人物の学問を評価せねばなるまい。

国学者としては賀茂真淵[(2)]や本居宣長[(3)]に記念館があり、人物に関する資料の保存と調査及び研究が行われ、その成果の公開がはかられている。「国学の始祖」に位置づけられる荷田春満[(4)]の場合は、記念館はないものの京都伏見に春満（東丸）を祭神とした東丸神社が建立されている。折しも、國學院大學の創立120周年記念事業として『新編荷田春満全集』[(5)]の刊行が行われ、それに伴い東丸神社所蔵資料の調査・整理が行われた。それら資料の中に、荷田春満に関する展覧会の記録が含まれていた。本稿では、その資料を基に荷田春満に関する展示の意義を検討し、国学者の偉業展示について考察してみたい。

1．荷田春満遺墨展覧会

東丸神社所蔵資料のうち、春満の展示に関するものは以下のものが確認された[(6)]。

Ⅰ　遺墨集展覧会書類綴（案内発送・展覧目録・芳名簿等）
　　昭和３年６月～昭和７年４月〈E-４-１-16〉
Ⅱ　荷田春満並門人遺墨集（展覧会記録并資料翻刻綴）
　　昭和３年７月２日〈E-４-１-15〉
Ⅲ　荷田春満大人遺墨展観目録
　　昭和11年８月８日〈E-４-１-21〉

これらのうちⅠには、その書名が示すとおり展覧会に関する書類関係が一括で綴じられている。Ⅰには展覧会の記録が５回分収められている。

昭和３年７月１日・２日　午前８時から午後４時
　場所：伏見稲荷神社拝殿南東丸神社社務所
昭和４年５月15日・16日　時間不明
　場所：京都市外伏見稲荷府社東丸神社社務所
昭和６年４月４日・５日　時間不明
　場所：伏見稲荷府社東丸神社社務所
昭和６年10月24日・25日　午前９時～午後４時
　場所：東丸神社々務所及荷田家旧書院（伏見稲荷神社境内拝殿南）
昭和７年４月23日・24日・25日　午前９時（23日８時）～午後４時
　場所：府社東丸神社々務所及荷田家旧宅書院（京都市伏見稲荷境内拝殿南）

このうち昭和３年の展覧会は、「祭神東丸大人並門弟遺墨展覧会」と銘打ってあり、関連の書類には①案内状発送控え（罫紙使用）②案内状（ガリ版刷）③京都史蹟会例会案内状（ガリ版刷）④案内状添付の展観目録（ガリ版刷）⑤来観者芳名録（罫紙使用）⑥展観目録（ガリ版刷）⑦陳列品追加（ガリ版刷）⑧展示計画見取図（手書き２枚）⑨不参加通知の書簡類が綴られている。これらは時系列で並んでいるため、展覧会の準備段階から当日までの様子を窺うことが出来る。

まず①には京都府内の尋常小学校、中学校職員、高等学校職員、大学職員、神社、個人など約220箇所の送付先が控えてあり、展覧会の規模や主催者側が求めていた来場者層がわかろう。案内状の送付先が学校と神社が中心であるのは、やはり展覧会の趣旨として、学問と神道に重きが置かれていたことを意味しよう。荷田春満は、国学の始祖に位置づけられる性格から、東丸神社は学問の神としても知られている。これら控えの最後には、「史蹟会員　百五十三名。」「紀伊郡小学校　十四枚。」ともあり、案内状は具体的な名前を控えている数以上に送付されたと考えられる。また、控えてある個人名の中には、頭書で「持行」とされているものもあり、直接、手渡されたものもあるようである。

さて、その案内状（②）はガリ版刷の葉書で送付されている。

謹啓
初夏ノ候愈々御清祥奉賀候
陳者来七月二日ハ当社祭神国学ノ鼻祖
荷田東丸大人易簀ノ日ニツキ此ノ日ヲトシ
テ大人歿後未嘗テ公開セル事ナキ遺墨

ノ展覧会ヲ開催仕ルベク候条御来観被下度
此段御案内申上候

羽倉信真

七月一日二日午前八時ヨリ午後四時マデ
場所　伏見稲荷神社拝殿南
東丸神社社務所

差出人の羽倉信真とは、荷田春満の子孫にあたり、当時東丸神社の社司をしていた人物である。そもそも、この展覧会は「七月二日ハ当社祭神国学ノ鼻祖荷田東丸大人易簀ノ日」とあることから、東丸の命日に合わせての開催であった。案内状には史蹟会員宛の手書きの控えも残されている。

例会御案内

◎日時　七月三日午后二時ヨリ（晴雨不論）
◎会場　稲荷神社々務所（貴賓殿拝観）
◎講話　同社宮司　高山昇殿
◎東丸神社参参拝、遺墨拝観
七月二日ハ東丸大人易簀ノ日ニ当リ同社ニ於テ
祭典執行セラレ未ダ嘗テ公開セラレザル遺墨ヲ
展観セラルニ付特ニ本会ノタメ三日モ展観セラル
コトトナリタリ
◎茶菓

京都史蹟会幹事

昭和三年六月

京都史蹟会とは京都の歴史研究団体であり、この例会と展覧会を併せて開催していることや、先の案内状控えにあったように史蹟会員153名に送付している点からも、この団体とのつながりが推察される。このような京都の歴史研究団体と結びついていることは、この展覧会が一般者に向けての資料公開のみならず、専門家にも開かれた展示であったとみることもできよう。また、特に地元研究者に資料公開することは、地域貢献ともいえよう。

2．展示品と展示設計

昭和3年7月の展覧会では、案内状添付の展観目録など（④⑥⑦）によると、開催当日は92点の列品があったようである。展示品には春満の遺墨を中心として春満の親族や門人など周辺人物の資料も含まれている。それらは日記、書簡、詠草、短冊などが多数を占めており、春満の著作類の数は多くはない。著作としては『和書真偽考』『霊祭斎詞』ぐらいである。したがって、この時の展示テーマは、学問的業績よりも荷田春満の人物形成やそこから派生した人物関係を重視したものと推測できる。あるいは、先人たちの遺墨を並べることで書画として芸術性を示したとも考えられる。春満の学業を展示によってしめすのであれば、やはり著作が中心になるはずである。そのためこの展覧会の展示品をながめると、春満の人となりを公開しようと考えていたようである。

この時の展覧会の展示品と関連する資料がある。それはⅡの荷田春満並門人遺墨集（展覧会記録并資料翻刻綴）である。これは、この時の展示品をすべて翻刻して、目次を付し１冊に装丁したものである。罫紙に丁寧に墨書されているため、配布の目的ではなく展示の記録、あるいは展示準備に用いられたものと考えられる。この資料により、展示内容を確認することができるほか、展示の流れも見ることができる。

展示の流れを知る上でより重要なのは⑧の見取図であろう。今日では、当時の建物を確認することは不可能であるが、この見取図からは大まかな展示品の位置関係と動線が確認できる。また、第一室と第二室の二部屋に分かれて展示が行われていたことや、上下とあることからも、縦横の展示関係までも確認できる。この資料によると、第一室には荷田春満と一族の資料の展示が行われており、第二室では、門人や他の国学者の資料が展示されていたことが一目瞭然である。これによって、当日の展覧会全体のテーマ性や動線などを把握するに大いに役立ったことであろう。

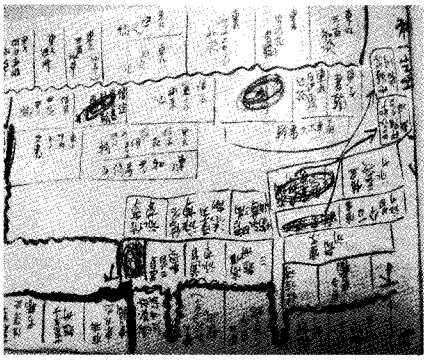

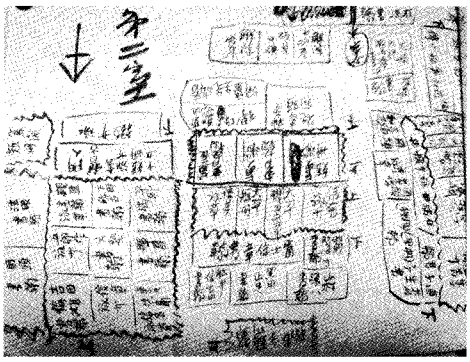

３．第２回以降の展覧会

遺墨集展覧会書類綴に収録される昭和３年７月の資料から、荷田春満展示会の様子を探ってきたが、続く資料群からも荷田春満関連の展覧会の様子をみていきたい。昭和４年５月の案内状には

謹啓
初夏ノ候愈々御清祥奉賀候
陳ハ来ル十五日、十六日両日当社務所ニ於テ
第二回荷田春満并羽倉可亭（荷田
良信）遺墨展覧会開催可仕候間
御来観被下度此段御案内申上候
五月五日
京都市外伏見稲荷
府社東丸神社々務所

とあり、「第二回」とあることから先の昭和３年の展覧会が第１回の展覧会であったことがわかる。第一回は春満の命日に合わせての開催であったが第２回は違っている。この開催日の変更は、展覧会が慣例化したことを意味しよう。案内状送付控えによると送付先と送付数は以下のようである。

神社 46	小学校（市内 84　紀伊郡 14）98	新聞社（書状略伝） 7
各学校その他 37	知己その他 75	稲荷役員敬親会 91
院友 38	史蹟会 153	府（学務課社寺課） 2
山字敬者 11	昭和三一年献詠 17	昭和四年献詠 29
昨年に於ける来観者 85	追加 4	

全体では 693 通であり、第一回目よりも多くなっている。内訳を見ると第一回目同様に教育機関と神社、京都史蹟会が大半をしめる。また、「知己」などのように東丸神社と関係深い方々にも案内状が送付されている。「院友」などもそうした一つであろう。院友とは國學院大學の同窓生のことであり、東丸神社社司の羽倉信真は國學院大學の出身である。新聞社や府に対しても案内状を送付しており、広く展覧会の開催を知らしめようとしている。また、案内状は第一回の展観者へも送付しており、再来を促している。

展示内容をみてみると、案内状の文面から明らかなように、第２回は春満のみを前面に出しては居らず、羽倉可亭の展示を併せて行っている。羽倉可亭[(7)]とは、荷田家の末裔にあたり伏見稲荷祠官であったが、文政５年（1822）24 歳のときに職を辞し、漫遊の後に篆刻書画となった人物である。第２回の展覧会目録（ガリ版刷）によると、展示会場は第１回目同様に２室有り、第一室に羽倉可亭関連の書画、印、陶器などが、第二室の殆どは荷田春満の遺墨が展示されている。また、第２回の展示関係の資料には、展示計画の見取図が無いため、どのような方法で展示を行ったかは定かではない。列品数は可亭関連が 23 点、春満関連が 22 点であり、第１回目の列品数と比べると規模が縮小されている。しかし、注目すべきは春満の遺墨に「稿本」という展示項目が設けられ、詠草類の他に著作類が展示されていることである。国学（倭学）による学校創設を幕府に請願した啓文として有名な『創倭学校啓草稿』や、春満の学問の中核をなしていた『万葉集』などの注釈書も展示され、稿本の総数は 22 点のうち半数の 11 点に及ぶ。これは、前回の展示テーマが人物関係に重点をおいたものであったとするならば、今回は春満の学績にも焦点を当てたものとなる。同時に展示されている可亭の作品も、いわば業績を展示しているのであり、その点では展示テーマは一貫している。

翌年の昭和５年の展覧会の記録は残されていない。もしかすると昭和５年は未開催であったかもしれない。しかし、昭和６年の記録は残されており、この年は２回開催されている。初回は４月４日・５日に「祭神荷田東丸大人遺墨展観」として開催されている。この会の案内状に関する資料も残っていないため、どのように広報活動が行われたかは不明である。しかし、その展示目録（ガリ版刷）には 30 点の遺墨がみえ、展示は５つ領域から成り立っていたようである。展示構成は、付属する展示計画見取図からも明らかであり、社務所内で壁、ふすま、床、台を上手く使用して展示を行っている。この５つの領域には、それぞれ展示テーマなどは明記されていないが、展示品をみれば何を主張したいかが理解できる。たとえば、最初は「東丸大人神像」から展示

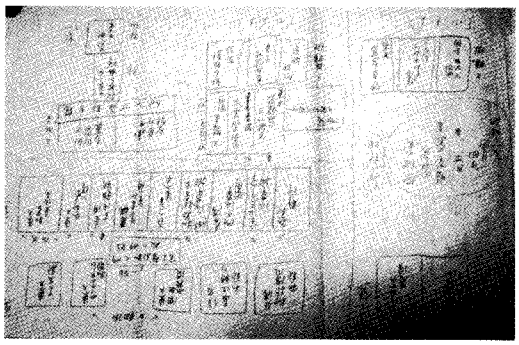

が始まっている。春満の肖像画から展示が開始されるのは、今回が初めてである。この領域には、続いて『創倭学校啓』『門人約契姓名録』『稲荷社奥私々傳』『靈祭斎詞戒詞』が展示され、これらは学問・門人・稲荷・神道のように、春満を語る上で重要なキーワードと結びつくものである。次の領域には、春満の父親や子息、門人の賀茂真淵といった周辺の人物の書と、春満が著した『偽類聚三代格考』『出雲風土記考』などが展示される。この二つは、幕府の命令で和書の真偽を検めたときにできた書物であり、春満と幕府との関係を表している。したがって、この領域は春満の周辺関係を展示している。次の領域は、春満などの詠草類であり芸術性を窺わせる。また次の領域は、春満の著作を中心に列品し学績を展示している。和書の真偽を検めた『和書真偽考』もここで展示されており、その他には春満の研究書や草稿、門人の詠草を添削したものである。そして「国学四大人像」で展示は締めくくられている。最後の領域のテーマは国学の樹立であり、春満が後に国学の四大家の1番目に位置づけられたことへ繋げられている。また、この展示では、書物の他に、春満の学統表と荷田家略譜が掲示されており、春満の経歴についてより分かり易い展示を目指していたことがわかる。この展示から、展示方法やテーマ性が強く意識されはじめたといえよう。

次の展覧会は、10月24日・25日に開催されている。これまでの展覧会は社務所のみであったが、今回から荷田家旧書院でも開催とある。荷田家旧書院は、大正11年3月に国の史跡に指定されている建物であるため、建物内部も一般公開することで展覧会はより格調高いものとなったであろう。列品数は目録によると52点であり、同年の前回と重複する展示物も多いことから、前回を補強した内容といえる。案内状に関しては、一般などには約150通が東丸神社社司の羽倉信真によって送られている。しかし、これに加え送り主が荷田会という団体からの案内状もあったようであり、会員や献詠者など約70名に対して展覧会の案内がなされていたのである。展覧会を主催する新たな組織が誕生したことは、これまでの荷田春満遺墨の展覧会とは大きく異なることであり、荷田春満の偉業を称える団体の登場により、展覧会にも十分な準備をして臨めたに違いない。この次の展覧会は翌年4月に開催されるが、やはり東丸神社からと荷田会からの案内状が存在している。一般向けの会期は昭和7年4月24日・25日の午前9時～午後4時であるが、荷田会会員は23日の午前8時～午後4時まで先に公開されており優遇されている。この4月の展示では、第一室として社務所において40点の展示が、第二室として荷田家旧宅書院において39点が展示されている。社務所では春満の業績が中心であり、著作類が多く展示されている。一方、荷田家旧宅書院では明治天皇の食器類、稲荷関連史料、荷田春満の周辺人物の詠草などが展示されている。明治天皇に関する展示は、明治16年(1883)に春満に正四位が贈られたのを記念して東丸神社を建立する際に、明治天皇より50円下賜されていることに起因しよう。

4．荷田全集の刊行と荷田会

このように、荷田春満の業績を遺墨によって公開する活動は、昭和3年から7年まで継続して行われており、その学績はより多くに知られるところとなった。しかし、この展示活動時期は、『荷田全集』刊行の時期と重なっていることを指摘せねばなるまい。当時の官幣大社稲荷

神社編により『荷田全集』（吉川弘文館）全７巻が昭和３年～７年にかけて刊行されている[8]。この刊行期間は、展覧会の開催時期と重なるものであり、これら展覧会は全集刊行に伴う調査成果をもとに企画され公開したと考えられるのである。こういった展覧会を案内状まで送付して行うためには、しっかりした企画力が無ければならないであろう。展覧会を大々的に行うためには、展示品の吟味も必要であり、案内状の送付先の吟味も必要である。そこで『荷田全集』刊行が契機となり、展覧会が行われたのではなかろうか。したがって、展覧会に付随した展示目録や翻刻、解題の類は『荷田全集』刊行に伴う調査成果であり、そのため展覧会を行うまでには十分に遺墨や書物の調査が進められていたものと考えられる。

また、調査が進められることで荷田春満関連資料の価値が評価され、さらに研究の必要性が生まれたり、保存管理を行う必要が出てきたりしたのである。資料が展示および出版によって公にされることで、春満の業績が顕彰されることとなったのである。そのような状況で、成立したのが、先に案内状を送付していた荷田会である。荷田会は、展示活動を行っていく期間に成立した。言い換えれば、『荷田全集』の刊行途中に成立した組織である。

荷田会に関する資料は、「尊皇愛国　荷田会設立の趣意」〈E-４-１-17〉として東丸神社に残っている。その一部分を引用する。

誠に大人の高徳たるや、其の論其の学は後輩の研鑽に日も足らず、遺墨遺著また倉に充ち光彩以て範を垂る。

祀りては学徳の守護となり崇めては皇国の神たり。願くは大徳を世俗に頒ち、社殿の拡築を賛助し、其旧趾の保存をなすと共に、未だ公開せざりし遺墨遺著の展観を行ひ、また祭祀祈祷の誠を全たからしめ。以て後学子弟の守護神、尊皇愛国の先覚者たる高恩に報ゐん為め、茲に多数の発起賛助を得て荷田会を創立し、大人の意志を顕彰伝道せんと希ふ。

このように、春満の業績を高く評価し、春満を顕彰せんがために荷田会は発足したとある。その活動の一つとして展示は重要な位置を占めていた。この「荷田会設立の趣意」の裏面には、全10條の「荷田会々則」が掲載されており、展示に関して触れている。

第一條　本会は荷田会と称し事務所を京都市伏見稲荷府社東丸神社々務所内に置く

第二條　本会は荷田東丸大人の学徳を伝へ世道人心を益し皇国の精華を発揚するを目的とす

第三條　本会は前條の目的を達成せんが為めに左の事業を行ふ

一、東丸神社々殿拡築賛助及祭典

二、東丸大人旧宅（史蹟指定）の保存

三、大人の遺墨遺著並荷田家古文書の展観及研究

四、和歌会、講演会

五、学徒子弟及崇敬者の推奨

六、其他必要なる事業　　（以下省略）

春満の学徳を広めるために行われた事業の一つに「大人の遺墨遺著並荷田家古文書の展観及研究」があるのである。荷田会は東丸神社の活動としてもみることが可能であろう。荷田春満の業績の顕彰活動とは、御祭神として東丸神社に祀ることの他に、学問的に評価し公開する活動が組織だって行われていたのである。

おわりに

以上の資料から、昭和初期における荷田春満に関する業績の展示活動を検討してきた。荷田春満の偉業展示は、他の国学者や研究者などとは違い、祭神として祀る神社が中心となって行われてきた。顕彰活動の基盤は神社にあるが、その契機は『荷田全集』刊行があったと考えられる。『荷田全集』刊行に伴う調査をもとに展示活動が行われていたのである。それによって、荷田春満の顕彰は神社での祭祀と、出版、展覧会の３つの方法でなされたことになる。また、出版と展覧会は、祭神と神社を知ってもらうための活動としても解釈できる。

展覧会の主旨のひとつは、案内状の送付先から窺われた。神社での展示活動でありながら、案内状の多くは教育機関に送付されており、展覧会を教育・研究目的で開催したともいえる。これは、展示対象の荷田春満が国学の始祖であり、学問の神として祀られていることによるものであるが、春満の学績を展示から学ぶことが、教育活動として認められよう。

荷田春満の展覧会は、昭和11年にも春満の二百年祭を記念して展示会が行われている。展示品は40点で、これまでの展示と重複するものがおおい。しかし、展示目録は印刷物となり、簡単な解題も作成されたようである。（荷田春満大人遺墨展覧会目録　昭和11年8月8日〈E4-1-21〉）このように、これまでの展示成果を反映させて、新たな展示活動が行われているのである。展示とは、所蔵資料の情報公開という見方もあろう。しかし、ただ単に所蔵コレクションを公開したのでは、人物の業績を示すまでには至らない。また地元に根付いた人物であれば、なおさら展示が地域貢献となる必要もある。荷田春満の展覧会の場合は、地元に多くの案内状を送り、広く参観者を募ったのであろう。また会場として史蹟である旧宅を一般公開するのも、こうした貢献の一環と考えられる。人物との関連展示においては、展示品に対しての興味を持ってもらい知識を深めてもらうのが前提だが、このような国学者の展示の場合、展示物からその人物まで知ってもらう必要がある。それができてこそ展示として成立するといえる。

註

(1)企画展「国学 ―日本のこころをみつめる学問―」平成23年9月1日～10月13日　國學院大學伝統文化リサーチセンター資料館

(2)賀茂真淵　元禄10年―明和6年（1697-1769）。賀茂真淵記念館の所在地は静岡県浜松市。

(3)本居宣長　享保15年―享和元年（1730-1801）。本居宣長記念館の所在地は三重県松阪市。

(4)荷田春満　寛文9年―元文元年（1669-1736）。

(5)『新編荷田春満全集』全12巻（平成15年～22年、おうふう）。

(6)東丸神社所蔵資料については、研究費補助金　基盤研究（B(2)）研究成果報告書『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』（平成19年3月、國學院大學）に拠る。なお引用の〈　〉目録番号をあらわす。

(7)羽倉可亭　寛政11年―明治20年（1799-1887）。名は良信、字は子文、号は可亭。

(8)『荷田全集』荷田春満の著作すべてを網羅したものではなかった。また昭和19年に、再び稲荷神社によって『荷田春満全集』全19巻（六合書院刊）が企画されたが、うち第4～6巻・10巻の4巻分を出版したまま、当時の時代状況の影響を受け刊行が中止されている。

日本文化にみる資料保存意識

Cultural properties preservation in Japanese culture.

落合　知子

OCHIAI Tomoko

はじめに

今日に受け継がれてきた我が国の文化財は、先人の知恵とも言える保存意識によって伝世されてきたものが多い。海外と比較すると、日本の文化財は脆弱な資料が多く、今日まで保存されたことは国内外から高く評価されている。本稿は、博物館関連の資料保存に焦点を当てて、日本に於ける資料保存の意識と実践について考察を試み、現代博物館の収蔵庫の要件に繋げていくものである。

1．煙と日本人

我が国は時代とともに煙との共存生活が少なくなり、都会から離れた地方においても家々から煙が立ち上る原風景を目にすることが無いのが現状である。ほんの少し前の日本は、田畑にも、茅葺の民家にも、道端の祠にも煙が存在し、煙とともに暮らすのが常であった。このような煙との共存によって、煙による保存意識も自然と培われてきたと言えるのである。以下、資料保存に関連する煙について考察を試みる。

1－1　線香と仏像

高度成長期の日本は博物館界も建設ラッシュを迎え、多くの博物館が建設された。それに伴って資料収集も盛んに行われ、特に歴史系博物館では仏像も主たる収集資料の対象となった。しかし、近代的設備の整った博物館に収集された仏像が、当時は真剣に、信仰から切り離された祟りではないかとさえ言われたほど、次々に虫害を受けて損壊していく事態が生じたのである。庶民の信仰の対象であった仏像は、それまで長きに亘り人々によって手向けられた線香の煙によって昼夜燻され続け、虫に喰われることはなかったのであるが、博物館に収蔵され、人々の信仰から離れ、煙と無縁になったことにより虫害が始まったのであった。

初期の仏像は樟の一木彫が主流であったことから、この時代の仏像には線香は必要とされなかった。それは、防虫剤である樟脳は樟の根から抽出した原料を使用するため、樟の木で作られた仏像はそれ自体が虫を寄せ付けない木材であるが故に、煙に頼る必要はなかったのである。しかし、この一木彫の最大の欠点である干割れを解消するために、先人たちは一木彫から寄木造りへとその技法を変えていった。樹種も樟から杉へと移行することになったが、寄木造りになって干割れは解消されたものの、今度は虫害という大きな問題が生じることとなる。その後、虫害対策として線香が手向けられるようになった仏像は、昼夜を問わずその煙によって燻され、

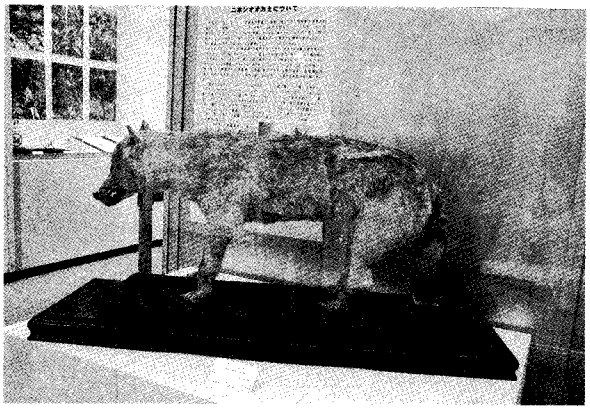

日本オオカミの本剥製

虫の喰害から守られてきたのであった。博物館での線香の使用は消防法により禁止されていることは言うまでもなく、線香から切り離された仏像は悉く被害を受ける結果となったのである。

線香は杉の葉を膠で固めたもので、樟の木までの効果は望めないものの、防虫効果の高い樹種であることから、その煙は必然と虫が嫌うものであったことを先人は熟知していたのである。

線香によって保存された剥製標本の事例として、1996年に発見されたニホンオオカミのフラットスキンが挙げられる。ニホンオオカミは1905（明治38）年の捕獲を最後に絶滅したが、それまで日本人とは密接な関係を保って共存した動物であった。上野動物園でも一時飼育されていた時代もあったが、それから間もなく絶滅種になるとは予想しなかったこともあり、その写真さえも残っていない。我が国には国立科学博物館、東京大学農学部、和歌山県立自然博物館、海外ではオランダ国立自然史博物館と大英博物館に剥製が残るのみで、それらは貴重な一次資料となっている。1996年に秩父の民家で発見されたオオカミのフラットスキンは、鑑定の結果ニホンオオカミであることが確認され、2002年に埼玉県秩父宮三峯博物館で企画展が開催された。長い期間民家に放置されていたにも拘わらず、非常に保存状態が良好な資料であり、現在当該博物館に収蔵されている。ご先祖様から代々大切なものとして受け継がれ、それ故仏壇の上に保管していたということであった。仏壇に保管したことで絶えず線香の煙に燻され続け、虫害から守られてきたのである。

1－2　日本の茅葺家屋

日本の家屋には煙突がないのが一般的であるが、日本人は故意に煙突を必要としなかったのである。これは煙突を作ることによって、煙が室内から素早く排出されることを避けるための、計算された設計であったと言える。つまり、昔の日本家屋の屋根は茅葺きや藁葺きが主流であり、これらの材質は非常に虫害を受け易かったのである。竈や囲炉裏から立ち上る煙を床を這い、壁を伝い、天井の茅の一本一本の隙間を通過して上空に昇らせるには煙突は不要であった。古い家屋内の木材がタールによって黒光りしているのは、長年の煙によるもので、その煙の成分が茅や木材をコーティングして、防菌や防虫に優れた効果を発揮したのである。モースの『日本その日その日』[(1)]には「低い葺き屋根の家々が暗く、煙っぽく見え、殆どすべての藁葺家根から、まるで家が火事ででもあるかのように、煙が立ち登る」と記されており、これは煙による防虫意識までは論じていないものの、日本家屋から立ち登る煙の勢いが見てとれるのである。

この煙の防虫効果によって、日本家屋の屋根はおよそ30年は葺替えを必要とせずに維持することが可能であった。このような煙による古民家の保存方法は、原地保存された指定文化財や、野外博物館に移築復元された民家保存にも活かされている。いずれの場合も火を用いた保

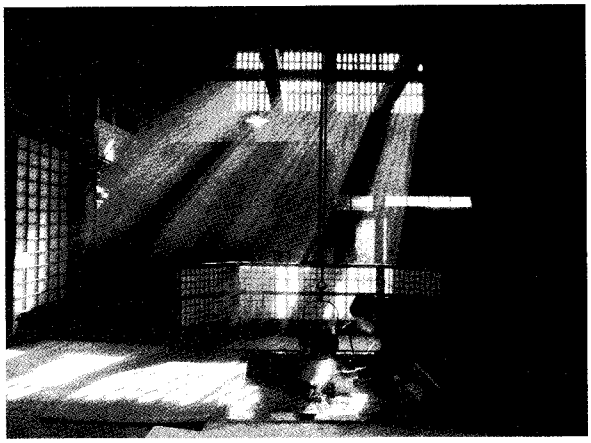
南木曽脇本陣奥谷の囲炉裏

存方法は、大きなリスクを伴うことは言うまでもないが、民家の中に一歩踏み込むと、煙によって目を指す痛みを体感するほど民家の囲炉裏には火が焚かれている。つまり、古民家の保存は煙による方法しか無いといっても過言ではなく、日本人の知恵が今も受け継がれている伝統的保存方法の一つである。しかし、人が住まない文化財や現代の生活では囲炉裏の効果が発揮されずに、その耐久年数が極端に減少している事例も見られるようになった。このようなことから、火気を使用せずに煙による燻蒸を行うシステムが開発されて、青森県三内丸山遺跡や岐阜県白川郷、長野県森将軍塚古墳館等に設置されている。

1－3　船喰虫と船たで

船喰虫とは、フナクイムシ科（Teredinidae）に属する二枚貝類の総称である。貝殻は1センチにも満たない一部分にすぎないが、体は貝殻から細長く伸びて、1メートルほどに成長する。貝殻の前半部はヤスリ状になっており、船底に穴を掘ってセルロースを消化しながら進み、その結果喰害された穴から浸水し、船体に亀裂が生じて沈没さえ引き起こすほどの威力を有し、昔から船乗りにとっては重大な問題としてその退治方法が種々考えられてきた。

古墳時代の船は船底に猛毒である水銀朱を塗ることによって、船喰虫を寄せ付けない方法が取られたが、水銀朱は高価であるために、次第に大型化した千石船には利用することができなくなった。そこで考えられた方法が、船を陸揚げして船底を杉の葉で燃やして燻し、乾燥させることであった。これは「焚船」、「船たで」と呼称され、漁師の縁起担ぎとしても行われ、冬の風物詩でもあった。潮の干潮を利用して船を海から引き上げ、船底をたでる場所は「焚場」と呼ばれ、長い航海によって痛んだ船体を修理する場所でもあった。鞆の港は瀬戸内の中央に位置し、干満の差が大きいという地理的条件や、船大工も多く、船の修理には最適の土地であった。鞆の焚場は幅100間と記録され、文化文政の頃には大型船が何隻も焚場に入るほどであり、現在も焚場という地名が残っている。また、神戸海洋博物館には船たで場のジオラマが展示されている。

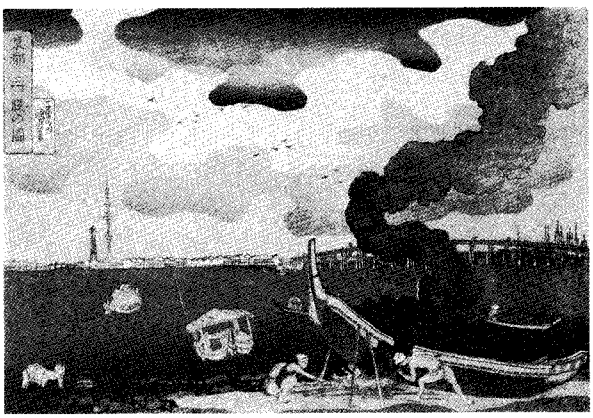
船たで（東都三ッ股の圖）

さらに、18世紀になると船底に銅板を張る方法が発明された。銅が酸化して緑青と呼ばれる青錆が発生し、この緑青から亜酸化銅が海水に溶け出して、その毒性から船喰虫の付着を防いだものである。

1－4　香道

飛鳥時代に仏教の伝来とともに「お香」が伝わり、「香」として香木が使用されるようになった。『日本書紀』の推古天皇3（595）年に淡路島に沈水香木が漂着し、朝廷に献上したとされる記述「推古三年夏四月沈水が淡路島に漂ひ着けり。甚大き一圍、島人沈香しらず、薪に交て籠に焼く、其煙気遠く薫る、即異なりとして献る」が最も古いとされている。

奈良時代は、香料を直接火で焚いたとされており、仏教における「供香（くこう）」として定着していった。鑑真和上によって沢山の香薬が齎され、各種の香料を練り合わせた「薫物（たきもの）」製法も伝わった。平安時代には、衣服に香をたきしめて衣服に移った香りを楽しむ「移香（うつりが）」「追風」「誰（た）が袖（そで）」や、部屋に香りをゆらす「空薫（そらだき）」などが日常生活に組み込まれた。これらが『枕草子』や『源氏物語』にも頻出していることから、貴族の間に流行をみるようになったと解釈できる。

鎌倉時代になると、それまで貴族が好んだ薫物に代わり、香木の自然な香りが好まれるようになった。出陣の際には沈香の香りを聞いて精神統一を図り、甲冑に香を焚き込めて戦いに挑むなど、香木は武家社会にも広まっていった。室町時代にはさらに武士の間で香木の嗜好が強まるとともに、香木収集や香木の判定法や組香が体系化された。このような我が国の香道は、世界に類を見ない独特な文化である芸道として確立していった。そして江戸時代に香道は最盛期を迎え、庶民の間にも浸透し、さらに中国から線香の製造技術も伝わり、国内に広がったのであった。

正倉院宝物として伝わる「蘭奢待」は、足利義政・織田信長・明治天皇がその一部を切り取ったという記録が残る有名な香木である。香の原料は、沈香、伽羅、白檀、桂皮、大茴香、丁子、安息香、乳香、竜脳、竜涎香、麝香、貝香などがあるが、その中でも安息香は防腐剤に、竜脳は防虫剤の効用がある。

2．日本の伝統的保存方法

2－1　土蔵

日本における資料の伝統的保存方法で、第一に挙げられるのが土蔵である。我が国の宝物をはじめとする、多くの歴史資料が今日まで伝世されたのは、土蔵による保存であったと言っても過言ではない。蔵については伊藤ていじの『日本の倉』[(2)]に詳しい。

①　蔵の語源

土蔵（ドゾウ）と土倉（ドソウ、トクラ、ツチクラ）は鎌倉時代の史料から散見しはじめる。しかし、室町時代まで併用された土蔵と土倉のうち、桃山時代に入ると土倉は殆ど使用されなくなり、土蔵のみが使われるようになる。「くら」の文字は中国の倉、蔵、庫を用いるのが一般的で、これらは物を貯蔵・格納する建物を意味するが、厳密に言うと、倉は穀物を納める穀倉、土倉、米倉、神倉、官倉、社倉であり、蔵は物を隔て隠す意から、宝蔵、土蔵、内蔵、庭蔵、金蔵、味噌蔵、経蔵、焔硝蔵、酒蔵、藍蔵であり、庫は車を入れる建物の意から、車庫、文庫、兵庫、金庫、書庫として使われてきた。

古代において「くら」は『大言海』によると「座（くら）」に始まり、物を置くところや人の居るところの意である。物を置く「くら」が倉であり、人の居る「くら」は宮殿における高御座（たかみくら）とさ

れる。

また、『倭名類聚鈔』の居宅類には、倉は穀物を蔵する場所としたうえで、一般的には倉は物を貯蔵する施設と定義し、農業生産物には穀蔵・米蔵・籾蔵・繭蔵、海産物には浜蔵、寺院には経蔵・宝蔵、神社には神庫・斎蔵・御輿蔵・鉾倉・屋台倉、一般住居には道具蔵・文庫蔵、その他質蔵、金蔵、焔硝蔵、矢蔵（櫓）を挙げている。

② 蔵の歴史

伊藤によると、蔵の濫觴は縄文晩期の岡山県前池遺跡で発見された竪穴倉としている。直径1～1.5メートルほどの穴の中に土器を入れ、栃、栗、樫等の木の実を貯えたもので、所謂、貯蔵穴と呼称されるものであろうが、これを蔵の濫觴とするのは少々無理があるように思われる。弥生時代になると、静岡県登呂遺跡にみられるような高床式の倉が出現し、それは6本の掘立柱に支えられた井籠（せいろう）組みの厚板の箱の上に、切妻造りの茅屋根をかけた穀物を貯えた施設とされる。またこの高床倉には枘と枘穴と厚板があることから、鉄器の使用も認められる。弥生時代の高床倉の第一の機能は、高い湿度から穀物を守ること、第二の機能は鼠害を防ぐことであった。第一の機能は高い床と板壁によって果たされ、第二の機能は掘立柱に鼠返しを挟むことで果たされた。このように倉は物の貯蔵としての機能から始まったとされている。また、基本的な構造が伊勢内宮荒祭宮の正殿と近似している点から、弥生時代の高床倉は、穀類を貯蔵する板倉、丸木倉、校倉へと発展するとともに、神庫（ほくら）、神殿へと分化していったと理論付けている。

倉の機能は物の格納であり、そこに格納されるものは貴重なものであるが故に、造りが簡易な納屋や小屋といった単なる物置とは区別され、念入りに且つ頑強に造られた。収納される物によって、籾小屋、木納屋、灰小屋等と呼ばれ、地方に於いては、コマヤ、コンエ、カドヤ、サスヤ、シノヤ、ゾウヤ、ケゴヤ、ケミヤ、マテヤ、ヌカヤ、ムダヤ、ドテヤ、ソイヤ、コンノウバ、ゾクラヤ、ハシカゴヤ等の名称が残る。

弥生時代以来の伝統的な倉に対して、6世紀に仏教が伝来すると、寺院境内に宝蔵、宝庫が（特に経巻が納められた場合は経蔵や経庫と呼称された）設けられ、このような倉は、校倉と柱梁構造の倉の2形式に分類される。13世紀後半には禅宗寺院に、内部に回転式の経庫を持つ新形式の経蔵が設けられるようになった。独楽のように回転する経庫は輪蔵と呼ばれ、室町時代にはさらに広まりを見せた。

また、物と貯蔵の他に、酒蔵のような醸造を目的とする蔵がある。酒蔵は醸造された酒を貯蔵する場所でもあるが、第一義は米を醗酵させて酒にする醸造場であった。同様に麹蔵、味噌蔵、醤油蔵、藍蔵なども、物を生産して加工する施設であったと言える。さらに蔵は居住施設としての利用もあり、江戸の中心部にはこの住居蔵が多く存在し、物を販売する土蔵造りの店蔵は、17世紀後半の江戸に始まり、特に最上の客座敷として使用された土蔵造りの建物は座敷蔵と呼ばれ、全国の主要都市に多く見られた。特殊な蔵としては、豪華で大型の仏壇だけを納める仏蔵がある。

また、山田桂翁の『宝暦現来集』（1831年）に19世紀前半の江戸には、谷中三崎町の豆腐屋、神田永留町の桶屋、日本橋堀江町の肴屋、下谷金杉町の髪結、浅草木場町の銭湯などの各機能

を有した蔵が記載されている。西沢一鳳の『皇都午睡』によると蔵造りの社寺も存在し、その大部分は震災や戦火により焼失しているが、昭和30年代まで東品川の寄木神社本殿や下大崎の忍田稲荷も同じ蔵造りであった。このように蔵は我が国の文化遺産を伝世し、日本の生活様式を支えた施設であったと言えるのである。

一方、斎蔵（いみくら）・大蔵・内蔵などの名称が、我が国最初の行政機関名であったことからも理解できるように、倉は官僚機構の重要な施設の一つでもあった。現代の大蔵省の前身は8世紀に遡り、古代律令制の8省のうちの一つに含まれたものであり、さらに古代大和政府の「大蔵」に由来するものである。大化の改新（645年）以前、天皇は屯倉（みやけ）と称された多くの直轄領を所有し、その主要施設が蔵であった。この屯倉は田の稲を収納する建物で、高床倉であったとされる。

大和中央政府には、大蔵の他に二つの機関があった。大蔵よりも古い斎蔵で、神武天皇の御代とされ、国の行事としての神事に使用された祭具や、国の財政を行なうために必要な官物と天皇の私物も納められた。その後、履中天皇の御代に、斎蔵から内蔵が独立して、斎蔵には神物、内蔵には官物と天皇の私物を納めることになった。さらに遅れて雄略天皇の御代に大蔵が成立して、官物が納められ、内蔵に天皇の私物が納められた。このようにして三つの主要機関が成立して、大和政府の財政が祭祀、府中、官中に分離し、これらの三蔵を総管したのが蘇我氏であった。

以上のように蔵は日本の官僚機構が成立する過程で主要な施設であったが、次第にその重要性は薄れて、鎌倉・室町幕府の倉奉行や江戸時代の蔵奉行も同様に、単なる機関名となるに至った。

我が国の文化遺産は蔵の中で伝世されてきたものの、19世紀中頃までは一般庶民に共有されることはなかった。やがて寺院や神社の宝物館や宝庫のような博物館としての機能を有する蔵が出現するが、それは信者が祈願達成や報謝として、書画、刀剣、貴重品を寄進したことから始まり、各時代の文化遺産が寺宝や神宝として伝世されていった。寺宝を納めた蔵のうち最古の蔵が後述する正倉院であり、正倉院は我が国の博物館の濫觴とも言われている。

平安時代以来貴族の屋敷内に営まれてきた蔵は、文庫・文倉と称され、書画、記録、書籍等の美術品や工芸品、調度品が納められた。また、当時の蔵は完全な防火の役割を果たす建物ではなかったことから、貴族にとっては如何に火災から蔵を守るかが最大の関心事であった。しかし、左大臣藤原頼長（1120～1156）らの若干の記録が残るだけで、倉についての詳細な資料は現存しない。頼長の日記『台記』には、1145年に土倉文庫を建てたとの記述や、山科教言（1328～1410）の日記『教言卿記』（1405年）には、1405年に文庫を造り、壁塗りと河原者が参集したとの記述が見られ、いずれも外壁が防火を意識した構造であったと推測できるのである。

そして、武家が文化の担い手となるにつれて、武家屋敷内に文庫が造られるようになった。玄恵法印の『庭訓往来』（14世紀）に、室町時代の武家屋敷には、寝殿、中門、渡殿、会所、学文所、四河屋、土蔵、文庫を構えていたとある。この系譜のものでは、北条実時（1224～1276）が武州六浦の称名寺に営んだ金沢（かねざわ）文庫が著名である。室町時代中期以降は茶の湯が広まるとともに、書画、骨董などの収集が盛んになり、その中でも将軍足利義政（1435～1490）が収集した茶道具等の東山御物を格納した東山文庫が有名である。このように、個人が収集した

文化遺産は蔵によって保存されたという歴史を有し、また蔵は常に富の象徴であったとされ、備中国岡田の古川古松軒（1726～1807）が1783年に九州に旅行した際に、村の豊かさや豪家の尺度を測るのに、「白壁なる土蔵」を指標としたとも言われている。

③　蔵の特質

伊藤が「何よりも倉の中に納められているものは、安全でなければならなかった。それが、倉が倉であるための第一の要件であり、それ故に倉という建物が生まれた」として、蔵の要因は第一に湿気、第二に鼠害、第三に火災、第四に盗難、第五に震害と定義付けた。

日本の高湿から蔵の中の環境を守るには、木造にすることと床を高くすることが必要とされ、弥生時代以降に見られた高床の板倉や奈良時代の高床の校倉、封建時代以降の伊豆諸島や南西諸島の高倉などに見られる木の壁は、結露を防ぎ空気中の湿度を吸収および放出する役割を果たしてきたのである。しかし、大火の恐れがある都市部では防火的な蔵が求められ、防火的な壁で覆われた土蔵が主流となり、さらに床を風通しのよい格子造りとし、湿気を避けるための工夫がなされるようになった。

津村淙庵は『譚海』（1776～88年）の中で、土蔵の床板は格子にするべきであるとし、梅雨には畳をのけて風を通すように記している。また、鈴木桃野も『桃野随筆』の中で、土蔵の湿気について記しており、当時は蔵の中の湿度を如何にして下げるかが重要な問題であったようである。

当時はさらに、鼠害も重大な問題であった。鼠の侵入を防ぐ方策として、高床倉の柱に鼠返しの円板を取り付ける方法や、江戸時代以降の土蔵の戸口には厚い防火扉、比較的薄い裏白戸のさらに内側に鉄網を張った引戸を取り付け、窓にも鉄網を張った。この鼠返しについて『蝦夷産業図説』に「床をば如何にも高く作れるなり。是は居家山野のわかちなく、鼠の多くして物を害すること多き故これを防がんためにかくはなすことなり」と記され、アイヌにおいても同様に鼠害が重大な問題であったことが理解できるのである。

また、言うまでもなく盗難からの安全確保も重要で、木造の蔵は比較的容易く壊すことが可能であるとの記録が多く残されている。東寺の宝蔵は校倉造り瓦葺きの蔵で、厚い床板は羅城門の扉板を転用したと伝えられ、『東要記』、『東宝記』、『東寺古記』等には数々の盗難に関する記録が残されている。また、庶民住宅の蔵における盗難に関しては『明月記』や『東寺百合文書』などに記録が残っている。江戸時代の盗賊は、忍術秘伝書『萬川集海』に記載が見られる「しころ」と言われる鋸で壁を切り開くことが多かったため、壁の下地の小舞の丸竹の節を抜いて、その中に砂や、壁土に小石を混入して防御策がとられたとされている。

蔵の防火への対策は奈良時代に見られるようになり、平安時代にはより一層その意識が高まり、近世においては如何に蔵を耐火的にするかが課題となった。上村無休が「土蔵は何のために作るのか、第一は火の用心のためである」と『五穀無尽蔵』（1787年）に記したように、蔵は防火を目的とすることが第一義であると定義付けられた。『春日権現験記』（1309年）14巻6段に散見する蔵は、鞘屋根蔵と同様で、土や漆喰を塗って耐火構造とした箱型の上に可燃性の屋根をのせたものであるが、火事の際に屋根だけが燃えてしまうので、1600年以降は、このような可燃性の屋根に代わって不燃性の瓦屋根に移行した。

最後に震害への対策は、耐火に比較するとその被害は大きなものではないことから、耐震的な配慮はあまり見られず、近世初期に新興商人の間で流行した三階蔵も、耐震に弱かったためか、18世紀には急速に姿を消してしまう。栗原信充は『柳庵随筆』（1848年）の中で長州萩の某造営書に記載したとして、「土蔵は、大かた柱の朽腐により、壁土にゆがみが生じ、のちには大いに破損するものである。ところがここで紹介する柱なし土蔵には、その患いはない。もっとも重宝というべきである。その造り方をいうと、長さ3尺、幅1尺、高さ2尺の箱に、埴（粘土）をつめて杵でよくつき固め、日に乾す。これをもって石垣を造るようにかさねて、倉の壁体をつくる。屋根は木材で作り瓦で葺くのがよい。裏塗り、裏板、表塗り、腰瓦の組み方などにはいろいろと巧拙がある」と記しているが、これは組積構造で煉瓦造と同様に耐震性に乏しく、現存はしない。我が国のように地震の多い国では、木の柱と梁で蔵の骨組みを構成させることが重要であると伊藤も論じている。

④　土蔵造りの構造

土蔵造りが出現するまで蔵を火災から守る手段は、建物を延焼の危険の少ない場所に建てることであった。律令の「倉庫令」には「倉は皆高燥の地に置き、側に池渠を開き、これに水を貯え、倉から50丈以内には館舎を置いてはいけない。いずれも火災防止のためである」とあり、追加法令の「格」にも倉は相互に離して建てるべきとしている。『類聚三代格』の791年2月12日には「諸国の倉庫は今や犬牙相接し、もし一倉が出火すれば百庫が焼失してしまう。自今以後倉庫を新造するにあたっては、必ずお互いに10丈を離すべきである」とある。795年にも諸国・諸郡に対して同じような法令が出された。

江戸時代の代表的な土蔵の構造は、軸部は、2から3段に側石を積み上げて、その上に土台を据え、柱梁を組んで木造の骨組みを造り、柱は戸前を除き半間ごとに立てられ、貫で相互に連結させ、登り梁構造であった。平壁は真壁と大壁に分かれるが、真壁は荒打ち後、砂摺り、小直し砂摺り、中塗り、上塗りの5工程を標準とし、一方大壁は耐火壁として重要な役割を果たすもので、壁厚は6～8寸、工程も18～24工程に達するものであった。白壁は貝灰とツノマタを煮てから、濾してよく捏ねて使用し、また黒壁はこれに木炭粉を入れるが、このままではあくが強く、ヤニも深く、粉を吹いてくることから、1年くらい寝かしてあく抜きをする必要があった。上塗りは手間のかかる作業であり、一人の左官が1日でできるのは三尺四方程度であったとされる。

川越の蔵の街並み

関東系の土蔵は、地面より3～6尺の高さまでを特に厚く塗り込めた腰巻と呼ばれる外壁を有し、この腰巻は火災時の下火を防ぐための方策であった。また、屋根と外壁の接合部は鉢巻と称され、この部位は火がこもり易いために特に厚く塗り込められた。さらに平壁の途中に雨押さえと呼ばれる帯状の突起をつけて、壁に沿って流れ落ちる雨水の水切りの役割を果たしている。

土蔵の出入口は戸前口と称され、外側から観音開き戸、裏白戸、網戸の３層の構造で、壁の厚さは大壁と同じく、上左右の３側面に蛇腹（煙返し）と呼ばれる段刻みを付けて、火災時の火の侵入を防いだ。裏白戸は厚板張りの引戸の外側を白漆喰塗りとし、扉の内側は黒色で鏡と称された。網戸は最も内部にある引戸で下半分を板張り、上半分を鉄格子か簀子格子で、鼠返しのために銅網張りにし、この網戸を開放するときは、戸口前に高さ２～３尺の板を渡して鼠返しとした。窓は裏白戸や網戸も含まれ、関西が片開き戸、関東が両開き戸というのが特徴で、火災が起きると、戸前口や窓を閉めて目塗り土を施した。これは用人土とも言われ、よく練られた良質の粘土で、普段は戸前口付近に置かれて、出入りの左官が火災時に駆けつけて塗る役目を果たした。さらに火災の熱で土蔵内が乾燥しすぎるのを防ぐために、土蔵内には水を入れた桶を置き、たとえ火が収まってもその熱気で再発火する恐れがあることから、すぐに扉を開けずに、土蔵内の温度が下がる２、３日後に開けることが重要であった。

明治以降は土蔵の建築技術も進歩し、扉と扉の合わせ目の蛇腹（煙返し）も精密になり、炎が扉の隙間から侵入しないように、緻密に噛み合うようになった。火災時には扉の合わせ目に粘土や味噌を塗って目張りをし、軒を短くして軒の先までいっぱいにハチマキで埋めて、炎が軒下をなめても屋根のうえに逃す構造となっていた。さらに戸ごとの仕切り壁としての梲（うだつ）は、炎が相互に及ばないように考慮されたもので、瓦の小屋根をかぶせて威容を誇示するものであった。このように、日本人は土と漆喰によって、木の蔵に耐火性を与えることに成功し、土蔵として完成させたのであった。

⑤　モースと蔵

明治十年に来日したアメリカの動物学者Ｅ・Ｓ・モースは、日本各地を精力的に旅行し、鋭い観察力と正確な記憶力で記録を残し、それは『日本その日その日』として編まれた。それには日本の文化や風俗をはじめとして、あらゆる日本が描かれ、蔵の耐火性についての記述も見られる。

> 厚さ二フィート、あるいはそれ以上の粘土か泥の壁を持つ防火建築がある。扉や僅かな窓の戸も、同じ材料で出来ていて非常に厚く、そして三つ四つの分離した鋸歯がついている点は、我国の金庫の扉と全く同じようである。家と家とは近接しているが、一軒一軒離れている。大火事が近づいて危険になって来ると、この防火建築の重い窓の戸や扉を閉じ、隙き間や孔を粘土でふさぐ。その前に蝋燭数本を床の安全な場所に立ててそれに点火するのは、かくて徐々に酸素を無くし引火の危険を減ずるためである。日本人は燃焼の化学を全然知らぬものとされているが、実際に於ては彼等はその原理を理解し、且つ私の知る限り、他の国ではどこでもやっていないのに、その原論を実地に応用しているではないか。このような建物はgodownと呼ばれている。それはインド語である、日本では「クラ」という。商人や家婦が大急ぎで荷物をかかる倉庫に納め、近所の人達もこのような保護を利用する。大火事の跡に行って見ると、この黒い建物が、我国の焼跡に於る煙突のような格好で立っている。焼け落ちた蔵を見ると、我国で所謂耐火金庫のある物で経験することを思い出す。

このように、モースは日本人の科学的知識とその技術の高さに驚くのであった。土蔵は日本

人が編み出した知恵そのものであった言えるのである。

2－2　正倉院

前項で述べた蔵の中でも特筆すべきは正倉院である。正倉院は光明皇后（701～760）が東大寺に献納された聖武天皇（701～756）の御遺物を納める建物として造営され、現在は宮内庁の管理であるが、奈良時代より勅封として、天皇の許可を得て扉を開くことになっていた。大きさは柱間の数にして9間×3間（33.1×9.4メートル）、高さは13.2メートルで本瓦葺き、総檜の寄せ棟造りである。高床の高さはおよそ2.7メートルで、元は雙倉（ならびくら）と称された一対の校倉だけであったが、現在の建物は南北の校倉、中央の板倉の三つから構成され、それぞれの内部は2階造りで屋根裏を有している。納められた遺品は文房具、楽器、楽具、衣服、武器、武具、調度品、玉、儀式具、仏具、工具、書籍、文書等9000点余に及び、中国の唐やペルシャのものまで含まれる。

正倉院は公開・展示の機能を持たないが、その保存機能から我が国最古の博物館として評価されている。正倉院では木造高床式の校倉内で、宝物が外界の温湿度の影響を直接受けないように、二重の唐櫃に収納されてきた。この保存方法によって、脆弱な宝物も1200年以上もの長きに亙って現代に伝世されてきたのである。

2－3　桐箱

以上、日本人が考案した土蔵が如何に優秀であるかを詳述したが、土蔵と並んで我が国の伝統的保存方法として桐箱も重要な役割を果たしてきた。

この桐の原産地は中国とされており、日本では福島県の会津桐や岩手県の南部桐が有名である。我が国では懐炉灰の原料として、また樹皮は染料、葉は除虫用に使用されるなど古くから良質な樹木として重宝され、日本人にとって特別な木であった。桐の特質は以下の通りである。

① 防湿性

木材の中で最も吸湿の少ない部類に入り、導管内のチロースが水の通りを妨ぎ、繊維の膜が小さいために、乾燥後も水分が中に入り難い性質を有する。温度の急変に伴う吸放湿速度は樹種の比重によって差が生じる。桐（比重0.23）、杉（比重0.30）、桧（比重0.34）などの軽く柔らかい材質は吸放湿速度が大きく、松（比重0.45）、ブナ（比重0.50）、樫（比重0.67）などの堅く比重が高い材質は、平衡に達する時間が長くムレが生じやすい。したがって、湿度が高く、ムレ易い日本の環境では桐箱、杉箱が適しており、衣類や貴重品を保存する収納家具にも適材である。また、鉄金具の錆を防止する効力もあるため、刀油には桐油が使用される。

② 熱伝導が低い

保湿効果が高く内側に空気層が多いため、その発火温度は270度と高く、それ故燃えづらい。熱伝導率は欅の半分である。金庫の内箱に桐が使用されるのは、桐で構成された内部は断熱効果に優れるため、外側の鉄板が真っ赤に焼けても紙幣の自然発火を防御するためである。

③ 防虫効果

防虫の成分であるパウロニンやセサミン等が含まれる。また、室内環境汚染物質であるホル

ムアルデヒドを吸着する性質も有する。葉にはウルソール酸と称されるトリテルペンが含まれ、バクテリアに対する抗菌活性を有する。

④　耐朽性が強い

防腐力の強いタンニンが多量に含まれ、水桶に利用されるなど腐りにくい性質を持つ。長期間の使用に耐えうることにより、桐箪笥は150年以上も使用が可能である。

⑤　軽い

国産の木材の中で最も軽いため、持ち運びが便利である。水の比重1に対して、桐は0.29で、欅の半分の重量である。

⑥　狂いや割れが少ない

収縮率が小さいので、狂いを計算せずにはじめから精密に設計できる。桐箪笥の内部は外気を遮断し、温湿度の影響を受けないために一定である。

⑦　光沢が美しい

絹糸光沢と称されるように、光沢が美しい木材である。

⑧　音響に優れる

音響に優れているため琴、笙、琵琶等の雅楽に多く用いられている。

以上が桐の特性であるが、日本人は多種多様の国産材の中からこの桐を選定したことで、我が国の宝物は保存されたといっても過言ではない。先人はこのような多くの特性を有する樹木であることを熟知しており、それ故に桐とのつながりを持つ歴史は古く、数多くの正倉院御物や東大寺蔵品が桐箱によって保存されてきたのである。古くは弥生時代の登呂遺跡から桐製の小琴が出土し、天平勝宝4（752）年には東大寺大仏開眼供養のお祝いの際に桐製の伎楽面が使用された。鎌倉時代には武家の鎧櫃や刀箪笥に使用されるようになったが、まだ一般庶民には普及されなかった。徳川時代になると、長持ち、飯櫃、水桶、下駄などの生活用品に使用されるようになり、一般大衆にも広まった。

伊賀の忍者藤林保武の『萬川集海』は忍術の秘伝書と伝わっており、三大忍術伝書の一つとされる。この著には折りたたみ式の桐の舟や、火薬に桐灰を混ぜて明かりを長持ちさせるなど、桐を用いた道具の作り方が記されている。このように、忍者の世界でも桐は多く活用されたようである。

一方、資料を保存してきた桐箱は、中世に軸物を収納するために考案されたもので、この桐箱と土蔵によって我が国の脆弱な資料は保存されたのである。土蔵から軸物を持ち出す時は、桐箱に入れることが重要である。桐箱は携帯用の蔵と称されるように、その軽さだけの利点のみならず、たとえ外が湿度の高い季節であっても、桐箱の中は温湿度の影響を受けず、資料に悪影響を及ぼさない。数多くある国産樹木の中から桐を選んだことも先人の知恵であった。

保存箱としては桐箱や杉箱が一般的であるが、土中に埋める場合は水分に強固な松箱を使用するなど、状況に応じて樹種を選択したことからも日本人の知識の高さが窺えるのである。我が国の史跡整備の嚆矢とされる徳川光圀による侍塚古墳の発掘では、出土品を入れて埋め戻す容器として松箱が使用された。松板で作られた箱に出土品を入れて、四寸の釘で打ち付け、四面を松脂で目張りをしたものであった。松は脂（やに）が多く、資料を保存する木材としては不向きで

あるが、水に強い性質を持つことから、水分の多い場所での保存には松が使用されたのである。

2－4　唐櫃・包み

正倉院宝物が長きに亘って保存されてきたのは、校倉にその理由を求めることができる。また、宝物の多くが杉材の唐櫃の中に収納されて、外気に対して校倉と唐櫃という二重の木箱に収められていたことになる。さらに校倉自体が高床であったことと、唐櫃も殆どが有脚で床との間に隙間があり、湿度の影響を受けづらい構造であったことが資料の保存において好ましい環境であったと言えるのである。この庫内の温湿度について、1949～59（昭和24～34）年に、大阪管区気象台と奈良地方気象台によって調査が行われた。その結果、正倉院の気温の年較差（1年の最高温度と最低温度の差）は外気と殆ど変らず、湿度の年較差は外気のおよそ2分の1であった。唐櫃内の気温の日較差（1日の最高温度と最低温度の差）は外気の10分の1、湿度の日較差は外気の100分の1以下と極めて小さかった。したがって、正倉院宝庫と唐櫃という二重の遮蔽方式によって、1日に受ける温湿度を非常に少なくする優れた保存方法であったことが理解できるのである。

また、保存箱は一重箱と二重箱があり、一重箱内の1日の湿度変化は外気の湿度変化のおよそ10分の1に小さくなり、二重箱になるとおよそ100分の1に小さくなることが判明しており、二重箱がより資料の保存には好ましいことが理解できる。さらに、桐箱に収納する場合でも、鬱金裂や薄葉紙に包んで保存することが肝要である。布や紙で包んだ上で、桐箱に入れて保存することが、我が国の独特の保存方法であった。もともと日本人は、風呂敷で物を包んだり、物の持ち運びに利用するというように、物を包むという文化を形成してきた。大切なものは幾重にも包んで桐箱に収納し、それによって、資料は外気から遮断されて保存されてきたのである。

例えば、茶道具の棗などは仕覆で包み、さらに鬱金裂で包み、桐箱に納め、さらに漆塗りの外箱に入れられて、土蔵に収納される。このような先人の包むという保存方法によって、茶道具を始めとする多くの資料が長い年月を経ても美しい姿で保存されてきた。つまり、物を二重、三重に包んで収納する保存方法は、外界の影響を遮蔽するための極めて合理的な手段であったと言えるのである。

2－5　曝涼

曝涼は、中国の『礼記』に認められるとされ、我が国では奈良時代より、仏像、経典、図書、武具、武器等を毎年、あるいは6年に一度の割合で曝涼することが制度化されていた。正倉院御物の曝涼は、787年の「曝涼使の解」が最初とされるが、一般公開はされていない。

具体的に、寺社が所蔵する宝物を七月の

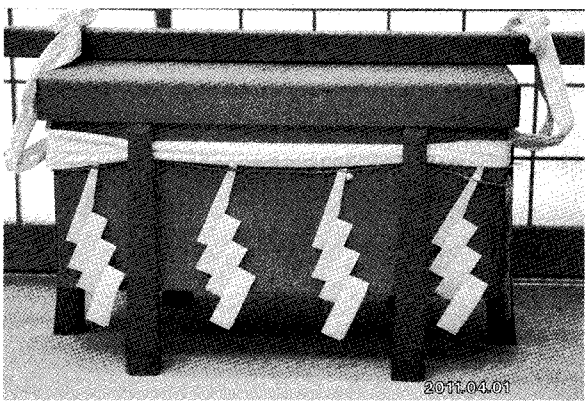

唐櫃

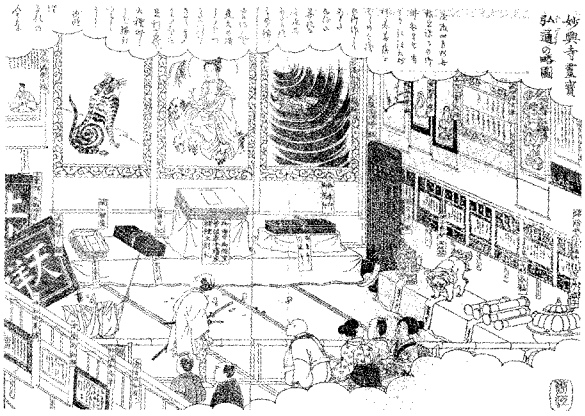
寺院の曝涼（「妙興寺霊寶弘通の略圖」）

所謂虫干しの頃に、防虫・防黴を目的として一般に公開したことを指し、開帳で見ることができた秘仏等に限定されるものではなく、虫干しを必要とした書画等を中心として公開された。このような曝涼による一般公開は宝物の誇示と信仰心の高揚を目的としたものでもあった。桐箱に入れて、土蔵に収納しても長期間そのままにするとむれが生じ、カビや虫を誘因する原因となることから博物館のみならず、一般家庭においても年に一、二度春か秋の晴れた日を選んで、資料に風通しをしてむれを取り除くことが肝要である。掛軸なら半日風通しのよい部屋に陰干しをして湿気を取り除き、さらに資料の点検を行なうことが望ましい。刀なら刀油が劣化する半年に一度、鑑賞を兼ねて手入れを行うことが肝要であるし、甲冑も立葵が咲く頃を目安に鎧櫃から広げることで、資料の劣化を緩める手立てとなる。

2－6　鬱金裂・梔子の実・樟脳・黄麻紙

鬱金はショウガ科の多年草で原産地はインド及び熱帯アジアとされる。日本では遅くとも琉球王朝時代には栽培され、当時は王朝の専売薬草として厳しい管理下で栽培された貴重な植物であった。江戸時代には本土にも齎され、８代将軍徳川吉宗が享保11（1726）年に小石川薬園で薬用として栽培した記録が残っている。平賀源内の『物類品隲』（1763年）には、「漢種、享保中、種を伝て今官園多あり」とある。鬱金で染めた布には防虫効果があり、古くから産着に使用されたり、書画骨董の包みとして使われてきた。木綿を鬱金で染めると比較的早く腿色するのは、鬱金に含まれる色素のクルクミンが布の外に放出されるからで、これが防虫効果を生むものとされている。

屋敷の周りに鬱金を植えることでシロアリの防虫対策とし、台所のすみに鬱金の微塵切りを置いてゴキブリの侵入を防ぐなど、一般庶民生活にも身近な植物である。また、軸物を鬱金裂で包み、桐箱に収納するのは防虫意識による作法であるが、虫害をうけない茶器など無機質の資料を鬱金裂で包む目的は、緩衝材としての効果を期待するものである。梔子の実の乾燥もフルホンシバンムシや紙魚に対する防虫効果があるとされ、今日のような軸物専用の防虫香がない時代は、乾燥させた梔子の実を桐箱の中に入れるのが慣習であった。同様に和装本の表裏紙や帙に藍染めが使用されたのも、紙魚が藍を嫌うことからの防虫意識である。

次に黄麻紙は、綱麻を主体に作った紙を、防虫のために黄蘗の煮汁で染めた黄色い麻紙を指し、奈良時代の写経に多く用いられた紙である。黄蘗はミカン科キハダ属の落葉高木で、アジア東北部の山地に自生し、日本全土に見られる樹木である。生薬の黄蘗の他に染料としても用いられ、黄蘗にはベルベリンを始めとする薬用成分が含まれ、強い抗菌作用を持つものである。

また、楮紙を黄蘗で染めたものを「黄穀紙」と称し、これも写経の料紙として用いられた。

我が国では唐にならって写経の料紙を黄檗で染めており、712（和銅５）年書写の『大般若経』（和銅経）の料紙は黄穀紙であったとされる。天平文化における百万塔は、法隆寺所伝のものが現存するだけとなっているが、その中に収められた陀羅尼経は、穀紙、黄穀紙、黄麻紙の３種が使用された。このように虫害を受けやすい紙資料を永く保存するために黄檗で染めたが、その他藍や梔子で染める事例も見られ、これらも同様に防虫意識によるものと考えられる。先人たちは防虫効果のある植物や樹木を熟知しており、我が国の脆弱な資料を守ってきたのである。

３．博物館収蔵庫の必要要件

我が国の博物館の歴史は、正倉院にその濫觴を当て嵌めることができるが、現代の博物館にこれまで受け継がれた日本の伝統的な保存方法を、今後も受け継いでいくことが肝要である。博物館の収蔵庫は防火や防犯を第一義としてきたが、近代的な設備が整った博物館では防火・防犯は勿論のこと、保存環境を守ることがより重要となってきている。博物館は多岐に亘る分野に及び、それ故多岐に亘る分野の資料が収蔵されているが、いずれの博物館も収蔵、保存という蔵としての機能はすべて共通するところである。しかし、現代科学の進歩に伴って、建物の防熱・防湿・空調・防災設備等が科学的理論に基づき、資料の保存も科学に頼りすぎて、先人たちの伝統的保存方法の意識が薄らいでしまったことも事実である。

収蔵庫を設計する場合、そこに収蔵される資料が過去に保存されてきたと同じ環境を確保できれば最低限の保障は確保できたと考えてよい。しかし昨今、かつては予想しなかった様々な科学的な要因が資料に悪影響を及ぼすようになり、さらに環境問題が世界的な問題になるに至った。そして、薬品による資料の保存に歯止めがかかり、博物館界もIPMによる資料の保存方法、つまり昔に立ち返った伝統的な保存方法が我が国にも徐々に定着したと言える。

博物館の収蔵庫を考える場合、日本の伝統的保存方法の中でも特に、土蔵を踏襲しなければならない。土蔵を範として設計された博物館の収蔵庫は、優秀な博物館と言っても過言ではないのである。つまり、土蔵をイメージして設計に拘わった学芸員は、日本の伝統的保存方法を熟知しており、資料の保存方法も的確な判断が出来る能力を備えていると考えられるのである。博物館の収蔵庫は、第一に温湿度が一定である地下に収蔵庫を設置するのが望ましい。収蔵庫はそれぞれの収蔵資料に適切な温湿度に保つ必要があり、その観点から地下は温湿度が一定ではあるが、湿度が高いことは否めない。したがって、多湿という欠点を回避するために、ドライエリアを設ける必要がある。このドライエリアを設けることにより、湿度の影響を受ける割合が小さくなり、資料の保存に適した空間と成り得るのである。

土蔵の内壁を厚い木の板張りにしている理由は、木材表面における吸脱湿作用による調湿効果を期待したもので、極めて巧妙な方法といえる。したがって、収蔵庫の壁面は杉材で樋部倉矧の落とし壁工法によるものが望まれる。この落とし壁を取り入れている博物館は比較的多く見受けられるが、その殆どが樋部倉矧になっておらず、釘打ちして固定させているのが現状である。釘打ちをしないでフリーにしていることが重要であることは、土蔵の構造を考えれば当然のことであろう。雨季に吸収した湿度で壁材は膨張し、乾期にはその湿度を放出することに

よって、自然の環境調節を可能としているのである。釘で打ち付けられた壁は、上下に動くことができないために、歪による間隙が生じることになる。

収蔵庫の扉は消防法により、土蔵と同様の材質ではなく、頑丈な鉄扉が取り付けられる。鉄扉の内側には、土蔵と同じように網戸と板戸が必要であるが、生物や塵芥の侵入を防ぐことを目的として引き戸の網戸だけを取り入れた博物館が多い。同様にネズミ返しについても生物の侵入を防ぐことを目的としているが、その機能を活用していない博物館も多く見受ける。ねずみ返しは本来ドアと連動して立ち上がり、生物の侵入を防御するために設えたものであるが、床面にフラットな状態に設定して、その目的を果たしていないのが現状となっている。

二条城二条丸土蔵は1602年当時の創建で、明治維新まで米蔵として使用されてきたが、二条城殿舎の重要文化財指定襖絵の模写絵を一時保管、および永久保管のために使用されることになった。当初は二条城の城内にRC造の建物が建つことが望ましくないことや、内装材からの樹脂分やコンクリートからのアルカリ分が襖絵に悪影響を及ぼすことが予想され、旧米蔵の保存環境を調査、燻蒸の上使用されることになったという経緯を持つ。調査の結果，蔵の室内保存環境が非常に優秀であったとある。

註

(1) S・Eモース 『日本その日その日』1917年

(2) 伊藤ていじ『日本の倉』1973年　淡交社

資料の修理・復元に関する一考察

A Study of the material's repair and reconstruct

落合　広倫

OCHIAI Hiromichi

はじめに

我が国における6世紀以降の文化財、その中でも特に動産文化財は伝世品として残されたものが多く、それらの文化財が今日まで伝承されてきたことは世界的にも評価が高い。それは、我が国の伝統的保存方法としての土蔵や桐箱、曝涼などと並行して、資料に的確な修理を施して今日まで引き継いだことが大きな要因と考えられる。本稿は、文化財の修理の歴史的背景と、文化財保護法の経緯、実際に資料に施された修理について考察し、資料修理の意義とその原則の明確化を図ることを目的とする。また、伝統的な保存方法のみならず、今日に於ける保存科学的方法を取り込んだ、新たな保存方法についても考察を試みるものである。

1．修理・復元史

1－1．文化財修理の歴史

文化財の歴史的な修理を考えるとき、東大寺の大仏の修理は広く知られているが、この大仏は9世紀に首が落下し、江戸時代に至るまでに数人の手によって修理が施された経歴を有している。また、慶長7年には福島正則が、受領国名である「安芸守」を名乗るに及び、厳島神社の平家納経の修理を積極的に支援したことは、周知の通りである。このように我が国の文化財は、古くから修理に拠って保存されてきたのである。

しかし、我が国の文化財は明治元年の廃仏毀釈によって、大きな危機を迎えることになった。神仏分離令により、日本全国の社寺の文化財に対して破壊行為が行われ、鎌倉大仏がアメリカに売却される寸前に至り、興福寺五重塔や彦根城が取り壊されそうになったことも周知の通りである。

このような文化財の荒廃が進む中、1871（明治4）年に太政官布告である「古器旧物保存方の届出」が発せられ、全国的な文物の実態調査が行われた。「古器旧物保存方」は文化財を31に分類し、修理についても触れるなど、荒廃した社寺を救済する手立てとなった法令である。具体的に1898年には古社寺保存金と称された修理費が538社寺に交付されたのであった。また、「古器旧物保存方」の更なる目的は「集古館」の建設であり、今日の博物館に相当する施設の建設を目指したものであった。

1884年には、本格的な古美術の調査が岡倉天心、フェノロサ、九鬼隆一によって行われることになり、法隆寺の救世観音像の調査が実施された。官報『美術取調べに関する報告適用』には、調査の結果、修理の分類が必要であることが記されている。この調査は、1888年の宮

内庁の臨時全国宝物取調局の設置に結びつくことになり、取調局はその後10年間で膨大な美術品の調査を手掛け、文化財の価値にランク付けを行なった。この調査によって、段階に応じた修理の必要性と、文化財の保存には修理を伴うことが必要であると明確に謳われたのである。

そして、1897年に「古社寺保存法」が制定され、文化財保護そのものが制定制度に移行し、今日の「文化財保護法」へと継承されていった。この「古社寺保存法」の最大の特徴は、第1条に「古社ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得」というように、文化財の保存には修理が必要であると強調した点にある。この「古社寺保存法」を受けて、1898年に東大寺法華堂諸仏、法隆寺金堂の百済観音像・四天王像、熊野速玉大社の古神宝一括、中宮寺天寿国繍帳等の50件以上に及ぶ文化財の大掛かりな修理が行われた。さらに特筆すべきは、それらの8割が国の補助金による修理であったことである。

1－2．文化財保護法制定の経緯

「文化財保護法」は、1949（昭和24）年の法隆寺金堂壁画の焼損を契機として、翌1950年に制定されたものである。昭和8年から始まった法隆寺の「昭和の大修理」の一環として、金堂壁画の模写が平山郁夫を始めとする画家たちによって進められていたが、1949年1月26日未明の火災により、金堂壁画は焼損してしまった。その出火原因は、画家たちが暖を取るために使用していた電気座布団のスイッチの切り忘れとされ、皮肉にも文化財の保存を目的とする修理が、我が国最古の絵画であった貴重な文化財を失う結果となってしまったのである。しかし、ほぼ完成間近の模写は別の場所に置かれていたために難を逃れ、その後、2次資料であるにもかかわらずその模写は国宝に指定されたのであった。

このような経緯を経て制定された「文化財保護法」のうち、修理に関する条文は第3章有形文化財「第1節重要文化財　第3款保護に明文化されている。以下に記す。

第34条の2　重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。」（略）

第35条「重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。」（略）

第36条「重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。」（略）

第37条「文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。」

第37条2項「文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。」（略）

第38条「文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。」（略）

第40条「第38条第1項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。」（略）

第41条「第38条第1項の規定による修理又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。」（略）

第42条「国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第36条第2項、第37条第3項若しくは第40条第1項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者（第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第40条第1項の規定による負担金については同条第2項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を文部科学省令の定めることにより国庫に納付しなければならない。（略）

以上のように、「文化財保護法」には国宝の修復や重要文化財の管理・修復を含めた保護についての詳細が明記されている。基本的に重要文化財の修理についてはその所有者が、管理団体がある場合は管理団体が行なうものとし、国はその経費の一部を補助することができると明記されている。

さらに「文化財保護法」における「文化財の保存技術の選定」は、文化財の伝統を継承するための重要な規定で、文化財保存に必要な材料、制作、修理、修復の技術を選定して保存対象にするものである。また選定保存技術とは、文化財を維持していくための技術で、伝統を継承するための制度であり、この文化財の保存技術の保護は、第147条から152条において明文化されている。以下に一部を記す。

第147条「文部科学大臣は文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。」

第147条2項「文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たつては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。」

この条文の選定保存技術保持団体や個人の選定技術保持者の中には表具技術、桐箱製作技術、木工技術、茅葺き、左官の技術等が含まれ、選定保存技術は我が国の伝統技術を継承していくための基本といえるのである。

1－3．文化財の修理

①正倉院宝物の修理

宮内庁正倉院事務所成瀬正和氏の「正倉院宝物の保存修復」[1]によると、正倉院宝物の修理は江戸時代から始まるが、中でも「鳥毛立女屏風」は江戸時代元禄及び天保の頃、そして1985～88（昭和60～63）年に岡墨光堂によって修理が行われ、数回の修理を経ている宝物である。

また、損耗が著しい染織物の保存を図った事例は「東大寺屏風裂」で、天保時代に唐櫃から裂を約100点取り出して、屏風に貼ったものである。同様に「七條織成樹皮色袈裟」は聖武天皇が着用した袈裟で、欠損部は別裂で補われて屏風に貼った形式で保存されている。1876年の正倉院は内務省の管轄にあり、大久保利通の建議でこのような古裂の一部が、各地の博物館に分領された経緯を持っている。その理由は、正倉院の古裂は脆弱であるため、塵になる前に学術研究に供せよという趣旨からであった。

その後、正倉院宝物が宮内省の所管に移り、1892～1904（明治25～37）年に御物整理掛が設けられ、赤坂離宮において本格的な宝物の修理が始まった。「正倉院御物修理実状図」にはその修理作業の様子が描かれており、20名以上の技術員が配属されていたようである。

次に、具体的な修理として「螺鈿背鏡」は、9面のうち5面が1230（寛喜2）年に盗難に遭った際に壊された資料で、そのうち4面が御物整理掛によって修理された。そのうちの1面は5分割に壊されていたが、銀の鋲で修理が施されている。背面の文様の修理は、鏡胎に残っていた文様の跡から復元されたと考えられ、「明治三十年五月補之」との注記が残されている。

その一方で御物整理掛による修理は、必要以上の修理復元が施された資料もある。例えば「金銀花盤」の脚の接合は、「銀盤」の脚の形状と鋲留めの技法を模範としたものと考えられ、「瑠璃の坏」は失われていた金具を1904（明治37）年に新調したものの、御物整理掛が解散した翌年に欠損金具が見つかり、その修理自体が不都合であったと言えるのである。

しかし成瀬が「総じて御物整理掛の修理は、美の復元に力をおいた復元修理であるといえますが、けっして復元部分をごまかし、当初からの部分と偽ることを目的としたわけではありません。鏡に修理年月を注記していた例からも理解できるように、オリジナルな部分との区別がつくように、さまざまな努力を払っていたことがわかります」と論じており、正倉院宝物の損壊を食い止めるための構造的な安定を目指した修理であった。その後、大正末期から昭和初期にかけては一部の漆工品の修理が行われ、昭和30年代以降は外部の専門家による修理が行われるようになったが、基本的にそれらは現状維持の修理となっている。

②江戸時代の修理

日常品の修理については、縄文時代から土器の修理が行なわれていたことは、周知の通りであるが、さらに江戸時代の庶民生活になると、ものを大切に使うという考え方が広く行き渡った社会となった。したがって、壊れたものを捨てるのではなく、修理をして再利用する文化であったと言える。鋳掛、下駄の歯入れ、箍屋、鏡研ぎ、臼の目立て、研ぎ屋、瀬戸物の焼き接ぎ屋、羽織の紐直し、錠前直し、算盤直し、雪駄直し等々の修理専門業者が活躍した時代であった。

これらの修理技術のうち、文化財の修理に関連の深いものは焼き接ぎであろう。焼き接ぎと

は、割れた瀬戸物類を漆や白玉粉（水酸化カルシウム）に布海苔と粘土を加えて接着し、低温加熱して焼き接ぐ修理方法である。

また、漆で接着した後に、金粉で彩色した金継ぎ、銀粉の銀継ぎも多く見られる技法であり、大型資料の修理には、鎹を用いることもあった。この鎹による修理は東京国立博物館所蔵の重要文化財「馬蝗絆（ばこうはん）」が有名であるが、江戸時代の儒学者伊藤東涯の『馬蝗絆茶甌記』（1727年）によると、これは平安末期に平重盛が中国から贈られた龍泉窯の砧青磁で、室町時代8代将軍足利義政の時代にひびが生じたため、代わりの茶碗を中国に求めたところ、これに代わる名品は作れないとして、鉄の鎹で修理が施されて返却されたとあり、「馬蝗絆」なる銘はこの鎹を馬の背中に止まった蝗に見立てたことによるものである。このように、破損した美術品は修理されて大切に保存されながら、今日に伝世されたのである。

2．修理の目的と三原則

我が国には伝世品としての文化財が数多く存在し、これらは日本の伝統的保存意識によって受け継がれてきた。今日に至るまでにはその保存意識とともに、さらに修理という行為が伴っていることは前述の通りである。次にこれらの修理における目的と原則について考察を試みる。

現代における文化財の修理の原則は現状維持であり、これは今回限りの修理を意味するのではなく、後世の再修理を視野に入れた方法を意図するものである。そのためには、資料本体を痛めることなく、簡単に取り外しができる技術によって修理されることが肝要である。以下は、紙資料、仏像、考古資料等を取り上げて、それらの資料に適した修理方法について論じていく。

2－1．書画の保存と修復

①装潢とその目的

岡墨光堂岡岩太郎氏[(2)]によると、紙・裂等の脆弱な資料は、正倉院宝物の修理でも記したように、資料の裏打ちによる強化方法がとられてきた。この技法は「装潢」と称され、古くは奈良時代の『養老令』の官撰注釈書である『令義解』に「截治するを装と曰い、紙を染めるを潢という」とあり、「装潢師」「装潢主」なる一つの職業として確立されていた記述が見られる。この職業は仏教の伝来とともに、中国・朝鮮半島から伝来したもので、もとは僧侶の仕事であったとされる。

装潢は表装と同義語であり、書画が描かれた本紙を巻子本、掛軸、屏風、扁額、襖等の形態に装丁し、鑑賞形態に仕立てるとともに、資料の修理及び強化を目的とする。装潢による修理の最大の利点は、水分を与えれば容易に外すことができ再修理が可能な点である。

しかし、修理に対する理念は昔と今では大きく変化しており、以前は所有者や修理する者の好みで修理がなされることが多かったといえる。かつては欠損部分に復元補彩を施したり、周りの劣化した部分を切り取ってしまう方法も行われていたが、現在はこのような修理は行われていない。現在の修理は、その文化財の現状維持にとって最良の修理方法であるかを十分検討し、場合によっては仕上がりの見栄えは必要とされないこともあり得るのである。

装潢は、日本独自の正麩糊・和紙・刷毛による伝統的な修理方法であるが、現在はその修理

の考え方も変化しつつあり、新しい技術や材料が取り入れられるようになった。例えば絹本の欠損部分の補填に使用する裂は、無用の古い絹絵からできるだけ修理対象資料に近いものを選んで補填材として使用してきたが、大量の入手が難しいことから、新しい絹地を作製し、人工老化させて補填材とする方法が取り入られている。この電子線による劣化絹は人工的に繊維を劣化させたもので、その技術と理論はすでに確立されている。

また、裏打ちに使用する肌裏紙は、製作過程は従来と変わらず伝統的な手法であるが、従来の和紙の寸法よりも長判のものが作られ、巻物の修理に活用されている。文化財修理において、この肌裏紙を取り除く作業は高い技術を求められるが、本紙の折れや亀裂等を修復するには欠かすことのできない工程である。

掛軸や巻子本等の装訂形態は、床の間などに展示する際は展開し、収納時には巻き上げて桐箱に納めるのが一般的であり、小さく収納することができる。しかしその反面、本紙の表面を巻き込む作業を繰り返すことで、表面に折れが生じるという欠点を有している。この折れは最終的に亀裂へと発展するため、事前の修理が必要とされるのである。

このように掛軸などの装訂は資料を解体して、劣化した裏打ち紙を取り除き、新たに本紙の裏からの補填や強化が必要となるが、今日の装潢技術は劣化絹という科学技術によって、また肌裏紙においては伝統的技術の改良によって、現代に適応した伝統技術へと進歩しているのである。さらにこの装潢技術は海外において注目を集めている。欧米では紙による修理の歴史は浅く、1960年代のイタリアフィレンツェの大洪水の際に、世界の修理関係者が集まって議論を交わしたことを契機として交流が盛んになり、和紙を使用した修理方法が広まっていった。それ以来、日本の装潢技術者が海外で指導を行い、博物館や美術館で装潢による修理が行われるようになり、日本製の道具や材料、その技法を取り入れることが増加している。

2－2．裏打ちによる修理の原則

京都市に所在する法界寺阿弥陀堂（国宝）の「法界寺阿弥陀堂内陣壁画」は、阪神・淡路大震災によって損傷をうけた壁画で、文化庁の指導のもと国庫補助事業として修理が行われた。岡墨光堂岡泰央氏[(3)]の修理経緯によると、ファイバースコープや光学機器により壁画の構造や状態を調査し、刷毛で表面の埃を取り除き、膠と布海苔の水溶液を絵具の部分に塗布することにより、絵具層の剥落を止めた。その後、壁の漆喰層を剥がすために、表面をアクリル系樹脂パラロイドB72と酢酸エチルの溶液で保護強化を図った。このように、準備段階の修理方法は、科学的技術と伝統的修理の両者によるものであった。

次の段階として、レーヨン紙で表打ちを施し壁画表面の保護を行った後、漆喰層の修理が開始された。強化のための表打ちは布海苔を使用していることで、水で容易に除去することが可能である。さらに、古くから洗濯に使用されているように、壁画表面の汚れも除去することができた。

また、経年劣化や震災による欠損部分の漆喰層の修理は、塑形用エポキシ樹脂で補填され、補填部に補彩を施すものであった。補彩は、紙や絹資料の欠損部に本紙と近似の補填材を施し、その文化財の概観、本来有するべき価値を下げないように色を施す作業である。その原則は、

修理する者の意図的表現ではなく、画面の基調となる色を検討して色を施すことにある。最後に修理に使用した材料、再修理の方法等を次世代に伝えるために、壁画パネルの裏面に修理情報を記載したチタン合金製のメッセージボードを貼りつけた。

修理は、資料をそれ以上痛めることなく、再修理が可能な修理を行うことが重要である。岡は「修理技術の伝統は、けっして固定した技術の継承ではなく、絶えず変化して受け継がれてきました。発展進歩するだけではなく、後退することもあります。(略) 忘れ去られた優れた技法をみることもあります。また、淘汰され用いられなくなった技法も数多くあります。明治から始まる美術院の伝統においても、100余年の歴史のなかで固定し止まった技術ではなく、現状維持修理という基本的理念はかわりませんが、(略) 今日、近代的修理技術として伝統継承しています。伝統的技法・材料・道具を用い、それに加えて新しい素材や技術も慎重にとりいれて今日まで受け継がれてきた文化財を、次世代に適切な状態で受け渡すこと、そして文化財保存修理の伝統を継承・発展することが、私たちの使命である」と論じている。過去の修理によってオリジナル本来の姿を見えづらくしていることもあるが、文化財の修理は、オリジナル部分の現状維持を基本方針とするものである。したがって、修理者が意図的に彩色や補填を行なわないのが原則と言えるのである。

2－3．仏像の修理

①仏像修理の歴史

美術院国宝修理所長藤本青一氏[4]によると、仏像彫刻の修理の伝統には二通りがあり、一つは、6世紀の仏教伝来から今日まで続いた造仏の伝統と、それらが損傷した毎に行われてきた修理の伝統で、もう一つは明治以降確立された100余年の近代的文化財修理の伝統であるとされる。

仏像彫刻の修理の必要性は、①表面の漆箔や彩色の剥離・浮き上がり。②彫刻を構成する材の干割れや接合の緩み・離れ。③動物・昆虫・菌類による被害。④突発的な天災や人災による破損。⑤後世修理部の経年変化による損傷や形状不適合による修整としたうえで、前記の二通りの修理に共通したものであると論じている。

仏像は数回の修理が施されていることが多く、それらの修理は修理が行われた時代的特徴をも有している。仏像の制作と修理は、その技法と材料や道具が共通する部分が多く、表現方法もまた共有するものであった。

定朝・運慶・康正などの大仏師は造像のみならず仏像の修理をも行い、その修理により伝統技術を継承し、独自の表現法や技法を生み出した。したがって、新たな仏像の制作の際も、修理を通して得た技術が大きな影響を与えたのである。

修理の歴史が如実に現われている仏像は、東寺の講堂諸仏や妙法院の千体仏、二十八部衆・風神雷神像で、これらは平安時代に造られ、鎌倉時代・室町時代・江戸時代に修理が施され、明治以降の美術院および近年の修理に至ったものである。

運慶一門による東寺の講堂諸仏の修理は鎌倉時代に行われたが、800余年という経年劣化によって造像当初との区別が分かりづらくなっていることと、造像時の技法を熟知した違和感の

ない修理であったことから、復元を主たる目的としたものであったとされる。

自らを運慶より第十四世と称した康正の修理は、運慶とは異なり、墨書で修理の証を記したり、木札を仏像躰内に納めるなど、大きく修理の痕跡を残しているのが特徴とされる。東寺や三十三間堂の諸仏には修理銘文が多く確認され、修理部分は康正の活躍した時代的特徴を有するものとなっている。しかし、室町時代や江戸時代の稚拙な修理とは違い、康正一門の技術の高さが表れているものである。

康正以降は技術的に劣る修理となり、特に江戸時代の修理は部材が細くなり、漆箔・彩色の下地に泥下地が多用されるなど、造形においても稚拙な修理となっていった。

②近代的な文化財修理

廃仏毀釈により荒廃した仏教美術は、1898年「古社寺保存法」の制定により救済への道が開かれた。彫刻文化財の修理は岡倉天心が創設した日本美術院が中心に行ない、新納忠之介に引き継がれていった。その後100余年に亘り、日本美術院の国宝修繕、日本美術院第二部、奈良美術院、財団法人美術院と明治以降の近代的文化財修理の伝統が継承されたのである。

近代的文化財修理の理念は、美術院草創期、明治時代の修理の基本方針に「現在まで継承されてきたかたちを、安定した状態で次の世代に伝える。造像当初の造形を尊重する。稚拙な後世修理部分を除去し、補修する。像の安定を図る。構造補強を行う。造像当初の表面の漆箔や彩色は尊重する。修理箇所はみやすいよう、古い部分と調和を図り古色仕上げとする」。[5]として表れている。したがって、現状維持修理という今日の文化財修理の理念は、美術院修理の伝統に基づくものであるといえる。現状維持修理とは、今日まで伝えられてきた姿を、現状のままこれ以上損傷が進まないように安定させて、後世に継承する方法であり、絶えず現状と向き合い、造像当初の価値をどのように後世に伝えるかに重きが置かれている。

③臨床保存学の理念

臨床保存学とは、文化財の状態を把握し、安全な環境を確立し、保存状態の安定化に中心を置くことで、修理のような最終的な手段を用いた保存ではなく、修理をせずに、修理そのものを遅らせるような世話をすることである。東京国立博物館の神庭信幸氏は[6]「文化財保存は全体を見通した包括的な保存であるべき」とし、「保管と公開のいずれかを考えるのではなく、両方を常に考え、両方にとって安全な環境をつくり、安全なマネジメントをすることが望ましい。それに加えて、修理でカバーするのではなく、修理が不要なように予防していく観点が重要です。修理と予防、管理と公開といったすべてを見極めながら、見通しをもった保存を行わなければならない。これを「包括的な保存」と呼んでいる」と論じている。

文化財の保存法として予防保存は重要であり、予防保存の中でも特に環境管理は肝要で、劣化要因を排除して劣化の進行を緩和するものである。文化財の劣化の進行をできるだけ遅らせ、本格的な修理は避けるといった修理保存から予防保存を目指すものである。

2－4．考古学資料の復元の目的

博物館の教育活動において、資料の修理・復元業務は、博物館活動における基本活動の一つであることは言うまでもない。特に考古学資料における資料復元の必要性について、青木豊の

『博物館技術学』[7]が詳しい。

考古学資料復元の必要性は、素資料をそのまま研究・公開の対象とした時、その脆弱さからそのままでは活用できない場合、教育普及に供する際に破損が進む場合、資料の保存から生じるものである。つまり、収集された考古学資料の多くは、修理・復元がなされて博物館資料となり、展示公開されるべきものとしている。

欠損した資料復元の第一の目的は、貴重な文化遺産を後世まで保存するための、補強としての修理である。第二の目的は、博物館で展示された際に、観覧者に対して情報伝達を十分図るための復元である。つまり、一片の土器片は様々な情報を有する資料であるが、考古学の知識が少ない人にとっては、十分な情報を得ることは難しい。しかし、その資料が復元されて、全体の器形を把握する展示となれば、理解度の高まりは期待できるのである。このように、博物館の考古学資料は、視覚に訴え、教育効果を増加させるには修理・復元が極めて重要となるのである。

①考古学資料の復元の定義

資料の復元は単に欠損資料の修理・復元を目的として行われるべきではなく、復元される資料の原形を正確に把握しなければならない。そのためには同型式の類例から忠実に復元することが重要であり、基本を欠く修理・復元は学術的価値と教育効果の面においても好ましくない。したがって、特殊な資料については、劣化を阻止するための補強のみに留め、推測や故意な復元および改変は行ってはならないのである。

博物館外の世界で見られる縄文土器、埴輪、陶器等で器形・材質・色調が多量にあるもので、極めて近似した別個体を選び、接合して一個体とし、欠損部に別個体をつなぎ合わせる「呼つぎ」などは行ってはならない。このような復元は資料本来の価値がなくなるといっても過言ではない。さらに、個々の資料に応じた材質感も復元する必要がある。観覧者の視覚上の要請には材質感、胎土調整、色調は現存部と異なることなく、極めて近似した状態に復元し、本体と修復部分に違和感が生じないようにしなければならない。

②考古学資料の修理の原則

いかなる修理の方法も永久的に最良の方法である保障はなく、今日の最善の技術による復元も、将来的により高度な技術にとって代わることは予想できるため、この点を認識する必要がある。修理をしても時間の経過とともに、劣化をきたし、再修理の必要性が生じた時を考慮して、あらかじめ再修理に対応できるような修理が行われなければならない。再修理に対応するために、個々の修理資料に使用した補填材の種類、名称、彩色塗料の種類、修理方法等々の記録である「資料復元修理カルテ」を作成し、必要に応じて参照が可能なように、資料とともに保存しなければならない。さらに、資料は常に周期的な点検と、原形維持保存にむけての保存管理に努めることが責務である。

また、復元修理を行ってはいけない資料も存在する。例えば縄文時代の欠損土偶、焼成後の底部穿孔土器、墳丘上で破砕された土器、口縁・底部を打ち欠いた埋甕等は、故意に欠損され、破砕された点で学術的意義のある資料であり、復元する必要はないのである。

③レプリカ復元の提唱

レプリカ復元とは、復元が禁止されている類例のない資料をレプリカによって復元することである。類例がなく、資料本体の器形が把握できない資料は、オリジナルの一次資料を直接復元するのではなく、一次資料のレプリカを作製し、そのレプリカから復元を試みるものである。その復元は一つにとどまらず、いく通りもの復元を実施することにより、その結果学術的解明を期待するものである。

青木が実施したレプリカ復元の事例として、栃木県大谷寺洞窟出土の縄文時代草創期の土器があるが、この遺物は大凡拳大の微隆起線文土器の口縁部から胴部上位にかけての一片のみが遺存したもので、他に類例がなく、全体を把握できない資料であった。いく通りものレプリカを作製することによって、学術上の研究資料とした好事例である。

このレプリカ復元は、博物館において、資料の増加と欠如する資料を補うこともでき、博物館教育活動に成果をあげることができる。

結語

今日に至るまで文化財が保存された理由は、日本人の知恵や保存環境、保存意識等々に拠るものと論じられることが一般的であり、そこには、「修理」が伴う点についてはあまり論じられていない。しかし、博物館資料をはじめとする様々な文化財は、我が国の伝統的保存方法とさらに適切な修理が相まって保存されてきたのである。長い歴史の中で、誤った修理方法も当然のことながら存在するが、先人たちは経験と技によって今日まで貴重な文化財を継承してきたのであった。

修理の概念もその時代時代で異なるものであり、修理の歴史的研究も文化財を保存継承していく上で重要であろう。これからの保存は、受け継がれた伝統的保存方法と修理法、さらに科学的な知識と技術をうまく取り入れて、未来に受け継いでいくことが肝要と考える。

本稿は、保存において必要不可欠ともいえる「修理」について焦点をあてて考察を試みたが、多岐に亘る文化財に及ぶものではなく、今後の課題としたい。

註

(1)成瀬正和「正倉院宝物の保存修復」『文化財の保存と修復　何をどうのこすのか？』クバプロ 1999 年

(2)岡岩太郎「絹絵の修復」『文化財の保存と修復』クバプロ 1999 年

(3)岡泰央「表具技術で壁画を救う」『文化財の保存と修復 7』クバプロ　2005 年

(4)藤本青一「よみがえる仏」『文化財の保存と修復 7』クバプロ　2005 年

(5)註 4 と同じ

(6)神庭信幸「博物館環境のマネジメント」『文化財の保存と修復 10』クバプロ　2008 年

(7)青木豊『博物館技術学』1985 年　雄山閣

（國學院大學大学院博士課程前期）

総合展示の研究

—総合展示論史からみた形態的分類試案—

A study of "Synthesis Display"

—A tentative plan of typological classification considered the history of synthesis display logic—

桝渕彰太郎

MASUBUCHI Shotaro

はじめに

近年、博物館における展示手法は多岐にわたり、多くの展示に名称が付されて分類されることにより、展示学の中でさまざまな展示法が論じられている。しかし、総合展示についてはいまだ明確に定義付けられているとは言えず、展示学の中で共通概念があるとは言いがたいのが実状である。それは加藤有次の「何をもって総合とするかに問題がある。」[(1)]という言葉のとおり、これまではそれぞれの研究者が"総合"という言葉を独自に解釈し、各々の総合展示論を展開してきたこと、またそれらの論を集約する研究がなされなかったことに起因すると考えられる。また、昭和48年(1973)の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(以下、「48基準」とする)では総合博物館について「「総合博物館」とは、人文科学及び自然科学の両分野にわたる資料を総合的な立場から扱う博物館をいう。」(同基準第2条第1項)とあり、展示方法として「総合展示」についての条文がある。このように、48基準ではやや不明瞭でありながらも公立博物館における総合博物館と総合展示についての概念が明示されていた。これを受けて関秀夫[(2)]は、総合展示への言及は避けているものの総合博物館の概念を論じ、全国の総合博物館を紹介している。関による研究が展開される中で、48基準は平成15年(2003)6月に廃止され、新たに定められた「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」では第2条の「総合博物館」の条文は削除され、現在では展示方法としての「総合展示」という語のみが記載されているにすぎず、総合博物館の概念はおろか総合展示が具体的にどのようなものを指し示すかといったことも定められていないのである。以上のような現状を踏まえ、本稿ではこれまでの総合展示論を概観し、総合展示の形態的分類について考察するものである。さらに、総合展示の展示形態としての用語の統一を図り、展示学における総合展示の明確な定義を明らかにすることを目的とするものである。

1、総合展示論史

従来の総合展示論史の研究[(3)]では、棚橋源太郎が昭和25年(1950)に著した『博物館学綱要』[(4)]

の「綜合的陳列」がその濫觴とされてきた。しかし、棚橋より以前の明治32年（1899）に、高山林次郎が「博物館論」[5]の中で「綜合的方法」という語を使用していることを確認した。高山は当時、古美術品が全国に散在・流出している実状に対し、美術博物館を建設して古美術品を保護し一般社会に対して古美術の理解を広めることを訴える中で、その展示方法についても論じたのであった。

> 美術博物館中に於て従來の無趣味なる分析法を用ゐず、成るべく綜合的方法によりて、一時代の文物境遇と當時の作品とを品彙比照せしむことを望む。是の如くせば、美術に對して多少時代的後景を添ゆるを得べく、又隨て各時代に於ける様式風格の變遷を目睹するを得む。（傍線部筆者）

以上の如く、古美術品を「一時代の文物境遇」と比較させ、「各時代に於ける様式風格の變遷」を観覧者に理解させようとする「綜合的方法」なる展示法は、後の時代室に該当するものである。これは棚橋が時代室を綜合陳列に含めていることからも整合性が認められ、高山の使用した「綜合的方法」が総合展示論史の嚆矢と位置づけられるのである。

次いで総合展示について論じたのが棚橋源太郎であった。棚橋は1930年の『目に訴へる教育機関』[6]で「組み合わせ陳列（グループエキシビジョン）」の一手法である時代陳列室に対し、『博物館学綱要』の中では、改良時代陳列室法として「綜合的陳列」という語を使用した。その後『博物館教育』[7]では「綜合陳列（Synthetic display）」の項を設けて論じている。

> 綜合陳列（Synthetic display） 分類式や年代順の陳列は、動植物学専攻の学者学生や、美術史専攻の人達には便利だろうが、素人の大衆には余り興味がないというので、博物学博物館などでは動物の剥製標品を、その棲息原地の植物土石などと一緒に、綜合的に陳列してその生活状態を示す、所謂原地グループ（Habitat group）陳列法が工夫された。歴史美術の博物館でも、或る時代の文化の特色を表現するために、絵画の額・工芸品・家具・狩猟具・農工具・家庭用品などを、組み合わせて綜合的に陳列するところの、所謂時代室（Period room）と称する陳列法が発達した。十七世紀の北欧小農民の台所とか、十八世紀フランス貴族の居室とか、昔の鍛冶錬金術の細工場というが如きがそれで、綜合陳列法の一種である。

このように、棚橋の論じた「綜合陳列」は『目に訴へる教育機関』で「組み合わせ陳列（グループエキシビジョン）」に分類した原地グループ陳列・時代室陳列を指しているものであり、その意図するところは、複数の資料を統合する意味での“綜合”であると考えられる。

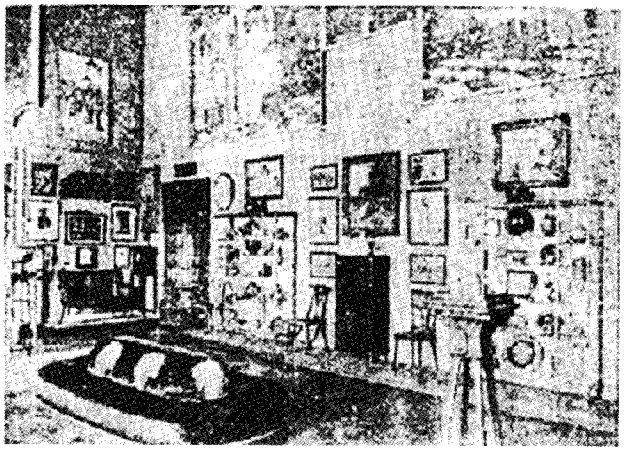

図1　改良時代陳列室法（パリ装飾工藝館）
※棚橋『博物館学綱要』より転載

続いて総合展示について論じたのは鶴田総一郎である。鶴田は『博物館学入門』[8]の中で「a. 分類学的・系統的展示」「b. 歴史的・発達史的展示」と並び、「c.

綜合展示」について論じている。

c. 綜合展示 「a」と「b」との方法は一般社会人にはあまり興味のもてない方法なので、たとえば博物学博物館などでは動物の剥製標本を、その棲息地の植物・岩石・土などといっしょに綜合的に展示してその生活状態をあらわすような方法、つまり原地グループ展示法（habitat group）が工夫された。また歴史博物館でつかう時代室（period room）などもその例である。

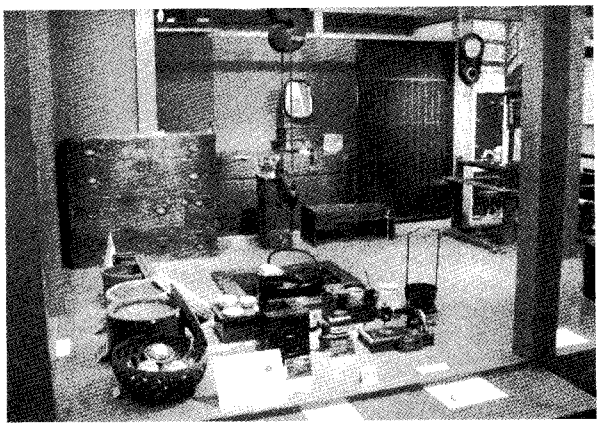

写真1　時代室の一例（熊本市立熊本博物館）

図2　課題解説展示の一例（秩父自然科学館）※新井「博物館資料の展示法とその形態について」より転載

上記の鶴田の論は棚橋の総合展示論を継承したものであり、それは原地グループ展示・時代室を指すものであることから、棚橋と同様に複数の資料を統合することを意図しているものと考えられる。

また新井重三は棚橋と同時代に、資料統合としての総合展示とは違ったニュアンスの総合展示を提唱している[9]。当時、秩父自然科学博物館の学芸員であった新井は、それまで主流であった標本の単体展示を「個体の羅列式展示」と呼称し、それに対して新たな展示手法を以下のように記している。

標本を、全体の部分と考えることにより、合目的に、部分（標本）の量を集積綜合することにより、質的変化を起こさしめ、統一をもたせた展示様式を研究しなければならないと思うのです。

この場合、標本個々の分析的な説明よりは、標本相互の関連性が重視されますので、個々の標本は統一された全体の中にあつて、いかなる位置をしめ、どんな意義と機能をもつているかが明白になります。したがつて対象や現象を理解する上に、きわめて容易になることと信じます。

これは、棚橋の論じた綜合陳列が一資料を中心として、その資料の周辺環境を再現する手法であるのに対し、資料を全体の一部分として展示を構成することにより、対象資料や「現象」（事象）を理解させようとするものである。尚、新井は後の「博物館資料の展示法とその形態

について」[10]の中で、自身の提唱した綜合展示を「生態展示」と「課題解説展示」に分類し、棚橋・鶴田の論じた資料の組み合わせとしての綜合陳列を生態展示、新井が新たに提唱した綜合展示に課題解説展示という名称を付したのであった。上記の引用文からもわかるように、新井の提唱した課題解説展示とは展示者の意図、つまり展示課題を達成することを目的とした展示であり、それまでの資料の統合といった意味での総合展示論に新たな観点を生じさせたのであった。

次に総合展示について論じたのは林公義である[11]。

> d　総合展示　展示する資料の種類や内容を体系的に整理し、集団としての組み合わせによる展示方法である。自然系と人文系の資料領域を組み合わせた場合は観覧者の興味も増大する。ある資料を中心として考えられるいくつかの思考角度から、過程や結果を提示し、さらにこれら小集団としての資料が統合されると効果はより得られる。統合配列的なこの方法は多くの博物館において用いられている。（傍線部筆者）

下線部を見るに、新井の提唱した課題解説展示の影響を受けているものであると考えられるが、「集団としての組み合わせによる展示方法である」と述べている。加えて「統合配列的」という語を使用していることからも、林の総合展示論は棚橋・鶴田の論じた資料の統合としての総合を意図していたものと思われる。

次に加藤有次は秋田県立博物館の設立構想において、郷土博物館を総合博物館へと発展させる理論展開の中で新たな総合展示論を提唱した[12]。

> 人間生活は、決して自然と切り離すことのできない関係にあるのであるから、人文科学部門の展示と自然科学部門の展示とは分離されてはならず、人間と自然との係わりあいを展示することこそが重要なのである。ある特定の問題テーマをとりあげたとすると、資料おのおのは、あらゆる学問的見地に立脚して収集され、それを問題テーマに適した内容に組み立てて表現することが展示の本来の意義というべきなのである。単なる資料の集合（Gazer）ではなく、組織化（Organize）することに意義があり、いわば「総合」展示は「綜合」展示であるということができるのである。

このように資料の集合ではなく、展示意図のもとに収集された資料の組織化に意義を見出したことから、新井の提唱した総合展示論の流れを汲むものであることがわかるが、さらに加藤は総合展示とは展示構成から「あらゆる学問的見地に立脚して」資料を収集し、「問題テーマに適した内容に組み立てて表現する」ものであるとし、それまで総合展示に対する棚橋・新井の論とは違ったニュアンスの論を提唱したのであった。

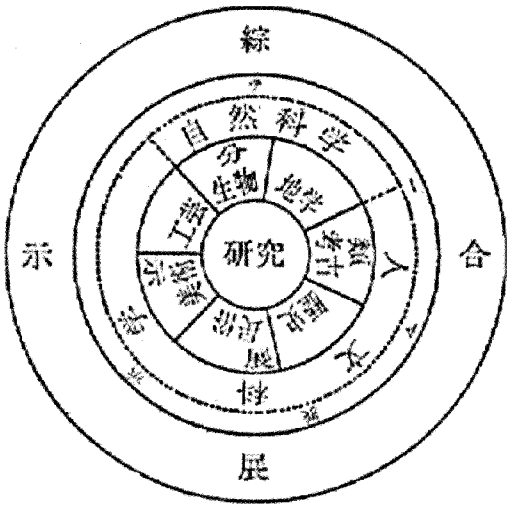

図３　加藤による総合展示概念図
※加藤『博物館学序論』より転載

富士川金二は『改訂・増補 博物館学』[13]の中で総合展示について以下のように述べている。

> 他の展示法に比較して一般観衆にうけられ

るものであって、ある程度集団的展示に類似するものである。資料の種類、内容および性質に応じ、特定の展示目的に集成工夫して行うのであるから、人文科学、自然科学資料が総合配列するようになるもので、多くの博物館において用いられる方法である。(傍線部筆者)

下線部から、富士川の論は加藤の総合展示論、すなわち人文系・自然系の枠を超えて資料を扱うといった論を継承していると考えられるが、文中である程度類似すると述べた「集団的展示」について、同著の中で「関連する若干の資料を組み合わせて配列するもので、その状況によっては原地集団展示による場合もある。」と述べている。つまり、富士川の論じた総合展示とは加藤の総合展示論を継承した形であったものの、あくまで棚橋が論じた資料の統合配列としての“総合”を意図していたものであると考えられる。

さらに加藤の総合展示論を受けて、田辺悟は地域博物館の人文部門に多い分野別展示に対して、総合展示の同義と思われる「構造的複合展示」を提唱した(14)。

考古展示、歴史展示、民俗展示などの部門を複合し、さらに自然史部門の研究成果をも導入、活用して、より広い範囲で立体的な展示を組み立てることを前提としている。

したがって構造的複合展示というのは、これまでのように各部門(分野)にこだわることなく、設定された主題にかかわりのある、すべての研究成果を活用した総合的な、しかも構造的内容をもった展示ということにほかならない。

以上のように、田辺の提唱した構造的複合展示は、人文部門に限らず自然史部門をも踏まえるもの、つまり個々の分野での研究成果を総合したうえで展示を組み立てるものであることから、加藤の総合展示論に類似するものと考えられる。尚、田辺は展示について「どんなねらいで、どんな内容を、どんな順序で、どのような思考をさせ、どのように系統的知識を得させ、認識させるかというような指導性が必要となるのではなかろうか。それ故に展示物の構造的把握ということがなされなければならない」と述べていることからも、田辺が提示した「構造的内容」とは佐々木朝登・梅棹忠夫により提唱された「構造展示」(15)を指すものと考えられるが、文脈からもそれ以上の内容は計りがたいところである。

一方、高橋信裕はそれまでとは異なった総合展示の概念を紹介している(16)。

統一したテーマを持ち、そのテーマの基にさまざまなメディアを導入して来館者の理解を容易に導くことを試みた……(中略)……実物をはじめ模型や映像、グラフィックパネル、ジオラマ等を組み合わせることで、設定したテーマを理解させる展示方法は「総合展示」と呼ばれ、メディアのデザイン表現に作家的個性が発

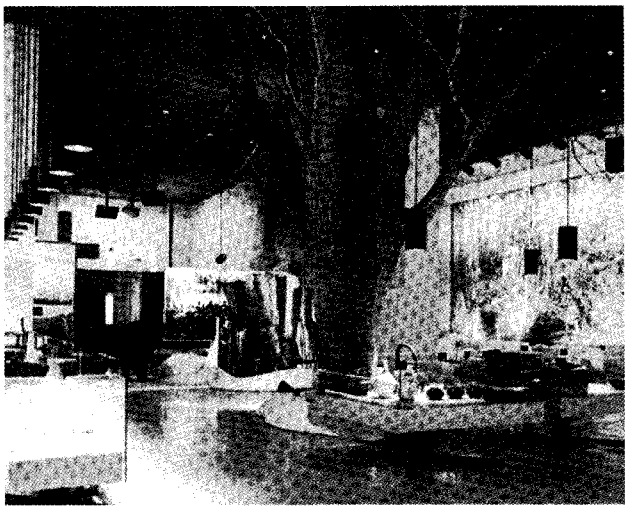

図4　高橋が提示した「綜合展示」(北海道開拓記念館)※高橋「常設展示(2)」より転載

揮された。

以上は一つの展示室の「統一したテーマ」つまり展示意図に基づき、実物資料・模型・映像やジオラマまでをも組み合わせることで、展示課題を達成しようとするものであり、展示室全体を一つの総合展示と呼称するものであった。高橋の論じた上記の総合展示は、それまでの研究者が個別の展示を指して総合展示と呼称していたのに対して、展示室全体を指して総合展示と呼称したものであり、それまでとは異なった概念を提示したのであった。

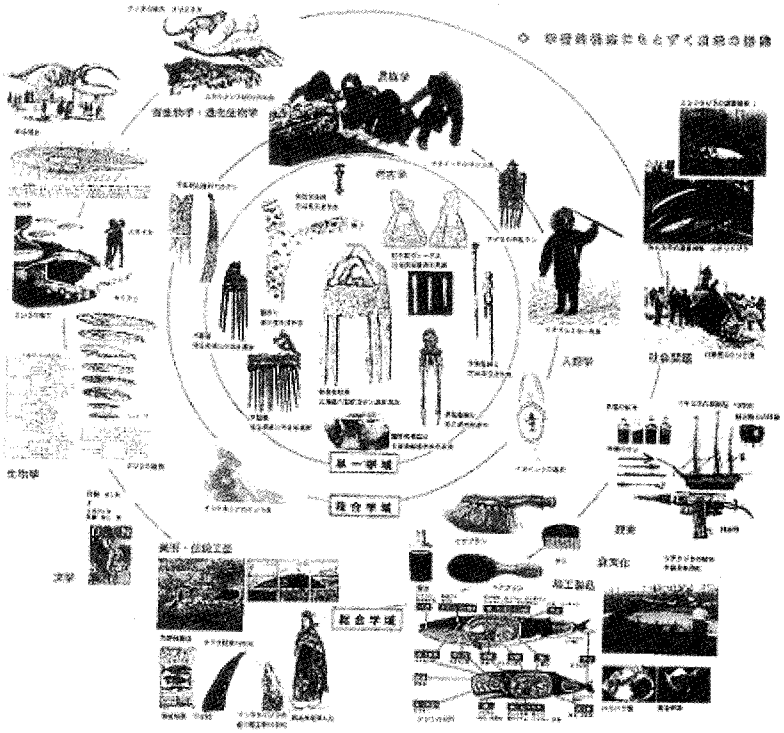

図5　総合学域展示の概念図　※青木『博物館展示の研究』より転載

加藤に始まる新たな総合展示の概念は、青木豊によって発展、集約されたと言える。青木は加藤が提唱した総合展示論を継承する形で、博物館における総合展示を学術的視座に基づいて分類し、以下のように定義した(17)。

> 総合展示が意図するものは博物館展示のそれと同じく資料が内蔵する情報の伝達に他ならない。ただ、伝達情報が単一の学問領域による研究成果であるところの抽出情報に限定されるのではなく、総合的な研究成果に基づく情報の伝達なのである。……(中略)……つまり、総合展示とは、一つの課題に対し自然系・人文系の学問領域はもとより、さらに細分された学問領域を超越し、すべての学問領域の成果を統合したものなのである。

青木の述べた総合展示論は、従来から主流であった複数資料の統合としての“総合”という要素には一切触れず、あらゆる学問領域にまたがる展示形態としている。そして先に述べたとおり、博物館における展示の形態と分類を行う上で「展示の学術的視座による分類」により、自身の提示した総合展示が「総合（学域）展示」であることを明確にした。このように加藤が提唱したことに始まる、従来とは異なった総合展示の概念は青木によって名称が付され、博物館展示の中で分類されたことにより、展示学の中で明確な位置づけがなされたと言える。

次に小島道裕は国立歴史民俗博物館（以下、「歴博」とする）での展示をもとに、歴史展示における総合展示論を展開している(18)。小島が基礎とした歴博の総合展示とは、1971年の国立歴史民俗博物館設立構想(19)において、当時の文化庁長官であった今日出海らによって提唱されたものであり、歴史博物館において歴史の流れを時代の流れに沿って通史的に展示するものを「総合展示」と呼称したものであった。小島は歴博での総合展示の実践について、その特

徴や課題を指摘する中で、展示が「意図的なもの、恣意的なものにならざるを得ないということは明らかであろうと思います」とした上で、歴史展示における総合展示とは「多様な歴史像」のうちの「一つの言説に過ぎない」と断言していることから、小島の述べた総合展示論は新井が提唱した課題解説展示、つまり展示者の意図を展示する上での“総合”を意図しているものと考えられる。尚、小島が論じた歴博における「総合展示」は歴史展示に限定されるものの、通史という時間の流れを理解させることを意図していることからも、歴史展示としての課題解説展示と見出すことができよう。よって筆者は総合展示の一形態として総合展示論史の中に位置づけられるものであると考える。

2、総合展示の形態的分類「総合空間（再現）展示」「総合課題（解説）展示」「総合学域展示」

以上の如く総合展示とは、その言葉の意図するところがそれぞれの研究者によって異なっており、統一した概念が規定されなかったと言える。したがって本章では、これまでの研究者によって論じられてきた総合展示を、形態別に分類することを試みるものである。分類にあたり用語の混乱を避けるため“総合展示”という語は博物館展示における展示法、つまり“総合展示法”であることを明記しておく。そしてその下に展示形態としての分類を行うことにより、用語の錯綜は緩和されるものと考える。以上のような概念に基づき筆者は博物館における総合展示法の下に、新たに「総合空間（再現）展示」「総合課題（解説）展示」「総合学域展示」を提示したい。この三つの分類基準によって、これまでに提唱されてきた総合展示論を形態的に整理することが可能になると思われる。以下、筆者が行った分類とそれぞれの展示の定義を個々に述べていく。

○総合空間（再現）展示

棚橋源太郎が「綜合陳列」という語を用いたことに始まり、鶴田総一郎、林公義、富士川金二、また「綜合的方法」という語を使用した高山林次郎の総合展示論が該当するものである。棚橋は綜合陳列が原地グループ陳列、時代室であることを述べており『目に訴へる教育機関』[20]ではこれらを組み合わせ陳列（グループエキシビジョン）であるとして、「ヂオラマ式陳列」をも含めている。また、組み合わせ展示について歴史的変遷という視点から研究を行った下湯直樹は以下のように述べている[21]。

> 博物館における組合せ展示はグルーピングしてモノとモノを単純に組み合わせた組合せ展示から、より明確に課題を表現するために時代部屋、原地生態群や連続生態群が出現した。……(中略)……さらに臨場感を与えることのできる手法としてジオラマ展示が流入した。

このように、青木豊が行った展示の分類[22]を基に「空間再現による分類」を新たに提唱し、組み合わせ展示が該当すると論じたものである。

以上の棚橋、下湯の論を統括すると、生態展示・時代室・ジオラマを含めた組み合わせ展示とは、総合展示法においても分類可能な展示形態であるといえる。つまり、総合空間展示とは総合展示法の中でも、展示意図に基づいた空間再現の技法を持つ展示を指すものである。本展

示の形態はある一つの資料を中心とし、その資料の生態・使用法等を理解させるための空間を再現するものであり、展示意図とは資料そのものを指すことが多いと言えるであろう。具体的には生態展示、時代室、ジオラマ、パノラマ等が本展示形態に該当するものであり、多くの博物館で行われているものである。

○総合課題（解説）展示

新井重三は複数資料の統合としての総合展示とは異なったニュアンスの綜合展示を提唱した。棚橋の論じた綜合陳列は一つの（あるいは複数の）資料を展示意図として、それを中心とした空間を再現する形態であったのに対し、新井が提唱した「課題解説展示」はある一つの課題（テーマ）を設定し、その課題を解説するための展示形態である。よって、本展示形態の意図とは展示者が自由に設定することが可能であり、個々の資料も展示意図を伝達するための一手段として展示内に存在するものである。本展示形態も総合空間展示と並んで人文系・自然系の博物館において多く実践されており、課題解説展示の登場以来、有効な展示手法として博物館界に広く定着しているようである。たとえば筆者がこれまでに実見してきた例では、自然系の博物館において、ある地域の地層の様子を課題に設定し、それを地質学の研究に基づいて実際の鉱物や岩石などの実物資料と共に、パネルや題箋・映像資料等によって解説するといった展示が存在する。この場合の展示意図とは、展示者が選定した「ある地域の地層の様子」であり、それが展示課題（テーマ）である。その課題を解説する手段として一次資料である鉱物や岩石などが、パネルや題箋などと共に併存するのであり、この点が総合空間展示との相違点である。尚、以上の概念に基づいて考えた場合、展示室全体を総合展示と呼称する高橋信裕の論も、設定した課題を一つの展示室の個々の展示によって達成しようとすることから、その展示室全体を巨大な総合課題展示と見出すことができるであろう。

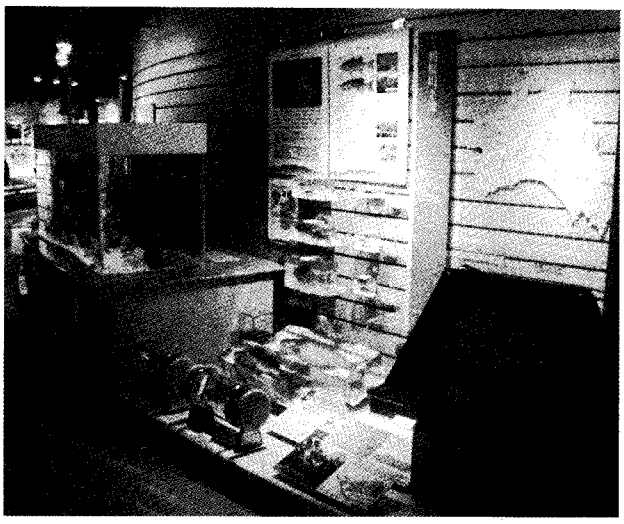

写真２　総合課題展示：飼育展示・映像資料を取り入れた課題解説展示（群馬県立自然史博物館）

○総合学域展示

総合学域展示とは加藤有次によって提唱された新たな総合展示の形態であり、青木豊によって展示学の中で明確な分類がなされた展示形態である。本展示形態について加藤は以下のように述べている[23]。

人間生活は、決して自然と切り離すことのできない関係にあるのであるから、人文科学部門の展示と自然科学部門の展示とは分離されてはならず、人間と自然との係わりあいを

展示することこそが重要なのである。ある特定の問題テーマをとりあげたとすると、資料おのおのは、あらゆる学問的見地に立脚して収集され、それを問題テーマに適した内容に組み立てて表現することが展示の本来の意義というべきなのである。

このように加藤の総合展示論は、それまで人文系と自然系のそれぞれの分野で個々に行われることの多かった総合展示について、両分野を統合した研究に基づいて展示すべきものであった。そして、加藤の論を受けて青木[(24)]は以下のように述べている。

伝達情報が単一の学問領域による研究成果であるところの抽出情報に限定されるのではなく、総合的な研究成果に基づく情報の伝達なのである。……(中略)……つまり、総合展示とは、一つの課題に対し自然系・人文系の学問領域はもとより、さらに細分された学問領域を超越し、すべての学問領域の成果を統合したものなのである。

このように、加藤と同じく総合展示が人文系・自然系のみでなく、さらに細分された学問領域の見地に立脚して研究された成果を展示することを明らかにしたのである。

つまり、総合学域展示とは単一あるいは複数の学域に基づいた研究成果の展示である総合空間展示・総合課題展示に対し、一つの資料について自然系・人文系を超えたあらゆる学問領域に基づいて収集、研究された成果を展示するものである。よって本展示形態の展示意図としては総合空間展示と同様、資料そのものを指すことが多いと言えるが、資料の分析方法の点で先の二形態と大きく異なるのである。尚、青木が同著で述べたように本展示形態は現在のところ実践されておらず、筆者も実際の博物館展示では確認できていないのが現状である。

展示法	展示形態	展示例
総合展示法	総合空間（再現）展示	時代室・生態展示・ジオラマ・パノラマ
	総合課題（解説）展示	課題解説展示
	総合学域展示	

おわりに

以上、これまで論じられてきた総合展示論を概観し、それを基にして総合展示の形態的分類を行った。そこから導き出された総合空間展示・総合課題展示・総合学域展示の三つの形態によって、一応の分類は可能になるものと考えられる。しかし今回、筆者が提示した試案は総合展示論史からのアプローチであり、実際の博物館で行われている総合展示には当分類が当てはまらないものも多く存在すると言えよう。また冒頭で述べたとおり、何をもって“総合”とするかということを考えた際、本稿では展示者の意図がどこに志向するのかという観点で分類を行ったが、この点についても別の観点からのアプローチが求められると考える。以上の課題点は、筆者の今後の研究によって明らかにすべき点であるが、本稿ではこれまで展示学の中で不明瞭であった総合展示の定義の一端を明らかにすることを目的とした。本稿の至らぬ点は大方の御指導と御批判をお願いいたします。

末尾ながら、本稿を執筆するに当たって日ごろから御指導賜っている國學院大學教授青木豊

先生、同准教授落合知子先生、図版及び写真の掲載に御助力頂いた國學院大學博物館学助手野中優子氏にこの場を借りて深く御礼申し上げます。

註

(1)加藤有次 1981「総合博物館」『博物館学講座 第7巻 展示と展示法』雄山閣

(2)関秀夫 1993『日本博物館学入門』雄山閣

(3)総合展示の先行研究については、新井重三 1958「博物館資料の展示法とその形態について」『博物館研究』Vol.31 No.11 青木豊 2003『博物館展示の研究』雄山閣

(4)棚橋源太郎 1950『博物館学綱要』理想社

(5)高山林次郎 1899「博物館論」『太陽』第5巻9号（栃崎正治 笹川種郎編 1925『改訂註釋 樗牛全集』第一巻 博文館所収）

(6)棚橋源太郎 1930『目に訴へる教育機関』寶文館

(7)棚橋源太郎 1953『博物館教育』創元社

(8)鶴田総一郎 1956『博物館学入門』理想社

(9)新井重三 1953「わたくしの博物館学—綜合展示の原理と発展について—」（その一及びその二）『日本博物館協会会報』20～21 合併号

(10)新井重三 1958「博物館資料の展示法とその形態について」『博物館研究』Vol. 31 No. 11

(11)林公義 1978「展示」（伊藤寿朗 森田恒之編）『博物館概論』学苑社

(12)加藤有次 1977『博物館学序論』有山閣

(13)富士川金二 1980『改定・増補 博物館学』文成堂

(14)田辺悟 1985『現代博物館論』暁印書館

(15)梅棹忠夫編 1980『博物館の世界』中公新書

(16)高橋信裕 1996「常設展示（2）」（日本展示学会編）『展示学事典』ぎょうせい

(17)青木豊 2003『博物館展示の研究』雄山閣

(18)小島道裕 2003「歴史展示をつくるとは—歴博総合展示を手がかりに」『歴史展示とは何か 歴博フォーラム 歴史系博物館の現在・未来』国立歴史民族博物館

(19)今日出海他 1971「〈座談会〉—国立歴史民俗博物館（仮称）の基本構想をめぐって—」『月刊文化財』第94号

(20)註6と同じ

(21)下湯直樹 2007「組み合わせ展示の研究—歴史的変遷からみた課題と展望—」『博物館学雑誌』第33巻 第1号

(22)青木の行った展示の分類については前掲、註17参照

(23)註12と同じ

(24)註17と同じ

（國學院大学大学院文学研究科博士課程前期）

アメリカ合衆国における博物館教育

—東部二都市調査事例からの考察—

The issue of museum education in United States of America

中村　千恵

NAKAMURA Chie

はじめに

アメリカ合衆国（以下アメリカと表記）の博物館の歴史は、世界の博物館の中では比較的短いと言えるであろう。しかし、その成立期から積極的に地域や社会に働きかけ、社会教育機関としての地位を確立している。現在の日本における博物館教育も、アメリカの実績に依る部分が多く見受けられる。

我が国でも、全国各地で盛んに講演会や体験講座といった教育活動が行われ多くの実践が蓄積されているが、昨今の脱ゆとり教育の機運によって、博物館は再びその活動を見直す時期に入っているのではないか。こうした背景を鑑み、日本での取り組みとの比較・考察を行うべく、博物館教育の分野をリードし続けるアメリカの博物館展示及び教育活動の現状を、筆者が強い関心を抱いている体験型の展示・教育活動を中心として、多数の館種について調査を行った。更に、幾つかの館では来館者対応やアクセシビリティの担当職員の方にインタビューを行った。日程は以下の通りである。

9月1日　アメリカへ出発　デトロイト経由でボストンへ
2日　ボストン美術館（見学／インタビュー）・科学博物館（見学／インタビュー）
3日　ハーバード大学附属自然史博物館（見学）
4日　ボストン子供博物館（見学）
5日　アメリカ自然史博物館（見学）・ニューヨーク近代美術館（見学）
6日　ブルックリン子供博物館（見学）・アメリカ歴史協会（見学／インタビュー）
メトロポリタン美術館（インタビュー）
7日　日本へ出発
8日　日本帰国

本調査ではアメリカでの現状を報告すると共に、優れている点をどのように日本に合う形で取り入れていくことができるのか、欧米の後を追うだけではない、我が国独自の博物館教育の構築への提案を行うことを目指したい。

1．アメリカにおける博物館教育の背景

アメリカ教育の特質

はじめに、アメリカの博物館教育がどのような背景に成り立っているのかを概観したい。アメリカの教育システムは、日本とは大きく異なっている。博物館も社会教育機関として、そのシステムの中に位置付けられていることから、まずはその中でも主要な役割を担う学校システムについて述べ、アメリカ社会が教育に対してどのような価値観を抱いているのかを明らかにしたい。

アメリカ教育の特質について、教育史学者クレミン（Lawrence A. Cremin 1925-1990）の枠組みが、最も注目すべき見解であるとして紹介されている。(1)田浦武雄によると、クレミンはアメリカ教育を特色づける枠組みとして、①多様性（diversity）、②包括性（comprehensiveness）、③公共性（publicness）、④普遍性（universality）の4点を挙げている。以下に田浦によるクレミンの4要素を概説する。①多様性は、日本と比較して圧倒的に広い国土面積、バラエティーに富んだ人種構成、州が寄り集まって形成される国家体制等の要素によって形作られる。その特徴は、アメリカの公教育が各州または町によって教育制度が運用され、中央政府からの法的規制が少ないことに象徴されるであろう。②包括性は、他国では専門学校のように特化して独立している機能が、包括的に果される高等教育機関を有する点に象徴される。そのような機関では、「教養教育、専門職業人養成、研究者養成という機能の他に、社会的正義の実現、政治改革、青年に対する責任といった機能」(2)が期待されるものとして、知識の教授にとどまらない包括性が挙げられている。③公共性は、地域の教育予算の決定、校長人事、教育課程の編成等の事項が、住民投票による公選制の教育委員会によってコントロールされる体制に現れている。また、教育経費の大部分は教育税という形で住民によって負担されており、投入された税金に見合う適切な効率を問われるアカウンタビリティ（accountability）という概念も、公共性に関わる問題である。最後の④普遍性は、建国当初からの「民衆のための無月謝及び万人共通の教育」という教育理念に基づいており、各教育段階への就学率によってもその理念をうかがうことが出来るとされる。

しかし、これらをアメリカ教育の光の面とする一方で、1970年代より別の視点から、その階級性や不平等性が指摘されている。(3)これらの影の面は、人種や地域による賃金格差にも象徴されるものであると考えられる。この点における顕著な特徴として高学歴・高学位化があり、「社会階層を上昇するためには希少価値のある文化資本としての資格証が必要」(4)という共通観念が社会に浸透している。

アメリカ教育の変遷

次に、アメリカにおける教育がどのような道を辿って現在に至るのか、その変遷を通観する。日本の詰め込み教育からゆとり教育、そしてそこからの揺り戻しがあるのと同様に、アメリカも卓越（Excellence）と平等（Equality）の狭間を揺れ動いている。今日のアメリカ教育への道筋を示したのは、第3代大統領ジェファソン（Thomas Jefferson 1743-1826）であるとされる。彼は1781年『ヴァジニア覚え書き』の中で「政治の権威を最終的に国民におく以上、国民の

側に一定水準以上の知識と教養が備わっていることが大前提であるとして、公費によって運営される、すべての国民を対象とする初等教育を普及することと、経済的には恵まれないが、才能豊かな優れた青少年を選抜し、これらの者に公費でもって教育をおこなうことを主張していた。(傍線筆者)」[5]と述べており、ここに既に卓越と平等という概念が含まれていることが注目すべき点である。

その後南北戦争を経て、19世紀末から20世紀中葉にかけては教育の平等化への動きが高まり、高等教育が上層階級に留まらず、一般大衆にもより解放される法案改正が行われる等、新しい産業社会に適応する人材を、より多く効率的に作り出すという役割が教育には付加された。1960年代の教育改革では平等を志向しながらも、結果として英才優先の卓越化が先行し、そうしたカリキュラム重視の傾向や、社会の急激な都市化による学校の非人間化現象から、1970年代には学校の人間化を訴える改革が為されるが、経済不況により改革は停滞した。

更に70年代には、公民権運動の影響から各州・各学校で異なるカリキュラムが行われたが、国際学力評価ランクの低下が明らかになったことにより、1983年レーガン大統領政権の諮問機関による最終答申『危機に立つ国家—教育改革への至上命令—』(原題：A Nation at Risk: The Imperative for Education Reform)の中で、70年代に低落した教育改革を再生し、強いアメリカの復活を目指す指針を発表した。[6]しかしその成果は振るわず、クリントン政権の1994年教育改革方針Goal 2000において、新たな目標が示されている。その目標の中では、高校の中退者を減らし卒業率を90%以上に向上することや、成人の識字率の向上等マイノリティの子供や保護者への措置が見られ、全体的なボトムアップを狙う平等の概念が看取される。[7]これにより全国統一的な基準を設けて均一化を図り、定められた基準に基づいたテスト評価が行われるようになったが、現在またその成果を問い直す時期に入っていると言えるであろう。

こうした背景を受けて、アメリカの博物館団体であるThe American Association of Museums(以下AAMと表記)では、博物館を「世界の事物を収集、保存、解釈することによって、国民に対し他の機関では為し得ない独自の貢献をする(筆者訳)」[8]機関であると定義し、「本質的に教育的であるべきである(筆者訳)」[9]とその役割を規定している。

2．多様性の尊重—来館者の視点から—

学びの多様性

前章でも述べたように、アメリカの教育におけるひとつの特質は、多様性である。その特質は、博物館の展示や教育活動の中にも見て取ることが出来る。ここでは特に展示や教育活動における多様な学びのあり方について記述する。

筆者はマッカーシーやガードナーによる教育理論[10]をもとに、日本で行われている体験展示・教育活動の実践事例を以下のように分類を行った。

実習型	職場体験等、ある一定期間を館内で過ごし、業務の一部を担うといった活動によって社会的な経験を得ることを目的としたもの。	追体験型	情景再現展示や火おこし等、古代や過去の出来事を擬似的に振り返ることを目的としたもの。
原理体感型	科学技術等の原理や法則を、身体の動きを伴って理解することを目的としたもの。	調査型	調べ学習を行い、その成果を何らかの形で発表し、その対象に対して新しい発見を促すことを目的としたもの。
知覚型	触覚や嗅覚等、人間の知覚に訴えることにより理解を促すことを目的としたもの。	製作型	作品を制作することを通じて、技術の向上や創造性の発達を目的とするもの。
展示活用型	展示に対してワークシート等を使用し、ひとつのものに対し多様な考え方を獲得することを目的としたもの。	擬似研究型	研究活動等を擬似的に実践するもので、対象となる学問分野や博物館活動に対する理解を深めることを目的としたもの。
文化理解型	自分とは異なる地域・年齢・言語等の人々・モノとのコミュニケーションを通じて、多様性を受け入れ人格的な成長を促進することを目的としたもの。	自然観察型	動植物や天体の観察を行い、スケッチ・採集等の活動によって自然に親しみ理解を深めることを目的としたもの。

上段表のように、ひとつの事物に対しても多くの学び方が存在し、それは個人それぞれによって選び取られるものであると考える。この考えに基づき、アメリカで見学した事例を幾つか挙げる。

まず、体験展示の中でも数多く見られる原理体感型について述べる。原理体感型とは、科学の原理・法則を身体の能動的な働きかけによって、体感し理解を促すものである。（図１）特に科学館・サイエンスセンターにおいて特徴的だが、子供博物館でも多く見られる事例である。以下の２事例はボストン科学博物館（以下MOSと表記）の原理体感型の展示例である。原理体感型の展示は日本においても見られ、未就学児から小学校高学年程度を中心として利用されている傾向がある。この展示形態は、どこの館でも大きな違いが無いことが一種の特徴でもある。しかし、ハンズオンの先駆けとして名高いボストン子供博物館では、原理体感型をオズの魔法使いのストーリーに組み込むという試みを行っていた。（図２）物語を楽しみながら、体を使って自然と科学の法則に触れられるという構成は非常に興味深く、多様な関心を持つ来館者をより効果的に惹き付ける手段として評価出来ると考える。

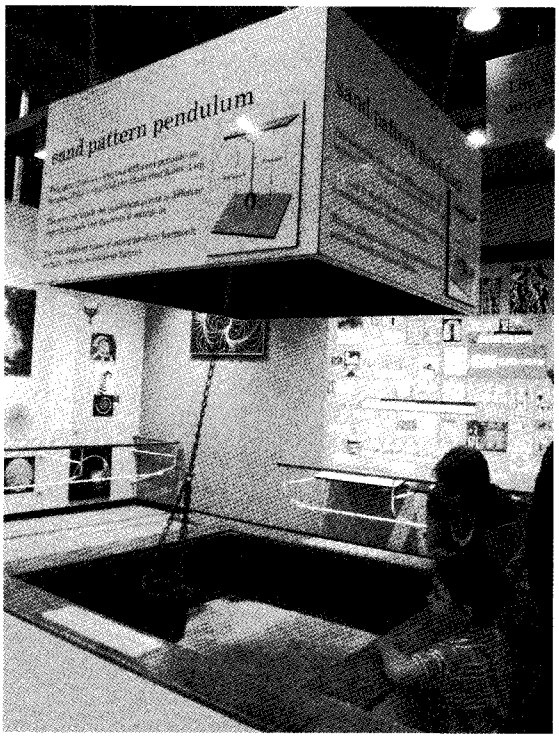

図１　原理体感型の例（MOS）

体験展示としてもうひとつ主要なタイプには、触覚や嗅覚等人間の諸感覚に訴えかけ

ることを目的とした知覚型がある。（図３）これには美術館でのタッチツアー等のようにユニバーサル・デザインとしての役割を内包しているものもあるが、それらについては後述することとする。まず、知覚型でもっとも多いのは触覚に訴える展示、つまり手でさわることが出来るものである。この展示形態は、MOS・アメリカ自然史博物館等で見受けられた。意外にも館内全体が体験展示で溢れている子供博物館においては、知覚型の展示はあまり見られなかった。この点については、子供の発達段階において身体的な能動性が重視されることや、各館がそれぞれ伝えたいテーマ等によっても取捨選択されると考えられる。

図２　「オズの魔法使い」錯視の原理体感型
（ボストン子供博物館）

しかし、上記のような身体的能動性を有する体験展示の教育効果が高く、それ以外の展示方法がそうでないという訳では決してない。今回調査したボストン美術館・ニューヨーク近代美術館（以下 MoMA と表記）では、ワークシートを総合受付やビジターセンターで配布し、より鑑賞が深まるよう工夫している。特にボストン美術館では、新たにオープンしたアメリカ美術棟（America Wing）での鑑賞ツールとして「PASSPORT TO THE AMERICAS」というワークシートを作成している。これはギャラリーの中を旅するという設定で、旅のガイドの導きによってギャラリーを見て回ることが出来るようになっている。鑑賞のヒントとなる質問や、単なるデッサンに限らず、ギャラリーを観た来館者の創造性をかき立てるような要素が盛り込まれており、これもひとつの体験学習として展示活用型と分類可能であろう。つまり「見る」という動作を、いかに能動的な行為へと導くかが肝要なのである。

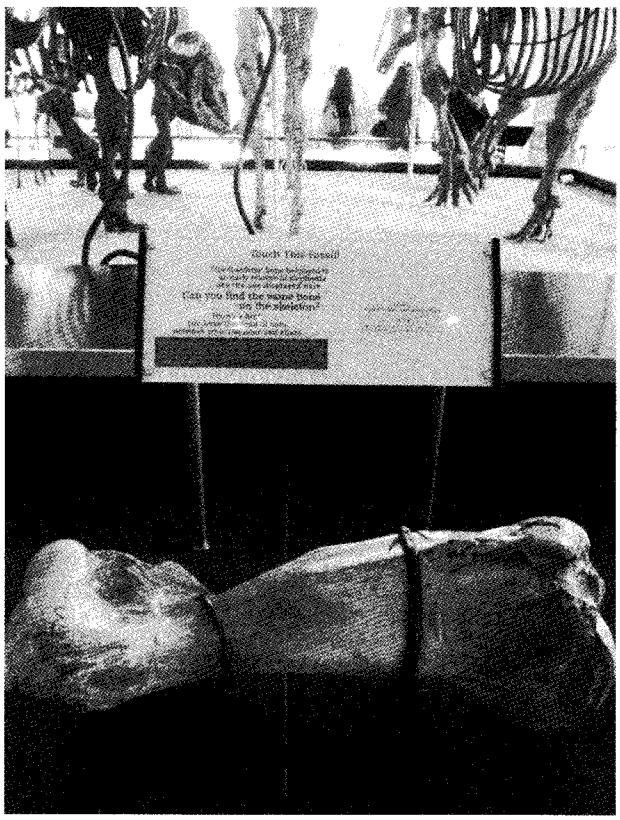
図３　知覚型の例
（アメリカ自然史博物館）

また、ハーバード大学付属自然史博物

館では、研究材料として集められた多くの自然史資料が展示されており、主に分類学に基づいた分類展示で構成されている。(図4）分類展示は、その学問分野に馴染みの無い一般来館者には理解が困難であり、一般来館者と研究者それぞれに向けた展示方法を取り入れるべきとの提唱もある。[11]だが、貴重な資料群による圧倒的な質・量の展示は、何かしらのインパクトを観る者に与えるように思われるし、その分類の要素を直観的に読み取れるような展示形態であれば、分類展示も多くのメッセージを来館者に伝えることが出来るのではないか。同様にアメリカ自然史博物館の生態展示も、静的な展示形態ではあるものの、ガラスの向こうから伝わってくる動物たちの躍動感は、動物園とはまた異なる迫力を有していると考える。(図5）動物の生息環境や、特徴的な形質をじっくりと心行くまで観察することができ、動物園では見ることの出来ない生物としての一瞬が凝縮されており、これらは生態学等多岐にわたる分野の研究があってこそ実現可能な自然史博物館ならではの展示であると考える。

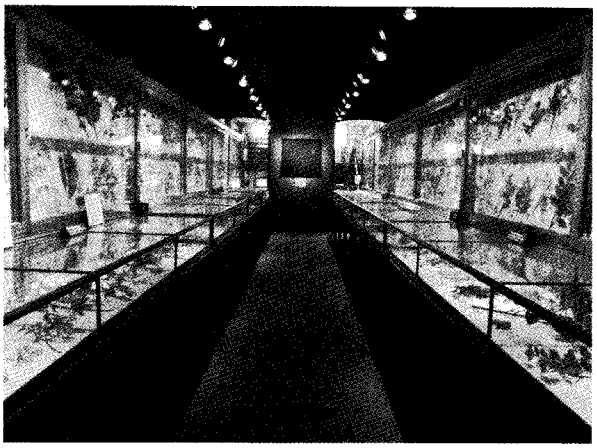

図4　分類展示の例（ハーバード大学付属自然史博物館）

以上動的な体験展示・体験学習と、静的な分類展示・生態展示について述べた。異なるタイプの館種を訪れたことによって、それぞれの展示は各館の研究活動に基づき、資料のメッセージを最もよく伝えることを念頭に構成されていることが理解できた。同時に、筆者が考えるように来館者の学び方が個人それぞれであるならば、ひとつの展示や学習方法のみに依ることなく、バリエーション豊かな学び方を備えることが、博物館教育においてはより一層重要な点であると考える。展示法・学習方法において、アメリカと比べて日本はほとんど遜色無いと看取されるが、博物館における学びにおいて日本と大きく異なる点は、次に述べる来館者の多様性が関係していると考える。

来館者の多様性

次に、アメリカの博物館に見られる来館者の多様性について述べていきたい。まず挙げられるのは、人種の多様性である。今回訪れた館は、世界的に有名なところが多い為、各国からの観光客も数多く訪れている。これは日本でも東京国立博物館等の大規模館は、来館者総数は異なるものの状況としては類似する点であろう。ボストン美術館・アメリカ自然史博物館・MoMAには日本語のリーフレットが置かれており、特にMoMAでは日

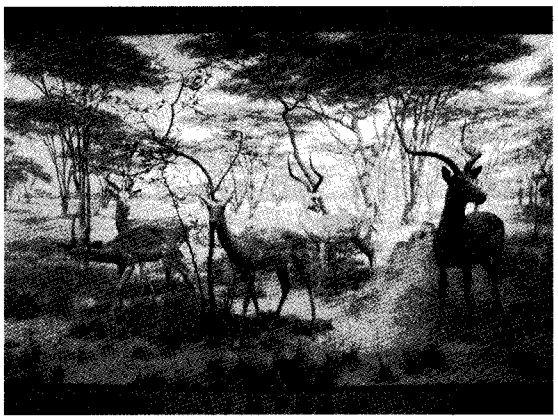

図5　生態展示の例（アメリカ自然史博物館）

本語版のオーディオガイドも常備されガイドブックも販売されている。ただし英語以外の外国語オーディオガイドでは常設展示のハイライト版のみで、より専門的な解説ガイドは英語に限定されている。MOSではIMAXシアター用のオーディオガイド開発を進めており、訪れた時はスペイン語版のテストが行われていた。日本でも国立科学博物館等が英語版のガイドブックを販売しているが、二言語に留まらず数カ国語に及ぶリーフレットを用意していることは、訪れる人が多様なバックグラウンドを持つことを示唆している。館内のパネルや案内板は、英語のみであるのがほとんどだが、ボストン子供博物館ではスペイン語の表記も共に用いられていた。（図6）これは当該博物館が位置する地域住民の特性が、大きく関わっていると考えられる。

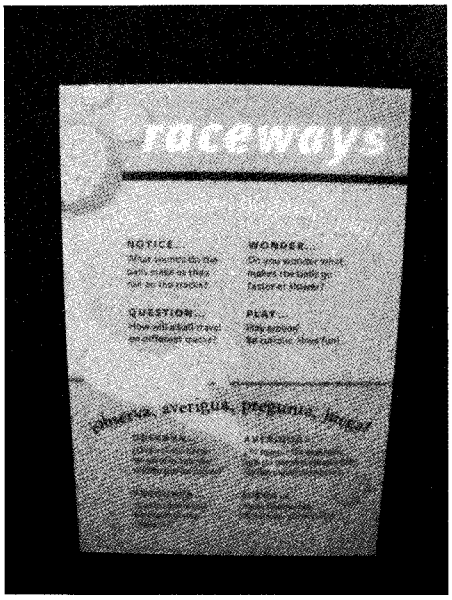

図6　ボストン子供博物館の二言語表示
（上段：英語、下段：スペイン語）

特に、その人種的多様性が顕著に表れるのは、子供博物館である。ボストンとブルックリン両子供博物館では、それぞれにアフリカ系・カリブ系（ボストン子供博物館では両者を合わせてBoston Blackというコーナーを設置）の体験展示を設けている。日本の子供博物館・キッズプラザ大阪でも世界の文化に関する展示は行われているが、キッズプラザではアフリカ・アジア・ヨーロッパ・アメリカと、世界中を網羅するように構成されているのに対して、上記2館のようにブラックアメリカンの文化に焦点を絞った展示はアメリカ特有のものであると言えるであろう。これは相互に文化交流を深めることを狙いとする文化理解型の体験展示であるが、アフリカ系のアイデンティティを持つ子供とその保護者に対しても、自らの有する文化を理解し誇りを持つよう促す意図も含んでいるのである。

一方で、人種以外の社会的マイノリティとしてしょうがい[12]を持つ人々が挙げられる。アメリカの博物館では、しょうがいを持つ人々を受け入れる姿勢を積極的に示していることが大きな特徴であると考える。日本でも近年特に視覚しょうがいに関しては多くの取り組みが行われているが[13]、アメリカでは聴覚しょうがい、肢体不自由、更に自閉症やアルツハイマー患者等、多岐にわたるプログラムと、施設面での館内整備を継続的に進めている。この章では特に学習プログラムに関して、MOSとボストン美術館、メトロポリタン美術館（以下METと表記）の3館での取り組みを紹介する。

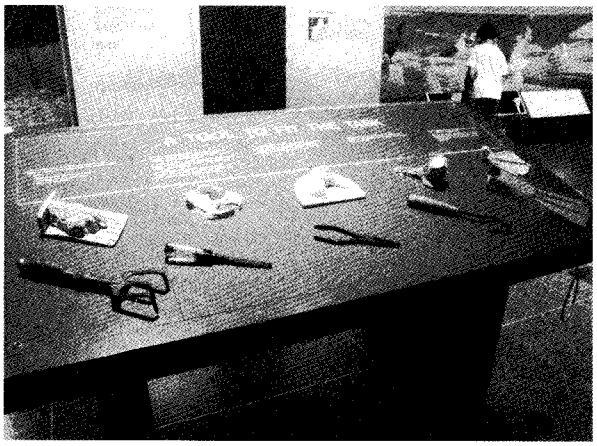
図7　ユニバーサル・デザインに基づいた展示（MOS）

まず、MOSではユニバーサル・デザイ

ンに基づいた展示について紹介する。展示のほぼ全てに音声ガイドが設置されており、その装置の形状も肢体しょうがいを持つ方でも利用し易いようにデザインされている。更に、北米動物たちのゾーンでは、動物たちの鉤爪や嘴の形状や、それらが果たす機能を、身近な工具と比較して理解できるようなハンズオン展示が設置されており、展示台には車椅子でも容易にアクセス出来るように設計されている。（図７）これは動物の生態と、各特徴の役割を非常に分かりやすく示しており、かつ年齢・文化・しょうがい等の個人的背景に関わらず、多くの人が楽しめる大変素晴らしい展示であると考える。また前述したIMAXシアターでは、聴覚しょうがい者向けにThe rear-window captioningというシステムを導入している。これは劇場後部の電光掲示板に反転した文字が点灯され、自席でその文字を反射板で読むことが出来るというシステムである。（図８）これにより、聴覚しょうがい者も一緒に来館した同行者と共に、自由に上映を楽しむことが出来るのである。日本でも直近で映画鑑賞への眼鏡型の字幕補助ツールが発表されており[14]、MOSのような取り組みが進むことを大いに期待する。MOSの一連の取り組みには、自らも肢体にしょうがいを持つ職員が携わっており、組織の在り方としても高く評価出来るものである。

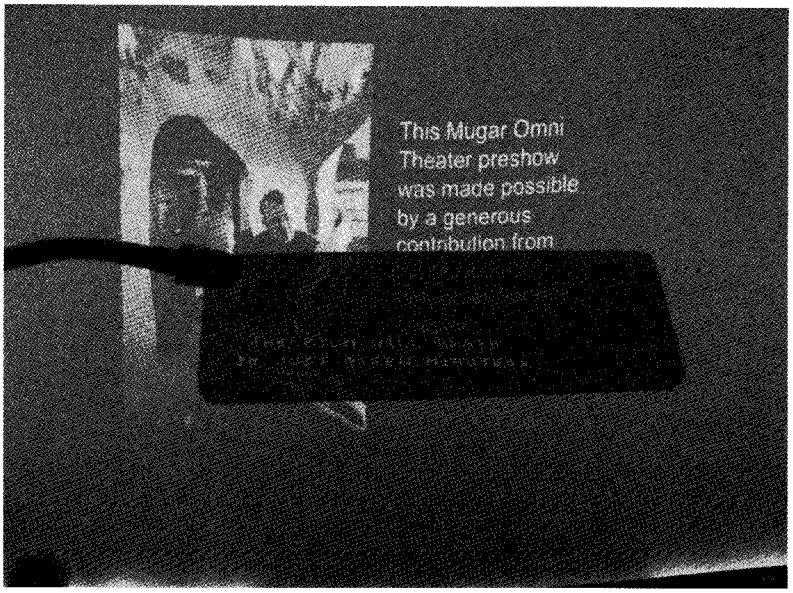

図８　The rear-window captioning（MOS）

次に、ボストン美術館・METで行われている取り組みについて、主に視覚しょうがい者への視点から紹介を行う。彫刻作品等を触覚によって鑑賞するタッチツアーは両館共に行われているが、ボストン美術館でアクセシビリティ担当者のMs. Valalie Burrowsよりガイダンスをいただいたのでそちらを中心に筆述したい。ボストン美術館では、タッチツアーで鑑賞する作品は、学芸部のスタッフが保存との兼ね合いを考慮して選び出す。タッチツアーを行う際には、参加者の年齢やしょうがいの状況（重度や複数しょうがいの有無等）に応じて、背の低い子供や車椅子利用の場合には彫刻の足に注目するfoot tourを行うといった、参加者を主体とした柔軟性のあるプログラムが行われている。タッチツアーの範囲は全館に及び、古代エジプト美術から近年のブロンズ作品まで多岐にわたる。作品にはタッチツアーに適しているものとそうでないものがあり、作品保護の観点以外にも素材・形・表現の差異等を比較しやすいものや、エジプトのカルトゥーシュのように彫りが深いもの、触察時に安全なもの等が条件になっている。（図９）

METではタッチツアーに加えて、実物資料やレプリカで構成されるタッチコレクションと

いう独自の学習キットを開発している。今回はエデュケーターのMs. Rebecca McGinisへのインタビューを行い、加えて立体印刷が施された点字付き作品カタログ3種を拝見した。カタログは安価で大量に製作可能なものから、高価で一点ずつ手作業で製作され立体度が高いもの等があり、それぞれ来館者の年齢やしょうがいの程度によって使い分ける。タッチツアーやタッチコレクションを利用する際には、触ったり解説を聞いたりするだけでなく、作品の周囲を歩いて大きさを感じ取る等、色々な感覚を組み合わせることが重要であるとのことであった。

更に両館で共通する質問として、「視覚しょうがい者に絵画を鑑賞したい」と要望された場合についてインタビューを行ったところ、両者共に「歓迎する。その際には鑑賞を助けるために、絵が部屋のどこに位置するのか、またその大きさや描かれている内容等、あらゆる情報を言語によって詳細に伝達することが重要である（筆者訳）」という主旨の回答をいただいた。日本ではさわるという行為自体に注目する傾向があるように看取されるが、それのみに固執することなく言語による子細な描写や、諸感覚の組合せがあってこそ効果を高めることが出来ることを改めて認識するべきである。

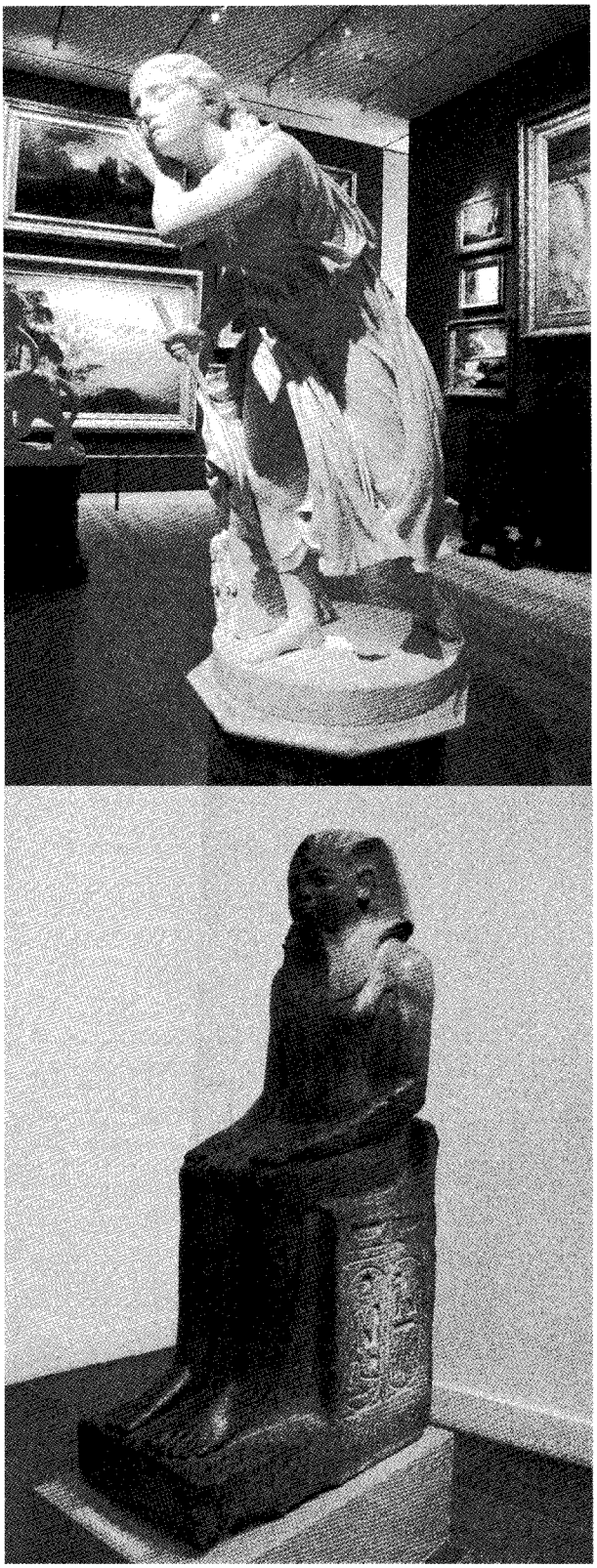

図9　タッチツアーに使用される彫刻作品（ボストン美術館）

3．体験（Museum Experience）を支える思想―博物館の視点から―

以上に述べてきたような多様な学びや人々を受け入れ、豊かな体験を提供しているその根底にはどのような思想があるのであろうか。来館者の博物館体験（Museum Experience）[15]を支える博物館側の考え方について、インタビュー調査や頒布物の記述をもとに思索を巡らせ

てみたい。

今回の調査から、アメリカの博物館教育の思想において、最も特徴的な点を２つ挙げたいと思う。まず、一つ目は「コミュニケーションの重視」である。各館で様々な教育プログラムが行われているが、特に目立ったのが家族向けのファミリープログラムやサービスである。展示室

で気軽にできるワークシートから、事前予約が必要なものまで様々なものが準備され、家族のコミュニケーションをサポートしている。対象は４～５歳から14歳位までと幅広く実施される点が、小学生を主な対象として行われることが多い日本の親子教室等との違いである。14歳以上になると更にティーンプログラムが設定され、より自分の興味に合ったものを選択できるようになる。また各館にはファミリー向けのガイドリーフレットが備えられ、それらには休憩所やベビーカーの利用について等の必要な情報が網羅されており、学習以外の面についても手厚いサポートが行われている。

そこで、コミュニケーションを促進することを意図した事例を２例紹介したい。ひとつはボストン子供博物館の展示に関する保護者向け説明板である。（図10）この説明板には、子供たちに当該展示で学んで欲しいことに加えて、最後の一文に「もし子供たちに聞かれたことへの答えを知らなくても、一緒に探して何か新しい発見をしてみてください（筆者訳）」と添えられている。展示室に点在しているこの説明板は、展示を通してコミュニケーションすることの重要性を訴えているものである。もうひとつは、ニューヨーク歴史協会でのiPad等を利用した解説アプリケーションの開発である。

Visitor Experienceの担当者であるMr. Chris Cataneseを中心に開発を行い、視覚・聴覚しょうがいを持つ人も利用できるように操作方法に工夫が凝らされている。Mr. Cataneseは当該アプリケーションの開発について「立っていたり、周りが話してい

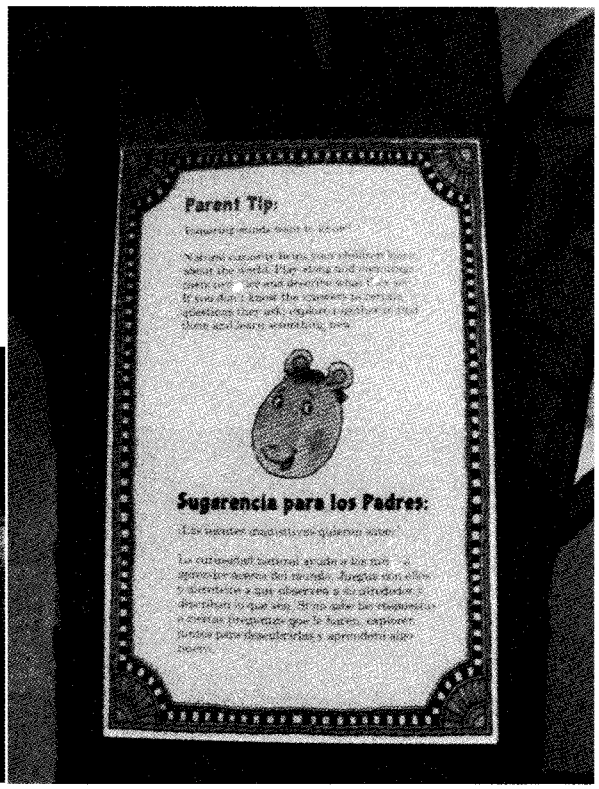

図10　コミュニケーション促進の為の工夫
（左：裏庭の身近な自然の展示、右：左展示後方のパネル拡大写真）

たりと博物館は勉強をするにはふさわしい場所とは言えない。リラックスした状態で楽しんで、こうしたツールによって更にコミュニケーションが生まれることが望ましい。(筆者訳)」と語っており、このことからもアメリカの博物館が社会や家庭の中でどのような役割を期待されているかを理解できるであろう。

特徴の二点目は、「share experience」という理念である。この言葉は、インタビューを行った4名の来館者対応やエデュケーターの言葉の中に繰り返し現れ、大変印象的であった。このexperienceは日本語で言うところの体験だが、日本の博物館で使われている体験学習等という意味とは少し異なるように思われる。各館のリーフレットにはVisitor Experience(またはMuseum Experience、Experience)という言葉が多用されており、それらはJ. H. FolkとL. D. Dierkingが著書の中で述べた「来館者の博物館体験とは展示物との相互作用だけではなく、彼が構築する個人的、社会的、物理的コンテキストの総和だからである。」[16]という定義に基づくものである。日本では博物館での体験や学習というと、展示を観ることや何かの講座に参加することという狭義の意味を指すものであるように看取されるが、Experienceという概念は、更に広義の博物館における学びを意味する。AAMの2010年から2015年までの五ヵ年計画の中でも、「Museum experienceとは、学識に裏付けられた場での本物との出会いや、本質的な学習によって特徴付けられるものである。(筆者訳)」[17]と定義されており、アメリカでは広く認識されている概念である。ここでのshare experienceの相手はエデュケーター、一緒に訪れた家族や友人等、様々なバリエーションが想定されており、博物館が単に知識を仕入れて帰る場所なのではなく、そこを起点として来館者の生活の中で博物館体験が一層の広がりを見せることを期待しているのではないか。この理念は、先に述べたコミュニケーションを重視する姿勢とも密接に関連しており、両者は本来一体のものとして考えられているように推察される。

以上の様な博物館側の来館者に対する理念が、アメリカの博物館でのキュレーターとエデュケーターの緊密な連携による教育プログラムや、伝統的建築物の大胆な改築によるユニバーサル・デザイン等をも可能にしていると考える。

おわりに

ここまでアメリカ教育の特質・背景に端を発し、調査から明らかになったアメリカの博物館における特徴を来館者からの視点と、博物館側の理念というという視点から考察を行ってきた。日本と比較して考えてみると、まず教育、特に体験という概念の有する意味の豊かさに驚かされる。我が国でも「博物館の中で何かを体験すること、経験すること(たとえば、ミュージアムショップで買い物をする、ワークショップに参加するといった、具体的な「行動」)が「体験」なのではなく、そのことによって自分自身の中で、何かが生まれ、自分と同化する作用がビジターズ・エクスペリエンスである。」[18]と述べられ、現在は広義の体験概念へと変化していく過渡期にあるのではないかと考える。この概念に基づくならば、日本の博物館教育は教育や学習といった言葉に囚われ過ぎず、来館者の多様な学び方に沿うようバリエーション豊かな展示やプログラムを指向する必要がある。

しかし、アメリカの様に多くの教育プログラムを行うには、多額の予算が必要である。公立館が多い日本に比べて、アメリカでは独自に予算を調達する私立館がほとんどであり、教育プログラム（特にしょうがい者向けのもの）は財団や企業からの寄付に依る部分が多い。[19]だが言い換えれば、日本の博物館では財政難という面ではスタートラインは同じなのであるから、各館独自の取り組みが一層盛んになるよう期待したい。

両国の教育体制の違いによって、アメリカではレクリエーションの役割が博物館に期待される大きな要素であるように看取される。しかしそのレクリエーションは、博物館での研究成果を生かし市民へ還元する意味も含んでおり、教育的効果のあることを原則としている。近年では我が国でも、博物館体験が人々に与える影響についても研究が進んでおり[20]、今回の調査は我々も狭義の学習効果に留まることなく、より広い視点で博物館での体験や学習を考える必要があることを裏付けるものになったと考える。

註

(1)田浦武雄　1994「アメリカ教育の文化的構造」『アメリカ教育の文化的構造』名古屋大学出版会　6頁

(2)註1に同じ　8頁

(3)同上　10-13頁

(4)早川操　1992「アメリカ人の教育観」『アメリカの教育―「万人のための教育」の夢』弘文堂　45頁

(5)武市良成　1994「アメリカにおける平等と卓越性の追求」註1前掲書　87頁

(6)註5に同じ　95-99頁

(7)川上具美　2010「アメリカのスタンダード教育改革の浸透と模索する歴史教育―暗記型か指向型授業か」望田研吾編『21世紀の教育改革と教育交流』東信堂　111頁

(8)The American Association of Museums HP　http://www.aam-us.org（2011年10月21日現在）

(9)註8に同じ

(10)G.E.Hein/ 鷹野光行監訳　2010『博物館で学ぶ』同成社　37-41頁

(11)青木豊　2000「Ⅱ 展示の分類と形態」『博物館展示法』新編博物館学講座第9巻　雄山閣出版　60-67頁

(12)しょうがいについての表記は、ひらがなで統一することとする。これは「障りがある」「害がある」という意味が含まれることを避ける意図の為である。
中村千恵　2010「野外博物館のバリアフリーについての一考察」『國學院大學博物館学紀要』第35輯　國學院大學博物館学研究室　133頁

(13)吹田市立博物館では、2006年より毎年さわれる展示が行われている。

(14)2011年10月17日読売新聞夕刊

(15)J.H.Folk & L.D.Dierking/ 高橋順一訳　1996『博物館体験』雄山閣出版　69頁

(16)註15に同じ

(17)AAM Strategic plan, The Spark, AAM HPhttp://www.aam-us.org（2011年10月21日現在）

(18)鈴木みどり　2007「デンバー美術館の教育普及事業—ミュージアム・エデュケーションからビジターズ・エクスペリンスへ—」『MUSEUM 東京国立博物館研究誌』第611号　38-39頁

(19)ボストン美術館では主にBank of Americaの他に3団体、MoMAではMetLife Foundationの支援によってしょうがい者向けのプログラムが行われている旨がアクセスガイドに記載されている。

(20)湯浅万紀子　2006「博物館体験の記憶を探る意義—調査「記憶の中の科学館」より」『日本ミュージアム・マネージメント学会研究紀要』第10号　75頁

（國學院大學大学院博士課程前期）

大学付属博物館に関する一考察

A study of University museum

小島有紀子

Kojima Yukiko

はじめに

博物館の運営を実質的に行う人的資産（学芸員）の養成のほぼ全てを行う機関が、大学における学芸員養成課程であることは明白な事実であり、大学付属博物館にはその養成課程の一部を担う役割が求められている。しかしながら、日本の大学付属博物館[1]は、棚橋源太郎によって博物館学の体系的な考察が試みられてきた時代から現在に至るまで議論の場には上がるものの、法的位置づけはなく、設置義務もなければ、明確な定義も存在しない。

行政による大学付属博物館に関する今後の方向性として1996年1月18日に、学術審議会、学術情報資料分科会学術資料部会の報告「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）—学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について—」が提出された。この報告書が公表されたことにより、大学付属博物館に関する研究が活発化を見せている。これは、「学術研究の所産として生成され、また研究課題に沿って体系的に収集された学術標本は、これまでの学術研究の発展過程を証明する貴重な資料であると同時に、自然史、文化史等の研究に不可欠な資料として重要な役割を果たしてきた。大学等においては、学術研究活動に伴い様々な学術標本が産出されているが、近年の分析法や解析法の目覚ましい発達によって、学術標本から新たな学術情報を生み出すことが可能になったこと等により、多面的な情報を有する学術標本を実証的な研究・教育に活用することの必要性が急速に高まってきている。」[2]とのことから、ユニバーシティ・ミュージアムの必要性が訴えられたものであり、社会の要請である「開かれた大学」に対する有効かつ具体的な対策として挙げられたものである。しかしながら、大学付属博物館に関して1943年に出版された論に触れているものは見られない。そのため本論では、大学付属博物館論を追うとともに、1943年に日本博物館協会から出版された『大學專門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』と1996年の「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）—学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について—」（以下「1996報告書」とする）の比較を行い、大学付属博物館に関する問題の所在を明確にするものである。

第1章　大学博物館論史

1－1　棚橋源太郎による大学付属博物館設置の提唱

棚橋源太郎は小学校教員として理科教育の実践教授法を研究し、東京高等師範学校付属教育博物館主事を経た中で、学校と博物館について触れており[3]、1909年からのドイツ留学を機に、学校博物館の対象範囲を小学校から大学までと幅広く取って論述している。

棚橋はその後に発表する大学付属博物館に関する著作・論文には、必ずドイツ及びアメリカの大学博物館の事例を挙げて論を展開する。棚橋本人の大学付属博物館論は生涯を通じて大きな変化は見られないが、1909年からの約2年に亘る留学の際に受けた影響は非常に大きかったと言えるであろう。

1930年11月に発行した単著『眼に訴へる教育機関』では第6章で「學校博物館」を論じている。これは、同年2月、3月に発行された『博物館研究』第3巻2・3号にて「學校博物館問題」として前後編に分けて掲載されたものである。

棚橋は専門学校及び大学博物館に関して「歐米国の専門学校や大学になると、学校に博物館及び図書館の設備がなくては、学生を教育することは殆ど不可能とされている」[4]とし、小中学校と比較して「一層頻繁に博物館へ出入りする必要が起り、学科の性質に依っては、手近な処に博物館がなくては教育することは殆ど不可能と認められるものもあるからである。」[5]と必要性を訴えた上で、その時代における博物館施設の乏しさを補うために大学博物館の設置義務を提唱している。その理由として棚橋は以下のように述べている。[6]

> 大學や専門學校には科學の研究に必要な器械標本模型及び歴史や美術等の研究に必要な標本、模型、絵画、彫刻等の相當豊富なコレクションを有し、且つ縷々歐米諸國へ派遣されて、海外の完備した博物館を見學し、博物館の必要やその重大な職能に就いて、十二分の理解を有ってをらるゝ多數の學者専門家を有し、頗る好都合の事情にあるからである。故に建設費さへあれば、この種の計畫を實現するに最も便宜があり、可能性が多いわけである。

棚橋は大學には既に学術資料が有り、博物館の必要性と機能について理解している学者や専門家がおり、資料の収集・保存と運営者については、博物館の設置を行うに当たり条件が揃っていると指摘した。そして、ドイツとアメリカの大学付属博物館の事例を挙げ、設置の必要性とその提唱を行ったのである。

1－2　日中戦争から『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』配布までの大学付属博物館設置に関する議論—設置と公開

棚橋によって大学付属博物館の設置が提唱された後、日本博物館協会はその実現に向けて動き出す。きっかけは1939年の「新東亜文化施設としての本邦の博物館対策」[7]の協議および「迷える標本」[8]であると考えられる。上記のきっかけを受け、1940年に(社)日本博物館協会は「日本博物館協会事業拡張計画」のひとつとして、「現存の學校博物館、各大學専門學校蒐集の研究教授用資料並に個人蒐集品等公開の方策」に関する調査委員会を設け、調査研究を開始した。[9]これは当時の日本の時局進展に伴い、棚橋が『眼に訴へる教育機関』で論じた大学附属博物館建設実現に関する「計畫を實現するに最も便宜があり、可能性が多い」[10]という論述と指摘に注目した結果であったと考えられる。

1941年1月22日博物館問題懇談會にて、当時の時局における博物館教育の充実に関して議論され、その中で実物教育の必要性に言及された。[11]これは大学を含めた學校博物館の設置を求めたものであったが、菊池文部次官より國民學校令について名称が整ったのみで、実質内容

は不十分であり、現段階においては「各地各學校に充分な直感的設備を施すことは中々困難である」[12]と述べられている。博物館法の制定が進まない中であえて、學校付属博物館の法的整備を求めたということである。しかしながら、國民學校令などに盛り込むという法的整備や学校博物館の設置などは実現には至らなかった。

同年、(社)日本博物館協会は「大學専門學校と博物館」について調査を実施する。[13]これは教育審議会特別委員会にて図書館・博物館の普及充実を図ることの必要が決定されたことによるものであるが、戦時下の状況において国立・公立よりも費用が掛からず、最も実行しやすい手段として大学付属博物館の設置が注目されたためである。[14]この調査における大學付属博物館の機能は①蒐集・保存②教育③整備・公開であった。この段階での日本博物館協会の「大学付属博物館」に対する認識は棚橋の論に依るところが大きく、既に資料を蒐集・保存する機能を有しているという認識であり、博物館機能による「一般民衆や特殊研究者等に公開せんこと」[15]を望んでいた。ここで初めて大学付属博物館の、一般民衆に対する公開についての意識を窺うことができる。

また、6月に博物館施設に関する教育審議会の答申ではその中に「學校圖書館並に博物館的施設を設備充實すると共に之を社會教育に利用するの方途を講ずる」[16]内容が明文化された。そして、9月22日には前年に設置された「現存の學校博物館、各大學専門學校蒐集の研究教授用資料並に個人蒐集品等公開の方策」に関する第1回調査委員会が開催された。[17]この委員会にはドイツに留学経験があり、日本における最初の大学博物館が設立された[18]東京帝國大學の名誉教授中村清二などの外部委員が含まれていた。また、2回目の委員会は10月28日に実施[19]されており、大学付属博物館設置に対する改革スピードの速さが伺える。また調査研究の進行とともに、講演などによる「大学付属博物館」公開に関する提唱が行われ始める。1941年11月27日より5日間にわたって開催された「博物館従業員講習會」では、その最終日午後に國學院大學教授樋口清之による大學専門學校設備利用に関する講義と、棚橋による「大學専門學校現在設備の開放利用」についての講義が実施される。[20]

1942年に入ると1940年に計画された「現存の學校博物館、各大學専門學校蒐集の研究教授用資料並に個人蒐集品等公開の方策」に関する調査が終了し、印刷と配布が決定する。[21]また同時に、調査の終了とともに「大學専門學校等に於ける設備の開放利用の促進」が5年継続する計画で開始される。[22]資料収集・保存状況と設備の調査の終了により、公開できる条件が揃っていたという判断の元に「公開」事業に移行していったと考えられる。11月18日に実施された博物館従業員講習会では、東京農業教育専門學校長の上原美種により「大學専門學校設備の博物館的公開利用」に関する講習が実施される。[23]

1943年1月28日(社)日本博物館協会理事会において6番目の案件として大學専門學校等設備の博物館的公開利用實現の方策が議論され、「近日中本會調査案の確定を見たる後先以て文部省方面と懇談を遂げ漸次其の實現を圖ることに決定」している。[24]同年6月1日には、丸の内東京会館において「大學専門學校の設備公開利用に関する懇談会」が開かれ、文部省側より永井専門教育局長ら数名が出席、(社)「日本博物館協会側からは山脇理事長、渡辺、棚橋、森の理事4名が出席する。[25](社)日本博物館協会側から出席した4名中、棚橋以外は大学博物館

に関する発表・論述が見られないことから、懇談における専門知識提供の中心は棚橋であったと考えられる。

同年の4月から7月14日に至るまでに計7回の事務打ち合わせ会が実施されているが、その打ち合わせ会において「大學専門學校現在設備公開の提唱實現に関する件並びに右冊子配布の件」[26]が協議され、これによって1943年6月(社)日本博物館協会『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』[27]が出版・配布されることとなる。

この時期における議論の動向は「設置と公開」であったといえ、更に調査委員会が設置されたことにより実態調査もともに行われた時期であった。これらの調査や議論をもとに事例などの報告が実際の大学付属博物館などからも行われ始めたのも、この時期であるといえる。

1－3 『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』の配布から博物館法制定までの大学付属博物館論—設置・公開および整備

1943年6月に出版された『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』[28]はそれまでの委員会における調査と棚橋の論および事例が採用された内容となっている。[29]詳細については2－2において論述する。

同年9月に発行された『博物館研究』第16巻9号では、その配布をうけて、三重高等農林學校における農林博物館の開館が写真とともに報告され、長谷部言人が「大學専門學校と博物館」を、小原龜太郎が「専門教育機関と博物館」をそれぞれ発表している。また、『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』の前半部分も掲載されるなど、本誌すべての内容が大学付属博物館に関する論となっている。[30]なお、後半の事例紹介については『博物館研究』17巻1号にて掲載されている。

長谷部は「大學専門學校と博物館」の中で、それまでの議論の中心となっていた「設置と公開」から一歩踏み出し、その機能と管理法などの整備について述べている。その内容は①標本資料の研究の有無による展示状況の不調和の指摘②カード式標本目録作成の必要性③総合目録の作成の必要性④目録を作成することによる博物館同士の資料貸借の可能性を指摘している。[31]また、小原の「専門教育機関と博物館」では大學、専門學校の博物館とその一般利用の見地を論じている。[32]

この時期における大学付属博物館については、いくつかの事例紹介が見られるほかは、その設置と整備に関する提唱が大方であった。しかしながら、棚橋の文献における日本の大学付属博物館の事例の微増は見られるものの、戦時下において日本博物館協会による構想の実現は非常に厳しいものであった。『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』の出版により、大学付属博物館に関する議論は一度終息を迎え実現に動き出すことを予定していたと考えられるが、博物館の時局対策に重きが置かれ、こののちの大学付属博物館論は1947年まで見られない。また、実際に大学付属博物館が時局対策の一環として実施・活用された例も見受けられない。

1－4　博物館法成立期における大学付属博物館論—法制度からの欠如

博物館法制定期における大学付属博物館論の中心は、条文への盛り込みが主な論点である。日本博物館協会の大学付属博物館の設置提唱は、「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」以外はこの時期には見られない。この「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」は博物館法成立を目的として1951年9月9日に文部大臣宛に申達されたものである。(33)ここでは12項目に「大学専門学校等に、博物館、動物園、植物園、水族館、を付設公開することは特に望ましく（後略）」(34)と明記され、設置の提唱が行われていた。

1947年11月に行われた日本博物館協会通常総会の協議において「學校教育と博物館との連携について」が議論されたが、棚橋が「大學專門學校等にユニヴァーシチー・ミュージアム或は、カレッジ・ミュージアムを作ること、博物館に案内説明係をおき生徒に説明させること、博物館に貸出資料を整備し學校に貸出を行ふことなどが必要であらう。」と設置の必要性を述べたほかは、博学連携に関する議論であった。(35)これは文部大臣に対する答申としてまとめられ、提出された。この答申の大学付属博物館に関する項は「大學・專門學校等に學校博物館を附設して、各自の學校教育上に利用せしめるほか、中小學校生徒の見學にこれを開放し、各教授をしてできるだけ現場の説明竝に實地の指導に當らせる。」とされ、1文に留まった。(36)これは、1947年に公布された「学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）」において、その第1条第1条に「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」（傍線筆者）との条文により、設置基準に博物館が入らなかったためであると考えられる。また、同じく「学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）」によって学校の法人格が明記されたことにより、その後の博物館法草案の中に「法人」という用語が盛り込まれたと考えられる。

しかしながら、棚橋はこれら法制定に関する動向において「博物館動植物園法の制定」に向けて、参考のためにイギリスの博物館制度を参考にする必要があるとし、その中に大学付属博物館を含めている。(37)

大学付属博物館の設置を提唱しながらも、法律の壁によってその議論が後退し始めた時期が博物館法成立期における大学付属博物館論であるといえるであろう。

1－5　法制定から全国大学博物館学講座協議会「研究紀要」創刊までの大学付属博物館論

博物館法制定後の大学付属博物館に関する議論は沈静化する。しかしながら棚橋は1950年に出版した『博物館學綱要』㈱理想社においても大学付属博物館に触れる。その基本的な論述は『眼に訴へる教育機関』と相違がないものの、学習と研究において図書館と同様に博物館が設置されるべきであり、学問研究イコール書籍の風潮が強いために、實物實験の方面は看過されやすいと指摘し、再度實物教育機関の充実を訴えている。(38)これはまさしく、法的整備において大学等の設置基準に博物館が含まれなかったことが影響していると考えられる。また、1953年に出版した『博物館教育』で論じられている大学博物館の必要性については、やはりそれまでに発表された著書論文と変化はないものの、職員と一般公開について言及している。

両者ともに、欧米における現状を取り入れたものであるが、博物館職員については「その教職員を博物館員に兼務させているものも少なくないが」と述べられており、専任職員の必要性については言及していない。また、学校所蔵の学芸資料の「陳列」による一般公開も目的としていると述べている。(39)

棚橋の大学付属博物館に関する論述以降は、全国大学博物館学講座協議会（以下、「全博協」とする）における研究紀要の創刊まで大学付属博物館論は見受けられない。この理由としては、大学付属博物館に関する見識者の不在と、法的整備が行えなかったという2点が挙げられる。

1－6　全博協「研究紀要」創刊から「1996報告書」公表までの大学付属博物館論

全国大学博物館学講座協議会は、その前身である「全国大学博物館学教員連絡会」が1957年12月14日に結成され、その後1966年に名称が変更されたものである。発足の背景としては、博物館法施行令が1955年4月に公布され、大学に博物館学芸員課程が開設されることになったためである。そして、紀要の刊行が1989年に開始されたのである。これは、「研究の成果や博物館の持つ問題などについての論考や意見などの発表の機会の場を持とう」(40)とする意見の提案によるものであり、1987年からの検討を踏まえて刊行に至ったものである。この紀要の創刊号から大学付属博物館論が再度論じられるようになる。

角田芳昭はこの紀要に「大学付属博物館の現状と課題」と題した論文を発表し(41)、その機能と役割、必要性について述べている。大学付属博物館の機能と役割について「「教育」と「研究」の機能を持つ（中略）大学の研究の成果を社会へ還元する」(42)と述べている。これは学芸員資格課程のカリキュラムはもちろんのこと、一般学生への教養の深めることと、所蔵資料に関連する分野を専攻する学生への実物資料による専門教育への提言であるとしている。(43)角田はその当時の大学付属博物館の数を100近いと捉えており、論中に事例紹介として23ページを割いている。この論述では、大学付属博物館にとって必要な機能とこれから望まれる役割と必要性が述べられているが、それまでの動向と変わらず設置の必要性も述べられている。本質的な方向性は法制定後まで訴えられてきた棚橋等による総合的な論述と本質は変わらないのである。

この時期における代表的な研究が熊野正也による研究である。熊野は「大学博物館のあるべき姿への一試論」で、世界の大学付属博物館の歴史を述べたうえで、機能論を体系的に展開した上で、地域博物館としての可能性を指摘している。(44)更に、大学付属博物館の社会的位置づけを「大学が設置した社会教育機関であり、本来ならば一般に開放された大学の唯一の機関なのである」(45)と、明確な位置づけを与えた。

1994年になるとユニバーシティ・ミュージアム設置に関する委員会が文部省内の学術審議会、学術情報資料分科会学術資料部会に設立される。1995年6月16日には具体的な構想の元に中間報告が学術審議会総会に提出されるが(46)、これは大学博物館ワーキンググループなどの調査によって纏められたものである。これは実質的な最終報告と実施計画に等しく、文部省主導のもとに概算要求の資料まで作成された。(47)

これらの流れを受けて1996年には概算要求資料の作成に係わった西野嘉章による『大学博

物館—理念と実践と将来と』が出版される。大学付属博物館に関する研究の単著として初めてのものであり、2011年9月現在でもそれ以降の単著は出版されていない。

西野は大学付属博物館の在り方について、大学の一部局としての教育研究施設ではなく、博物館施設でもない「第3の博物館」の在り方こそが大学付属博物館であるとしている。(48)しかしながら西野の論は、ユニバーシティ・ミュージアムの構想（1996報告書）にかかわるものが大筋であり、東京大学総合博物館の事例を挙げて論を展開した。

この時期における大学付属博物館論の展開は、発表媒体の増加により博物館学の観点からの研究が見られるものの、社会情勢に伴う大学付属博物館への行政の参入により研究の方向性が設置や方法論へと変化した時期であったといえる。

1－7　「1996報告書」公表以降の大学付属博物館論

「1996報告書」は1996年1月18日に文部省（現・文部科学省）学術審議会、学術情報資料分科会学術資料部会の報告として提出された。この報告は、戦後の博物館に関する政府の施策の中で、大学付属博物館について初めて言及されたものであった。

この報告書が公表されたことにより、大学付属博物館の研究が活発化する。その研究の代表として黒沢浩、中村浩、伊能秀明、西野嘉章、馬渡駿介、鷹野光行などが挙げられるが、ユニバーシティ・ミュージアムの構想（報告書）に関わる展開を行っており、事例などから総合的に論述が行われている。(49)

大学付属博物館の研究が報告書の内容を基本として展開する中で、守重信郎は2007年に「わが国の大学博物館の問題点とその背景」(50)を発表し、現状と問題として施設数·種別規模·職員·開館日数・展示活動を取り上げ、問題の背景に、法的背景・組織的背景・経済的背景があると指摘し、「学内利用重視の姿勢が、閉鎖的体質を生んだ」(51)と結論付けている。次いで2009年には「わが国大学博物館の閉鎖性」(52)に焦点を当て、東京大学理学部博物場を事例として取り上げ「「大学博物館は学術利用のための施設である」という考えが、わが国最初の大学博物館からすでにみられ、それが大学博物館の閉鎖性を生んでいるのである」(53)とその当初からの閉鎖性を指摘した。

現在の大学付属博物館論の傾向は、すでに述べたように報告書の内容を基本として展開する一方で、その問題点の背景や閉鎖性などについての研究も始まっており、これから体系的に飛躍していくテーマであることは間違いないといえるであろう。

1－8　まとめ

初期の段階で論じられた大学付属博物館論は、棚橋による「設置と公開」の提唱であり、当初は博物館施設の乏しさを補う役割を担うことを目的として公表されたものであった。これらの提唱以降は、当時の時局において博物館の新設が難しい状態であること、棚橋が理事を務めたことなども相俟って日本博物館協会が積極的に大学付属博物館に関する調査研究を実施し、その調査研究は活性化を見せる。目的は大学博物館の設置と公開の必要性の提唱とその実施であった。そしてその集大成として『大學專門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』

が出版される。しかしながら戦時下において、大学博物館の設置が進むことはなかったのである。そして戦後の博物館法制定に関する流れの中で、諸制度と比較して「博物館法」が後れを取ったことも影響し、法制定に「大学博物館」の名称を明文化することはできなかった。その後1955年に学芸員資格課程が大学で開講される施行令が公布されるものの、大学付属博物館論は研究対象にはならず、棚橋が発表した『博物館學綱要』『博物館教育』ではその一部として論じられるものの、議論の場から姿を消すのである。

この時期より「大学付属博物館」が博物館学の研究対象として再度扱われるまで約36年間の歳月を要する。博物館法の制定が1951年であり、博物館の定義が明確になり博物館学が学問として確立を目指して進展してきたこの時期に、「博物館法」による登録が出来ないことが、大学付属博物館論に影響を及ぼした一因であるといえるであろう。

その後、全国大学博物館学講座協議会の研究紀要が創刊され、その加盟条件が大学に学芸員資格課程があることであったことから、再度博物館学としての大学博物館論が登場する。これは大學博物館の向上を目的とした博物館学の観点による研究であった。しかしながら1996年の「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）―学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について―」報告書の公表により、その議論は活性化するものの、その報告書の内容を基本として研究が展開され、機能論としての傾向が目立つのである。そのような状況の中で、守重は大学付属博物館の問題点を「わが国の大学博物館の問題点とその背景」の中で法的整備、職員構成、大学予算であるとした。その観点からの論述は初めてのものであり、まさしく的を得た指摘であったと考える。

大学付属博物館論の一連の変遷から考察すると、大学付属博物館の現状を生み出した要因のひとつに、大学付属博物館に対する「博物館学」の不在という点が指摘できる。

大学付属博物館研究における転機が、日本博物館協会が1943年に出版した『大學專門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』と1996年に学術審議会より公表された「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）―学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について―」であることは述べてきた。次章では、これらの著書、報告書の内容の検討とその比較を実施し、社会情勢に端を発したそれらを比較することにより大学付属博物館の社会的位置づけを考察していきたい。

第2章　研究史における転機となった文献の内容検討と比較

2－1　『大學專門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』の内容

本項で取り上げる文献は、1943年に日本博物館協会によって出版された著書であり、その背景は1－2で述べたとおりである。この著書は4章と附録で構成されており、目次に沿って内容を検討していきたい。

○第1章　大學專門學校等に於ける現存設備公開利用の急務

第1章では、出版の目的は当時の時局において国家のアイデンティティとそれまでの技術を実物資料により教育することにあった。日本博物館協会は戦時下において、実物教育の重要性を訴え、効率的かつ実施可能なものであると判断したのである。

まず博物館資料について「専門とする方面の機械、標本、模型、圖表、繪畫等を豊富に所蔵し」[54]ていることが注目される。これは収集と保存の機能が、既にあることを示すものと考えられる。そしてそれらの資料が「その所属の學生の教育や職員の研究のみ使用せられて、（中略）一般民衆や児童生徒或いは特志研究者にはその門戸が鎖されて」[55]いる状況であったことを指摘し、陳列して公開することになれば「博物館を創設したと同じ効果を擧げ得る」[56]と可能性を提示している。また、資料を「有効に利用せしめることの出来る人的要素を備へている」[57]ことも同時に指摘している。

○第２章　諸外國大學専門學校等に於ける附属の博物館

第２章では欧米における大學博物館の名称の紹介に大方を使用しているものの、それらが「顕著な成績を擧げつつある」[58]と評価している。

○第３章　我國大學専門學校等に於ける現存設備公開利用の現状

第３章では、第２章の事例数と比較して日本のその当時の大学付属博物館数を挙げ「諸外國のそれに比べて、甚だ不振の状態にあることは洵に遺憾と謂はざるを得ない」[59]としている。

○第４章　大學専門學校等に於ける現存設備公開利用の方策

第４章では現存設備等を一般公開するための方策の概要が述べられている。

①関係職員については「一人の主任者を置いて之を主宰せしめ、其の下に幾人かの館員を置くことが適當である。（中略）将来事業の拡張に伴って成るべく速に専任の職員を置くことが必要である。」[60]

②陳列室の項では、戦時下で「新築することは、資材の関係等で中々容易ではない」ことから現存設備の中から選択することが望ましいとしながらも「校内に獨立の建物を得て之を陳列館に充て得あれるならば最も理想的」[61]であるとしている。

③公開の資料では「學術研究用の資料と公衆に公開する陳列資料とはこれを區別し（中略）質に重きを置き、これを大衆化する様にしたい。」[62]とし、その方策として説明札の設置と、手に取ることができる陳列を訴えている。

④公開の日時は「毎日これを公開することが理想」[63]であるとしながらも、職員の都合もあることから一般の休日以外を休みとすることが望ましいとしている。また、観覧料については「徴収しない」[64]としている。

⑤説明映寫等については「職員または學生が、陳列の現場について説明を興へるようにしたい。（中略）説明は、陳列室の現場で行ふべきであるが、事情によっては適當な一室に集めて講話する場合もある」[65]と述べている。

○附録　大學専門學校設備公開利用の實施例

三重高等農林學校農林博物館、早稲田大學演劇博物館、國學院大學考古學資料室、神戸高等工業學校工業科學博物館及安全博物館、宮崎高等農林學校農業博物館の事例紹介。

以上の内容を整理すると、目的を達成するための①博物館資料となりうる資料の収集と保存が行われていること②その公開が一般に対して実施されていないことの指摘とその必要性③それらが実施できる場所と人的要素があるとしている。

そして、欧米諸国の大学付属博物館の顕著な成績と比較し、まず大学付属博物館の設置数自体が少ないことを指摘している。更に、実現を目指した具体的な方策として、専任職員の配置、独立した建物の推奨、展示に付随する教育活動の実施、公開日時の理想と、解説や講座の必要性が述べられている。

2－2 「1996報告書」の内容[66]

本報告書は行政による大学付属博物館に関する今後の方向性として1996年1月18日に、学術審議会、学術情報資料分科会学術資料部会の報告として公表されたもので、社会の要請である「開かれた大学」に対する有効かつ具体的な対策として設置と方策が提言されたものである。また、生涯学習審議会において平成7年以降、文部大臣からの審議要請による「地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について」に関する審議を行っており、1996年4月24日に答申として文部大臣に提出した[67]。その報告の中の第2章では「 地域社会への貢献」(1) 施設開放の促進の中で、大学博物館の整備についてという節を設けて本報告書を引用し、「今後、大学における知的情報発信拠点の一つとして、それぞれの大学の研究実績等に応じた設置」の提唱と「一般の博物館の活動に対する支援・協力（学芸員の現職研修への協力や研究活動への援助）による、博物館全体の振興に対する役割」を果たす必要があることが述べられている。[68]

①学術標本に関して

本報告書の第1章および第2章が学術標本に関する報告となっており、その現状と課題、保存・活用の在り方から報告書が纏められている。学術標本の定義として「学術研究により収集・生成された「学術研究と高等教育に資する資源」」[69]が明文化された。また、その保存管理が十分でないことを指摘し、それらに対する研究を社会還元するために活用が訴えられ、諸外国の社会還元事例のひとつとして大学付属博物館が挙げられ、その設置の提唱へと展開する。

②ユニバーシティ・ミュージアムの定義

「ユニバーシティ・ミュージアムとは、大学において収集・生成された有形の学術標本を整理、保存し、公開・展示し、その情報を提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究・教育を行い、学術研究と高等教育に資することを目的とした施設である。加えて、「社会に開かれた大学」の窓口として展示や講演会等を通じ、人々の多様な学習ニーズにこたえることができる施設でもある」[70]

以上が、この報告書におけるユニバーシティ・ミュージアムの定義である。この定義では①博物館資料と成り得る学術標本の収集、保存②その研究と公開③また、その資料による研究・教育の実施④社会教育観点での社会との懸け橋となることが大学付属博物館であるとしている。

③ユニバーシティ・ミュージアムの機能

②の定義に基づき、大学付属博物館の機能として①資料の収集・整理・保存②公開・展示③情報提供④研究⑤教育の5つが挙げられている

本報告書の最大の特徴は大学付属博物館の定義づけが行われたことである。着眼点としては大学に所蔵されている資料であり、その資料を「社会に開かれた大学」の窓口として使用する

ために、大学付属博物館設置の提言とされたのである。また博物館法における博物館資料が「文化財」であることに対し、大学付属博物館の博物館資料は「大学において収集・生成された有形の学術標本」と明確にされた。

「社会にたいして開かれた大学」であるために①博物館資料となりうる資料の収集と保存が行われていること②その公開が一般に対して実施されていないことの指摘とその必要性を訴えたものが、本報告書の内容である。

この報告書に関する答申では国公私立の大学が対象とされているものの、報告書では「殊に国立大学については、精選された学術標本が極めて多いことから、この報告書の趣旨を踏まえ、直ちにミュージアムの設置に尺種することが望まれる」とされ、この言葉通り国立大学は設置を実施している。また、ユニバーシティ・ミュージアムという用語に関しては、「大学ミュージアム」という用語も使用され、本報告書中では統一されていない部分がある。この使い分けについては言及されておらず、本報告書の文脈から考察すると同様の意味を持っていると考えられる。

2－3　まとめ（比較検討）

前者では、大学付属博物館の設置目的が一般公衆に対する教育であるのに対し、後者もほぼ同じく、社会との懸け橋となるべく一般に向けた社会教育機関としての設置が目的である。また、同一の着眼点として大学内に所蔵・保管されている学術資料から展開していくという点も同様であると指摘できる。そして、その公開が十分に行われていないという論述も同一である。

最大の類似点は、どちらの報告書も社会情勢に端を発したために作成されたものであり、大学付属博物館そのものの向上を目的として作成されたわけではないという点である。調査検討内容に同様の要件が認められるということは、後者の報告書によって発表された大学付属博物館の教育と社会に対する有効性は、すでに棚橋源太郎の論を受けた『大學專門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』によって指摘されていたといえる。

この報告書は実地調査を行った上で作成されたものであるが、内容に同様の検討項目が見られるということは、53年間に亘り大学付属博物館の進歩が見られなかった部分があると言わざるを得ないであろう。以上の点から考察すると、社会的位置づけは大学付属博物館論が登場した時代からほぼ進展していないと言ってよいであろう。

但し、後者の報告書によって定義づけが行われたこと、大学付属博物館の博物館資料の定義を「大学において収集・生成された有形の学術標本」と示したことから、博物館法の博物館ではない「大学付属博物館」のとして今後の発展が見込まれる。

第3章　大学附属博物館の課題

はじめにで述べた大学付属博物館の問題点は、博物館学の不在と法的整備の欠如によるものであると考えられるものの、「1996報告書」の公表により定義に関する博物館学での議論は行われないまま定着したといってよいであろう。

本章ではその定義の再検討、機能と役割、法制度に関わる課題について述べていきたい。

3－1　大学付属博物館に関する定義の再検討

大学付属博物館に関する定義の要件としては、①法律に則った大学によって設置されていること②単独の施設を敷地内に有していること③博物館法第2条に基づく博物館機能があること④博物館法第4条に基づく職員が配置されていることなどが基本要件であると考える。また最も重要な点が、すでに指摘されているように⑤「学術標本」を博物館資料とする点である。

以上の要件を踏まえたうえで、博物館法第2条とユニバーシティ・ミュージアムの定義を掛け合わせると以下のようになる。

「大学において収集・生成された有形の学術標本を整理、保存し、公開・展示し、その情報を学内に向けて提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究・教育を行い、学術研究と高等教育に資することを目的とした施設であり、またその学術資料を研究と文化財価値の元に選択し展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行うことを目的とする大学によって学内に設置され、専任職員により運営される独立施設」（傍線部分は筆者加筆）

この定義はあくまでも一試論として提示したが、専任職員や独立した施設などについては議論の余地があると考えられる。

3－2　大学付属博物館の機能と役割

博物館の機能とその内容については、博物館法第2条および第3条で示されており、大学付属博物館でもこの基準は適用する必要がある。その中の博物館法第3条11項では「学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。」と規定されている。もちろん博物館としてはこの第11項は満たすべきであるが、大学に設置されているという観点からは、学内に向けた活動が第一義である。

博物館機能は①資料の収集と保存②展示③教育④一般公衆への公開と利用促進⑤調査研究であるが、③教育の対象が、学生や研究者などの内部と一般公衆などの外部である必要が求められていると考えられ、特に重点を置く必要がある。特に内部に関しては、その専門性を高めるための一般学生などに対する資料使用や教育のほかに、学芸員資格課程を受講している学生への配慮が必要である。

大学付属博物館論からも、その社会的位置づけの曖昧さが伺えるが、専門的研究に資するためだけではなく、博物館そのものに対する理解を教育する役割も大学付属博物館には求められる。これは資格課程に在籍している学生に限ったことではなく、一般の学生に対しても同様である。

以上のことから大学付属博物館の機能は、博物館機能の全てを行うとともに、博物館理解の教育という観点からも行われなければならないといえるであろう。

3－3　現行の法制度に関わる問題点

法制度に関わる問題点としては、大学付属博物館が登録制度の適用外であるという点が挙げられる。私立大学については、博物館法第2条の法人について学校法人を博物館法の対象とす

る法改正が実施されれば登録対象となる。この件については博物館法を改正しなくとも可能である事を、栗原が次のように指摘している。(71)

> 私立大学として国庫補助がなされていることなどから、税制上の優遇措置を講じる登録博物館の対象外とされてきた。逆に言えば、税制上の優遇措置を講じないこととすれば、私立学校附属博物館を登録博物館とする法的な問題は特にない。

国立大学については国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）第37条第2項において「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項 に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。」とされ、独立行政法人として扱われるため博物館法第2条により対象外となる。また公立大学も公立大学法人として学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）第2条に「学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項 に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条 に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。」とされているものの、地方独立行政法人法第70条において「公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。」とされている。地方独立行政法人として扱われるために、博物館法の適応外となる。

私立大学においては栗原の指摘した税制優遇措置を取らないことで解決できるものの、「同じ学校でありながら、私立学校附属博物館が対象外ではなく、国立大学付属博物館が対象にならないというのは、法としての整合性を欠くことになる」(72)と言う理由により、現実には不可能である。設置の推奨については大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号）に含めることも考えられるが、博物館法における登録基準の見直しなどの法律全体での改正が必要になってくるのである。

また、学芸員資格制度における大学付属博物館設置義務の欠如が挙げられる。資格課程がある大学とその大学付属博物館数は「釜山広域市立博物館インターンシップから考察する日本の博物館の問題点」(73)で述べたとおりであり、問題点も指摘したが、法の整合性による問題により、現行の博物館法では大学付属博物館の設置義務および推奨は難しいと言えるであろう。

3－4　まとめ

第3章では大学付属博物館の定義の再検討と、その機能・役割について述べてきた。ここでは、それまでの大学付属博物館論において明確になっていなかった定義について博物館としての役割と大学における博物館の役割を合わせた記述とした。そして、この定義には大学付属博物館に望まれる役割も含めたものの、実際の大学付属博物館に符合するかどうかは今後の課題である。

また、3節では法制度における問題点をまとめたが、現時点では大学付属博物館に関する法改正は難しい。

定義と法の不在が、大学博物館が発展しなかった理由のひとつであると考えられるため、次章では法的制度に基づいて定義づけが行われている韓国の大學博物館について述べていきたい。

第4章　大韓民国の大學博物館

4－1　大學博物館研究の現状

韓国のように大學博物館が博物館行政や博物館の位置づけなどの先駆者として博物館界を牽引してきた国であっても、大學博物館に関する総合的な研究が行われていないのが現状である。大學博物館の現状と課題、展望、機能などについての研究や発表については、韓国大學博物館協会から出版されている『古文化』[74]やその研究大会[75]でみられるものの、殆どが事例紹介によるものである。大學博物館そのものを体系的な研究対象として研究された論文は、現在のところチン・ホンソプ（진홍섭）によって1982年に発表された「韓国大學博物館の回顧と展望」と、2009年の韓国博物館100周年記念事業として出版された『韓国博物館100年史』の1章である金承（김승）の「大學博物館」のみである。

チン・ホンソプによる「韓国大學博物館の回顧と展望」では韓国の大學博物館の歴史を時代的状況に合わせて整理する作業が行われたが[76]、これは日本において伊能が行った作業に近いものであり、学問的な大學博物館の研究は金承の「大學博物館」のみである。

金承は「大學博物館」において大學博物館の歴史的な成立過程と、その果たしてきた役割を論じており、現在の韓国における大學博物館の位置づけを明確にした初めての研究であるといえる。その論述ではチン・ホンソプによる時代区分を参考としながらも、1．萌芽期（1928年～1954年）、2．成長期（1955年～1966年）、3．発展期（1967年～1982年）4．跳躍期（1983年～1996年）5．変化期（1997年～2009年）の新しい時代区分を設けた。[77]これは法制度などに基づく区分ではなく、1ではその創世期から朝鮮戦争の開始までの単独施設を持たない、韓国人主導で大學博物館が設立されていない時期、2では朝鮮戦争開始から大学設置基準令整備までの期間、3では大学設置基準令による大學博物館設置の義務付けから法令改正までとしている。4の時代区分では大學博物館の新設が増加したものの、遺跡発掘などの実績を博物館活動とみなした時期、5の時代区分では韓国大學博物館協会などの研究の傾向が「大学博物館の主な活動領域が埋蔵文化財調査に集中されているという点を大學博物館が自ら指摘して、展示と教育など博物館本来の機能を数行うための突破口を模索していった」[78]という意識転換期として区分し論じたものである。これらの区分はチン・ホンソプによる時代的状況と合わせて法制度にも触れ区分を細かくしたことにより研究の進化がみられるが、その基本的な論述は大學博物館の設置数を年代別に分けて特徴を示したものであり、大学教育などとの関連などやその機能、役割についての変遷は述べられていない。しかしながら、大学付属博物館活動の機能方法論以外の研究は上記2名以外には見られず、その点について、金承は以下のように指摘している。[79]

> 我が国の博物館の祈願と成長背景に対する研究は、博物館学に関する概論書の出版と、2000年代以後博物館史の確立を試みたさまざまな論著を通じて比較的活発に行われた。しかしこれと対照的に大学博物館に対する研究は、大学博物館の本質的な機能と役割、当

面した現況と問題点および改善方向などに対する議論が何回試みられたのを除けば、個別大学博物館を紹介する資料集が発刊された程度に留まったのが事実だ。

（中略）これらの大學博物館に対するより顕在的な研究が行われなければならない時点にあると考えられる。

以上の指摘からもあるように、韓国における大學博物館の研究は機能方法論などを除けば始まったばかりであり、これから発展する研究対象であると考えられる。

4－2　大學博物館の位置づけ

種類	国立	効率	私立	大学	総計
館数	34	103	287	109	533
比率	6.4	19.3	53.8	20.5	100

表1　2009年度　(社)韓国博物館協会における登録博物館数[80]

韓国の博物館近代化100年を記念して2009年に行われた調査では、(社) 韓国博物館協会に登録されている大学博物館は109館であり[81]、韓国博物館協会や地方自治体どこにも加入しなかった大学校博物館も9館あることから、総数にして118館の大学博物館の大学博物館が大学内に運営されている。韓国における大学博物館の割合は20%を超えており、博物館数から考えると、近代化100年を迎えた今でも韓国博物館界を牽引しているといえるであろう。

①研究者による大學博物館の位置づけ

韓国で大學博物館の研究が始まったばかりであることは既に述べたが、その位置づけを明確に述べたのは現在のところは金承以外には見られない。

1950年代まで我が国の博物館は35館程度に過ぎなかった。一言で博物館不毛地の時代だったのだ。ところが注目に値すべき点として、日本帝国主義の民族文化抹殺政策と続いた戦争期においても、すでに10カ所余りの大学では博物館を設立して運営したという点があげられる。これら草創期における大学博物館の設立目的を調べれば、我が国文化財に対する深い愛好と認識を土台にした民族文化の守護と、それを大学教育の資料で利用しようと思う自発的な動機によったことが分かり、大学博物館が我が国の博物館発展史において先駆者的位置を占めていると結論づけることができる。[82]

としながらも現在の位置づけについては触れられていない。これは次項で詳しく述べるが、韓国の大學博物館の法的位置づけが明確になっているためであると考えられる。但し、法的位置づけを除いても、韓国の博物館の発展に占めた大學博物館の役割は大きいと指摘し、博物館の先駆けとして歴史学的な評価が行われているのである。

また、韓国の大學博物館については日本でも研究されており、宮瀧交二は「韓国・大邱近郊の大学にみる大学博物館」の中で「登録博物館の約3分の1を占めている（中略）韓国において博物館を訪問すると言えば、大学博物館を訪問するということになるそうである」[83]と管見した韓国博物館事情において述べている。これは登録数というデータと、実際に調査を実施した大學博物館での所感によるものであるが、国立博物館が設置されている大邱広域市において

の所感であるからこそ大學博物館の存在の大きさを感じることが可能であったと考えられる。

2010年には「韓国の博物館における教育事情の調査」(84)として菅野和郎、柿澤亮三が調査を行っている。調査の目的は玉川大学の教育博物館における博物館活動の充実のために調査し、改善の参考とするためであった。その中で大學博物館についても調査を行っており、そのまとめとして「豊富な教育プログラムが用意されており（中略）これらのプログラムは広く一般市民（児童）から受講者を募るのが当然の事として行われており、社会に開かれた大學博物館としての役割を果たしている」(85)としているが、これは日本におけるユニバーシティ・ミュージアムの設置が「社会に開かれた大学」の窓口を目的としていることが評価へ影響したものと考えられる。

韓国および日本における大學博物館の研究においてその位置づけは、博物館界の先駆けや中心、大学における社会教育機関、社会との懸け橋として明確になりつつあると言ってよいであろう。

②法的位置づけ

韓国の博物館に関連する法律を表2として一覧にし、大学博物館に関連する法律および重要項目は太文字とした。

制定または公布	法律名称など	変更内容等
1949年12月12日	国立博物館職制	
	国立民俗博物館職制	
1955年8月4日	**「大学設置基準令」**	**大学附属博物館の設置推奨** ・博物館の調査・研究機能の強化を目的とし、大学が発掘調査に乗り出す ・国家レベルでの推奨大学博物館設置運動 ・国立博物館が各地に建設されるまで、地域文化研究の中心地となる
1961年2月	国立博物館職制	
1961年5月5日	**韓国大學博物館協会設置**	革命政府の社会団体登録規定によって9.4正式登録 （博物館・美術館関連団体の中では最も古い設置） ※実物による直観教育の重要性を訴える
1962年	文化財保護法制定	文化財管理局の設置
1967年9月27日	**「大学設置基準令」改正（文教部）**	**大学博物館の設置の義務付け** ・経済の急成長に伴い、人口増加をたどり、子どもたちの大学教育の内容に関心を向け始めた期間 ・国定教科書の内容に重要な役割を果たす
1972年7月19日	国立中央博物館職制	
		80年代までに、敷地内に単独で大学博物館の建設の動きが目立つ
1982年12月31日	**「大学設置基準令」全面改正**	**大学博物館を国立総合大學校の附属施設で義務付けし、単科大学や市立大学の設置の義務付けを削除した**
1984年12月31日	**「博物館法」**	大學博物館は博物館法の対象外となる （※1975年6月2日に韓国大學博物館協会より抗議文）
1986年		国立中央博物館設立
1988年		文化部設置（登録基準が緩和される）
1991年11月30日	**「博物館及び美術館振興法」**	**第3条第1項にて大學博物館を博物館と認定する**

表2　大韓民国博物館関係法律一覧(86)

韓国における初期の博物館関連法律は、日本の法律を参考として作成されているものの、その相違点は大學博物館に関する法律が整備されていることといえる。

1955年8月4日に公布された「大学設置基準令」（大統領令第1063号）では、大学博物館

の設置が推奨される条文が盛り込まれた法案が成立する。この背景には「1945年光復（解放）以後からずっと我が国の大学社会と各教育機関では民族文化に対する自覚意識と実物による直観教育の重要性を強調した」[87]動きがあったとされている。大学設置基準令における大学博物館設置推奨の理由は、相次ぐ戦火による文化財の散逸を防ぐための「遺物などの保護」を目的としていた。この法案が成立した時点での注目すべき点は、大学設置基準令が成立した段階において、文化財保護法が作成されていないという点である。1962年に「文化財保護法」が制定されるが、それまでの明確な文化財の定義が存在しない時期において、遺物などの実物資料が直観教育に重要であるとし、民族文化の教育に必要な実物資料を文化財として保護する役割が大學博物館に求められたのである。

大学博物館の設置が推奨された「大学設置基準令」の制定後、「韓国大學博物館協会」が大學博物館関係者有志で設置される。これは博物館・美術館関連団体の中でも一番古いものである。その後、1967年には大学設置基準令の一部改正があり、大學博物館の設置が義務として改正される。この大學博物館の設置が義務となった時代において、日本の「博物館法」に該当する法律が制定されておらず、法における「博物館」の定義がないまま大學博物館は博物館活動を実施した。大学設置基準令の改正は、当時の経済発展に伴う経済開発の視点から教育が捉えられた社会背景によって教育制度と教育課程に人材開発の概念が導入され始めた[88]ことから、大学教育にも大學博物館設置の義務付けという形でその一部の役割が要求されたためと考えられる。

1982年になると「大学設置基準令」の改正が実施され、大學博物館設置義務について国立総合大学校の付属施設としてはそれまで通りであったものの、それ以外の単科大学や公私立総合大学校の付属施設としての大学博物館の設置義務が削除された。その後、1984年に「博物館法」が制定され国家規模での博物館整備が開始されるが、大学博物館は法律で定められる対象から除外される。この件に関しては、1975年6月2日に韓国大学博物館協会を通じて「博物館法制定に関して」という題名で発表と議論を進行させ、1978年6月26日には博物館法制定公聴会に代表を派遣して意見を陳述した[89]が、施行された博物館法には反映されていない。

大學博物館の法制度における欠如は、博物館法を大幅改正して1992年に公布した「博物館および美術館振興法」（法律第4410号）が施行されるまで継続する。以下に、「博物館および美術館振興法」における大學博物館関連法律を抜粋する。[90]

第3条（博物館。美術館の区分）

①博物館はその設立・運営の主体によって次のように区分する。

4．大学博物館：「高等教育法」によって設立された学校又は他の法律によって設立された大学教育課程の教育機関が設立・運営する博物館

第5章　大学博物館と大学美術館

第14条（設立と運営）

①「高等教育法」により設立された学校又は他の法律によって設立された大学教育課程の教育機関は教育支援施設として大学博物館と大学美術を設立することができる。

②大学博物館と大学美術館は大学の重要な教育支援施設として評価されなければならない。

③大学博物館と大学美術館は博物館資料と美術館資料を効率的に保存・管理し教育。学術資料と活用できるよう支援、育成されなければならない。

第15条（業務）

大学博物館と大学美術館は第4条1項の事業以外次の各号の業務を遂行する。

1．教授と学生の研究と教育活動に必要な博物館資料と美術館資料の収集。整理。管理・保存及び展示

2．博物館資料又は美術館資料の学術的な調査・研究

3．教育課程に関する効率的な支援

4．地域文化活動と社会文化教育に対する支援

5．国・公立博物館及び美術館、他の博物館及び美術館との交流・協助

6．博物館及び美術館利用の体系的な指導

7．その他教育支援施設として機遂行に必要な業務

以上、条文の抜粋であるが「博物館および美術館振興法」によって文化財と博物館の定義、大学博物館の位置づけが明確なものとして揃うこととなる。法制度から考察する大學博物館の位置づけは、博物館法などの法律が整備される以前から、文化財の保護および、博物館としての役割を担ってきた機関であるといえるであろう。

4－3　まとめ

韓国の博物館界は2009年に近代博物館100周年を迎え、「韓国博物館100周年事業」が行われるなど、博物館及び博物館学に関する研究や活動が活発化している。その活発化に伴い日本でも、シンポジウムゲストの増加、韓国の博物館事情や教育に関する研究、制度の比較対象国として韓国の事例が紹介されている。その中で特に韓国の大學博物館が事例として紹介されることが多いが、その理由として両国の大學博物館の社会的位置づけの違いが挙げられる。

大學博物館の研究に関しては進んでいるとは言い難いが、やはりその位置づけについては学問と法律によって明確なものとなっており、特に法律によって定義、機能および役割が確固たるものとなっている。本論では事例紹介は行わなかったが、その実情については医学部の単科大学に考古資料を中心とした大學博物館が設置されている所もあれば、博物館機能を備え大学生への専門知識の提供とともに、社会教育機関として児童から成人まで対応できるような活動を実施している大學博物館もある。韓国内での大學博物館の割合は確かに高比率ではあるが、その全てが大学教育と社会教育の役割を担っているわけではないといえるであろう。

その要因の一つは、金が「大學博物館」で論じた大學博物館の歴史を、法制度による区分のみで振り分けると明確になる。1962年に「文化財保護法」が施行されるまで「文化財」の定義はなく、1984年に「博物館法」が施行されるまで「博物館」の定義は存在しない。その時期において「博物館」としての役割を求められた大學博物館は、文化財と博物館の定義が法に

よって明文化された時代になると、とたんに法律から欠如してしまうのである。金は大學博物館の法的制度が欠如した時代を大學博物館の跳躍期(4.1983年～1996年)とした。しかしながら金自身が論述しているように「遺跡発掘などの実績とそれによる遺物の収集を博物館活動とみなした時期」[91]が、まさしく法が欠如した時代に符合する。法的根拠を持たない大學博物館が、博物館機能を理解しないまま運営されていた時期といえる。

そして法律による整備が揃ったからこそ、その時期からの脱却が1997年以降にみられるのであり、韓国における博物館機能を有した大學博物館の発展は法律によるところが大きいといえるであろう。

結論

本論では「大学付属博物館の現状と課題」として大学付属博物館論からアプローチを試みた。その結果として大学付属博物館の位置づけは、棚橋源太郎による大学付属博物館の設置の提唱から1996年の「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）—学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について—」の公表まで進展は見られなかった。

棚橋が大学付属博物館の設置と公開を博物館界のために訴え、それが当時の時局と相俟って日本博物館協会主導で設置と公開、整備が推奨される。しかしながら、博物館法制定期には、法の適応外となり、以後現在まで大学付属博物館に関する明確な法律は欠如したままとなる。博物館法制定後にも棚橋は大学付属博物館の必要性を訴えるが、大学付属博物館に関する見識者の不在と、法的整備の欠如により、大学付属博物館に関する研究は空白の期間を迎える。全国大学博物館学講座協議会が設立されたのち、発表媒体の増加により博物館学の観点からの研究が見られるものの、社会情勢に伴う大学付属博物館への行政の参入により研究の方向性が設置や方法論へと変化した。「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）」の公表によって研究は活発化したように思われるが、その内容は構想に伴う機能論などの増加がほとんどであり、論の進展はこれからであると考えられる。

また、大学付属博物館論の転機となった日本博物館協会の著書と生涯学習審議会の報告書を比較してみても、基本的な着眼点などの違いは見られず、53年間に亘り大学付属博物館の進歩が見られなかった部分があると言わざるを得ない。

法制定までの議論動向からの進展がないことが、大学付属博物館の定義の不在、社会教育に係わる位置づけの不明確さを生んだ。しかも、大学付属博物館論の中で大学付属博物館の定義に言及している論述は見られず、1996年の報告書の定義がそのまま定着した状態で研究が進められているのが現状である。これらの研究の不在が、学芸員資格課程を含む大学教育における大学付属博物館の利用、ひいては実物資料による教育の在り方の問題点の要因のひとつであるといえるであろう。つまり、大学付属博物館に関する博物館学視点からの構築が行われて来なかったことが、問題だといえるのである。本論では、それらの現状を踏まえ、大学付属博物館の定義の明確化と、今後の課題について言及した。

大学付属博物館は「博物館法に則り、博物館機能を有した大学によって設置された博物館」であり、その活動対象範囲は学内と学外に対するものでなければならない。1996報告書は、

あくまでも国立大学の資料（学術標本）を中心とした考え方であって、博物館の役割と機能を中心に考えられてはいないといっても過言ではない。資料の特殊性は認められるものの、大学付属博物館の本来の在り方と定義は、1996報告書に準じた内容であってはならないと言えるであろう。

韓国では大學博物館が博物館界を牽引してきたと評価され、法制度による規定も行われ、大學博物館が発展を遂げてきた。しかしながら日本の大学付属博物館については、社会教育法、独立行政法人法、博物館法などの様々な法律が複雑に関係していることもあり、法的な改正を実施することは現在の段階では不可能に等しい。そのような現代の状況の中で大学付属博物館の社会的位置づけを明確化させるために、更なる博物館学観点からの研究が急務であるといえる。

註

(1)本論では日本の大学によって設置されている博物館を「大学付属博物館」と表記する。但し、引用は原文のままとし、4で述べる韓国については「大學博物館」と表記する。
(2)「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）
―学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について―」
http://protist.i.hosei.ac.jp/Asagao/Yoneda_DB/J/DOCs/gakushin/UnivMuseum.html
(3)棚橋源太郎1905『小学校ニ於ケル学校園』文部省普通学務局
棚橋源太郎1918「学校図書館と学校博物館」『教育時論』第1190号　開発社
(4)棚橋源太郎1930『眼に訴へる教育機関』㈱賽分館、p116
(5)註4に同じ、p116
(6)註4に同じ、p135
(7)日本博物館協会「第九回全国博物館大會」『博物館研究』第12巻11号、p5～6
(8)日本博物館協会「博物館ニュース」『博物館研究』第12巻12号、p7
(9)日本博物館協会1940「日本博物館協會事業拡張計画」『博物館研究』第13巻3号、p7
(10)棚橋源太郎1930『眼に訴へる教育機関』㈱賽分館、p135
(11)日本博物館協会1941『博物館研究』14巻1号
(12)日本博物館協会1941「博物館問題懇談會席上にての談片」『博物館研究』14巻1号p4
(13)日本博物館協会調査部1941「大學專門學校と博物館」『博物館研究』14巻7号、p5
(14)註13に同じ
(15)註13に同じ、p5
(16)日本博物館協会1941「博物館問題の興論」『博物館研究』第14巻9号、p6
(17)日本博物館協会1941「本會記事」『博物館研究』第14巻10号、p7
(18)守重伸郎2009「わが国の大学博物館の閉鎖性」『日本大学大学院総合社会研究科紀要』No.10、p95～101
(19)日本博物館協会1941「本會記事」『博物館研究』第14巻12号、p7
(20)日本博物館協会1942「博物館従業員講習会概要」
『博物館研究』第15巻1号、p6～7
(21)日本博物館協会1942「時局対応博物館事業促進計画」『博物館研究』第15巻4号、p7
(22)註21に同じ、p7
(23)日本博物館協会1942「廣告」『博物館研究』第15巻9号、p8
(24)日本博物館協会1943『博物館研究』第16巻3号、p8

(25)日本博物館協会 1943『博物館研究』16 巻 7 号、p10
(26)日本博物館協会 1943『博物館研究』16 巻 8 号、p8
(27)(社)日本博物館協会 1943『大學專門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』
(28)同上
(29)参考文献として挙げてきた論述の内容及び、棚橋による『眼に訴へる教育機関』に挙げられたドイツ・アメリカの大学付属博物館の事例及び、アメリカ博物館協会の数値の引用により、引用と判断としたものである。
(30)日本博物館協会 1943『博物館研究』第 16 巻 9 号
(31)長谷部言人 1943「大學專門學校と博物館」『博物館研究』第 16 巻 9 号、p2
(32)小原龜太郎 1943「專門教育機関と博物館」『博物館研究』第 16 巻 9 号、p2～3
(33)日本博物館協会 1947「協会消息」『博物館研究』復興第 1 巻第 1 号、p4～5
(34)日本社会教育学会社会教育法制研究会 1972『社会教育法制研究資料ⅩⅣ』、p9
(35)日本博物館協会 1947「昭和 22 年度本會通常総会」『博物館研究』復興第 2 巻第 1 号、p4
(36)註 35 に同じ、p5～ 6
(37)棚橋源太郎 1950「博物館動植物園法の制定」『会報』第 8 号　日本博物館協会、p1～4
(38)棚橋源太郎 1950『博物館學綱要』㈱理想社、p223
(39)棚橋源太郎 1953『博物館教育』㈱創元社、p191
(40)全国大学博物館学講座協議会 1989『研究紀要』創刊号、創刊の辞より
(41)角田芳昭 1989「大学付属博物館の現状と課題」『研究紀要』創刊号、p79～103
(42)註 41 に同じ、p79
(43)註 41 に同じ、p79
(44)熊野正也 1992「大学博物館のあるべき姿への一試論」『Museum Study』 3　明治大学学芸員養成課程、p7～24
(45)熊野正也 1996「大学博物館の社会的な係わりとその接点」『明治大学博物館研究報告』第 1 号　明治大学博物館事務室、p4
(46)西野嘉章 1996『大学博物館－理念と実践と将来と』東京大学出版、p177～188
(資料その二「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について」(中間報告))
(47)鎮西清高 2004「大学博物館について」『化石』76 巻　日本古生物学会、p135
(48)西野嘉章 1996『大学博物館—理念と実践と将来と』東京大学出版、p222
(49)黒沢浩 1997「大學博物館における教育活動」『明治大学博物館研究報告』第 1 号　明治大学博物館事務室
伊能秀明 1998「明治大学博物館の再興と発展」『明治大学博物館研究報告』第 3 号　明治大学博物館事務室
西野嘉章 1997「大學博物館—新研究の開拓に向けて」『學鐙』第 94 巻 3 号、丸善
中村浩 2008「大学博物館の現状と展望」『歴史科学』No.195　大阪歴史科学協議会
馬渡駿介 2009「大学博物館の可能性」『科学』79 巻 9 号（通号 925）岩波書店
(50)守重信郎 2007「わが国の大学博物館の問題点とその背景」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.8、p209～219
(51)註 50 に同じ、p218
(52)守重信郎 2009「わが国の大学博物館の閉鎖性—東京大学理学部博物場を事例として—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.10、p95～101
(53)註 52 に同じ、p101
(54)(社)日本博物館協会 1943『大學專門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』、p2
(55)註 54 に同じ、p2
(56)註 54 に同じ、p2

築物、地点或は構築物或はこの場所、建築物、地点或は構築物の遺跡或は遺物、「古跡」とは第3条によって公告された古跡、歴史建築物、考古或は古生物、地点或は構築物の場所、建築物、地点或は構築物、(代替 1982 年第 38 号第 2 条)

「可移動物体」とは土地に属していない物体。

「主管当局」とは発展局局長、(代替 1982 年第 38 号第 2 条、改定 1985 年第 67 号法律公告、1989 年第 242 号法律公告、1997 年第 362 号法律公告 1998 年第 192 号法律公告、1998 年第 206 号法律公告、2007 年第 130 号法律公告)

「私人土地」とは

a．政府からの賃貸借契約、賃貸借契約に関する協定、賃借協定、特許、許可証、土地提供の契約書或は備忘録或は他の土地所有権のある土地。(改定 1998 年第 29 号第 105 条)

b．賃貸借契約、特許、許可証、土地提供の契約書或は備忘録徴用、或は他の永久或は臨時所有権によってイギリス軍占用される、或は他の政府の目的のため、連合王国の女王陛下の政府の権利によって占用される土地。

「政府土地」とは私人土地以外の土地。(改定 1998 年第 29 号第 105 条)

「委員会」とは第 17 条によって成立された古物諮詢委員会。

「金属探測器」とは地層内の金属或は鉱物の探測或は尋ねのために設計される或は改造される一切器具、(増補 1982 年第 38 号第 2 条)

「指定人士」とは

a．警察署の主管人員。

b．中上級の警察官。

c．主管当局が官報で指名する人。

「許可証」とは第 6 条による許可証。

「仮定古物」とは合理的に推定される古物或は古物のある物体或は地点。

「発見」とは香港で発見の古物或は仮定古物は—

a．土地或は海の中、上或は下にあるもの。

b．一切土地で生長するものの中或は上にあるもの。

c．古物或は仮定古物のある土地或は構築物の所有者は昔からこの古物或は仮定古物の存在は知らなかったもの。

「ライセンス」とは第 13 条によるライセンス。

「暫定古跡」とは第 2 A条によって公告された暫定古跡、暫定歴史建築物、或は暫定考古或は古生物地点或は構築物の場所、建築物、地点或は構築物。(増補 1982 年第 38 号第 2 条)

「所有者」とは土地における政府の賃貸借契約或は賃貸借契約に関する協定或は政府による権限に基く占有者。(改定 1998 年第 29 号第 105 条)

英語の訳注省略

第 2 A条　暫定古跡などの公布とこうした見取り図

古跡

1．ある場所、建築物、地点或は構築物を古跡として公布する前に要する一考のために、

主管当局は委員会に諮詢した後で、官報で該当場所が暫定古跡、暫定歴史建築物、或は暫定考古或は古生物地点或は構築物を公布する。

2．前項による公布によって暫定古跡の保護或は暫定古跡への通い路のために、暫定古跡の場所、建築物、地点或は構築物の隣接土地も暫定古跡の一部として含まれる。

3．第1項による公布は第4項による見取り図をの述べなければならない。

4．第1項による公布を告示する後—

a．主管当局は該当暫定古跡の見取り図に署名してから、土地登記処に置かなければならない。(改定1993年第8号第2条、2002年第20号第5条)

b．若し該当公布は私人土地範囲内の暫定古跡と関係があれば、主管当局は—

ⅰ．該当公布を土地登記処に登記しなければならない、(改定1993年第8号第2条)

ⅱ．該当公布の副本と見取り図の副本を該当私人土地の所有者に送らなければならない。

ⅲ．該当私人土地にこの公布の公告の副本と見取り図の副本を張らなければならない。

5．主管当局は—

a．事務室に第4項による見取り図の副本を置いてから、広く一般に公開しなければならない。

b．該当暫定古跡の所有者の要求どおり、該当見取り図を無償で該当所有者に配布しなければならない。

(増補1982年第38号第3条)

第2B条　暫定古跡の公告の有効期限

註：追及権と適応化の改定—2000年第59号第3条

1．第2項による他の規定を除き、第2A条による公布は主管当局に期限の前に撤回される以外、告示されてから12ヶ月の期限に限って有効。

2．該当公布は私人土地範囲内の暫定古跡と関係がある以外、主管当局は委員会に諮詢してから、行政長官に許可される後、たまに第1項による有効期限を12ヶ月延長する、(改定2000年第59号第3条) 但し、毎回の延長は12ヶ月を越えてはいけない。

(増補1982年第38号第3条)

第2C条　私有土地範囲内の暫定古跡の公告の反対

註：追及権と適応化の改定—2000年第59号第3条

1．該当公布の暫定古跡は私人土地範囲内にあったら、該当土地所有者は主管当局に該当公布の撤回を申請する権利がある。

2．主管当局は申請を貰ってからの一ヶ月以内—

a．該当公布を撤回する。

b．上述の申請を拒否してから、すぐこの決定を該当所有者の通報しなければならない。

3．該当所有者はこの通報を貰った一ヶ月以内、行政長官に該当決定を反対する申請の権利がある。

4．行政長官は第3項による申請を貰った後

a．該当公布を撤回する。

b．この申請を行政長官共同行政会議に取り次ぐ。

5．行政長官共同行政会議は第4項による取次ぎを貰った後

a．該当公布を維持する。

b．該当公布を維持する上で、適な改定をする或は適切な条件を付ける。

c．該当公布を撤回する。

6．行政長官の第4項により、或は行政長官共同行政会議の第5項による決定は最終決定。

（増補1982年第38号第3条、改定2000年第59号第3条）

第3条　古跡とこうした見取り図の公告

1．第4条による他の規定以外、主管当局は一切場所、建築物、地点或は構築物が歴史上、考古上或は古生物上に高い価値があり、且つ公衆の利益と一致するなら、委員会に諮詢してから、行政長官に許可された後、官報で該当場所が古跡、歴史建築物、或は考古或は古生物地点或は構築物を公布する。（改定1982年第38号第4条、2000年第59号第3条）

2．前項による公布によって古跡の保護或は古跡への通い路のために、古跡の場所、建築物、地点或は構築物の隣接土地も古跡の一部として含まれる。

3．第1項による公布は第4項による位置図をの述べなければならない。

4．第1項による公布を告示する前に—

a．主管当局は該当立案した公布の古跡の場所、建築物、地点或は構築物の位置図に署名してから、この図を土地登記処に置かなければならない。（改定1993年第8号第2条、2002年第20号第5条）

b．若し該当公布は私人土地範囲内の古跡と関係があれば、主管当局は該当公布を土地登記処に登記しなければならない。（改定1993年第8号第2条）

5．主管当局は—

a．事務室に第4項による図の副本を置いてから、広く一般に公開しなければならない。

b．該当古跡の所有者の要求どおり、この図を無償で該当所有者に配布しなければならない。

第4条　私有土地範囲内の古跡の公告の反対

註：追及権と適応化の改定—2000年第59号第3条

1．若し主管当局が立案した公布の古跡の場所、建築物、地点或は構築物は私人土地範囲内にあったら、本項は該当公布が告示される前に有効。

2．主管当局は立案した公布を書面の通知とこの古跡の位置図を該当私人土地の所有者に送らなければならない。

3．主管当局は第2項による送った通知と位置図を該当私人土地に張らなければならない。（増補1982年第38号第5条）

4．該当所有者は第2項による通報を貰った一ヶ月以内或は行政長官から貰った特別の長い期限以内、行政長官に該当決定を反対する申請の権利がある。

5．行政長官は第4項による申請を貰った後

a．該当公布の告示を禁止する。

b．この申請を行政長官共同行政会議に取り次ぐ。

6．行政長官共同行政会議は第5項による取次ぎを貰った後

a．主管当局に第4項による公布の告示を許可する。

b．該当公布の告示を許可する上で、適当の改定が必要。

c．立案した公布は告示してはいけない。

7．行政長官の第5a項により、或は行政長官共同行政会議の第6項による決定は最終決定。

（改定1982年第38号第5条、2000年第59号第3条）

第5条　古跡に関する一般管制

註：追及権と適応化の改定－2000年第59号第3条

1．本条例の規定によって、主管当局と主管当局の書面での指定された方は、本条例のために—

a．順当な時間なら、あらゆる暫定古跡或は古跡に入れる。

b．事前に行政長官の許可を貰ったら、順当の時間に—（改定2000年第59号第3条）

i．暫定古跡或は古跡の囲障設置、修繕、補修、保存或は修復ができる。

ii．あらゆる暫定古跡或は古跡での古代遺物の発掘或は探査、と発見された古代遺物の移動もできる。（改定1982年第38号第6条）

2．主管当局と主管当局の書面での指定された者は第1項によって与えられた特権を使っても、以下以外の住宅には入ってはいけない—

a．事前にある住宅の所有者の書面の許可を貰う。

b．48時間前にある住宅の所有者に書面通知を送る

3．本条例は以下の事柄に権限を授けない—

a．以下の人の暫定古跡或は古跡の進入禁止

i．該当暫定古跡或は古跡の所有者或は合法占用者。

ii．該当暫定古跡或は古跡の権益所有者。

iii．前述の所有者、占用者或は権益所有者による権限の授けられる人。

b．ある住宅の所有者と合法占用者の許可のない場合、ある住宅内に暫定古跡或は古跡の発掘或は古代遺物の探査。（改定1982年第38号第6条）

第6条　許可証の持つ場合以外ある古跡に関する禁止行為

註：追及権と適応化の改定—2000年第59号第3条

1．第4条による他の規定以外、以下の行為は禁止する－

a．暫定古跡或は古跡で、発掘したり、土木工事したり、木を植えたり或は切ったり、泥或はごみをためたりする。

b．暫定古跡或は古跡の解体、移動、塞ぎ、汚し或は妨害すること。

但し、主管当局からのライセンスの規則に従っては限られない。（改定1982年第38号第7条）

2．主管当局のライセンスの申請の拒絶は不当な待遇を受けたと思ったら、拒否されてから14日内に上申で行政長官に上訴ができる、行政長官は申請の拒絶を維持する、改定する或は撤回する。

3．行政長官の上訴に対する決定は最終決定。

4．主管当局は委員会に諮詢して、行政長官の許可を貰ったら、官報であらゆる暫定古跡或は古跡が本条例には限れないを公布する。(改定1982年第38号第7条)

(改定2000年第59号第3条)

第7条　古跡の保存等のための割り金

註：追及権と適応化の改定—2000年第59号第3条

主管当局は事前に行政長官の許可を貰ったら、古跡の補修、保存或は修復を目的としての工事を提案する人に、ある工事のための適当な割り金をあげられる。

(改定2000年第59号第3条)

第8条　補償

註：追及権と適応化の改定－1998年第25号第2条、2000年第59号第3条

1．本条例のもとに、主管当局は事前に行政長官の許可を貰ったら、以下の原因での経済損失を被った暫定古跡或は古跡の所有者或は合法占用者に金員をあげられる—(改定2000年第59号第3条)

a．主管当局或は主管当局の指定された者は第5(1)条による権限を使う。

b．ライセンスの申請が拒絶された或はライセンスに付帯条件が付け加えられる。

2．補償金額は—

a．主管当局と暫定古跡或は古跡の所有者或は合法占用者の協定による。

b．第9条による地方裁判所の評決による。(改定1998年第25号第2条)

3．第2A(4)条或は第4(2)条による通知が送った後、暫定古跡或は古跡の所有者或は合法占用者は契約の結び等での経済損失があっても、本条例による補償がない。

(改定1982年第38号第8条)

第9条　補償に関する地方裁判所の評決

註：追及権の改定—1998年第25号第2条

1．第8(2)(a)条による協定がない場合は、所有者或は合法占用者は地方裁判所に第8条による補償金額に対する評決を申請することができる。

2．地方裁判所は前述の申請によって適当な補償金額を評決する。

(改定1998年第25号第2条)

第10条　ある古代遺物は政府財産

古代遺物

1．本条例による他の規定以外、本条例が効力を発してから、香港でのあらゆる発見された古代遺物の所有権は香港政府のものとなる。

2．主管当局は香港政府の代表として、前述の古代遺物の所有権を放棄することができる、放棄したら—

a．政府のある古代遺物の所有権の終わりを告げる。

b．所有権は本条例が制定しなかったらある古代遺物を擁するべき者に属する。

第11条　古物の発見

註：追及権と適応化の改定－2000年第59号第3条

古物の発見と発掘

1．古物或は仮定古物を発見したら、或は古物或は仮定古物の発見を知ったら、主管当局或は指定された者に報告しなければならない。

2．前項によって報告した後で、若し主管当局或は指定された者が要求を提出したら、報告した古物或は仮定古物に対する鑑別をしなければならない。

3．古物或は仮定古物を発見したら、保護のために適切に措置しなければならない。

4．主管当局は事前に行政長官の許可を貰ったら、第1項によって報告した者に報酬として適当な金員をあげられる。(改定2000年第59号第3条)

5．本条例による報告を貰った指定された者は主管当局に書面である報告を通知しなければならない。

6．第7項のもとに、主管当局と主管当局の書面での指定された者は古物或は仮定古物がある場所に視察のために入れる。

7．主管当局と主管当局の指定された者は第6項によって与えられた特権を使っても、以下以外の住宅には入ってはいけない—

a．事前にある住宅の合法占用者の書面の許可を貰う。

b．48時間前にある住宅の合法占用者に書面通知を送る。

第12条　ライセンスなしでの古物発掘禁止

主管当局と主管当局の書面での指定された者以外、以下の行為はしてはいけない－

a．古物の発掘或は捜索、但し、貰ったライセンスの規定に照らしては限られない。

b．あらゆる暫定古跡或は古跡で金属探測器を使う、但し、貰ったライセンスの規定に照らしては限られない。(増補1982年第38号第9条)

c．暫定古跡或は古跡からのあらゆる発見された古代遺物を移動する、或は古代遺物と仮定したある物体がある場所から収集する或は移動する、但し、ある物体の保護のために、或は貰ったライセンスの規定に照らしては限られない、(改定1982年第38号第9条)

第13条　ライセンスの授け

1．本条例のもとに、主管当局はあらゆる者に古物の発掘と捜索のライセンスを授けられる。

2．主管当局はある者が以下の条件を備わることを確認したら、ライセンスを授けられる—

a．古物の発掘と捜索に足りる科学訓練がある或は経験を持つ。

b．古物の発掘と捜索に足りる人手と資金或は物資がある。

c．古物の発掘と捜索での発見された古物に対する適切な科学研究ができる。(改定1982年第38号第10条)

3．第2項によるライセンスの授け或は延長の有効期限は最大12ヶ月。

4．公文書で送り出されたライセンスはあるライセンスに関する土地範囲が明示される。
5．ライセンスを譲ってはいけない。
6．主管当局は本条例の総合性の原則に損害を与えないで、特に発掘と捜索の進行、報告、地図と公文の作成、金属探測器の使用、発見された物件の保存、ある物件の移動、検査と返還、と模造品、模写品、鋳型製造品と他の複製品の製造と渡しに関してライセンスに適切な付帯条件が付け加えられる。(改定1982年第38号第10条)

第14条　ライセンスの持つ者の権利

註：追及権の改定－1998年第29号第105条

1．ライセンスの持つ者はライセンスの規定のもとに、以下の土地で古物の発掘と捜索ができる―
a．ライセンスでの明示されたあらゆる政府土地。(改定1998年第29号第105条)
b．第2項による規定のもとに、ライセンスでの明示されたあらゆる私人土地。
2．ライセンスの持つ者は事前に私人土地の所有者と合法占用者の書面の許可を貰わないと、私人土地での古物の発掘と捜索の権利がない。

第15条　ライセンスの取り消し

1．第2項によって、主管当局はあらゆるライセンスを取り消せる。
2．ライセンスの持つ者は主管当局に自分のライセンスの取り消しはしてはいけない理由を説明する合理機会が貰わなかったら、ライセンスの取り消しはしてはいけない。
3．主管当局はライセンスを取り消したら、ライセンスの取り消された者に手渡しで或は書留でライセンスの取り消しとその理由という書面の通知を送らなければならない。
4．第3項の規定を守らなくても、ライセンスの取り消しも有効。

第16条　拒絶されたライセンス申請の上訴

註：追及権と適応化の改定－2000年第59号第3条

1．主管当局のライセンスの申請の拒絶或は延長の拒絶でのライセンスの取り消されは不当な待遇を受けたと思ったら、拒否されてから或はライセンスの取り消されてから14日内に上申で行政長官に上訴ができる、行政長官は申請の拒絶を維持する、改定する或は撤回する。
2．行政長官の上訴に対する決定は最終決定。

(改定2000年第59号第3条)

第17条　古物諮詢委員会の成立とこの会議

註：追及権と適応化の改定－2000年第59号第3条

古物諮詢委員会

1．今成立された古物諮詢委員会の主席も成員も行政長官に任命される。(代替1986年第29号第2条、改定2000年第59号第3条)
2．委員会は主席の定める時間と地点どおり会議を行う。
3．委員会の会議は主席に司会されなければならない。若し主席が欠席したら、出席の成員から選んだ人は主席として会議を司会する。(代替1986年第29号第2条)

4．委員会会議の法定人数は委員会成員の半数以上。(改定1986年第29号第2条)

5．委員会会議の議事日程は委員会に決められる。

第18条　委員会は主管当局に意見を与えられる

委員会は古物、暫定古跡或は古跡に関する事柄、或は第2A条第1項、第3条第1項或は第6条第4項に関する事柄について、主管当局に意見を述べられる。

(改定1982年第38号第12条)

第19条　犯罪

雑則

1．以下の行為をしたら－

a．主管当局或は指定される者に発見された古物の位置或は様子に関して偽り言を言う。

b．第11(1)条或は第12条の規定を違反する。(改定1982年第38号第13条)

c．合理的な弁解がないで、主管当局或は指定される者からの第11(2)条による要求を無視する。

d．故意に主管当局或は指定される者が第5(1)条或は第11(6)条によって与えられた特権を使うことを妨げる。

罪を犯したと認めて、罰金5000香港ドルと懲役6ヶ月を言い渡されることがある。

2．第6(1)条による規定を違反したら、罪を犯したと認めて、罰金100000香港ドルと懲役1年を言い渡されることがある。(増補1982年第38号第13条)

第20条　証拠

1．本条例による他の規定以外、あらゆる民事或は刑事の訴訟の手続きの中で、相反証明ができる前に、ある古代遺物或は仮定された古代遺物は本条例が効力を発してから香港で発見されたと推定された。

2．若し裁判所はある古代遺物或は仮定された古代遺物が—

a. 訴訟の手続きが始まる6年以前、訴訟の手続きの一方に持たれていた、或は訴訟の手続きの一方と所有権が一方に与えた身分が識別できる者に持たれていた場合。

b. 訴訟の手続きが始まる前に香港までに運送された場合。

ということを確信したら、第1項による推定を撤回しなければならない。

3．あらゆる民事或は刑事の訴訟の手続きの中で、ある物件の主管当局が署名した古物証明書とその内容は引証として認められる。

第20A条　郵便配達

本条例によって出さなければならない通知或は公文書は書留で送り出される。

(増補1982年第38号第14条)

第21条　立法会からの金員での支払い

註：追及権と適応化の改定－2000年第59号第3条

以下の—

a．第7条による支払う金員。

b．第8条或は第9条による補償としての金員。

c．第11(4)条による金員。

これらは立法会からの金員で支払う。

（改定2000年第59号第3条）

第22条　規定

註：追及権と適応化の改定－2000年第59号第3条

1．行政長官共同行政会議は規定を定められる―（改定2000年第59号第3条）

a．ライセンスと許可証の用紙を定める。

b．ライセンスと許可証の申請方法を定める。

c．ライセンスの授け或は延長による主管当局に支払わなければならない費用の金額を定める（若しあれば）。

d．古物の発掘と捜索の進行を管理する。

e．古物、暫定古跡と古跡の管理を定める。（改定1982年第38号第15条）

f．発掘点、暫定古跡、古跡と遺址に入る規定、と前述の場所の入場券の払い、限制と管理等を定める。（改定1982年第38号第15条）

g．要するに、本条例の執行に対する更に有効的な方法を定める。

2．本条例の規定により、以下の行為は禁止される―

a．暫定古跡或は古跡の所有者或は合法占用者或は権益所有者、或は前述者による特権を与えられる者の該当暫定古跡或は古跡の進入を禁制或は限制する。（改定1982年第38号第15条）

b．ある者に本来権限がないで入られない私人土地に入れる特権を授ける。

結語

「古物及び古跡条例」の概略を記しては、1970年代郵便局本部の取り壊しを契機に、香港では1976年にはじめて「古物及び古跡条例」という文化財の保護に関する条例が制定された。「古物及び古跡条例」が制定されて以来、2011年11月まで、条例の規定による指定された古跡及び暫定古跡が100所ある。条例の実施と行政の需要のために、1976年に条例の制定と共に古物古跡事務処及び香港公営機構古物諮詢委員会が成立された。「古物及び古跡条例」の実施を考察するため、古物古跡事務処及び古物諮詢委員会の役割と発展を今後の課題としたい。

平成21年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」採択に伴う

大学院「博物館学専門・特殊実習」授業の報告

—大学院生による手作り博物館の実践—

Reports of specialty laboratory in graduate school accompany High Education Program on Museology: An Adoption Subject of the Program for Enhancing Systematic Education in Graduate School by Ministry Education, Culture, Sports, Science and Technology in 2011

落合　知子・大貫　涼子・河合奈々瀬・齋藤　唯・齊藤　千秋
坂倉　永悟・佐藤　直紀・鈴木　孝規・多賀　梢・中島金太郎
中村　千恵・松林　有紀・森　瞳・森　健太郎

I　高度博物館学教育と授業の目的

1．高度博物館学教育プログラムの概要

國學院大学大学院での、高度博物館学教育プログラムが、文部科学省平成21年度「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された。文学研究科史学専攻に新たに「博物館学コース」が設立され、これと時同じくして、國學院大学博物館学講座は、昭和33年に樋口清之博士によって私立大学で3番目に開講されて以来、本年で56年目を迎える。現在は青木豊教授のもと、博物館学コースに学ぶ研究生も30名を超え、国内はもとより海外からの受験生も増加し、國學院大学院内でも最も大所帯の研究室となっている。これまでの学芸員有資格者の輩出は6,500人以上を数え、我が国の博物館界でも最多の数を誇っていることも一つ起因していると考える。

平成24年度の入学生から対象とする学芸員資格課程カリキュラムの改正により、学芸員養成の資質の向上が図られることは周知の通りであるが、國學院大学大学院では本GP採択により、さらなる博物館学教育の充実を図ることが可能となった。また、本プログラムの拠点を担う博物館学教育研究情報センターを研究開発推進機構内に新設し、海外博物館との共同調査、インターンシップ、神社博物館や学校附属博物館との連携等の業務を遂行している。

本プログラムの目的は、博物館学に関する大学教育に携わることができる研究教育者、および高度な博物館学の知識・技能を有する上級学芸員の養成である。その特質は、博物館学コースを中核として文学研究科各専攻が培ってきた専門分野を組み合わせることにより、専門性・学際性を兼備した博物館学研究者を養成することである。また、博物館関連企業との連携や、東京国立博物館をはじめとする各種博物館でのインターンシップを行い、学芸員としてのコーディネート能力や実務経験を高めている。

更に特徴的なことは、複専修制度である。文学研究科史学専攻を主軸として、文学専攻、神道学・宗教学専攻の計3専攻おいて主専攻と併行して博物館学を履修することが可能となっている。修了時には本学独自の資格である「國學院ミュージアム・アドミニストレーター」及び「國學院ミュージアム・キュレーター」が授与される。

「博物館学専門・特殊実習」の主旨

「博物館学専門・特殊実習」は本プログラムの主軸を成す科目であり、本学大学院での授業としては初めての講座で、さらには我が国の他大学院にも「博物館学専門・特殊実習」は設定されていない。この講座をあえて設置した理由は、博物館学の知識のみならず技術をも身に付け、博物館現場との乖離が起こらないようにする目的である。博物館に必要不可欠な実践的技能の習得は、國學院大學研究開発推進機構の学術資料館において、通年の恒常的なインターンシップを同機構専任教員の指導のもとに、RA・TAが参画して実施することにより、収集から整理・保存・展示に至る技能の習熟に努めている。他の博物館へのインターンシップに加えて、海外博物館との共同調査等の連携・博士課程後期の海外インターンシップ（中国西安、韓国釜山）、本学と関わりの深い神社博物館における研究・実習、学校と連携し、小学校などに付設された博物館で地域文化資源の「保存と活用・展示」を実践するものである。文書資料等の保存処理からはじまり、二次資料化（写真撮影・実測図作成・拓影制作・基礎情報記録等）により目録作成を行うなど、大学院のみならず研究開発推進機構を含む複数の教員とRA、現地での協力者（学校教諭・教育委員会担当者・現地研究者等）の複数の指導者により実習することで、技術の向上はもとより、博物館実務を通した社会における文化・教育のコーディネート能力をも高めることを目的としている。

また、博物館学教育の国際化を進めるために、国際インターンシップ実習を行い、実践的な博物館実務を習得することに加えて、日本以外の博物館の実態の理解を深め、国際的な博物館をめぐる社会の現況を広く認識することにより、国際的視野を有した博物館学教育を推進している。これに併せてアジアにおける博物館学自体の国際化、および協力体制の構築をも目標とする。

その他、学社（博物館関連企業）連携、博学連携、他大学大学院との連携を行い、それぞれの場へ参加することにより、学芸員としてのコーディネート能力及び実務経験を高めることを目的としている。

小山町に於ける実習の目的と成果

夏期集中学外実習は、平成22年度は長野県下高井郡木島平村の民俗資料の調査、熊本県球磨郡水上村市房山神宮社の宝物調査、平成23年度は静岡県小山町の資料調査及び考古資料の修理復元と、東口本宮冨士浅間神社宝物調査、木島平村の民俗資料の調査に各一週間の実習を行った。

小山町での専門実習は、小山町の考古資料の修理復元と東口本宮冨士浅間神社所蔵資料の整理・分類・目録の作成を目的とし、技術の向上はもとより、博物館実務の基本となる調査を行

なうことにより、社会に於ける文化・教育のコーディネート能力を高めることを目指したものである。

小山町の実習は平成23年（2011）年8月18日から8月24日に実施し、小山町教育委員会の協力により夏期実習前に考古資料の一時貸出しをいただき、平成23年度の前期授業開始とともに考古資料の修理復元の技術的トレーニングをスタートすることが可能となり、夏期実習では効率よく考古資料の修理復元を行うことができた。

実習開始日の8月18日は、東口本宮冨士浅間神社御鎮座千二百年記念資料館館長の北村喜久男氏より「東口本宮冨士浅間神社の歴史と文化財」、小山町教育委員会生涯学習課副主任井出貴之氏より「小山町の歴史と文化財」、20日には、静岡県文化・観光部文化学術局世界遺産推進課主査金子節郎氏より「富士山をめぐる文化財と世界文化遺産構想」という題で特別講義を実施していただいた。院生は勿論のこと、我々教員にとっても広く知識を得た有意義な講義内容であり、その後の資料調査と周辺調査を円滑に進めることができた。

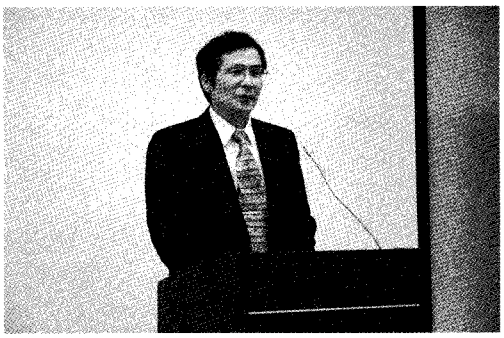

北村喜久男氏

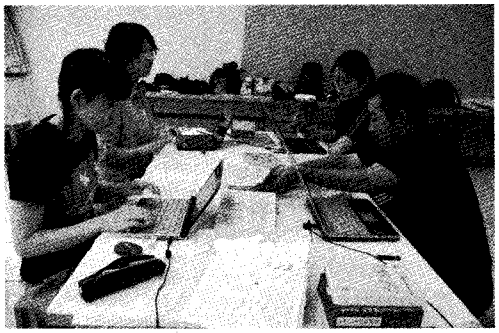

古文書の解読・入力作業

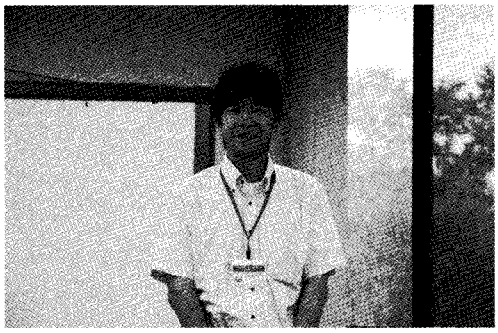

金子節郎氏

土器の修復作業

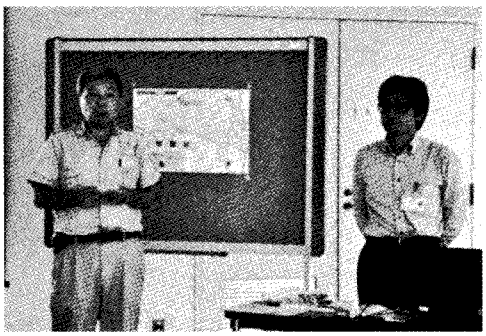

右：井出貴之氏

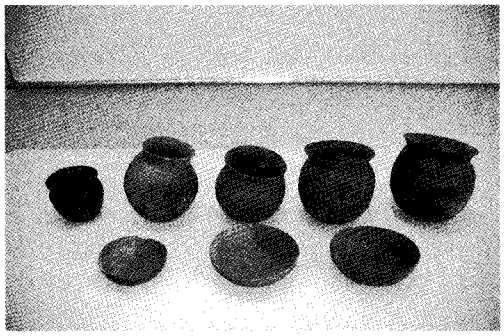

修復後の土器

資料調査は、小山町総合文化会館に於いて東口本宮冨士浅間神社に関する古文書370点の台帳の作成を目的とする写真撮影、フラットベッドスキャナーによるスキャニング、データ入力を行なった。小山町の考古資料は、前述したように前期授業において夏期実習に先行して修理復元技術の向上を図っており、その仕上げに向けての修理復元の継続と、写真撮影、台帳作成を行なった。

周辺調査としては、北口本宮冨士浅間神社及び忍野八海、榛の木林民俗資料館、西湖いやしの里・砂防資料館、豊門公園(旧和田豊治家住宅等)、新橋浅間神社の調査を実施した。以上のように、資料調査、特別講義、周辺調査を実施するなど幅広い実習を行い、博物館に於ける実務技能の向上と文化・教育のコーディネート能力を高めることができたものと確信している。

木島平村に於ける実習の目的

以下は、夏期実習の中でも平成22～23年の2ヶ年に亘り実習を実施し、今後も長期の継続を予定している長野県木島平村に於ける実習報告である。

木島平村での実習は、大学院生による手作り博物館の実践である。博物館の展示構想を考える本授業に参加することにより、以下二点の成果が期待できるものである。

・学芸員の職務能力の基本となる資料の調査やデータ化の能力を養う
・展示を考える能力を養う

まず、資料調査を実践することにより、資料のクリーニング、修理修復、写真撮影、分類、情報入力等の技術を習得し、資料のコンディションの把握や取扱い能力の向上に繋げていくことを目的とする。次に学芸員に必要不可欠でありながら、最も不足しているとされる展示能力の習得を目的として、大学院生自らが木島平村博物館（仮称）の展示を考える。すでに木島平村立小学校の統廃合により廃校になった南部小学校に展示室を設置することは決定しており、この夏の実習では展示室の測量を行い、後期授業開始に伴ってチームを編成し、展示構想を進めた。

展示室の構成は、常設展示室、企画・収蔵展示室、特別展示室の3室構成である。以下詳細は、受講生による展示構想の報告とする。

（落合知子）

2．授業構成

「博物館学専門・特殊実習」は、90分の通年授業1コマ、夏期休暇中の（6泊7日)、学内外でのインターンシップの3要件からなり、全体で4単位と位置づけている。また、当該科目は本プログラムで定めている前期修了者に授与する「國學院ミュージアム・アドミニストレーター」の必須科目でもある。

通年授業　平成23年度の前期授業は、本授業の具体目標である「大学院生による博物館構想策定の実践」に基づき展開した。大きくは基礎調査・博物館構想・展示構想であり、地域に密着した博物館づくりを念頭に置き実施した。基礎調査は、自然環境・遺跡を含めた考古学資料・歴史資料・民俗資料、特産物等に分類し、各グループに分かれての多岐にわたる調査を進

めた。具体的な調査内容とその結果については、本稿「展示構想　1．基礎調査」に詳述しているとおりである。

後期は、夏期の集中実習時に展示室予定である旧南部小学校多目的ホール・家庭科室等の実測を基に、具体的に1/20の展示室の平面図作成を行った。これにより展示計画はさらに具体的となり、展示ケースや構造展示に至る構想も行った。

夏期集中学外実習　学外実習は、受講人数の関係で長野県木島平村と静岡県小山町の2地域で実施した。前者は7月後半から8月初頭、後者は8月終盤に一週間の現地実習を行っている。学外実習では、実際に民具や考古資料に触れて作業することによって、学内で経験することのできない生きた経験を積むことができたと思われる。

ⅰ　**木島平村の実習**：前年度の実習の成果を引き継ぎ、村内所蔵資料の整理や保存のための手続き、二次資料化（写真撮影、実測）を実施した。さらに、一部の資料は大学へ持ち帰り、より慎重な作業を行った。また、こうした作業と並行して、村内の自然環境や遺跡といった博物館展示を構成するであろう遺跡・史跡等々の見学と調査を実施した。

ⅱ　**小山町の実習**：小山町域出土土師器の復元・冨士浅間神社所蔵近世文書の整理を行った。小山町の実習は、考古資料と古文書の資料化を目的とした整理を具体的に行ったものであるが、展示等への展開が無いところから学外実習のみとし、通常授業と連携することは出来なかった。

インターンシップ　本学学術資料館での通年の学内インターンシップと学外インターンシップの2種をもうけている。学内インターンシップは3名が年間30日間従事し、学外インターンシップは9名が東京国立博物館・板橋区立郷土資料館、佐倉市立美術館・千葉市立科学館・トータルメディア開発研究所・廣池千九郎記念館に其々15日間就労した。

平成23年度「博物館学専門・特殊実習」の授業構成は以上のとおりである。

今年度の最大の成果は、何といっても「木島平村博物館（仮称）」の展示構想の概要を完成させたことである。現地調査から立面図の作成にいたるまでを学生がほぼ独力で行うという実習内容は全国でも例を見ないものであり、また、現職の学芸員にとっても得難い経験であることは言うまでもない。学生たちにとって今年度の授業は、高度博物館学教育プログラムの目的である「学芸員としてのコーディネート能力と実務経験」を身に付けるための貴重な経験となったと思われる。

木島平村博物館に関するプロジェクトは来年度の受講生に引き継がれ、本稿で報告する展示構想に基づいて、パネルや題箋の制作、資料の展示といった実務的な作業に入ることとなる。学芸員としての職務能力・実務経験を高めることを目的とした高度博物館学教育プログラムのなかで「博物館学専門・特殊実習」の果たす役割は今後ますます大きくなるであろうと期待される。

（博士課程後期考古学コース　森健太郎）

3．学外実習の経緯・経過

高度博物館学教育プログラムに伴い、平成22年度より開講された大学院講義科目「博物館専門・特殊実習」の学外実習として、長野県下高井郡木島平村の大町民俗倉庫において夏期学

外実習が現在までで2回実施されている。本実習は、大町民俗倉庫内に保管されている民俗資料の調査、およびその資料を利用した博物館の新設を目指している。

平成22年度学外実習では、大町民俗倉庫内での資料調査が中心であり、写場の準備やカメラのセッティング、基本資料台帳の作成および収集した情報のデータ化（パソコン入力）、資料のクリーニング、ナンバリング、計測（実測）などの作業を、参加学生全員が作業工程全体に従事できるよう分担しながら調査を進めた。また、特別講義として木島平村村長の芳川修二氏より「木島平村の村格」、同村教育委員会生涯学習課課長の日台正博氏より「木島平村について」、同村木島平村中学校校長（平成23年4月より木島平村教育委員会文化財調査専門幹）の樋口和雄氏より「長野県の歴史」というテーマでそれぞれ講義を載いた。さらに周辺調査として、木島平村内にある根塚遺跡および公民館内の遺跡出土資料展示スペース、隣接する飯山市のふるさと館などを見学し理解を深めた。

Ⅱ　木島平の現地調査

1．民具の整理と資料化

木島平村大町民俗倉庫内には、①北部・中部・南部小学校の教材として収集されたもの、②住民から村へ寄贈されたもの、③経緯不明資料の3種類の資料が保管されている。

①の教材資料は、昭和30年代に上木島小学校、往郷小学校、穂高小学校が名称を変更した時から時間をかけて収集された教材である。平成22年3月までは3校の小学校が運営されていたが改築が相次ぎ、また少子化の影響もあったことから、平成22年4月に小学校は統廃合され、現在の木島平小学校1校となった(1)。本実習においては、この廃校となった南部小学校の空き室を利用し博物館を設立することを目指しており、この博物館が完成すれば大学院生が作り上げた初めての博物館となる。倉庫内に保管されている教材資料は廃校となった南部小学校の資料が大部分を占めており、これらの資料は民具にとどまらず、音楽資料、社会科資料、はく製など多岐にわたり、小学校の各教科に実物資料を導入できるだけの豊富な種類が収集されている。教材資料は管理札が付されて保管されていることが特徴的で、木島平村での実物教育レベルの高さを見ることができる資料群となっている。これらの教材資料は小学校の改築が実施された際に、役場の横にある倉庫へ集められたが、平成19年（2007）に住民からの寄贈資料とともに大町民俗倉庫へ移され、保管されて現在に至っている。

また、木島平村は昭和30年2月1日に穂高村、住郷村、上木島平村の三村が合併して誕生したが、現在では人口の減少や高齢化の問題を抱えることとなった(2)。しかし、平成の市町村合併に際しては第3セクター方式を取り、合併を回避し、区画制が残っている村である。これらの環境や要因もあり、村への資料寄贈が頻繁に行われている。②の寄贈された資料は、実際に使用されていた民具が中心となっており、特に第1産業の衰退に伴う農業関係の民具が多く残されている。寄贈資料は、前述したように寄贈を受けた後に役場横のプレハブで管理されていたが、乾燥などの保存環境の不安から、平成19年大町民俗倉庫へ移され保存されてきたという経緯を持つ。これらの寄贈資料群は、木島平村役場によってある程度整理が行われており、管理番号や資料基本台帳が一部作成されていた。

民具の整理と資料化　—平成22年度木島平大町民俗倉庫作業風景—

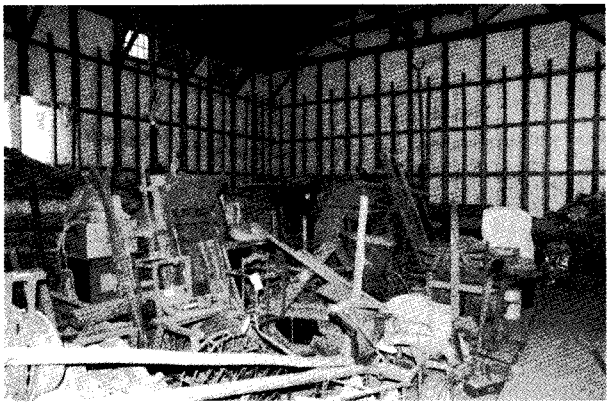

民俗倉庫内の様子

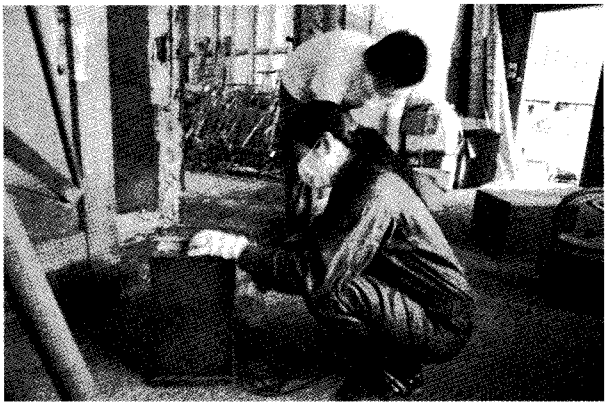

資料のクリーニング

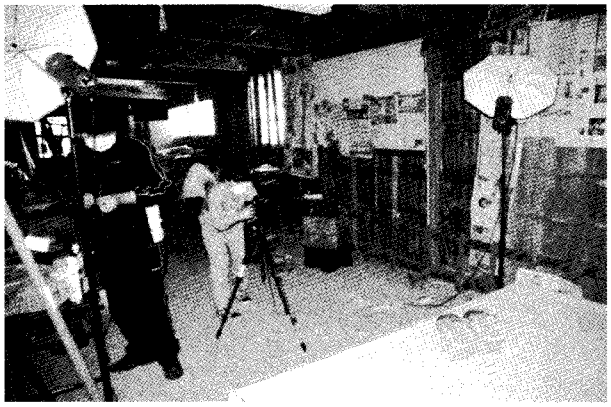

資料の撮影

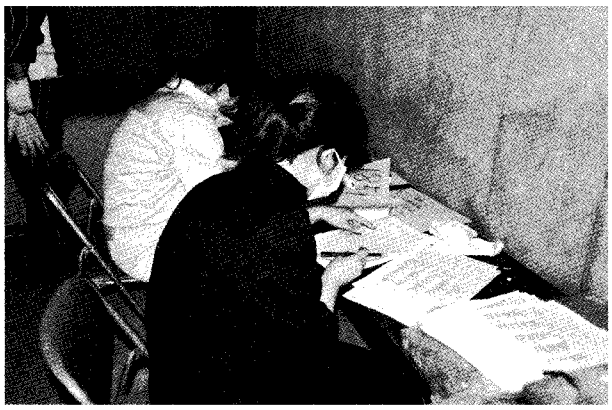

台帳の作成

作業風景

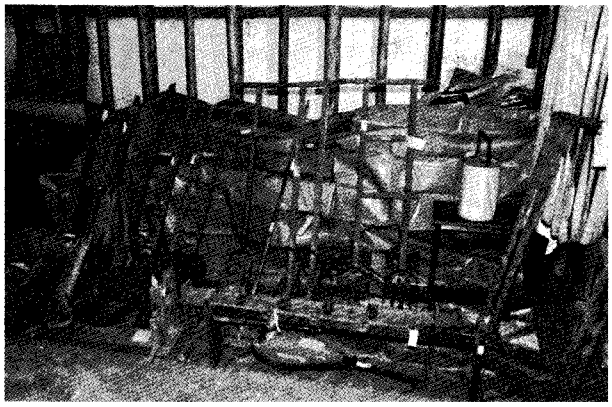

整理後の資料

さらに、平成22年の学外実習では約350点の民俗資料のクリーニング、実測、台帳づくり等の資料整理が終了したが、その中には、基本情報が管理されていない資料も多数あり、その点数は調査済みのものだけでも70点を超える。当該資料整理は約2/3程度終了したが、未だ大町民俗倉庫内には未調査の資料も残っており、来年度の調査に期待するところである。

（博士課程後期博物館学コース　大貫涼子）

2．村内所在の文化財調査

今回の実習では民具の整理とその資料化の作業の他に、村内における地域文化資源の調査を並行して行った。周辺調査は主に、木島平村の地域文化資源である遺跡または史跡等に関するものである。

木島平村に於ける古墳は馬曲川扇状地の扇央部、扇端部に後期古墳が築営されている。今回は木島平村に所在する遺跡として、根塚、大塚、平塚、小塚の現況確認と、鬼の釜古墳、朝日ゴウロ古墳、和栗古墳の写真撮影を行った。

考古学的遺跡

①鬼の釜古墳

馬曲川扇状地扇央部に位置し、昭和45年(1970)に村の史跡として指定された。往郷地区南鴨の上方に位置する古墳の北側に小さな沢が流れ、木島平の低湿地帯を望む景勝地となっている。この名前の由来は、石室の上を覆っている大きな平石がかまどのように見えるので、鬼の釜と呼ばれるようなったとの由縁が残っている。墳丘の破壊が甚だしく、現在は石室の一部が残存しているのみである。石室は横穴式石室で現長3.2m、幅0.8mで、積石塚古墳であると推測される。現在のところ遺物は確認されていない。

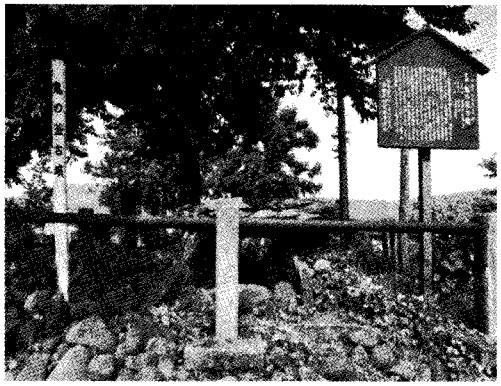

鬼の釜古墳

②朝日ゴウロ古墳

鬼の釜古墳と同じ昭和45年に村の史跡指定を受けている。往郷地区沖田の役場西南方の水田の中に位置し、扇状地扇端であることから木島平の低湿地と飯山市街地を望むことができる。河原石を用いて積み上げた積石塚古墳で、墳形は円墳である。水田によって周辺が堀削れており原形の規模は不明である。遺物は直刀3・鍔1・鉄鏃2・玉類・土器類が出土し、現在は直刀、鍔、鉄鏃が村の公民館で保管されている。

朝日ゴウロ古墳

③和栗古墳

穂高地区和栗の小扇状地地形の扇端部上端に位置し、木島平村北端の水田地帯を望む場所に占地している。1910年頃に地元の人達が安山岩を求めて岩石を採取したところ、積石の下から主体部と遺物が発見されたという。長野県史跡に指定さ

和栗古墳

れていたが昭和56年（1981）より村の指定文化財となっている。

石室が露出しており、側壁を持たない安山岩2枚を組み合わせた合掌形を呈している。石室の規模は現長3.7m、幅1.5m、高さ0.85mである。出土遺物は、勾玉・管玉・切子玉・直刀3・馬具・馬鐸・土師器・須恵器等が多量検出されており、北部小学校にその一部が保管されている。

これらの古墳は積石塚古墳であるが、当該地域のものは長野県内最北端のものとされており、帰化人の手によって築造されたと考えられている。

歴史資料

算額　木島平村には、現在8面の算額が残されている。全国的に見てもこれだけの算額が現存しているのは極めて稀な例であり、当該地域で和算がいかに盛んであったかを物語る重要な資料となっている。

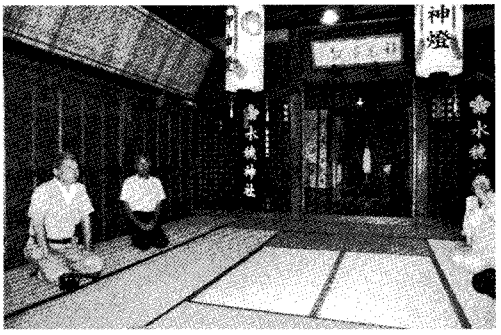

宮司より説明を受ける

8面の算額は、2神社（水穂神社2面・一川谷大元神社1面）、3寺院（天然寺1面・満昌院1面・天満宮3面）にあり、その内6面は幾何図形、2面は測量の算額である。これらは寛政12年（1800）に木島平村の和算の始祖とされる野口保敞と、その門下生6人によって水穂神社に奉納されたものから始まる。明治21年（1888）に小林半治朗によって天満宮に奉納されたものが、現在一番新しく、村の有形民俗文化財に指定されている。なお、天満宮には他に小林重柊、小林廣吉によって奉納された2面が遺存しているが、両者とも時期は不明である。

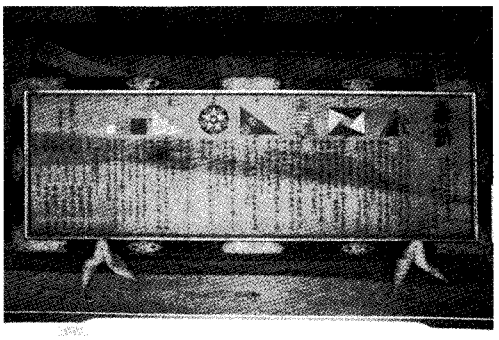
水穂神社奉納算額

今回の周辺調査では2社を訪れ、一川谷大元神社では算額の存在を確認することができなかったが、水穂神社では実際に算額の熟覧と写真撮影をさせていただくことができた。また、宮司の大角六七人氏に木島平村の和算、奉納された算額について話を伺うことができた。

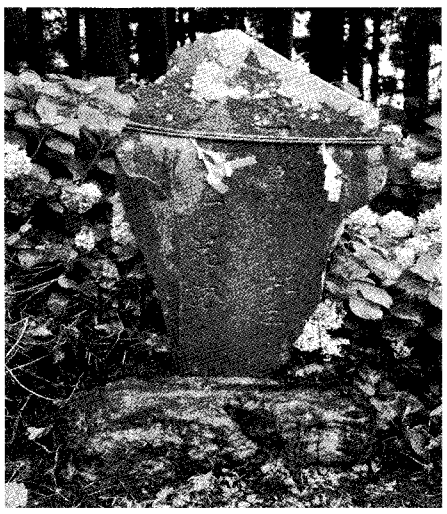
一川谷大元神社石塔

石塔調査およびその他の調査　石造物文化財としては、往郷地区の百庚申・村内の筆塚・馬曲の道祖神等の調査を行った。木島平村の石造物に関しては『木島平村の石造文化財』（木島平村教育委員会1997）に全容が紹介されており、次年度以降採拓に

よる詳細記録調査を予定している。また、村内の神社の把握や、馬曲温泉の水車小屋の確認、写真撮影、長光寺の大イチョウ、浄蓮寺の菩提樹、龍興寺清水、馬曲のアスナロ等の天然記念物の確認、写真撮影を行った。中世の山城に関しては犬飼城跡、平沢城跡、日向城跡、部谷沢城跡が報告されているが、今回の調査では詳細を確認することはできなかった為、次年度以降の課題とした。

自然調査　続いて地域自然資源における周辺調査であるが、当該地域を代表する自然、としては、広大なブナの原生林があげられ、今回はカヤの平高原を訪れて写真撮影を行った。

ノウセンカズラ

カヤの平高原は、上信越高原国立公園の中心地、志賀高原の北側に位置する当該地域に広がる標高1,400～1,700 mの高原である。自然休養村に指定されており、その面積は1,450haととても広大である。樹齢300年を超えるブナの原生林、高山植物の宝庫であることと、ブナ林としては比較的平坦であることが特徴である。今回撮影した写真を基に、ノウセンカズラ、サルビア、大賀蓮等を加え、展示室の自然の展示コーナーにおけるパネル展示に活用することを考えている。

ブナ林

続いて木島平村の農作物については、米の他にヤーコン、アスパラガスの栽培等が主要作物である。ヤーコンは南米アンデス原産の野菜で、当該地域ではヤーコン焼酎等の特産品として村の経済を支えるものである。これらの特産物を栽培している畑に関しても写真撮影を行った。これらも今後の展示構想に活かしていくものである。

アスパラガス畑

以上が今年度の地域文化・自然資源調査の概要であるが、木島平村に所在する地域文化・自然資源は膨大であり、今回の調査は各資源の写真撮影と現状の把握にとどまった。次年度以降は展示構想に活かすことを考慮し、未調査の地域文化・自然資源の現状把握を行うとともに、石碑・石仏等の採拓や、地域文化・自然資源に関わる周辺の聞き取り調査等も行っていく予定である。

（博士課程前期博物館学コース　鈴木孝規）

付編　小原遺跡

小原遺跡は、長野県下高井郡木島平村大字穂高字小原に位置する遺跡である。2011年8月1日に周辺調査を実施している際に発見し、遺物の採集を行った。採集時の遺跡は抜根による掘り起こしがされており、多くの遺物が地表面に現れていた。現在は、栗の木などが植栽されている。

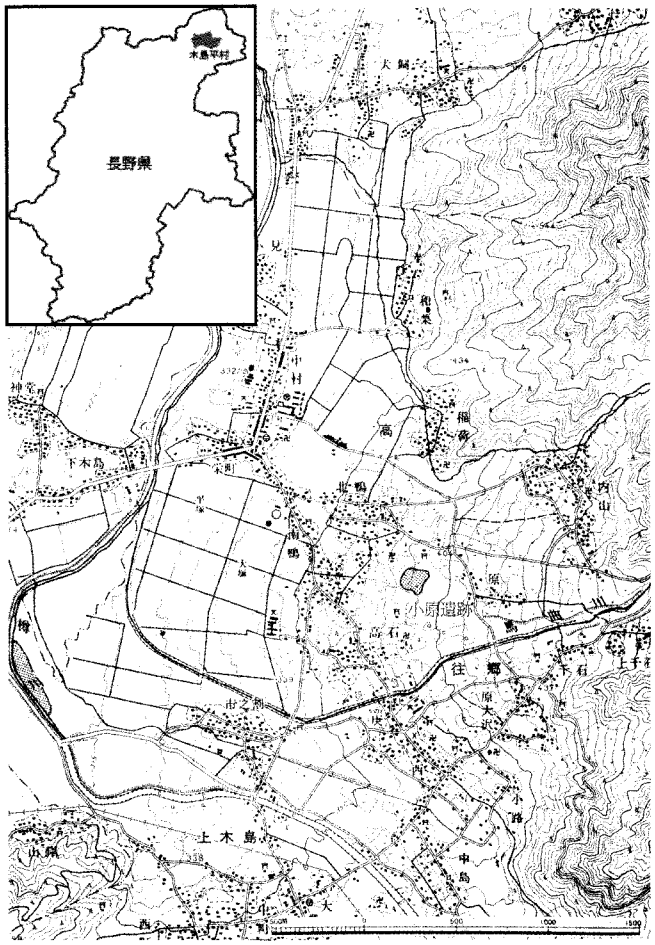

小原遺跡位置図

地理的環境　木島平村は長野県北東部に位置しているが、日本列島全体からみた場合、静岡県の南部から新潟県東部に至る大地溝帯によって、西南日本と東北日本に分断されたという、地質地理学上注目される重要な地点に位置している。この地溝帯には西辺の糸魚川・静岡構造線と、東辺の利根川構造線に沿って地形が形成されており、周辺の火山噴出物によって判然としないものの、特に利根川構造線に影響を受けて木島平の地帯構造も複雑なものになっている。

木島平村にある山地で最も高い高標山は、標高1,747.3mの毛無火山群の南に位置する小火山峰である。また、村の西南には、高社山々系があり、標高1,351.5mの高社山を主峰とする、3座の火山と2座の寄生火山を含む火山群である。高社山の東北部に池ノ平台地という台地状の地形がある。この台地は、高社山の爆裂火口の周辺部に半円状に堆積した火山屑と、北方の毛無火山の熔岩の一部が南北の断層線によって切断されたものとによって構成されている。さらに、標高1,400～1,650 mにカヤノ平と呼ばれる高原地帯が広がっている。

馬曲川扇状地は、規模東西2.5km、標高差170m、平均勾配4度の比較的緩やかな扇状地である。馬曲川は浸食作用が活発である為、複雑な地形を形成している。この扇状地は扇状地が一般であるように砂礫が多いところから水もちが悪く、中央部地域は井戸水を得るのに困難である。降った雨水は地下へ浸み込み、水を通さない粘土層に達するとその上を地下水として流れ、扇状地末端で湧水として湧き出る。したがって下方に位置する扇状地の標高340～360mの等高線に沿って、豊かな湧水群が点在している。

樽川扇状地は、南西側は高社山の裾野と、虚空蔵山から延びた山脚に妨げられ、北東部は馬曲扇状地に阻まれて、扇形には展開せずに複雑な扇状地形を形成している。樽川も馬曲川と同様に、湧水群を有する。

小原遺跡は、馬曲川扇状地に位置する。木島平沖と称される扇状地が西に2.5kmから3kmの水平距離と、標高差170m、平均斜度4度と緩やかに広がる。ここは、馬曲川・樽川の急峻な山岳渓谷から流出する河川により、千曲川流域の沖積地に多量の土砂礫を堆積しつつ、複合扇状地として複雑な地形を形成している。

歴史的環境　木島平村には弥生時代後期の根塚遺跡のように全国的に知名度の高い遺跡が知られるが、ここでは小原遺跡に関連して旧石器時代～縄文時代の木島平村周辺の遺跡を紹介する。なお、紙幅の都合で、参考文献は省略する。

旧石器時代の遺跡は未確認であるが、木島平村の所在する長野県岳北地方にはいくつかの遺跡が知られる。中でも、千曲川の流域には特に密集しており、千刈遺跡、日焼遺跡・上野遺跡などが分布する。縄文時代の木島平村域には、草創期～晩期の遺跡が知られる。中でも三枚原遺跡は著名で、晩期を除く各時期の資料が出土している。特に草創期後半の表裏縄文土器は、県北部を代表する資料である。早期の押型文系土器群・条痕文系土器群・凹石なども確認されている。押型文系土器期では、高山遺跡から全国的にも稀な住居址2基が検出されている。三枚原遺跡では、前期の有尾式・諸磯a式・十三菩提式なども出土している。

小原遺跡とほぼ同時期では稲荷境遺跡が代表的で、中期の五領ヶ台式・焼町類型・加曽利E式や多数の打製石斧などが出土している。稲荷境遺跡では、後期の柄鏡形敷石住居址とともに、南三十稲葉式・堀之内式・加曽利B式や土偶も見つかっている。中期～後期の木島平村周辺の様相は、隣接する新潟県魚沼地方と強く類似することが特色である。なお、上木島梨久保助沢遺跡から後期の土器とともに、側面に猿に似た獣面状の彫刻をもつ特異な磨製石斧が見つかっていることも特筆される。後期後半～晩期は急激に遺跡数が減少し、計見小路遺跡・稲荷境遺跡などで土器片が発見されている程度である。

なお、小原遺跡では、これまでも地元の方々により、完形の深鉢形土器・土偶・石鏃・打製石斧・磨製石斧などの縄文時代の遺物が採集されている。

（博物館学複専修・博士課程前期考古学コース　斉藤唯）

採集資料　小原遺跡において表面採集した資料は、縄文土器片100点あまり、石鏃2点、打製石斧15点、不定形石器1点、磨石3点、石皿1点である。表面採集した資料の内、縄文土器片は、中期初頭の五領ヶ台式、中期前葉の新巻類型、中期中葉の勝坂式、焼町類型、中期後葉の大木8b式を確認した。また明確ではないが、沖ノ原式に類似する中期末葉に比定される土器片もある。このように、今回の資料は、中期初頭から末葉にかけての時間幅が認められる。全体として、北信地域の同時期の土器様相と矛盾せず、隣接する新潟県魚沼地方との影響関係が認められる。

15頁上図は、磨石と石皿、および石鏃と水晶片である。磨石は柱状の2点と球状の1点に分類できる。写真左側の磨石は、長軸14.6cm、短軸5.5cmの角柱状を呈し、上下端はほぼ同径である。右側は長軸12.8cm、径5.4cmで、上部と下部の径の大きさが異なる。両者共に安山岩製であり、亜角礫であると推察されるが、側面は摩滅しているため磨石であると判別した。また、端部に敲打痕が見られることから、敲石としての性格も有している。球状の磨石は直径3.4

cmのほぼ真円の平面形を呈している。しかし、一面が摩滅して平坦になっているため、完全な球形ではない。石皿は長軸 28.0cm、短軸 19.4cmである。写真で見て石皿の下方が大きく窪み、上方に進むにつれて窪みが小さくなる傾向にある。なお、石材は安山岩を使用している。

石鏃は 2 点表採し、それぞれ異なる石材から製作され、共に凹器石鏃である。中央の石鏃は黒曜石製の完形品であり、長軸 3.3cm、短軸 1.3cmを測る。写真左側の石鏃は頁岩製であり、現存長は長軸 1.7cm、短軸 1.3cm。先端部と脚部の一部が欠損している。

水晶片は長軸 1.2cm、短軸 0.6cmと非常に小さく、水晶の結晶構造であると判断した。

15 頁下図は、打製石斧と不定形石器である。

上段左から 2 番目と下段最右端の石器は、硬質泥岩性打製石斧である。前者は長軸 8.5cm×短軸 3.8cm、後者は長軸 9.3cm×短軸 4.9cmである。上段最左端と最右端の打製石斧は硬質頁岩で作られている。前者は長軸 6.9cm×短軸 3.6cm、後者は 7.4cm× 4.3cmである。下段最左端と右から 2 番目の石器は、安山岩製である。前者は長軸 8.5cm×短軸 4.4cm、後者は長軸 7.9cm×短軸 4.3cmの外形であり、やや風化が見られる。下段左から 2 番目の打製石斧は頁岩製であるが、全体的に風化をしているため表面がとろとろに変性している。現存長は長軸 10.9cm×短軸 3.2 cmである。

また、写真上段右から 2 番目の石器は、剥離の方向や打点の少なさから不定形石器と推定できる。石材は硬質頁岩であるが、打製石斧とは異なる用途で使用されたものである。現存長は長軸 7.2cm×短軸 4.7cmである。

（博物館学複専修・博士課程前期考古学コース　佐藤直紀）

小原遺跡遠景

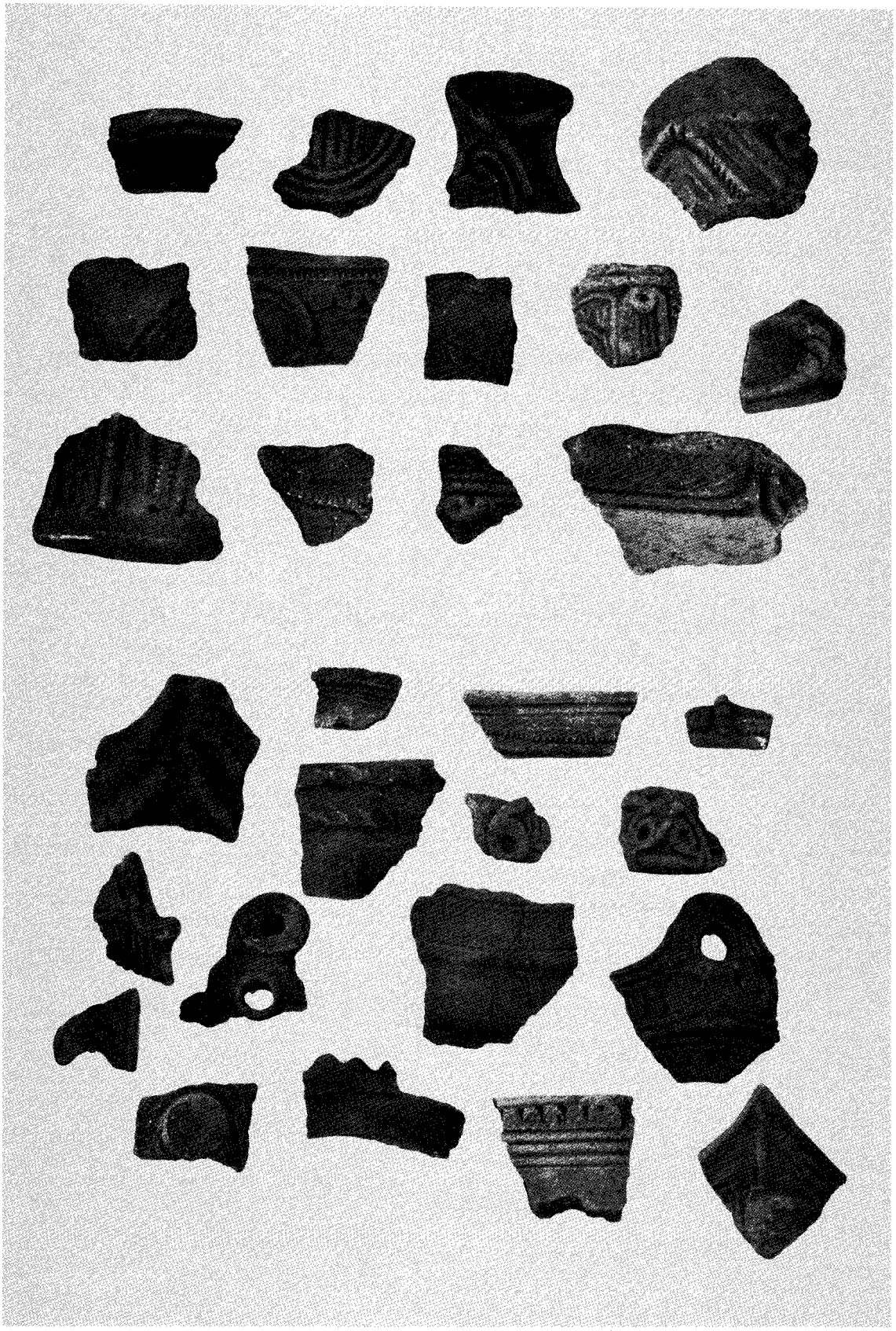

縄文土器片

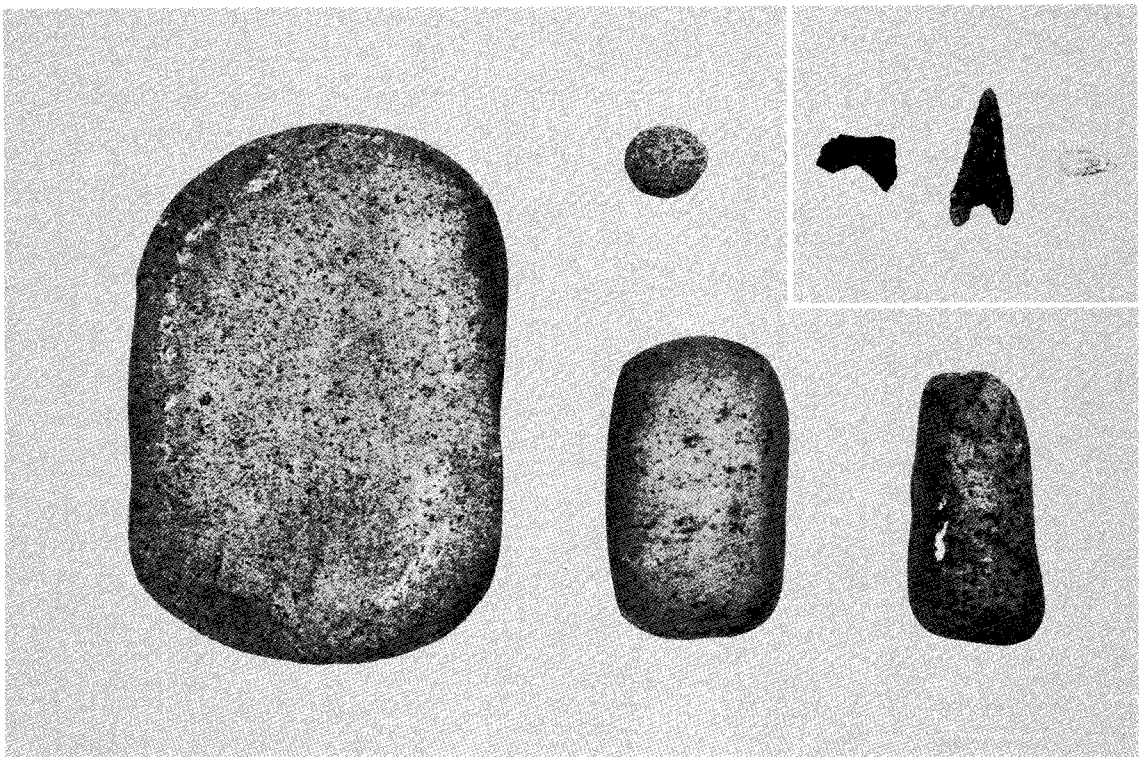

磨石・石皿・石鏃・水晶片

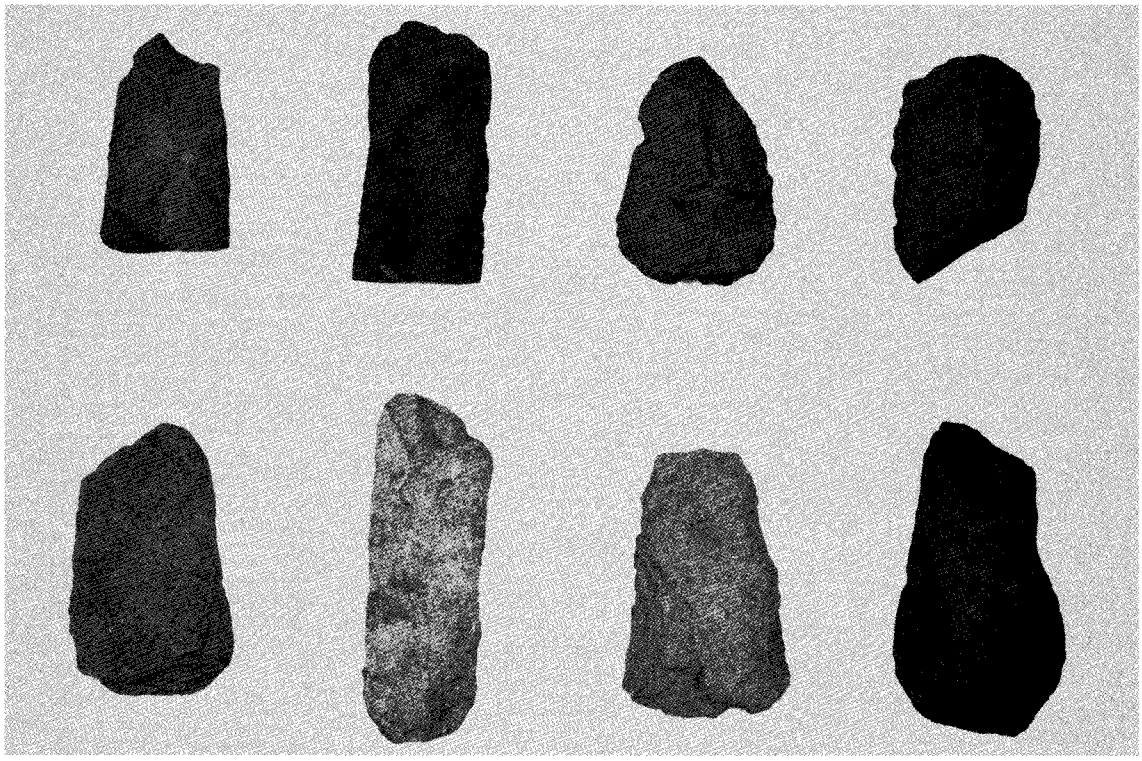

打製石斧・不定形石器

Ⅲ　展示構想

1．基礎調査

自然・地理的環境

①木島平の概要

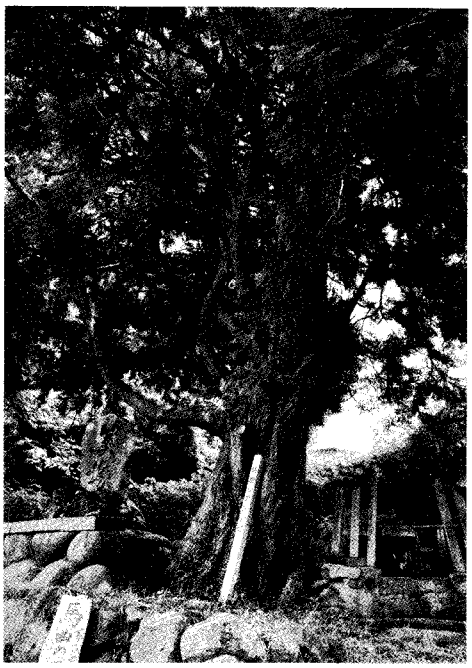
馬曲のアスナロ

木島平村は、長野県の最北端に位置する旧下高井郡の、ほぼ中心部を占めている。東西約 15km、南北約 11.3km、周囲は約 37.4km、面積約 98.5㎢の逆心臓形を呈した地域である。当地域の河川は千曲川水系に属しており、その支流のうち主要な河川は、馬曲川・樽川・烏川・大川の四河川である。特に馬曲川・樽川の二川は、村のほぼ中央を貫流して西へと流れ、千曲川との合流地点で多量の土砂を堆積させてそれぞれ扇状地を形成している。木島平の土地利用は、標高 300m の平地から段丘地の 400m 地点までが水田地帯として、標高 400m 以上では河川に沿った水田と畑地帯に区分されて活用されている。こうした土地利用は標高・地形・水系を考慮しており、かつ土壌条件をうまく活用したものである。

植物　木島平の標高は最高点で高標山頂の 1,747.8m、最低点は千曲川との接点で 312m である。面積全体の８割を山林・原野が占めるという、山岳地帯の傾斜性純農山村であり、村内の土地利用は、前述のように山林・原野が約８割、耕地が１割、その他住居等が１割となっている。標高の高い木島平村には美しいブナの原生林や自然を生かした牧場が多く、観光名所として「鞍掛の梨」「馬曲のアスナロ」「長光寺の大イチョウ」「浄蓮寺のボダイジュ」「御魂山の神代桜」「巣鷹八幡のブナ巨木」などの巨木、名木が挙げられる。また、大賀蓮が寺一面に咲き誇る稲泉寺、中町地区の花を樽に植えそれを沿道に並べた花樽通りなどにも多くの人が訪れる。原大沢地区では、村花である福寿草の群生地を利用した福寿草まつりが毎年４月上旬に開催され、村内外から多くの見物客が訪れ、賑わいを見せている。福寿草は山の木陰などに生える宿根草であり、正月の飾り花に鉢植えとして広く愛されている植物である。奥信濃の福寿草は、長い冬の間を雪の下でじっと耐え、やがて雪解けとともにいち早く芽をふき開花することから、北国の厳しい自然を克服し、豊かな地域づくりにはげむ木島平を象徴するにふさわしい花として、全村民のアンケートにより昭和 50 年（1975）に村花として制定された。

気候　木島平の気候は亜寒帯多雨夏高温気候の区分に入り、降水量の点から見ると、冬季に著しく降水量の多い日本海側の裏日本型気候の特徴を多く備えているが、太平洋側の表日本型気候との境界線である高社―佐野坂線があり気候的境界地であることから、気候の変化に富み、夏季・冬季の変化が大きい地であるといえる。

気温の点から見ると、長野県の各地域には内陸性の気候特徴が現れており、木島平に関しても同様である。内陸性気候の特徴は、気温の日較差（一日の最高気温と最低気温の差）と、年

較差（最暖月と最寒月の平均気温の差）が大きいことである。つまり木島平村は、昼夜の寒暖差が大きく、夏暑く冬寒いということになる。この日較差が大きい内陸性気候は、稲作に適しており、木島平の特産である「木島平米」の品質を気候の面から裏付けるものでもある。

冬は厳しく雪の多い気候であるが、その積雪は局地的であり、季節風の影響で風下側は平野部に対して積雪量が多い。1月下旬から2月上旬にかけて最も積雪量が多くなり、積雪は2m前後になり、1日の降雪量も多い時で70cmを越える。夏季・冬季の変化が大きく、地変化に富んだ気候を持つ木島平では「樽鳴りが聞こえると南風が吹いて雨になる」「高社山に3回雪が降ると里に雪が降る」など、地域固有である気象に関係する言い伝えも数多く残っている。

また、平成21年3月には国の天然記念物であるトキが木島平村に飛来し、1週間ほど滞留した。飛来したトキは、平成20年9月に新潟県佐渡市で放鳥されたうちの1羽であると確認されている。トキの主な食料は、湿地や田園などに生息するドジョウやサワガニ、ミミズや昆虫であり、「有機の里」として町おこしを進める木島平村にとって、トキの飛来は餌となる食料が豊富であり、自然の動植物にも優しい農地づくりが進んでいることを証明する機会となった。

特産品　木島平村では「農村文明」をモットーにブナの原生林からの湧き水をもとに、「木島平米」を基軸とした農業ブランド化の推進を図っている。この米は近年「米・食味分析鑑定コンクール」において優秀な成績を収めており、その活動が認められ、平成24年度（2012）のコンクール開催地が木島平村に決定している。コンクールの開催をひとつの節目としてブランド米「村長の太鼓判」や酒米「金紋錦」の一層のブランド化にも取り組んでおり、その他にも、きのこ栽培、湧き水を利用したソバ栽培、各種野菜・豆などの栽培にも尽力している。下高井農林高校ではトマトケチャップのブランド化を企画しており、更に地域特有の健康野菜ヤーコンの栽培を進め、地域産業の活性化に木島平村が一丸となって取り組んでいる。

（博士課程前期博物館学コース　森瞳）

②木島平の現状

木島平村は、昭和30年（1955）に上木島村・往郷村・穂高村の3村が合併して誕生した。村は長野県北部に位置し、カヤの平高原より流れる樽川と馬曲川によって扇状地が形成されている。村の総面積は99.31㎢で、その約8割を山林が占め、残りの約2割が農地と住宅地として活用されている自然豊かな山村である。村の西側には、農地及び住宅地が分布し、東に行くに従って里山から更にカヤの平高原を中心とした奥山が広がるという、傾斜した土地形状の為、村からは近隣の妙高山や、斑尾山、黒姫山を望むことができ、眺望にも恵まれている。また、東京都調布市と昭和60年（1985）より姉妹都市として相互振興を図っている。以下より順に木島平村の現状について、様々な角度からの報告を行い、南部小学校での展示室計画の必要性について言及する。

村の人口は、5,102人（1,621世帯）である。[(3)]合併当初は8,387人が居住していたが、合併から20年目の昭和50年（1975）には6,180人、更に40年目の平成7年（1995）には5,850人と漸減し、現在に至っている。昭和55年（1980）から平成15年（2003）までの年齢別人口の推

移をみると、少子高齢化が著しく進んでいることが分かる。以下の表は、年齢別人口の推移を表したものである(4)。

年　次	総数（人）	0～14歳（人）	15～64歳（人）	65歳以上（人）	老齢化率
昭和55年	6,077	1,203	3,871	1,003	16.5%
昭和60年	5,974	1,150	3,653	1,171	19.6%
平成2年	5,887	1,071	3,443	1,373	23.3%
平成7年	5,850	983	3,264	1,603	27.4%
平成12年	5,513	835	3,006	1,672	30.3%
平成15年	5,694	769	3,247	1,678	29.3%

木島平村の人口推移表

木島平村の主要産業は、水稲を中心とした農業及び観光業である。まず農業に関しては、村の農業産出額は、総額約22億6千万円で、その内で特に産出額が大きい順に、米が約5億3千万円、次に野菜が約3億9千万円、そして乳用牛が約2億5千万円となっている。(5)その他にも火口（ぼくち）そばやズッキーニ、栽培きのこ等の名産品があるが、特に米に重点を置き、特選米「村長の太鼓判」や米粉パン等の商品開発も積極的に行っている。更に、平成13年（2001）より木島平村有機センターを設け、より安全で高品質な有機堆肥による有機減農薬栽培に取り組み、平成15年（2003）には姉妹都市である調布市にアンテナショップを開設し、販路拡大を推進している。(6)

木島平村の観光業は、豊富な積雪と、傾斜した地形による冬季のスキー観光が主力であった。昭和38年（1963）にスキー場を開設して以来、リフトの増設やナイター照明の設置等の設備充実を図ってきたが、木島平スキー場の利用者数は平成7年（1995）の約27万5千人をピークに、以後約11万人までに落ち込んでいる。(7)このような冬季のスキー場利用のみに頼った観光業の限界に対して、新しい観光の開発が昭和60年（1985）ごろから試行されており、スキー場ゲレンデを活用したパラグライダーの普及や、内山手すき和紙体験の家の設置、馬曲温泉公園の開発、ケヤキの森公園の整備、宿泊施設の拡充等を行っている。(8)

木島平村の教育体制は、村内には保育園がひまわり保育園・さくら保育園・やまぶき保育園の3園、小学校から高校は、木島平小学校・木島平中学校・長野県下高井農林高校の各1校が所在している。(9)合併前の旧3村（上木島村、往郷村、穂高村）に位置していた各小学校は、それぞれ南部小学校、中部小学校、北部小学校と改称された。それらは長年にわたり木島平村の教育を支えていたが、昭和30年代前半に戦後のベビーブームの影響によって児童数急増期を迎えた後は、年々生徒数減少の一途をたどり、現在の木島平小学校を残すのみとなっているのが現状である。(10)今回、展示計画を構想したのは、木島平小学校へ統廃合された南部小学校である。

生涯学習については、昭和50年（1975）に設けられた公民館が、村民にとって唯一利用することが出来る生涯学習施設となっている。図書館は独立の施設として設けられておらず、村民会館の中に図書室として設置されている。現状では、公民館主導による高齢者学級やサークル活動を主体に、伝統文化をはじめ絵画や俳句、手話、スポーツ等に関する各団体が活動を行っ

ているが、人口減少を考慮すると各団体の存続も難しいと推察される。更に、村内には博物館が存在せず、近隣市に所在する博物館の日常的な利用も難しい現状である。しかし村内には数多くの文化財を有しており、村指定文化財は平成16年（2004）時点で54件に及ぶ。その範囲も史跡・名勝、天然記念物、有形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財と多岐にわたる。(11) 文化財は当村の自然や歴史について知る上で重要なものであり、これら文化財の保護の為にも、早急に博物館を設置することが望ましいと考える。

また、社会や環境の急速な変化が起こっている21世紀において、文化財に限らず環境や景観の保護は、日本の伝統的な美しさを後世に受け継いでいく意味からも、重要であることは言うまでもない。木島平村では、昭和62年（1987）より人と自然が調和する新しい村づくりの一環として、「わが村は美しく運動」が提唱され、村の歴史と住民の培ってきた風土や自然環境を保護し、美しい景観と生活環境を維持する取り組みが行われてきた。このような取り組みが評価され、平成11年度に、「花のまちづくりコンクール」において優秀賞を受賞している。(12)

このような運動を契機として、姉妹都市の東京都調布市と、ルクセンブルクとの交流が盛んに行われるようになった。調布市との友好関係は昭和55年（1980）に始まり、昭和60年（1985）に姉妹都市調印式が行われた。(13)以来、農産物販売や夏祭りでの交流、スキー大会、演奏会等の主な交流事業と、調布市の学校による農業体験や新入職員研修等の事業が実施されている。一方ルクセンブルクとは、豊かな自然を活かした村づくりを推進するにあたり、その環境を活かしたリゾート開発等に成功した先進事例を視察する必要性から、ルクセンブルクを中心に隣接するスイス、フランス、ドイツの調査研究が行われた。平成2年（1990）に第1回の視察が行われ、平成6年（1994）まで5回の調査が継続し、その間にもルクセンブルク側からの来村もあり、以来継続して友好関係を築いている。(14)

以上のような背景を踏まえて、木島平村では現在農業と観光業を融合したグリーンツーリズムの推進として、平成20年（2008）に木島平農村交流型産業推進協議会を設立し、村産米「村長の太鼓判」をはじめとする農産物のブランド化や、交流人口拡大を目指した農村文化体験等の多様な観光メニューの開発に取り組んでいる。この取り組みの一環として、農山村が有する普遍的かつ多様な価値を向上させ、都市との共生のもとで農村文明の創生を図る人材育成・調査研究機関として「農村文明塾プロジェクト」を行っている。当該プロジェクトは平成21年度内閣官房「地方の元気再生事業」に、「木島平“村格”形成による農村・都市共生プロジェクト～昔話の里からの農村文化・環境の再生～」として採択され、大学・地元高校との連携や、調布市等都市部との交流を積極的に行っている。(15)

平成22年度には、「農村に居住し生活することの意義と価値を学ぶ」ことを目的とした農村学講座が全5回開催された。(16)以下にその概要を示す。

	講　師　名	テ　ー　マ	現　地　研　修
第1回 6/19～20	大森彌氏 （東京大学名誉教授）	『農村と都市の共生』	村内棚田遊休荒廃地 （往郷寒種地区）
第2回 7/17～18	中村浩志氏 （信州大学教授）	『奥山の恵み』	奥山の自然散策 （カヤの平高原）
第3回 8/21～22	宮口侗廸氏 （早稲田大学教授）	『農業と自然の教育力』	中山ミヤ子さんのお話 （大分県 農家民宿経営）
第4回 10/2～3	中野不二男氏 （JAXA 主幹研究員）	『農村のルーツ』	村内遺跡・古墳めぐり
第5回 10/30～31	甲斐良治氏 （(社) 農山漁村文化協会 編集局「季刊地域」編集長）	『農村の資源を活かした産業づくり』	村内加工場見学、内山区龍興寺清水祭り、うんめえ米新米祭り

農村学講座　開講科目一覧

上記講座には延べ326名が参加し、その9割が村民であった事からも、村内での当該事業に対する関心の高さを窺い知ることが出来る。(17)

以上に述べた地域振興事業に限らず、博物館の運営に対し地域住民の参加は欠かすことの出来ない重要な要素である。生涯学習機関が充分に整備されていない木島平村においては、上記のようなプログラムとも連携し、この度展示計画を策定した南部小学校における展示室を運営する必要があるであろう。グリーンツーリズムの観点から当該事業に関わっている金沢大学の報告では、農村学講座や公民館主催の「ふるさと塾」といった生涯学習活動の役割について、「村民が相互的に講師や生徒となり、時には外部からの有識者を招くことで衰退するふるさとの農村文化を再確認し、意識の向上を図るひとつのコミュニティとなること」(18)というコミュニティ形成機能と、「内向きの意識向上の場としてではなく、村内の魅力を村外に発信する場としても活用すること」(19)という情報発信機能の2点について言及している。しかし、講座や勉強会といった一時的な形式だけでは、その役割を果たすことに困難が生じる恐れが指摘出来る。村の文化や魅力を、村内外へ絶えず示すことが出来る博物館が、木島平村の今後の発展に対して大きな役割を担うものであると考える。

（博士課程前期博物館学コース　中村千恵）

人文環境（考古・歴史・民俗）

①考古・歴史

縄文時代　木島平村に人類の痕跡が認められるのは、縄文時代草創期からである。縄文時代に関しては、前述の小原遺跡を参照されたい。

弥生時代　弥生時代は後期に最盛期を迎え、なかでも「根塚遺跡」は考古学的にも重要な出土品が発掘されている。この遺跡は縄文時代～中世にまたがる複合遺跡であり、中でも弥生時代は多岐にわたる遺構のほか、周辺からも多量の弥生後期土器や鉄剣・装身具が発見されている。7号木棺墓で発見された「渦巻文装飾付鉄剣」は、柄頭と柄尻に特徴的な渦巻文が施されていたことから朝鮮半島南部の舶載品と分析され、かつて木島平に日本海ルートを通じた伽耶

文化との交流があったことを窺わせる。また平成10年度の調査では、「大」の文字が記されていると思しき「刻書土器」が出土し、その筆順から6世紀の朝鮮半島土器との類似性が指摘されている。

古墳時代　4世紀末頃になると、木島平村を含む岳北地方へも古墳の築造技術と文化が伝播し、後期古墳時代には各地に小古墳・群集墳が築造されるようになる。現在のところ村内では、「鬼の釜古墳」・「朝日ゴウロ古墳」・「和栗古墳」の3基の後期古墳が、馬込川扇状地の扇央・扇端に確認されているが、その墳丘及び石室形態は特異である。いずれもが河原石を積み上げて墳丘を構築した、「積石塚古墳」であったと推測され、また和栗の石室は「合掌型石室」と呼ばれる、板状の石材を合掌させた形態を呈している。このような積石塚と合掌型石室の組み合わせは、信州地方特有の古墳形態と考えられる。また古墳の築造場所の近くには、集落があったことを窺わせる土師器・須恵器がまとまって出土しており、この頃から木島平の本格的な開拓が帰化人を中心に進められたことが推測できる。

古代　古代の木島平村は神戸郷に属し、敦足柵・磐舟柵の築造には奥信濃地域の民が中心となって駆り出されていたと推測される為、周辺は北方の人・物資の古道になっていたと思われる。

一方、古代の木島平の生業については、未だ分からないことが多いが、当時の信濃は米作に次いで牧畜も盛んで、貢馬数も他の地方の御牧よりも群を抜いていた。また貢蘇・覆牛皮（なめし皮）なども作られ、蜂蜜・川鮭が豊富に産出されたとある。このほか衣料の原料となる苧麻類や薬草に使われる大黄などは、信濃が主産地だったことが知られ、特に大黄は「高井郡大黄」と記された木簡が藤原宮跡から発掘されていることから、これらの産物が木島平から中央官庁へ貢進されたことが示唆される。

中世　鎌倉時代初期には比企能員の支配下に置かれたものの、「比企の乱」で能員が北条時政に謀殺されたことで、信濃全体は幕府滅亡まで北条氏の世襲守護となった。

そして中世前期には木島郷・計美（毛見）郷・犬飼郷の三つの公領から構成された一方で、寛喜元年（1243）には木島兵衛尉の子息三人が、巣鷹山の鷹の子を盗んだとして馬允能成から訴えられ、鷹狩の財源をめぐる山の所有権争いを起こした。

だが戦国時代に入り、川中島の戦いで武田信玄が飯山城まで攻め込むと、安田以北の地は市河信房の支配下に置かれ、土着の木島氏・毛見氏は同地を離れることになる。その後、天正10年（1582）に武田氏が滅亡したことで、川中島周辺は一時織田の支配に組み入れられるも、同年信長は本能寺の変で急死する。更に上杉景勝の軍勢が信濃に攻め入り、北信地方は上杉氏の支配下におかれることになる。

近世　木島平村の村落の全体像が明らかになるのは、慶長7年（1602）の森忠政の行った検知からで、村域と村高が徹底されたのは慶安の検地以降である。まず近世初期に松代藩領となり、寛永16（1639）年～宝永2（1705）年には松平氏の支配に、次いで7年間幕府領になった後、正徳元（1711）年に青山幸伴の領地となり、享保2年（1717）再び幕府領となるという紆余曲折を経た。

また冬は豪雪地帯である為、農閑期には副業として、紙漉きの内山紙が発展した。また江戸

中期に入ると、菜種・木綿・桑など商品作物の栽培も盛んになる。特に桑の栽培は養蚕との関係が深く、安政元年（1854）に日米和親条約が締結され、日本の絹が海外に注目されるようになると、養蚕と共に本格的な生産が開始された。

明治時代　明治政府が廃藩置県の実施によって、新しい行政区画の編成を進めたことで、現在の木島平の前身である上木島・往郷・穂高の三村も、長野県の行政指導のもと誕生する。明治21年（1888）には市町村制が布かれたことで、下高井群地域からも村会・群会・県会議員が選出されるようになる一方、自由民権運動に呼応した北信濃一帯の若者たちによって北信自由党が結成される。また殖産興業政策によって、長野県や下高井郡役所の勧業指導や農会・産業組合が設立され、水稲の品種改良や栽培技術指導がなされたほか、養蚕や内山紙の製造が農家の副業として発展を遂げた。そして交通面では、信越線の開通によって遠方への移動や生活物資の輸送が容易となり、その他医療施設の開設や災害の救援策が取られたことから、周辺住民の生活水準は大きく高められることとなった。

大正時代　大正デモクラシーは大衆の政治への関心を高めることとなり、地域の青年会の活動も自主的な運営へと転換していったほか、連合体が組織され政治問題とも向き合うようになった。農業面では大豆粕・化学肥料の使用や、新しい農機具の導入・農会による栽培指導、技術改善などが図られ増収を得られただけでなく、産業面でも第一次世界大戦の影響を受け、生糸相場が高騰する。組合製糸高井製糸工場ほか各村落には養蚕組合ができ、当該地域の蚕糸産業は全盛期を迎えた。一方で飯山鉄道・河東鉄道の開通や県道・群道の改修工事等、交通機関の整備が進められたことで流通が発達する。また文化面では短歌や俳句の結社が作られ、住民の生活は物質的にも精神的にもより豊かなものになっていった。

昭和時代　昭和4年（1929）からの世界恐慌は、当該地域にも深刻な農業恐慌もたらした。一方、政治面では、村内にも大政翼賛会が結成されて次々と若者たちが召集され、平和産業への圧迫・消費の統制から村民の生活は窮乏した。

ようやく終戦を迎えるも、なお厳しい食料危機・インフレーションが、村民の経済生活を破綻寸前にまで追い込むことになった。だが一方で村長・村議会議員選挙や農地改革など、村行政や村民生活は大きく変革していった。そして昭和30年（1955）には、上木島・往郷・穂高の旧三ヶ村が合併して木島平村が誕生した。

昭和30年代半ばからは、村の将来を見据えた「木島平村振興計画」が策定され、産業の振興・交通通信の改善・村民生活の環境整備がはかられたが、40年代には過疎化の進行・米の過剰生産の調整、環境問題・オイルショックなどの問題が続発した。これを受け50年代には、農村総合整備モデル事業の推進に合わせた「第二次木島平村振興計画」が、さらに昭和63年(1988)年には「わが村は美しく運動」がスタートされた。

現在　昭和末に「わが村は美しく運動」を始めたことを皮切りに、平成元年には環境庁から蛍の保全に関して「ふるさといきものの里」に選定された。この頃からルクセンブルグ大公国との交流が始まり、平成4年（1992）には(株)木島平観光が設立された。翌年から冷害・干ばつと二年続きで二億円以上の損害を被るなか、平成6年（1994）にはケヤキの森公園を、平成10年（1998）にはやまびこの丘公園を開園させた。また平成16年（2004）には、飯山市・野

沢温泉村との間で検討されていた合併を拒否し、自立の道を選択する一方で、平成８年には農業振興公社を発足し、「有機の里」として全国に先駆け、資源循環型・環境保全型農業を推進する。そして現在では、内閣官房「地方の元気再生事業」の実施に合わせ、「農」を基軸にした様々な取り組み、「農村文明」の提唱と展開に尽力している。

②民俗

稲作　木島平村は扇状地を利用し、稲作を中心とした農耕生活を営んできた。村内では水田をタと、湿田をヒドロッタと呼んでいる。

稲作が始まる前の正月14日には、米粉で農作物の形を作り、水木の枝に飾る物作りで豊作が祈られた。まずビッチョ（備中鍬）で田起こしを行った後、タアカキウマを引き回してタアカキ（代掻き）をした。

泥が落ち着いた時点で田植えが開始される。一番盛大にする田植えはオオダウエと呼び、この日はキナコムスビがふるまわれた。田植えが終わるとマンガ（馬鍬）を洗い、田の神に御神酒、神棚に笹餅、仏壇にあずき餅を供え、今年の豊作を祈った。

立春より数えて210日目の９月１日には、稲田の水を切って五穀の神を祀った。稲の刈り上げを行った後、祝いのぼた餅（おはぎ）を食べた。刈り取った稲はハゼカケ（はさ干し）され、十分に乾いた後脱穀された。

脱穀した籾はスルス（臼）でもみすりされた後、バタンコ（バッタリ）やクルマヤ（水車）で精米された。一方稲作で大量に出た藁は敷物や履物に製品化され、農閑期に入る冬の生活の重要な収入源になった。

養蚕　蚕をオカイコサン・カイコサンと呼んだことからも分かるように、明治～昭和初期にかけての木島平村でも養蚕は一番の現金収入であった。一時は養蚕組合が結成され、製糸工場も建設され活気を呈した。

養蚕は６月にハルゴ、盆にナツゴ、９月にはアキゴを飼育した。蚕に与える桑の葉は桑摘み用の爪を指につけて摘み、竹製のオオボテに入れて紐で背負って持ち帰った。

また蚕室を持つ家はごく稀で、蚕室を有さない家では飼育が始まると茶の間から座敷までの畳をあげて蚕室に充てていた。

内山和紙　内山和紙製造は雪が多く、豊富な水源を持ち、山野には楮が自生する木島平村で、寛文元年（1661）に内山部落の萩原喜右衛門によって始められが、現在では同地でも殆ど生産されていない。

紙漉きは秋の収穫がひと段落した11月中旬に、材料となるカズ（楮）切りをするところから始まる。この後窯で蒸してカズハギをし、はがれた皮をつるして乾燥させ、雪ざらしをする。これをすきぶねに入れてすいた後、紙つけ板へ貼り、乾燥後一定の大きさ（28cm×40cm）に切って一まろずつ束ね、仲買人に売った。

（博士課程前期博物館学コース　河合奈々瀬）

近隣・隣接の博物館

ここでは、木島平村に隣接する飯山市、中野市、下高井郡、下水内郡栄村の４つの自治体の

博物館について紹介する。

飯山市ふるさと館（長野県飯山市）　飯山の自然や歴史を紹介する展示室や、様々な書籍、資料をそろえ、来館者が利用できる学習室などがある。ミュージアムショップでは飯山に関する書籍や地元の特産品などを販売している。また、民俗資料及び考古資料の収蔵室・ギャラリーと、非公開の古文書・貴重品等の収蔵室がある。 ホールには、考古学に関する書籍があり、自由に学習することができる。

常設展は、四季の移ろいとふるさとの営み・雪国いいやまの歴史と文化・和紙の仕事作品の展示等から構成される。奥信濃飯山には、大きな自然と心和む四季折々のふるさとの原風景があり、四季の移り変わりが美しい飯山の大地を写真パネルやブナの木のジオラマ等で紹介している。また、古代から現在に至る飯山の歴史を、遺跡からの出土品や城下町の模型によって展示されている。また、飯山は日本有数の多雪地帯であり、長い歴史の中で培われた雪国ならではの技術と知恵が偲ばれる様々な道具を展示している。

中野市立博物館（長野県中野市）　中野市立博物館は、ふるさとの自然、歴史、文化の記憶を刻み込んだ様々な資料、それを直に見て、自身の目で確かめることを目的として展示室が設けられた。 また、当該博物館は、地域の人々と共に成長し、昔を知り、今を考え、未来を選ぶ市民の学び舎を目指している。

常設展示は、展示室では中野市の自然と歴史・文化をテーマに展示しており、「さまざまな地形と動植物」、「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」、「遊動から定住の生活へ」、「武士の台頭と戦乱の時代」、「平和な社会の到来と中野」、「新しい時代と伝統」の6つのコーナーから構成される。

日本スキー博物館（長野県下高井郡）　オーストリアのレルヒ少佐が明治44年（1911）、新潟県高田で本格的スキー術を教えたのが、日本のスキーの始まりと言われ、野沢温泉にスキーが入ってきたのは、翌45年である。この歴史あるスキーのふるさとに、日本のスキー発祥から現在までの貴重な資料を一堂に集めた博物館として、昭和51年（1976）に開館した。

日本のスキー幕開けの功労者・長岡外史氏の二男で、レルヒ少佐からスキー技術を学んだ坂部護郎氏が、昭和40年（1965）にスキーコレクションを同村に寄贈したことがきっかけで、野沢温泉村と市川村の合併20周年記念事業の一環として竣工された。主な見学者は、スキー客、温泉街の観光客などである。「日本のスキー史」コーナーは、歴史的流れを6つのパートに分け、その時代を代表するスキー用具や資料、写真パネル、年表で紹介され、初期の一本杖のスキーも間近に見ることができる。展示室内には、日本のスキー史、シュナイダーのコーナーをはじめ、姉妹村サン・アントン記念室、オーストリア、中国、モンゴルなどのスキー資料が展示されている。長野冬季オリンピック、パラリンピックのビデオ上映も行っている。

民俗資料館豪雪の館（長野県下高井郡）　国内有数の豪雪地帯・新潟県東頸城郡松之山町に現存した豪農の家を、旧来の構法を用いて“文化の郷”上林温泉に移築、1987年に開館した。「民家のもつ歴史的事実や先人の残してくれた尊い文化遺産を大切にしたい」と、志賀高原観光開発が民俗資料館として公開している。

安政年間（1850年頃）に建てられた庄屋の家で、建築学的にも貴重な建物である。長い年

月を豪雪に耐えてきた館は、雪に覆われた季節に見ると、ひときわ美しく、来館者を魅了するものである。木造2階建て、延べ面積約200坪。軒先の珍しいせがい造りをはじめ、屋根裏の幾重にも重なり合った太い梁や柱、ケヤキの大黒柱が立つ居間、天井板を使った座敷、役人や僧侶などの客を迎えた式台玄関のある豪邸で、隅々に職人技が光っている。1階は広い土間、いろりのある板の間、居間と広間、中の座敷、奥の座敷、寝間、主婦の部屋、台所などがある。2階は書斎、和室、座敷のほか、ギャラリーには昔の看板、商人や職人の道具、遊び道具などを展示している。

秋山郷民俗資料館（長野県下水内郡）　古い民家を一般開放し、最近まで使われていた生活民具などを展示している。囲炉裏やつぼらと呼ばれるゆりかご、雪国独特の生活民具など、一昔前の秋山郷の暮らしの様子がわかる。また、来館者には、お茶や手作り漬物などが振舞われる。

（博士課程前期博物館学コース　多賀梢）

2．展示構想の概念

博物館新設のため現地調査を行うと同時に、我々は展示構想の概念について、全村を対象とした郷土博物館と定めた。博物館の展示空間はあくまで全村であり、博物館そのものは情報発信の核としての役割を担うものとする。本に例えるならば、博物館は目次であると同時に、収集された資料の保管の場なのである。

当博物館を計画するにあたり、その名称についても意見交換を行った。当該博物館は木島平村を総合的に扱う展示を行い、地域とのかかわりの中で運営・発展していくことを意識するものである。それを踏まえ、以下に検討された名称候補を挙げる。

《博物館名称候補一覧》

農村文明会館	きじまだいら郷土資料館	うずまき館
農村文明未来館	きじまだいらミュージアム	木島平全村博物館
ミュゼきじまだいら	きじまだいら懐古館	木島平ふるさと館
農村ふるさと文化館	農村フィールドミュージアム	木島平田園空間博物館
農の文明ミュージアム	木島平くらし館	木島平青空博物館
木島平四季 Museum	鬼島ふるさと館	木島平村ぐるみ博物館

当該博物館の展示室構成は、常設展示室・企画・収蔵展示室・特別展示室の3つの展示室から成る。常設展示室は、入口に「ふるさとは 一山二川 四塚からなる」をメインテーマとした導入展示を配す。そして木島平村の四季をテーマとした展示を展開させ、農業・自然・歴史文化を総合的に扱うことを意図する。旧家庭科室を改装した企画・収蔵展示室は、室内を3つのセクションに分割し、それぞれ考古学資料展示・古文書展示・企画展示を行う。そして特別展示室は、木島平を代表する根塚遺跡の展示を主とする。特別展示室は、根塚遺跡から出土した重要文化財指定をめざしている渦巻文装飾付鉄剣を展示するため、盗難防止を重要視した造りとする。窓等は完全封鎖し、また入口は常設展示室とは別途に、施錠ができる強固な造作の扉の設置を計画している。

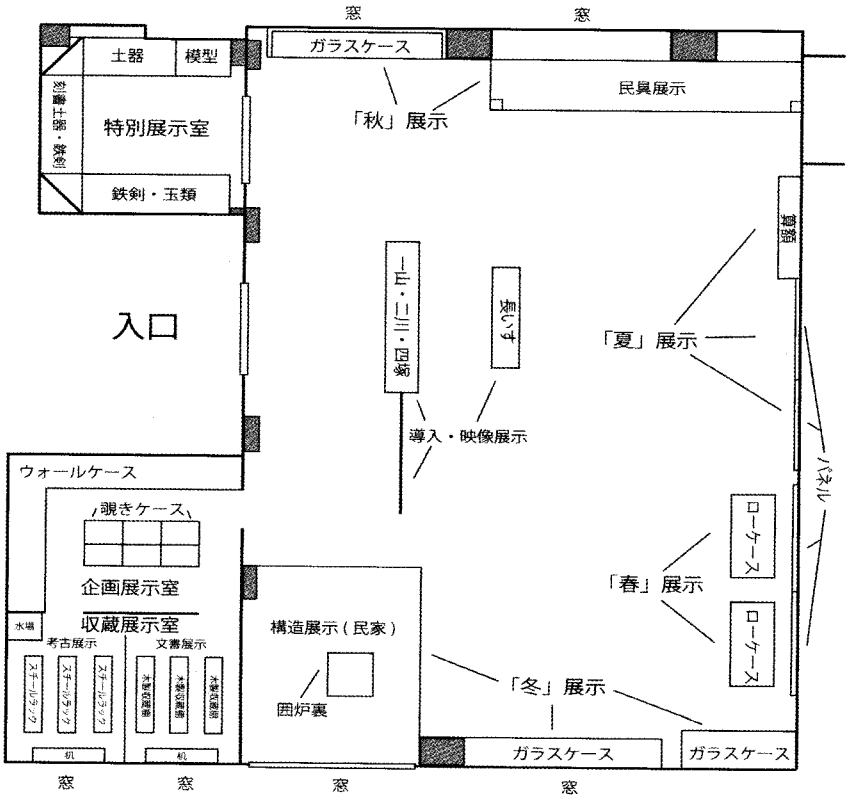

博物館全体平面図（作図：中島金太郎）

まず導入展示では、写真パネルと映像を中心に展示を行う。この博物館は「ふるさとは、一山・二川・四塚からなる」というメインテーマを掲げ、木島平村の自然、歴史、産業、文化を総合的に展示することを目的として設定した。そのため、導入展示では各展示の概要を説明すると同時に、地理的環境など木島平村についての基礎情報を提示する場としての利用を検討している。

また、当初計画では旧家庭科室の使用を考慮していなかったため、ドアの前に壁を設け木島平に関する通史展示をパネルによって行うことを計画していた。これは、壁をキャスター付きの可動式とし、管理導線を確保することを意図した構造を予定していたが、旧家庭科室の使用が可能となり、文書・考古学資料の展示と企画展示を行う部屋となるため、可動式パネルは非可動式にし、象徴展示の横に配置する予定である。

導入展示の後には、木島平村の「冬」をコンセプトとした展示を計画している。展示テーマを「農閑期の木島平」と設定し、①民家の冬くらしと内山和紙、②寒さや雪への対策、③蚕の糸紡ぎの３つの要素から展示を構成している。また、展示の時代設定は、農閑期の産業が最も盛んであった大正～昭和前期とする。

①の「民家の冬くらしと内山和紙」では、民家の冬季（農閑期）の暮らしの様子を、実際の民具を用いた構造展示によって表現することを企画している。基本計画としては、展示室南端に囲炉裏を有する家屋の一部を再現し、その空間内に民具を配置する。構造展示への入口として、民家の引き戸を構築し、あたかも民家に入っていくかのような情景再現を行う。構造展示区画には、古民家に関係する自在・鉄瓶などを付属させる予定である。また、冬のセクション

は展示室の南に所在するため、日中はガラスを通して長時間陽光が射してくる。その点を活かし、本博物館では窓をあえて潰さずに、自然光を取り入れた展示を計画している。具体的には、直射日光を防ぐため南側の窓に、木島平村特産の内山和紙を使って覆いをする。

②に設定した「寒さや雪への対策」では、雪深い木島平でどのように自然と共生していたのかを、民具を用いて表現する。民具の展示にはウォールケースを使用し、該当場所にある窓は塞いでケース内の壁面とする予定である。

③では、「蚕の糸紡ぎ」と題し、養蚕についての展示を実施する。養蚕は年間を通して行われるものであるが、農閑期である冬には養蚕の中でも製品化に向けて重要な位置を占める糸紡ぎの作業が行われる。当セクションではその作業に焦点をあて、民具の実物資料による展示を行うことを計画した。

「春」の展示では、春の農業をテーマとした展示計画を作成した。ここでは、農業の暦をパネルにし、一年間の農作業の流れを文字と写真・図を用いて概説する。このセクションの展示では春を意識した計画を立てているが、木島平村が農業を基幹とした産業形態をとっているため、ここで農業に関する一年間の流れを概略し、秋につなげることを意図している。主には稲作を中心とし、田起こし、田植え、除草、稲刈りなどの流れをパネルにまとめる予定である。さらに展示の要点としては、①春に行う農作業をパネル解説及び写真で展示する、②自然の恵みである、春の山菜をレプリカにて展示する、③春の農業に使用する民具を展示するという3点に集約できる。

①の春に行う農作業の部分では、パネルを用いて稲作の様子を紹介する。まず、稲作の前段階として、田を使えるようにする田起こしの作業がある。その後に田植えを行うが、このパネルでは主に田植えの部分に重点を置いて説明する。

②の春の山菜の展示にはローケースを使用する。そこでは、木島平村で春に採れる山菜のレプリカをケース内に展示する。木島平村の山中には、ワラビやゼンマイなど豊富な山菜が自生している。実際に村民はそれを採取し、食用または販売している。農業とはまた違うが、木島平村民の生活に密着したものであるといえる。そこで、自然と村の関係を示す展示を計画している。

③に挙げた民具展示の部分でもローケースを設置する。ここでは、春の農業に関連する民具の使用を、縮小模型を用いて展示する予定である。ケース内に田を再現し、①のパネルとともに民具の使用方法を分かり易く展示することを考えている。

4つ目の区画である「夏」の展示は、木島平村の文化を取り上げた展示を想定している。木島平村の文化の中では、祭り和歌・俳句和算という3点に注目することができる。当該地は縄文時代頃より人が住み着いてきた土地であるが、現在まで存続しているものの多くは近世になってから隆盛した傾向にある。そのため比較的資料が多く、一定の資料を連続して展示するのではなく定期的な展示替えを意識した設計を行った。基本的にはパネル展示を行い、和算に関連する部分に関しては可能であれば実物展示を検討している。

祭りの展示では、烏踊り柱松子について展示する。木島平村の祭りは、山岳信仰・修験道の影響を受けたものが多く、神社で行なわれる一般的な祭事とは異なった特色を有することから

展示を行うことにした。ここではパネル展示を基本とし、祭事の様子をわかり易く伝えることを目的とする。

江戸時代に村民の間に広く短歌・俳句の文化が浸透したらしく、木島平村内には、いたるところに歌碑が散在している。短歌・俳句のセクションは、壁面上部に村内の歌碑の分布図と木島平の短歌・俳句についての概説を置き、下部には抜粋した歌碑の拓本・釈文を載せたパネルを設置することを計画している。

最も秋側に近い部分には、神社の屋根構造を模した覆屋をつくり、和算についての展示をする。元々所在していた搬入口を塞ぎ、秋の構造展示を設置するため、その手前までを展示範囲とする予定である。和算の展示は、木島平村と和算の関係を解説するパネルを設置することと、江戸期に作成され神社に奉納された「算額」を掲げることを計画している。

農村文明を村の指針に掲げ、主たる産業を農業と位置づけている木島平村にとって、秋は実りの時期として重要な意味を持っている。この展示では、収穫を一つのテーマとし、構造展示と民具の実物展示、木島平村の名産品の紹介を行い、現在村で推進している「農村文明」についてもここで解説をする。展示には展示室の北側一帯を使用し、立体物を多用した展示となっている。また、元々設置されていた木製ロッカーの一部に手を加えて利用することで、コストの削減と古民家の雰囲気を創出することを期待している。

構造展示の部分は、民家の庭先での脱穀から俵に米を詰めるまでの作業を立体的に表現する。具体的には、古民家の実寸大模型を作成し、窓には冬の展示と同じく障子を張ることで自然光を取り入れることを計画している。また、窓軒先には干し柿の模型を吊るすなどして、展示に季節感・臨場感を出すようにしたい。

展示範囲の西側には、農村文明と村の特産品を紹介するセクションを設ける。まず、窓があった部分に①農村文明の構想、②木島平で収穫される米、③木島平村の名産品について解説するパネルを設置する。パネルを貼り付けた壁面の下には、名産品の模型を展示したケースの設置を計画し、季節に応じた名産品や、郷土料理を模型で展示したい。名産品や郷土料理の展示は、春の山菜と同じく実物を展示できない為、食品サンプルのような複製品を展示することとする。

収蔵展示・企画展示には、旧家庭科室を３つのセクションに分割して使用する。まず、室内を南北に分割し、その南側をさらに半截する。そこでは、村内に多く現存している考古学資料と文書について展示を行う。別頁で述べているように、木島平村には様々な時代の遺跡が発見されており、そこから出土した遺物類は村内の小・中学校に収められている。その遺物は今まで公開されることなく収蔵されていたため、今回計画した博物館で活用しようというものである。同様に村内には数多くの古文書類が確認されている。この展示セクションでは、これまで日の目を見ることのなかった資料を展示し、より地域に根ざした博物館活動を実施することを期待しての計画である。

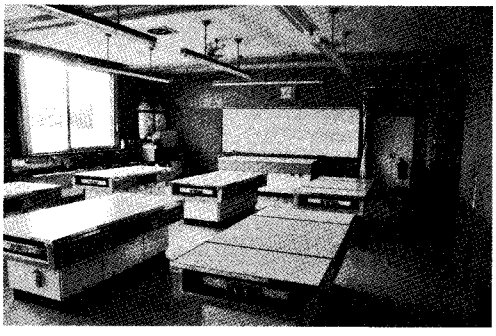
旧家庭科室現状

このような形で木島平村に新設される博物館の

展示構想を作成した。解説パネルの文章や旧家庭科室の内容など、今後詰めていかなくてはならないことは多くある。今回の展示案では、所在や法量・形状などの確認が取れているものに関してはその記載を行ったが、具体的にどこの何を使用するかという検討を行うことはできなかった。また、パネルに使用する写真や、映像展示に使用する映像などの確保も必要である。今後の展望としては、今回構想した展示案を深めていき、より現実的な形になるよう検討を重ねていく必要があるだろう。

（博士課程前期博物館学コース　中島金太郎）

3．展示場所と展示空間　―廃校利用の博物館―

旧木島平村立南部小学校の経歴と展示場所・展示空間

旧木島平村立南部小学校（以下、旧南部小学校とする）は、長野県下高井戸郡木島平村上木島に所在する地下1階、地上3階建の校舎である。木島平村が誕生した際、明治7年（1874）に創立した上木島平村立上木島平小学校が、木島平村立南部小学校として名称を替え存続していくこととなった。しかし、少子化が影響し、平成22年（2010）に旧南部小学校は、木島平村内の北部小学校・中部小学校とともに統廃合され、木島平小学校として創設された。

我々は、國學院大學博物館学研究室が平成21年（2009）に文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択され実施している木島平村の民俗資料調査に伴い、廃校となった旧南部小学校を利用して、博物館としての活用を試案している。

その計画は、旧南部小学校の1階部分の東側に位置する多目的ホールと、隣接する用務員室と家庭科室を展示空間として利用することである。多目的ホールと用務員室の面積は以下の通りである。

多目的ホール	長辺1,390cm×短辺960cm×天井高321.5cm
用務員室	長辺370cm×短辺363cm×天井高321.5cm
旧家庭科室	未計測

多目的ホールは、常設展示室として利用する。

用務員室では、木島平村の文化財の1つである根塚遺跡をテーマとした特別展示室として扱

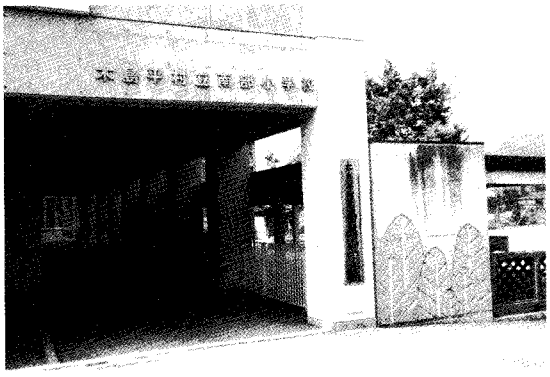

南部小学校

常設展示室予定部屋（旧　多目的ホール）

う。展示資料は、根塚遺跡から出土した土器や、鉄剣、刻書土器、管玉、ガラス玉などである。また、特別展示室の床には、根塚遺跡の実測図を表す。

以上示した通り、多目的ホール（常設展示室）及び用務員室（特別展示室）、家庭科室（収蔵展示・企画展示室）で行う展示は、木島平村における自然や歴史、文化に焦点を当てた内容となっている。

廃校利用の博物館について―長野市立戸隠地質化石博物館を中心に―

長野県長野市戸隠栃原に所在する同市立旧柵小学校（以下、旧柵小学校とする）は、平成18年（2006）に廃校となった。そこで長野市は旧柵小学校を改築し、「茶臼山自然史館」と旧戸隠村の「戸隠地質化石博物館」を市立博物館の分館として平成20年（2008）7月に「長野市立戸隠地質化石博物館」として開館させた。

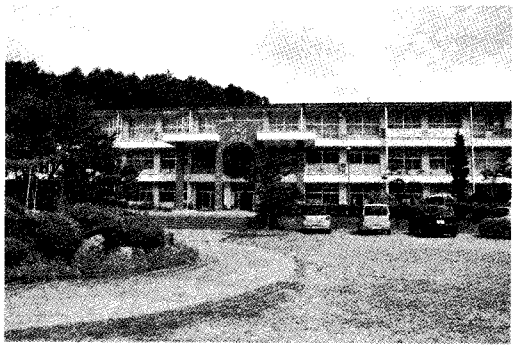

戸隠地質化石博物館（旧柵小学校）

当該博物館は、戸隠周辺で発見された400～300万年前のホタテガイやクジラ、ゾウ、ダイカイギュウなどの化石や岩石、地質模型などを展示している。かつて海であった市内一帯が、現在の地形になる過程を学べるほか、化石に直に触れて観察することができる。また、館内は、小学校の雰囲気を残し、学校で使用していた机や椅子、黒板などが展示に活用されている。

教室を利用した展示室

近年、少子化に伴う児童生徒の減少の影響により、廃校となる校舎が増加傾向にある。

学校は、通学区という特別な範囲を持つ。つまり、それは地域性を有しているといえる。また、地域住民にとっては、身近な公共施設でもある。そのため、廃校になった後も地域のコミュニティの拠点として活かすことが重要である。その活用用途として、社会教育施設や体験交流施設、老人福祉施設など様々である。しかし、学校が、子どもたちの学習の場として地域に根付いた施設であることから、博物館を代表とした社会教育施設としての利用がより有効的であるといえる。すなわち、廃校になった校舎を博物館として活用する際、当該設置地域の自然や歴史、文化をテーマとすることで、地域性を兼ね備えた施設となり、地域を象徴する学校としての属性を含み、それを活かした利用が可能になるのである。

前述のように、旧柵小学校の校舎を博物館として利用したケースは、まさに地域性を重視したものであるといえる。そして、今回我々が推進している木島平村立旧南部小学校の廃校利用も、地域をテーマとし設置地域である木島平村の自然や歴史及び文化を、地域住民はもちろん、観光として訪れた人に対して紹介する博物館を計画している。

廃校になった学校を博物館として活用することは、地域住民にとっては原風景であるところから、地域の象徴でありコミュニティの場として残すこととなる。これにより、地域住民にとって愛着の湧く、身近な博物館となり得るのである。

（博士課程前期博物館学コース　齊藤千秋）

4．展示展開

A：導入展示

・展示室の入口部に象徴的な大型写真パネルを設置する。使用する写真は、木島平村の遠景が望ましい。メインテーマは「ふるさとは 一山二川 四塚からなる」とする。

・写真パネルの裏面には液晶画面をはめ込み、木島平の四季の景色や、伝統行事の映像を鑑賞できるように対応する。また、映像機器の下部にはDVDプレーヤー等を収納する棚を設ける。棚にはできるだけ目立たないような扉をつけ、盗難対策として鍵が掛かるように工夫する。

・パネルと映像展示を組み合わせたこの設備は、天井と床をつなぐ壁のように設置し、横幅300cm、厚さ60cmを基本設計とする。映像展示は座って鑑賞することを意識するため、パネルから150cmほどの場所に長いすを設け、鑑賞に最適な高さにあわせて画面の位置・高さを設定する。

・象徴展示に接続するように壁を設け、木島平に関する通史展示をパネルによって行う。壁は非可動ではあるが、管理導線を確保することを意図する。壁の大きさは幅312cm×高さ200cmで、縦100cm×横100cmのパネル2枚を展示することとする。

B：冬

展示テーマ　『農閑期の木島平』

冬の展示構成は以下の3部門から成る。

i　民家の冬のくらしと内山和紙（民具を用いた構造展示）

ii　寒さや雪への対策（民具のウォールケース展示）

iii　蚕の糸紡ぎ（糸車等民具のローケース展示）

i　民家の冬のくらしと内山和紙

民家の冬季（農閑期）の暮らしの様子を、民具の実物資料を用いて構造展示を行う。展示室内に囲炉裏を再現し、空間内に民具を配置する。囲炉裏の大きさは内寸60cm×60cm、外寸90cm×90cmの正方形である。構造展示では、古民家の障子を再現し、その障子紙に木島平の伝統工芸である内山和紙を使用する。これは、伝統的技術による素材の温かみを表現するだけでなく、木島平村の産業の紹介と直射日光をやわらげるという効果を期待しての計画である。また、構造展示への入口と

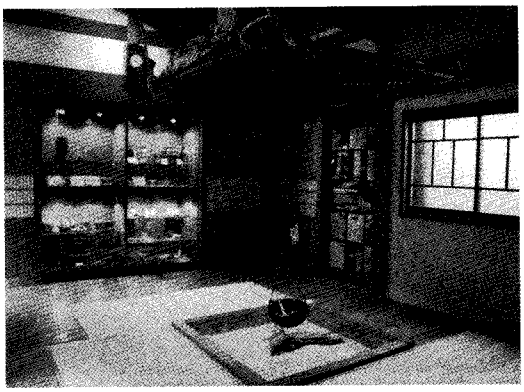

構造展示イメージ例（富山市科学博物館）

して、民家の引き戸の情景再現を行う。(壁面の大きさ：幅390cm×高さ322cm×奥行き10cm、開口部の大きさ：幅220cm×高さ198cm　※引き戸1枚は幅110cm×高さ198cm)

なお、構造展示内の壁面を利用し、内山和紙の歴史・工程に関する解説をパネルによって行う。使用するパネルは2枚で、農閑期の生活に関するものは縦100cm×横150cm、内山和紙に関するものは縦90cm×横80cmとする。

民具展示イメージ例（富山市科学博物館）

構造展示に関連して、以下の民具を使用する予定である。

・タンス：幅125cm×高さ101cm×奥行き42cm
・自在：長さ133cm
・鉄瓶：高さ26cm×口縁部12.0cm×最大直径20.3cm
・壁掛け時計：高さ82.0cm×奥行き8.9cm×径：45.0cm（時計盤）

ii　寒さや雪への対策

雪深い木島平では、どのように自然と共生していたのかを民具の実物資料によって表わす。民具は壁面に組み込んだ木目調のウォールケースを使用する。(設置されていたロッカーは撤去する。) 使用に関する解説及び使用状態の写真は、ケースのガラス面に貼り込む形としたい。

使用する資料は以下のものである。

・火鉢：高さ28.0cm×最大直径43.8cm
・ワラシ（火鉢用ごとく）：高さ21.1cm×径20.9cm
・十能（火鉢用スコップ）：幅8.1cm×長さ25.4cm×奥行き3.7cm
・火箸：全長27cm
・ワラゾウリ：全長77cm×幅9cm
・雪帽子：幅143cm×高さ99.2cm

iii　蚕の糸紡ぎ

養蚕は年間を通して行われるものであるが、農閑期である冬には養蚕の中でも製品化に向けて重要な位置を占める糸紡ぎの作業が行われる。当セクションではその作業に焦点をあて、民具の実物資料による展示を行う。資料は、ローケース内に展示するのが望ましいと考える。なお、養蚕の工程についてはパネルによる解説を行う。大きさは縦100cm×横150cmとする。

使用する資料は以下のものである。

・糸巻き機（幅16cm×高さ17cm）

糸繰枠・糸枠・糸取枠ともいい、単に枠ともいう。蚕の繭から引き出した生糸を巻き取る木枠のことで、枠木を四本組んだ四角形と六本組んだ六角形がある。径が13cmから30cmのものまで大小あり、一般的には六角形の方が大きい。この枠を座操（繭から生糸を引き出して巻き取る道具。糸繰器、ゼンマイと呼ぶところもある）や、踏取（足踏み式の糸取器。座繰よりも

はるかに効率が良く、質の良い糸が取れる）に取り付けて用いた。綜割（枷糸をかけ、回転させてほかの糸操枠や管に巻き移す道具）に掛け、糊付けした糸の巻き返しにも用いられていた。

・糸車（幅 29.0cm×高さ 62.8cm×奥行き 103.4cm×径 53.0cm）

糸に撚りをかけたり、機織りの縦糸とする糸を管に巻き取るのに用いる手動式の回転車。糸撚車・糸操車・管巻車・紬車などともいう。木をＴ字に組んだ台、割竹で組んだ車、鉄製の紡錘からなる。車は、台に立てた支柱に取り付けられており、支柱は一本のものと二本のものがあり、前者は車の側骨の一本に穴をあけて棒を差し込み、これを握って回転させる。後者は、車の軸木に連動するハンドル状の取っ手で回転させる。紡錘は台木の一方の先に立てた小さな二本の支柱に結び付けた細縄に掛ける。車を回すと、車と紡錘に渡した紐により、連動して紡錘も回転し、撚り糸や縦糸は紡錘に通した管に巻き取られる。座っての作業のため、台は手前にやや傾斜するように作られている。

民具調査の結果、糸巻き機や糸車の他にも養蚕に於いて使用されていた民具が、多数確認された。例えば、木枠に升目を造り、その中に繭をつくらせる回転蔟や、毛羽を除去するための羽毛取機、綿花から糸操りをする前に綿花に混じっている種子を除くために用いたサクネリなどである。今後の展望として、これらの実物資料を用いて、養蚕についての企画展示を考えたい。

【詳細はP. 38 展示案（冬）立面図案を参照】

C：春

展示テーマ　『春の木島平』

春の展示は、以下の構成とする。時代設定は近世～現代まで幅広く行う。展示範囲は横幅 6m ×高さ 3.2m であるが、夏の展示との兼ね合いにより、範囲の変更は臨機応変に行う予定である。

i　農の暦の展示（パネルによる展示）
ii　春に行われる農作業（パネル解説及び写真）
iii　春の山菜（レプリカ、標本による展示）
iv　春の農業に使用する農具（レプリカによる展示）

i　農の暦の展示　「農の暦カレンダー」

農業を行うのに一般的に昔から使われてきた暦に二十四節気があり、それらは現在では科学的な根拠は無いが、これらの区切りを基準に農作業を行なっている地域は今も存在し、展示としては農業を理解するのに有効な手段であると考えられる。

この展示は年表のように二十四節気をパネルに表し、そこに各節気の概要をまとめ、そこで行われる農作業について年間を通して注釈を入れる。その際にモノクロ写真を入れることで古くから行われているという伝統的な雰囲気を演出する。農の暦は、縦 150cm×横 250cmのパネルを用い、そこに写真等を張り込んで展示することを計画している。

また今後の計画として、農業開始時期の指標となる植物（ヤマザクラなど）についても調査し、展示内容として提示する予定である。

ii　春に行われる農作業　「春の農作業風景」

春に行われる農作業についてのみ、詳細をパネルと写真を用いて展示する。春の作業は主に土づくりから始まる。ここで扱う春の範囲とは、稲作については、田植えを行うところまでを、ヤーコンなどの特産物などについては種植までを想定している。具体的には、田植え作業の工程を、図を交えて説明し、田植えを行っている写真を展示することで分かり易く伝達する。その際に、ivの展示において使用される民具が写っている写真を採用したい。これは、単に民具を展示するだけでなく、使用方法・使用状況がわかるような展示を意図したいからである。また、ここでの写真はカラー写真を用いることが望ましく、現在の村の様子を把握することを狙いとしている。

郷土の産物の展示（富山市科学博物館）

パネルのサイズは縦150cm×横250cmを基本とするが、展示場所・範囲の変更などに対応してサイズを変更する。

iii　春の山菜　「山のめぐみ」

ここでは、春に木島平村で採集される山菜の展示を行う。山菜は植物であるため、そのままの状態で実物を展示することは不可能である。そのため、実物を樹脂含浸やプラスティネーションのような形で強化する方法や、腊葉標本として保持する方法を考えたが、立体感と劣化対策、コストの問題などから山菜のレプリカを作製して展示することを検討している。主な山菜はタラ、コシアブラ、ウド、フキノトウ、オオバキボウシ、ミズ、セリ、ワラビ、ゼンマイなどである。これらは簡単な解説、食べ方を題箋で提示しておく。

展示はローケースを用いて行う。サイズは奥行き80cm×横160cm程度で高さは100cmを推定している。

iv　春の農業に使用する農具　「春の田植え」

ここでは春の田植えの様子を再現した模型を用いる予定である。民具をそのまま展示するよりも模型によって状況を視覚化した方がより、観覧者の理解を助けるものと考えられる。

農作業を行なっている人の模型に道具を持たせ、展示はローケースを用いて行い、サイズは春の山菜のものと同様に奥行き80cm×横160cm程度で高さは100cmである。また、人の模型、農具等にLEDライトを用いたスポット照明を当てることも有効であると考えられる。

【詳細はP. 38展示案（春）立面図案を参照】

D：夏

展示テーマ　『木島平の文化』

夏の展示構成は以下の3部門から成る。展示範囲は春から続く展示室東壁の600cmを予定し、床からみて70cm地点より縦180cm×横200cmの範囲で3つのセクションに分割する。使用する資料は、主に祭りの写真、歌碑の拓本、歌碑分布図、算額である。

展示の内容は以下の三点に集約することができる。

i　木島平の祭り

ii　木島平の短歌・俳句（歌碑）

iii　木島平の和算

i　木島平の祭り

祭りの展示では、実際にその祭事が行われている状況を写真パネルにし、それについての説明パネルを作成・設置する。説明パネルは、「木島平の祭り」の概説、「烏踊り」の説明、「柱松子」の説明の三種類を用意し、2m の範囲で設置する。基本的には常設であり、展示替えについては考慮しない。また、導入展示パネル裏の映像設備を用い、祭りの内容を上映することで、夏の部分での平面的な展示に動的な要素を持ち込むことも検討している。

ii　木島平の短歌・俳句

ここでは、壁面上部の歌碑分布図と概説パネル、下部の歌碑の拓本・釈文パネルを設置することを計画している。基本的に上部の概説と分布図は常設にし、内容も包括的に紹介する。上部パネルは壁に固定し、地図をマグネットタイプで設計することで、展示している歌碑の場所を強調するなどの手法も考えている。それに対して下部は、展示替えを行うことを前提としている。下部設置の歌碑の選択については作者ごとにし、作者の解説をすると共に同一人物の詠んだ歌碑の拓本・釈文を展示する。これは、作者解説と展示する歌碑を一つのユニットにしておき、定期的に展示替えを行うことを意図したものである。また、下部パネル設置部分は交換のしやすい留め具で設置するように設計したい。

iii　木島平の和算

和算の展示では、最も秋側に神社の屋根構造を模した覆屋をつくり展示する。搬入口の手前までを範囲とし、覆屋全体で約 2m に収めることを考えている。算額は全部で 8 面が確認されており、木島平村内に鎮座する神社に現在も掲げられている。そのためこの展示では、あたかも神社内に掛けてあるかのように、神社の屋根の構造を展示室内に再現し、その中に算額を展示したい。基本的には実物を展示したいが、神社に奉納されているものであるため、移動することが不可能な場合は精巧なレプリカを作製してこれに代える予定である。資料保存の観点からはこの逆も有り得る。縦 180cm×横 200cmの範囲を上・中・下の 3 つに分割し、上段には概説パネル、中段には算額本体を設置し、下段には展示されている算額に関する解説を付する。算額は 8 面あるため、定期的に展示替えを行うことを意識したい。そのため、交換作業を簡便にするために、額を掛けるためのピクチャレールを設置する。また、額にあわせて文字解説も交換するため、背面にフックを取り付けて展示替えをしやすいような工夫を行いたい。なお、算額は単純に展示するだけでなく、ワークシートを用意して参加型展示も考えている。これは、モノを提示するだけでなく、実際に問題を解くことによって、如何に木島平村の和算が進んでいたかを体験してもらうことを目的としている。

【詳細は P. 39 展示案（夏）立面図案を参照】

（博士課程前期考古学コース　鈴木孝規）

E：秋

展示テーマ　『収穫期の木島平』

秋の展示は以下の構成とする。

i　民家の庭先の情景再現（模型を用いての構造展示）

ii　農村文明の紹介（木島平の名産品等のローケース展示）

i　民家の庭先の情景再現

展示室内に、茅葺屋根や柿の木等の模型を用いて、民家の庭先を再現する。窓に障子を設置し、自然光を採り入れ、窓と障子の間に台所（釜戸）などのシルエットを入れる。茅葺屋根には季節感を出すために模型の干し柿を吊るす。これは、このセクションでのテーマは秋だが、軒先に吊るすものを定期的に変えることで、変化を持たせる。例えば、長野県では吊るし雛が有名なので、春は吊るし雛を下げたり、冬には芋や大根など乾燥させて食すものを下げたりすることで季節感の演出などが考えられる。さらに、構造展示に付属して実物の案山子を展示したい。木島平村における秋の民俗行事として、かかしあげ[20]がある。実際に使用していた案山子を展示室内で再現することで、木島平村の農業の特色を出し、地域に根ざした展示を心がけたい。構造展示に付属して、収穫から米俵までの流れ（iiの部分）と、かかしあげなどの秋の民俗的行事の解説を、パネルを用いて行う。このセクションで使用するパネル（i－1）は、民家の一部として違和感のないような色調を意識して選択したい。また、展示する民具は、床に莚を敷いてから配置することとし、実物がない場合は、レプリカを制作して展示する。

ii　農村文明の紹介

パネルを用いて、農村文明をはじめ、木島平村の産物についての紹介を行う。また、郷土料理等の模型を作製、展示する。木島平村には、米以外にもキノコや各種野菜などの多くの産物がある。また、それらの産物を利用して作られた郷土料理も存在している。例えば、木島平村で収穫されるオヤマボクチと呼ばれる山ごぼうをつなぎとし、村内の清らかな水を使用して調理される「名水火口そば」や、産物であるヤーコンやズッキーニを使用した料理など、そのレパートリーは多岐にわたる。それらの産物の写真だけでなく、立体的に見せることで産物に関する知識をよりわかり易くさせる。さらに、料理はビジュアル的に見せるほかに、その調理方法を紹介できるとさらに良いと考えられる。構造としては展示台の下部に引出しを設け、その中に名産品を使った料理のレシピを入れたい。また、同時に観光用のパンフレットを入れることで、木島平村だけでなく周辺地域一帯の紹介を行えるように工夫したい。

主な項目は以下の通りである。

iii－1…パネル(1)　農村文明の構想紹介：木島平村が推進している「農村文明」についての説明を

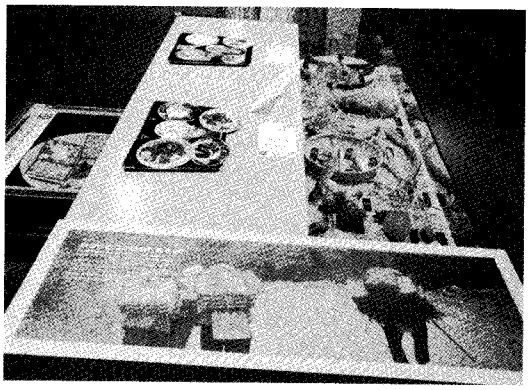

郷土食イメージ例（富山市科学博物館）

重視し、その発端・内容や過去の取り組み、今後のありかたなどについて紹介する。

パネル(2)　木島平米の紹介：木島平村で収穫される米の紹介を行い、優れている点や努力している点、他の品種との違いなどについてまとめる。

パネル(3)　その他名産品の紹介：パネルの直下に名産品を立体表現したものがあるため、木島平村の特産品についての基本的な情報伝達を行うためのスペースとして活用する。

iii－2…名産品模型ケース

・季節に応じた名産品や、郷土料理を模型として展示

iii－3…箱（引出）の中に、名産品を使った料理のレシピを入れる

iii－4…箱（引出）の中に、観光用のパンフレットを入れる

【詳細はP. 39展示案（秋）立面図案を参照】

（博士課程前期博物館学コース　松林有紀）

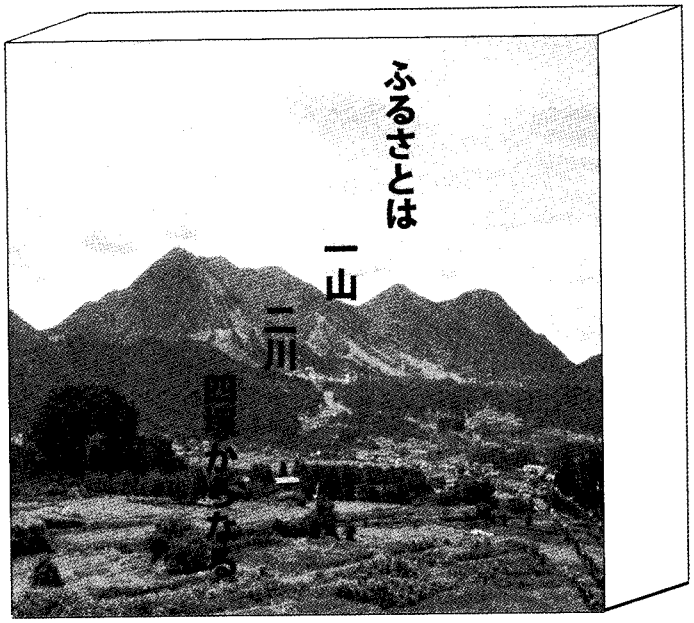

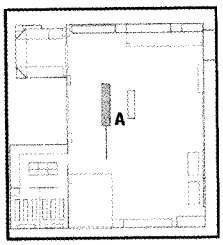

A：象徴展示　立面図案（作図：中島金太郎）

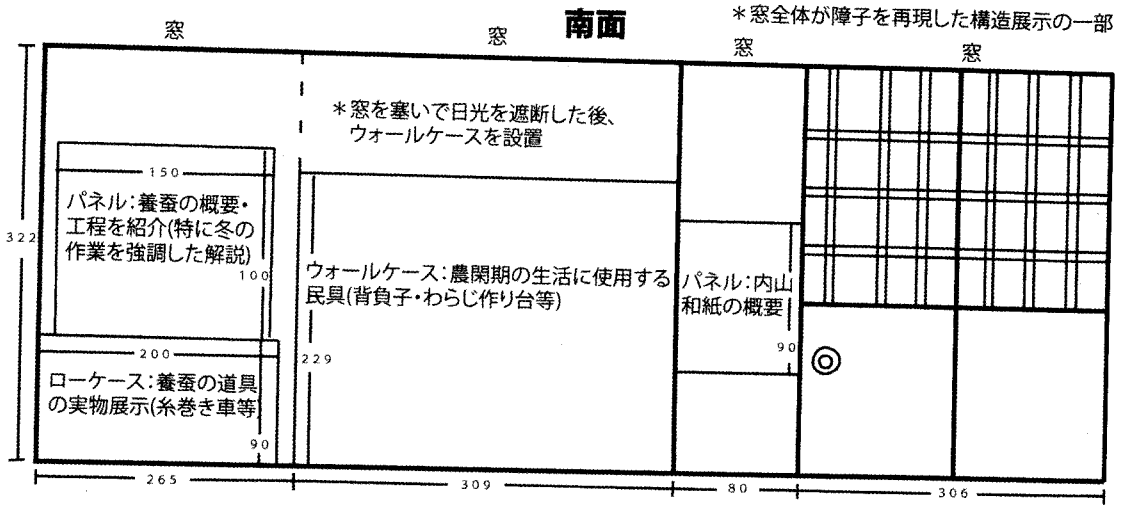

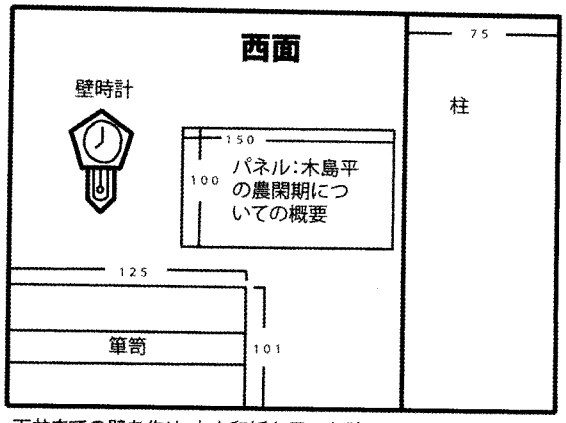

天井までの壁を作り、内山和紙を用いた障子の
引き戸を設け、構造展示の入口にする

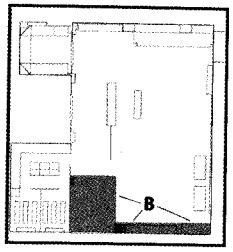

B：展示案（冬）立面図案（作図：中村千恵・河合奈々瀬・松村有紀）

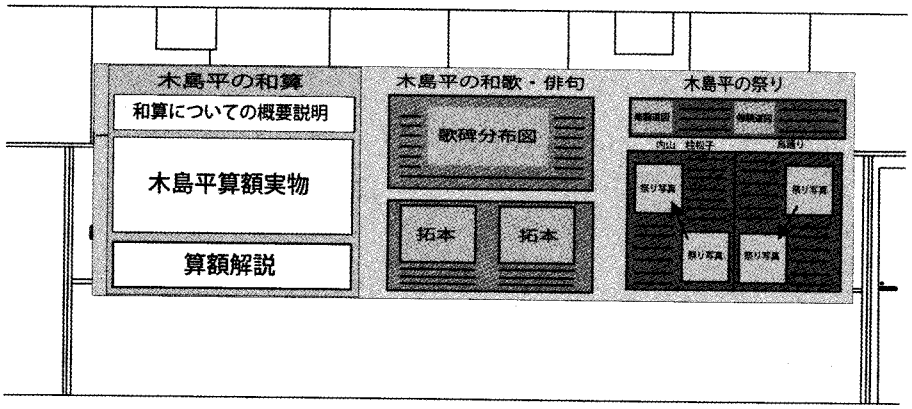

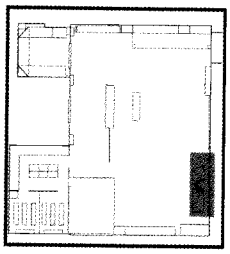

C：展示案（春）立面図案（作図：中島金太郎・佐藤直紀）

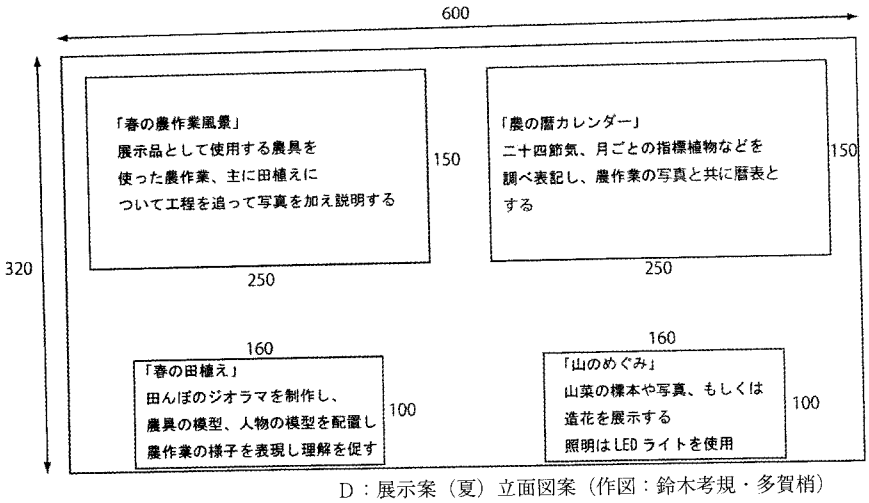

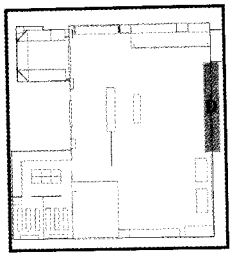

D：展示案（夏）立面図案（作図：鈴木考規・多賀梢）

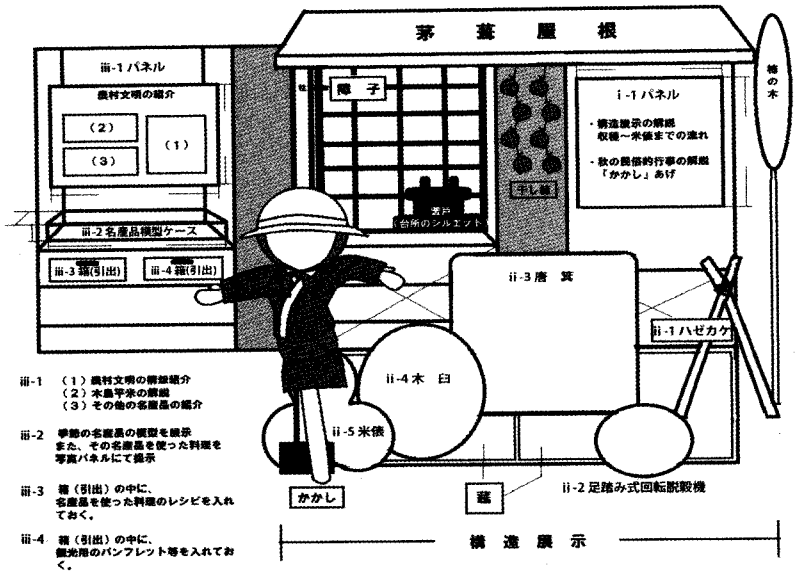

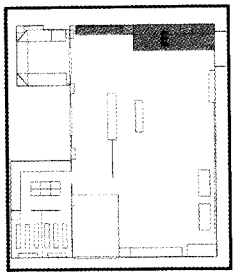

E：展示案（秋）立面図案（作図：齋藤千秋・森瞳）

F：特別展示室

特別展示室は旧用務員室を利用し、東西363cm、南北370cmで、根塚遺跡の出土遺物を中心とした資料で構成される展示室とする。根塚遺跡とは、村内の大字住郷字根塚に所在する弥生時代の遺跡で、平成7年度～11年度にかけて、県営担い手育成基盤整備事業による大区画圃場整備を原因とする事前調査によって明らかとなった。

平成8年度の圃場整備の計画区域内を記録保存する目的で実施された第一次調査では、弥生後期に属する二振りの鉄剣が検出され、短い剣は一般的な鉄剣であるが、長剣はX線テレビカメラ透視装置で撮影したところ、三ヵ所の渦巻文が柄部に付置されていることが明らかとなった。明治大学教授大塚初重等により「渦巻文装飾付鉄剣」と命名され、その後の金属学的調査によりその含有成分が朝鮮半島の金属製品に近似していることが解明された。これは朝鮮半島南部の伽耶地方から齎された舶載品とみられ、大きな話題を呼んだ。

村では遺跡の重要性を鑑み、平成8年度から平成12年まで学術調査を実施した。第二次調

査では、中世の鍛冶炉址とそれに伴う建物址、青磁や白磁の出土や弥生後期の木棺墓4基と弥生後期の土器やガラス小玉が発見された。第三次調査では、刻書土器や割竹形木棺墓とそれに伴う副葬品が出土した。特に刻書土器は、弥生時代後期千曲川流域に盛行した箱清水式土器であり、無頸壺か壺形土器の肩部にあたるものとされた。刻まれた「大」の字の筆順が通常の逆であることが指摘され、同様のものは朝鮮半島の6世紀代の土器にも認められている。出土された刻書土器は3世紀代であることから、単絡的に朝鮮半島の影響と断定することはできないが重要な発見となった。平成11年度に実施された遺跡全容を明確にすることに主眼をおいた第四次調査では、精査の結果、墳丘部を囲うように柱穴列が検出されている。

特別展示室はほぼ正方形の平面を有し、東側が室内の出入口にあたる。北面、西面、南面にそれぞれ資料を展示し、資料にはグラフィックを含めた解説パネルを設けることとする。反時計回りの基本動線を意識した配置としたが、室内は狭いため必ずしも動線通りに観覧してもらうことを目的としていない。

北面は根塚遺跡に関する概説と土器の展示を行う。導入として、根塚遺跡に関する概要を、パネル（90cm× 160cm）を用いて解説し、遺跡全体や発掘調査時の写真などを展示することで視覚的に概要を捉えてもらうことを目的とする。手前には高さ70cm、幅約250cm、奥行80cmの台を用意し、アクリル（ガラス）の壁（柵）を設け、露出展示を行うことで資料をより間近で観覧できるようにする。右方には根塚遺跡の模型、左方には土器を配し、土器は、壇を設けて完形のものを中心に数多く展示する。土器に関する解説パネル（90cm× 80cm）は導入の解説パネルの隣に設置する。

西面は刻書土器と渦巻文装飾付鉄剣に関する展示を行う。この展示ケースはエアータイトケースとし、展示に限らず鉄製品である鉄剣の保存を目的としている。渦巻文装飾付鉄剣は実物資料と復元模型の2点を展示し、上部に復元模型、下部に実物資料を配置する。西面の資料に対する解説パネルは北西と南西に位置する斜めのパーテーションに設置された解説パネル（90cm× 100cm）を含め、4枚使用する。刻書土器と渦巻文装飾付鉄剣は上述した伽耶地方など大陸との交流を研究するための貴重な資料であるため、北西と南西に位置する解説パネルには弥生時代の日本と大陸との交流に関する解説とし、資料そのものの説明には西壁面の解説パネル（90cm× 80cm）を用いる。

南面は渦巻文装飾付鉄剣以外の鉄剣と玉類を展示する。展示ケースには西面と同様の特性を持つ幅約260cm、奥行80cmののぞきケースを使用し、右方には渦巻文装飾付鉄剣以外の鉄剣を傾斜台で展示し、左方には勾玉、管玉、ガラス小玉を展示する。資料そのものの解説の他、副葬品としての特性などを含めた弥生時代後期の墳丘墓の可能性を主眼とした説明を行う。

以上のような展示計画により室内は「コ」の字形に展示ケースを配置する。コの字の中央床面に根塚遺跡の全体図を表記し、展示資料の出土地点などを記す。弥生時代の根塚遺跡の様相を伝えることを目的としている特別展示室は、室内の広さに対し、発信する情報量が多量であることは否めないが、利用者がさまざまな方向に視線を向けることで飽きることのない展示空間の創出を目的とする。

（博士課程前期博物館学コース　坂倉永悟）

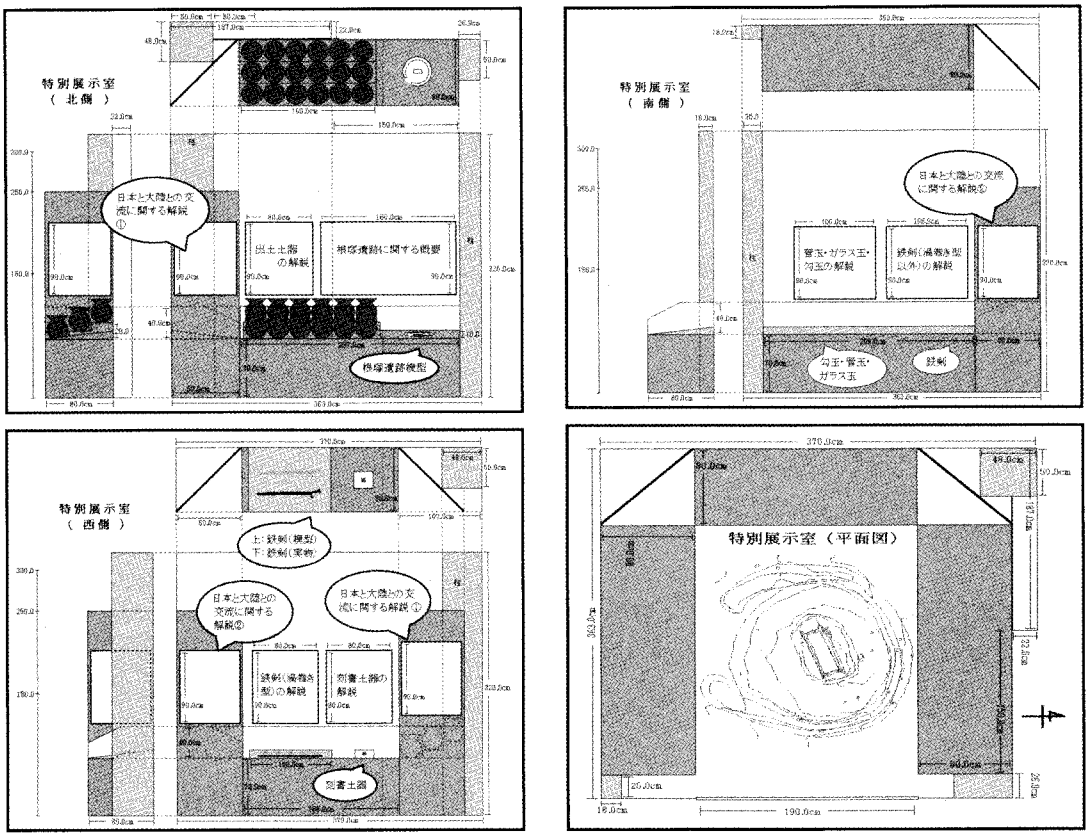

F：特別展示室　立面図案（作図：板倉永悟）

G：企画・収蔵展示室

企画・収蔵展示室は、様々に臨機応変な展示ができるよう構成する。収蔵展示室は、展示テーマを考古学資料展示と文書展示に二分し、企画展示室では毎回違った展示を意図している。また、収蔵展示室には調べものや講座に使用するための机を窓際に配置する。窓は、常設展示室と同様に内山和紙の障子を設営する。

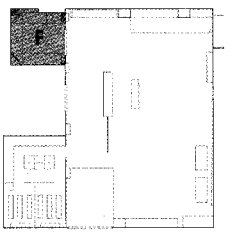

i　企画展示室

ii　収蔵展示室 ｛考古学資料／文書資料｝

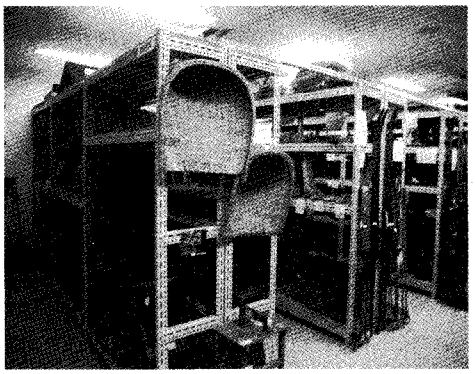

収蔵展示のイメージ例

i　企画展示室

旧家庭科室の北側は、企画展示を行うセクションとして計画している。木島平村を語る上では、常設展示室だけでは語りきれないほど様々な要素があり、歴史・自然など多くの分野で展示が可能である。そのため、年に数回は企画展を開催し、常設展示室では伝えきれない情報などの伝達を行いたい。また、将来的に当博物館には学芸員が置かれる想定で展示構想を考えており、その調査研究の成果を発表する場としての活用も考えている。

この展示室は、企画展の計画にあわせて展示室内の配置を変更できるものとする。主たる展示設備は、北～西壁にかけて大きく配置するウォールケースと、移動可能なのぞきケースを６台設置する。ここでは、村内に所在する様々な文化財を総合的に展示できるように計画を進めている。現状計画で収蔵展示室側の壁面には何も配置していないが、企画展の内容に応じてのぞきケースを移動させるなどの工夫を行えるようにする。

ii　収蔵展示室（考古学資料）

考古学資料の展示には、スチールラックを３棚設置し、木島平村で出土した遺物類を展示する。過去の発掘調査で出土した遺物は、小・中学校などに所蔵されて村が管理している。当該博物館が完成した際には、その資料をここに収蔵し、広く観覧に供するようにしたい。この展示室は収蔵展示を行うため、観覧者が資料に接近することができる利点がある。しかし、接近が可能である破損する心配が大きくなるため、落下防止や盗難防止のための対策を講じておく必要がある。

またこのセクションには、窓際に机を一つと部屋の角部に水場を設ける予定である。展示換えを行う際に仮置きをすることや、講座などを開く際に利用することなどを意識している。机を窓際に置く利点は、内山和紙を張った窓からの自然光を利用することができるからである。さらに、考古側の収蔵展示室は旧家庭科室時代に水道が敷設されていたことから、これを活かして展示室内に水場を残すことを計画している。

（文書資料）

文書は、個人が所蔵しているもののほかに、村が所有しているものも多く遺在する。それらを展示するために使用したいが、文書は劣化し易くデリケートであるため、考古学資料以上に展示換えを意識したものとしたい。室内の展示設備は、木製の展示棚を３棚配置することを計画している。また、壁面には掛軸を掛けられるような設備とスペースを確保し、展示棚だけで

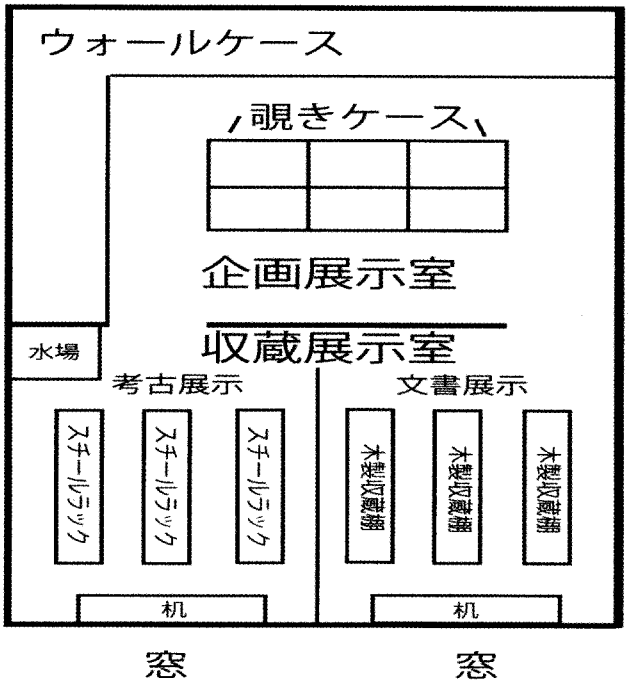

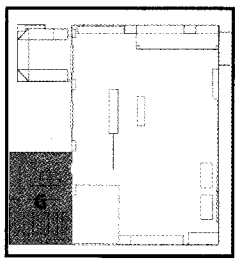

G：企画・収蔵展示　平面図案（作図：中島金太郎）

なく壁面を利用した展示を意識している。

文書室にも机を配置する予定である。ここでの机の活用法としては、文書資料を広げて見るためである。ここには巻子本を広げられるほどのスペースを確保する。さらに、収蔵資料の二次資料化も進めておき、それを冊子にすることで実物を展示できない際にも観覧できるように工夫したい。

（博士課程前期博物館学コース　中島金太郎）

参考文献

今福利恵　2008「勝坂式土器」『総覧縄文土器』アム・プロモーション
阿部昭典　2008「縄文時代の社会変動論」『未完成考古学叢書6』アム・プロモーション
木島平村教育委員会　1977『三枚原遺跡』
木島平村誌刊行会　1980『木島平村誌』
木島平村教育委員会　1997『木島平村の石造文化財』
川村善之　2004『日本民具の造形　ものに心を通わせた歩み』淡交社
木島平村教育委員会　2005『木島平村の和算』
岩井宏實・工藤員功　2008『絵引　民具の事典』河出書房新社
平成23年度長野市立戸隠地質化石博物館パンフレット

まとめ

以上が、「博物館学専門・特殊実習」の授業報告である。國學院大學の学芸員養成課程は、学部においてもそのカリキュラムは充実した内容であり、通年科目として4年次で実習を学ぶ。専門分野は異なるものの、博物館学意識の高い6名の教員が実習を担当する。この1年間で基本的な資料の取扱いと二次資料化の技術は修得するが、時間的に資料調査にまでは及ぶものではない。昨今の学生の傾向は、考古学専攻であっても発掘調査の経験がない、経験を積みたくてもそのチャンスがなかなか得られないというまさに机上の学問化が顕著となっているのが現状といえる。考古学以上に博物館学はその傾向が顕著で、博物館実習以外の手段で博物館の業務を経験することは、全くできていないというのが現状である。言うまでもなく博物館学は机上の学問であってはならない。博物館学コースの研究生たちは、学部での基本的技術をさらに夏期学外実習でトレーニングを積んで高めていく。考古学を専攻した学生は実測や拓本の作成技術を、カメラの技術に長けた学生は写真撮影の方法を仲間に指導する。一緒に学んでいる仲間に対し、自らの技術を教えることによって、改めて自らを見直し自身の技術を向上させる最も効率の良い方法であることを学ぶのである。指導を行うことによって、文章の構成能力や意図・思考の伝達技術の向上を促し、自然と研究者や大学教員としての資質も備わっていくのである。専門実習を行うために、院生たちは資料を熟知することからはじまり、現地調査や展示構想を進める段階でチームワークとしての協調性を醸成していった。専門実習の授業を通じて、個別の能力が向上していくだけでなく、集団で一つの物事に取り組んでいくことから、社会に出てからも必要となるコミュニケーション能力も十分備わっていったことは言うまでもない。

昨年度は資料調査が主たる実習であったが、本年度は展示構想に進展し、さらに来年度の展示の実際に向けて意見を交わし、実習室は常に活気で溢れている。我が国で初の大学院生による手作り博物館は、木島平村の協力のもと開館に向けて着実に進展している状況である。

高度な博物館学の知識・技能を有する上級学芸員の養成を目的とする高度博物館学教育プログラムの完遂にあたり、本実習の意義は大きいといえる。全国でもこのような実習内容を実践する大学院は未だ皆無であり、博物館展示を考える能力・技術の向上、資料分析、博物館経営等を身に付ける有意義な実習である。本プログラムは、将来必要とされる上級学芸員を養成する大学院での教育のモデルケースとなることをも視野に入れており、実現されれば我が国の博物館学教育・学芸員養成に大きく資することになれば幸いである。今後の博物館学実習の一つの指針となるものと確信するものである。

最後に、國學院大學大学院博物館学の理念と実践にご理解を頂き、実習の遂行に向けて全面的にご協力を賜りました木島平村長芳川修二氏、木島平村教育委員会文化財調査専門幹樋口和雄氏、木島平村教育委員会教育次長高山廣志氏をはじめ、木島平村教育委員会の諸氏、東口本宮冨士浅間神社御鎮座千二百年記念資料館館長北村喜久男氏、静岡県文化・観光部文化学術局世界遺産推進課主査金子節郎氏、小山町教育委員会生涯学習課副主任井出貴之氏にこの場をかりて深く感謝の意を表します。また、大学院生中島金太郎君には、最後まで編集のお手伝いをいただきました事を記します。

（落合知子）

註

(1)当時は北部小学校、中部小学校、南部小学校の3校であった。中部小学校が現在の木島平小学校である。

(2)2011年11月現在、人口5,312人、高齢化率30.9%

(3)木島平農村交流型産業推進協議会『農村文明の里 木島平』 6・1頁（平成21年7月1日現在）

(4)木島平村誌補追編纂委員会編 2005『木島平村誌（補追版Ⅰ）』木島平村役場 151頁

(5)註1に同じ 6・2頁（関東農政局長野農政事務所『平成19年度農林水産統計』）

(6)2に同じ 113-116頁

(7)同上 141頁

(8)同上 142-149頁

(9)註1に同じ 2-6頁

(10)註2に同じ 50-51頁

(11)同上 88頁

(12)同上 11頁

(13)同上 89-90頁

(14)同上 93頁

(15)木島平村教育委員会農村文明塾 2011『都市と農村の共生に向けた新たな価値の創造事業―農村文明の創生を目指して―』長野県木島平村 9-13頁

(16)註13に同じ　9頁

(17)同上　45頁

(18)佐々木純也・上野亮太・神谷浩夫　2010「長野県木島平村公民館主催「ふるさと塾」を通じた地元学の展開」『学長研究奨励費研究成果論文集』6号　金沢大学　12頁

(19)註16に同じ　12頁

(20)民俗行事「かかしあげ」とは、案山子の労を感謝する行事。新しいそば粉で太いそばを作り、案山子に供えた。また、案山子の笠を燃やして焼き餅を作り、食べた。

渡金双龍文

表紙の図案は、古墳時代の大刀の把頭である。
双龍環より取材し、博物館学研究室のシンボルマーク
として使用する目的で、デフォルメしたものである。

國學院大學
博物館學紀要　第36輯

発行日　平　成 24 年 3 月 31 日
発行所　〒150-8440 東京都渋谷区東 4-10-28
電話 (03) 5466-0268 (直通)
國學院大學博物館学研究室
編集権代表者　青　木　豊
印　刷　勝　美　印　刷　株式会社

國學院大學
博物館學紀要

2011年度　第36輯

目　次

大正～昭和初期の博物館建築
競技設計資料について（その2）……山本哲也……1

国学者の業績展示と社会的意義
—昭和初期における荷田春満遺墨展を中心に—……渡邉卓……13

日本文化にみる資料保存意識……落合知子……21

資料の修理・復元に関する一考察……落合広倫……37

総合展示の研究
—総合展示論史からみた形態的分類試案—……桝渕彰太郎……47

アメリカ合衆国における博物館教育
—東部二都市調査事例からの考察—……中村千恵……57

大学付属博物館に関する一考察……小島有紀子……71

香港における「古物及び古跡条例」……鄒海寧……93

平成21年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」採択に伴う
大学院「博物館学専門・特殊実習」授業の報告
—大学院生による手作り博物館の実践—
落合知子・大貫涼子・河合奈々瀬・齋藤唯
齊藤千秋・坂倉永悟・佐藤直紀・鈴木孝規
多賀梢・中島金太郎・中村千恵・松林有紀
森瞳・森健太郎……103